

厚木市地域防災計画

(資料編)

目 次

連絡先

1 厚木市	1-1
2 県内市町村	2-1
3 県内消防機関	3-1
4 県機関	4-1
5 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	5-1
6 公共的団体・自衛隊	6-1
7 厚木市災害協力協定締結団体一覧	7-1

第1部 総則

第2章 本市の特質

第1節 自然的条件

1-2-(1)-1 厚木市における気温と降水量	1-2-(1)-1
-------------------------	-----------

第2節 社会的条件

1-2-(2)-1 人口と世帯	1-2-(2)-1
-----------------	-----------

第3節 地震被害の想定

1-2-(3)-1 厚木市における過去の災害記録	1-2-(3)-1
--------------------------	-----------

第3章 計画の推進主体とその役割

第5節 防災組織

1-3-(5)-1 厚木市防災会議条例	1-3-(5)-1
1-3-(5)-2 厚木市防災会議委員名簿	1-3-(5)-2

第2部 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第4節 かけ崩れ対策等の推進

2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧	2-1-(4)-1
2-1-(4)-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	2-1-(4)-2
2-1-(4)-3 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	2-1-(4)-3

第2章 災害時応急活動事前計画（事前計画）

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

2-2-(1)-1 神奈川県震度情報ネットワークシステムの概要図	2-2-(1)-1
2-2-(1)-2 市防災行政無線（固定系）設置場所【屋外受信局】	2-2-(1)-2
2-2-(1)-3 防災ラジコ配備箇所一覧	2-2-(1)-3
2-2-(1)-4 MCA無線設置場所	2-2-(1)-4
2-2-(1)-5 高機能消防通信指令システムフロー図	2-2-(1)-5
2-2-(1)-6 厚木市防災行政無線局管理運用規程	2-2-(1)-6
2-2-(1)-7 神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定書	2-2-(1)-7
2-2-(1)-8 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日（抜粋））	2-2-(1)-8

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

2-2-(3)-1 消防本部・消防署組織及び車両一覧	2-2-(3)-1
2-2-(3)-2 消防団組織及び機械器具一覧	2-2-(3)-2

2-2-(3)-3	消防水利状況	2-2-(3)-3
2-2-(3)-4	地区別消防水利設置状況	2-2-(3)-4
2-2-(3)-5	耐震性貯水槽設置一覧(100トン以上)	2-2-(3)-5
2-2-(3)-6	街頭消火器・大型消火器設置状況	2-2-(3)-6

第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策

2-2-(5)-1	広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧	2-2-(5)-1
-----------	-------------------------	-----------

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

2-2-(7)-1	防災備蓄倉庫設置場所一覧	2-2-(7)-1
2-2-(7)-2	防災備蓄品(資機材)一覧	2-2-(7)-2
2-2-(7)-3	防災備蓄倉庫等備蓄品一覧	2-2-(7)-3
2-2-(7)-4	防災備蓄倉庫等設置小・中学校一覧	2-2-(7)-4
2-2-(7)-5	災害時給水所(応急給水用井戸水等)指定箇所一覧	2-2-(7)-5
2-2-(7)-6	鋼板・アルミプール設置状況一覧	2-2-(7)-6

第8節 医療・救護・防疫対策

2-2-(8)-1	医療救護所器材一覧	2-2-(8)-1
2-2-(8)-2	緊急医療救護所及び地域医療救護所一覧	2-2-(8)-2

第9節 文教対策

2-2-(9)-1	災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書	2-2-(9)-1
-----------	--	-----------

第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

2-2-(10)-1	緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領	2-2-(10)-1
2-2-(10)-2	陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積	2-2-(10)-2
2-2-(10)-3	県警ヘリコプター防災対応離着陸場選定基準	2-2-(10)-3
2-2-(10)-4	緊急輸送道路網図(県指定)	2-2-(10)-4

第14節 広域応援体制等の拡充

2-2-(14)-1	神奈川県総合防災センター・消防学校の概要	2-2-(14)-1
------------	----------------------	------------

第15節 自主防災隊の充実

2-2-(15)-1	厚木市自主防災隊連絡協議会規約	2-2-(15)-1
2-2-(15)-2	厚木市自主防災隊防災推進員規程	2-2-(15)-2
2-2-(15)-3	厚木市自治会活動補助金等交付要綱	2-2-(15)-3

第17節 防災知識の普及

2-2-(17)-1	厚木市防災指導員規程	2-2-(17)-1
------------	------------	------------

第3章 応急活動計画

第1節 災害対策本部等の設置

2-3-(1)-1	厚木市災害対策本部条例	2-3-(1)-1
2-3-(1)-2	厚木市災害対策本部条例施行規則	2-3-(1)-2
2-3-(1)-3	災害時施設・空地利用計画(主なもの)	2-3-(1)-3

第2節 災害時情報収集・伝達

2-3-(2)-1	公用車両一覧	2-3-(2)-1
-----------	--------	-----------

2-3-(2)-2	災害時非常無線通信の協力に関する協定書 (厚木市アマチュア無線非常通信協議会)	2-3-(2)-2
2-3-(2)-3	神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運営手順	2-3-(2)-3
2-3-(2)-4	被害状況等報告書	2-3-(2)-4
2-3-(2)-5	建物被害状況報告書	2-3-(2)-5
2-3-(2)-6	各対策部職員配備状況	2-3-(2)-6
2-3-(2)-7	災害時等における被害状況収集(航空写真)に関する協定書 (アジア航測株式会社)	2-3-(2)-7
2-3-(2)-8	災害時等における被害状況収集等に関する協定書 (相模中央交通株式会社厚木営業所)	2-3-(2)-8
2-3-(2)-9	災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書 (厚木市内郵便局)	2-3-(2)-9
2-3-(2)-10	災害発災時広報文	2-3-(2)-10
2-3-(2)-11	災害時等緊急放送の協力に関する協定書 (厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社)	2-3-(2)-11
2-3-(2)-12	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定書 (厚木新聞販売組合)	2-3-(2)-12
2-3-(2)-13	災害時の情報交換に関する協定(国土交通省関東地方整備局)	2-3-(2)-13
2-3-(2)-14	災害時等緊急放送の協力に関する協定書 (海老名エフエム放送株式会社)	2-3-(2)-14
2-3-(2)-15	災害時等緊急放送の協力に関する協定書 (横浜エフエム放送株式会社)	2-3-(2)-15
2-3-(2)-16	災害時における広報紙等の印刷に関する協定書 (神奈川県印刷工業組合湘北支部)	2-3-(2)-16
2-3-(2)-17	災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書 (厚木市内郵便局)	2-3-(2)-17
2-3-(2)-18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社)	2-3-(2)-18
2-3-(2)-19	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	2-3-(2)-19

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

2-3-(3)-1	災害時における医療救護活動に関する協定書 (一般社団法人厚木医師会)	2-3-(3)-1
2-3-(3)-2	医療機関一覧(厚木医師会加盟医療機関)	2-3-(3)-2
2-3-(3)-3	災害時における医療救護活動に関する協定書 (一般社団法人厚木歯科医師会)	2-3-(3)-3
2-3-(3)-4	医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定書 (厚木薬剤師会)	2-3-(3)-4
2-3-(3)-5	災害時等における医薬品等の調達に関する協定書(厚木薬剤師会)	2-3-(3)-5
2-3-(3)-6	災害時等における医薬品等の調達に関する協定書 (株式会社スズケン湘南営業部厚木支店)	2-3-(3)-6
2-3-(3)-7	災害時における応急物資の調達に関する協定書(中北薬品株式会社)	2-3-(3)-7
2-3-(3)-8	災害時における厚木建築職組合への協力要請に関する協定書 (厚木市自主防災隊連絡協議会、厚木建築職組合)	2-3-(3)-8
2-3-(3)-9	災害時における非常食の調達等に関する協定書 (愛川町、清川村、一般社団法人厚木医師会、横浜低温流通株式会社)	2-3-(3)-9

第4節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等

2-3-(4)-1	被災者調査票(避難所配布用・兼台帳用)	2-3-(4)-1
-----------	---------------------	-----------

- 2-3-(4)-2 広域避難場所使用に関する協定
(厚木開発株式会社(本厚木カンツリークラブ)) 2-3-(4)-2
- 2-3-(4)-3 広域避難場所使用に関する協定(学校法人東京農業大学) 2-3-(4)-3
- 2-3-(4)-4 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木商業高等学校) . . . 2-3-(4)-4
- 2-3-(4)-5 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木東高等学校) 2-3-(4)-5
- 2-3-(4)-6 災害時における広域防災活動拠点施設及び指定避難場所の施設使用に係る覚書
(神奈川県立厚木高等学校) 2-3-(4)-6
- 2-3-(4)-7 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書、協定細則
(神奈川県立厚木高等学校) 2-3-(4)-7
- 2-3-(4)-8 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書
(神奈川県立厚木清南高等学校) 2-3-(4)-8
- 2-3-(4)-9 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書
(東京工芸大学) 2-3-(4)-9
- 2-3-(4)-10 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書
(東京農業大学) 2-3-(4)-10
- 2-3-(4)-11 災害時における動物救護事業に関する協定書(厚木愛甲獣医師会) 2-3-(4)-11
- 2-3-(4)-12 災害時における一時滞在施設に関する協定書
(株式会社レンブランドホテル厚木) 2-3-(4)-12
- 2-3-(4)-13 災害時における一時滞在施設に関する協定書(株式会社リラフル) 2-3-(4)-13
- 2-3-(4)-14 災害時における一時滞在施設に関する協定書(三蔵商事株式会社) 2-3-(4)-14
- 2-3-(4)-15 災害時における一時滞在施設に関する協定書
(伊勢原市、日産自動車株式会社) 2-3-(4)-15
- 2-3-(4)-16 災害時における一時滞在施設に関する協定書
(伊勢原市、株式会社アマダ) 2-3-(4)-16
- 2-3-(4)-17 災害時における一時滞在施設に関する協定書(AXT合同会社) . 2-3-(4)-17
- 2-3-(4)-18 災害時における一時避難施設に関する協定書
(株式会社レンブランドホテルマネジメント) 2-3-(4)-18
- 2-3-(4)-19 災害時における一時滞在施設に関する協定書
(公益財団法人横浜YMCA) 2-3-(4)-19
- 2-3-(4)-20 災害時等における包括的連携に関する協定書
(鴻池運輸株式会社厚木流通センター営業所) 2-3-(4)-20
- 2-3-(4)-21 災害時等における包括的連携に関する協定書(白銅株式会社) . . . 2-3-(4)-21
- 2-3-(4)-22 災害時等における包括的連携に関する協定書
(社会福祉法人愛川舜寿会) 2-3-(4)-22

第5節 要配慮者等に対する対策

- 2-3-(5)-1 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人敬和会) 2-3-(5)-1
- 2-3-(5)-2 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人神奈川やすらぎ会) 2-3-(5)-2
- 2-3-(5)-3 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人厚木慈光会) 2-3-(5)-3
- 2-3-(5)-4 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人清流会) 2-3-(5)-4
- 2-3-(5)-5 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人誠々会) 2-3-(5)-5
- 2-3-(5)-6 災害時等における要援護者等の緊急受入れに関する協定書
(東丹沢七沢旅館組合) 2-3-(5)-6

- 2-3-(5)-7 災害時における要援護者等の緊急受入れに関する協定書
(海老名市、厚木ホテル協議会) 2-3-(5)-7
- 2-3-(5)-8 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人紅梅会) 2-3-(5)-8
- 2-3-(5)-9 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人すぎな会) 2-3-(5)-9
- 2-3-(5)-10 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団) 2-3-(5)-10
- 2-3-(5)-11 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人愛の森) 2-3-(5)-11
- 2-3-(5)-12 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人野百合会) 2-3-(5)-12
- 2-3-(5)-13 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人かながわ共同会) 2-3-(5)-13
- 2-3-(5)-14 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人康仁会) 2-3-(5)-14
- 2-3-(5)-15 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(医療法人社団藤和会) 2-3-(5)-15
- 2-3-(5)-16 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(医療法人聖和会) 2-3-(5)-16
- 2-3-(5)-17 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(医療法人社団福寿会) 2-3-(5)-17
- 2-3-(5)-18 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会医療法人社団三思会) 2-3-(5)-18
- 2-3-(5)-19 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(特定医療法人仁厚会) 2-3-(5)-19
- 2-3-(5)-20 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(医療法人徳洲会) 2-3-(5)-20
- 2-3-(5)-21 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人聖和むつみ会) 2-3-(5)-21
- 2-3-(5)-22 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人みどり会) 2-3-(5)-22
- 2-3-(5)-23 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(社会福祉法人藤雪会) 2-3-(5)-23
- 2-3-(5)-24 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書
(医療法人社団静寿会) 2-3-(5)-24
- 2-3-(5)-25 災害時等における災害弱者等の移動等の支援に関する協定書
(株式会社丸新) 2-3-(5)-25

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

- 2-3-(6)-1 行方不明者捜索申出受付票 2-3-(6)-1
- 2-3-(6)-2 行方不明者捜索申出受付処理表 2-3-(6)-2
- 2-3-(6)-3 遺体取扱票 2-3-(6)-3
- 2-3-(6)-4 遺体受付取扱表 (完全遺体 1～) 2-3-(6)-4
- 2-3-(6)-5 遺体受付取扱表 (不完全遺体 0001～) 2-3-(6)-5
- 2-3-(6)-6 遺体受付取扱表 (部分遺体 A1～) 2-3-(6)-6
- 2-3-(6)-7 埋・火葬台帳 2-3-(6)-7
- 2-3-(6)-8 所持品一覧表 2-3-(6)-8
- 2-3-(6)-9 身元不明者一覧表 2-3-(6)-9

2-3-(6)-10	身元判明者一覧表	2-3-(6)-10
2-3-(6)-11	災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 (厚木市葬祭業協力会、神奈川県霊柩自動車協会)	2-3-(6)-11
2-3-(6)-12	厚木市内葬祭業者一覧	2-3-(6)-12

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

2-3-(7)-1	食料確保の状況(速報・中間)報告書	2-3-(7)-1
2-3-(7)-2	義援物資の状況(速報・中間)報告書	2-3-(7)-2
2-3-(7)-3	義援物資(食料・生活用品)一覧表	2-3-(7)-3
2-3-(7)-4	飲料水配分計画表	2-3-(7)-4
2-3-(7)-5	食料配分計画表	2-3-(7)-5
2-3-(7)-6	生活用品(義援物資等)配分計画表	2-3-(7)-6
2-3-(7)-7	生活用品調達内訳表	2-3-(7)-7
2-3-(7)-8	生活用品(協定締結先及び小売店)調達確認表	2-3-(7)-8
2-3-(7)-9	食料・生活用品一覧表	2-3-(7)-9
2-3-(7)-10	生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社ケーヨー)	2-3-(7)-10
2-3-(7)-11	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書 (生活協同組合コープかながわ)	2-3-(7)-11
2-3-(7)-12	応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)	2-3-(7)-12
2-3-(7)-13	災害時等における調理飲食等提供に関する協定書 (厚木市食品衛生協会)	2-3-(7)-13
2-3-(7)-14	災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書 (愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場、緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会)	2-3-(7)-14
2-3-(7)-15	災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書 (株式会社えひめ飲料)	2-3-(7)-15
2-3-(7)-16	災害時における食肉等食糧及び井戸水等の提供に関する協定書 (株式会社神奈川食肉センター)	2-3-(7)-16
2-3-(7)-17	災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定書 (株式会社日東ディート)	2-3-(7)-17
2-3-(7)-18	災害時における防災資機材等に関する協定書 (厚木市消防設備安全協会)	2-3-(7)-18
2-3-(7)-19	災害時における機材等の提供に関する協定書 (東京機材工業株式会社)	2-3-(7)-19
2-3-(7)-20	災害時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)	2-3-(7)-20
2-3-(7)-21	災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書 (株式会社ダイレクトカーズ)	2-3-(7)-21
2-3-(7)-22	災害時における電気自動車からの電力供給等の協力に関する協定 (日産自動車株式会社)	2-3-(7)-22
2-3-(7)-23	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書 (厚木市農業協同組合)	2-3-(7)-23
2-3-(7)-24	災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社イトーヨーカ堂)	2-3-(7)-24
2-3-(7)-25	災害時等における段ボール製品の調達に関する協定書 (タイヨー株式会社)	2-3-(7)-25
2-3-(7)-26	災害時等応急用段ボールベッドの供給に関する協定書 (株式会社トーモク厚木工場)	2-3-(7)-26
2-3-(7)-27	災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書 (コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)	2-3-(7)-27
2-3-(7)-28	災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書(株式会社伊藤園)	2-3-(7)-28

2-3-(7)-29	災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書 (株式会社ジャパンビバレッジホールディングス)	2-3-(7)-29
2-3-(7)-30	災害時における飲料水等の提供に関する協定書(株プレシア)	2-3-(7)-30
2-3-(7)-31	災害時における量の提供に関する協定書 (「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会)	2-3-(7)-31
2-3-(7)-32	災害時等における食事等の提供に関する協定書	2-3-(7)-32
2-3-(7)-33	災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定書 (株式会社厚木学校給食サービス)	2-3-(7)-33

第8節 文教対策

2-3-(8)-1	市立小中学校一覧	2-3-(8)-1
2-3-(8)-2	応急教育実施校一覧	2-3-(8)-2
2-3-(8)-3	市立保育所一覧	2-3-(8)-3
2-3-(8)-4	私立幼稚園一覧	2-3-(8)-4
2-3-(8)-5	保育園(民間)一覧	2-3-(8)-5
2-3-(8)-6	私立小学校一覧	2-3-(8)-6
2-3-(8)-7	高等学校一覧	2-3-(8)-7
2-3-(8)-8	私立大学一覧	2-3-(8)-8
2-3-(8)-9	専門学校・専修学校一覧	2-3-(8)-9

第9節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

2-3-(9)-1	地震等の災害応急活動に関する協定書、細則 (社団法人厚木市建設業協会)	2-3-(9)-1
2-3-(9)-2	災害時等における応急対策に関する協定書(厚木管工事業協同組合)	2-3-(9)-2
2-3-(9)-3	災害時における応急対策に関する協定書(厚木市造園業協会)	2-3-(9)-3
2-3-(9)-4	災害時における工具、器具、機械類等の提供等に関する協定書 (社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部)	2-3-(9)-4
2-3-(9)-5	災害時等における応急措置の協力要請に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合)	2-3-(9)-5
2-3-(9)-6	災害時等における物資の輸送等に関する協定 (一般社団法人神奈川県トラック協会)	2-3-(9)-6
2-3-(9)-7	災害時等における自動車等の燃料供給に関する協定書 (神奈川県石油商業組合厚木支部)	2-3-(9)-7
2-3-(9)-8	災害時における生活必需物資(LPGガス)の調達に関する協定書 (公益社団法人神奈川県LPGガス協会厚木支部)	2-3-(9)-8
2-3-(9)-9	道路補修事務所備品一覧	2-3-(9)-9

第10節 警備・救助対策

2-3-(10)-1	神奈川県警察本部災害時応急活動計画	2-3-(10)-1
2-3-(10)-2	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書 (愛川町、清川村、神奈川県厚木警察署、株式会社エーブレイン)	2-3-(10)-2

第11節 ライフラインの応急復旧活動

2-3-(11)-1	停電情報の提供に関する協定書 (東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社)	2-3-(11)-1
2-3-(11)-2	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書 (東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社)	2-3-(11)-2
2-3-(11)-3	災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定書 (厚木市電設協会)	2-3-(11)-3

- 2-3-(11)-4 災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定書
(一般社団法人神奈川県建築士事務所協会厚木支部) 2-3-(11)-4
- 2-3-(11)-5 災害用特設公衆電話(特設公衆電話)設置場所一覧 2-3-(11)-5

第12節 廃棄物処理対策

- 2-3-(12)-1 災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定書
(公益財団法人厚木市環境みどり公社) 2-3-(12)-1
- 2-3-(12)-2 災害時におけるごみ等の処理に関する協定書
(厚木市廃棄物処理業協同組合、協同組合厚木市資源再生センター) 2-3-(12)-2
- 2-3-(12)-3 県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書
2-3-(12)-3
- 2-3-(12)-4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
(公益社団法人神奈川県産業資源循環協会) 2-3-(12)-4

第14節 広域的応援体制

- 2-3-(14)-1 災害時等における相互応援に関する協定書(狭山市) 2-3-(14)-1
- 2-3-(14)-2 災害時等における相互応援に関する協定書(横手市) 2-3-(14)-2
- 2-3-(14)-3 災害時における友好都市相互応援に関する協定書(網走市) 2-3-(14)-3
- 2-3-(14)-4 災害時における相互応援に関する協定書(糸満市) 2-3-(14)-4
- 2-3-(14)-5 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書(全国20市) 2-3-(14)-5
- 2-3-(14)-6 大規模災害時における相互応援に関する協定書
(秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村) 2-3-(14)-6
- 2-3-(14)-7 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書
(学校法人東京工芸大学) 2-3-(14)-7
- 2-3-(14)-8 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書
(神奈川工科大学) 2-3-(14)-8
- 2-3-(14)-9 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書
(湘北短期大学) 2-3-(14)-9
- 2-3-(14)-10 災害時等における応急対策に関する協定書
(株式会社フジタ技術センター) 2-3-(14)-10
- 2-3-(14)-11 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
(相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村) 2-3-(14)-11
- 2-3-(14)-12 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定 2-3-(14)-12
- 2-3-(14)-13 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する
協定実施細目 2-3-(14)-13

第15節 災害救助法関係

- 2-3-(15)-1 災害救助法適用基準(災害救助法施行令抜粋) 2-3-(15)-1
- 2-3-(15)-2 災害救助法施行細則による救助の程度等 2-3-(15)-2
- 2-3-(15)-3 災害救助法による被害状況認定基準 2-3-(15)-3
- 2-3-(15)-4 被害の分類認定基準 2-3-(15)-4
- 2-3-(15)-5 神奈川県被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図 2-3-(15)-5
- 2-3-(15)-6 【様式1】人的・建物被害等(災害発生・被害中間)報告 2-3-(15)-6
- 2-3-(15)-7 【様式2】公共施設等被害(災害発生・被害中間)報告 2-3-(15)-7
- 2-3-(15)-8 【様式3】確定報告 2-3-(15)-8
- 2-3-(15)-9 【様式4】避難所・医療救護所開設状況(速報・中間)報告 2-3-(15)-9

第16節 ボランティア活動への支援（一般ボランティア）

- 2-3-(16)-1 災害時における相互支援に関する協定書
(社会福祉法人厚木市社会福祉協議会) 2-3-(16)-1
- 2-3-(16)-2 災害時における協力に関する協定書
(社会福祉法人厚木市社会福祉協議会、公益社団法人厚木青年会議所) 2-3-(16)-2

第4章 復旧・復興計画

第3節 復興対策の実施

- 2-4-(3)-1 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例 2-4-(3)-1
- 2-4-(3)-2 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 2-4-(3)-2
- 2-4-(3)-3 厚木市災害見舞金給付要綱 2-4-(3)-3
- 2-4-(3)-4 厚木市自然災害援護資金給付要綱 2-4-(3)-4
- 2-4-(3)-5 局地激甚災害指定基準 2-4-(3)-5
- 2-4-(3)-6 罹災証明請求書 2-4-(3)-6
- 2-4-(3)-7 罹災証明書 2-4-(3)-7
- 2-4-(3)-8 災害時における復旧支援協力に関する協定
(公益社団法人日本下水道管路管理業協会) 2-4-(3)-8
- 2-4-(3)-9 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
(神奈川県土地家屋調査士会) 2-4-(3)-9
- 2-4-(3)-10 宅地防災等に関する協定書(一般社団法人地盤品質判定士会) . . . 2-4-(3)-10

第5章 東海地震に関する事前対策計画

第3節 警戒宣言発令時等対策

- 2-5-(2)-1 東海地震に関する事前対策計画 2-5-(2)-1
- 2-5-(2)-2 厚木市地震災害警戒本部条例 2-5-(2)-2
- 2-5-(2)-3 厚木市地震災害警戒本部規程 2-5-(2)-3
- 2-5-(2)-4 東海地震に関する知事の談話 2-5-(2)-4
- 2-5-(2)-5 警戒宣言(例文) 2-5-(2)-5
- 2-5-(2)-6 警戒宣言発令広報文 2-5-(2)-6

第3部 風水害等対策

第2部 風水害対策

第1章 災害予防計画

- 3-2-(1)-1 宮ヶ瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書
(国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所) 3-2-(1)-1

第2章 災害時応急活動事前計画(事前計画)

- 3-2-(2)-1 地域気象観測所一覧 3-2-(2)-1
- 3-2-(2)-2 主な気象等観測地点の一覧 3-2-(2)-2
- 3-2-(2)-3 水防・資材倉庫設置場所一覧 3-2-(2)-3
- 3-2-(2)-4 水防資機材備蓄品一覧 3-2-(2)-4
- 3-2-(2)-5 神奈川県重要水防区域(厚木市内) 3-2-(2)-5

第3章 応急活動計画

- 3-2-(3)-1 厚木市火災警報規則 3-2-(3)-1
- 3-2-(3)-2 県知事が水防警報を行う河川(厚木市内) 3-2-(3)-2
- 3-2-(3)-3 一般資産水害調査準備表(風水害時) 3-2-(3)-3
- 3-2-(3)-4 住家・非住家等被害調査表(風水害時) 3-2-(3)-4

第11部 その他の災害対策

第1章 放射性物質対策計画

3-11-(1)-1 核燃料物質輸送情報に関する協定書（神奈川県） 3-11-(1)-1

1 厚 木 市

1 防災主管課

令和5年2月1日現在

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
市長室	危機管理課	225-2190	223-0173	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）

2 各 課 等

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
市長室	秘書課	225-2009	296-2566	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）
	広報課	225-2040	223-9951	〃
	危機管理課	225-2190	223-0173	〃
政策部	企画政策課	225-2450	225-3732	〃
	行政経営課	225-2160	225-3732	〃
	情報政策課	225-2459	225-3732	〃
総務部	職員課	225-2070	225-3732	〃
	行政総務課	225-2280	223-4058	〃
	契約検査課	225-2171	223-4058	〃
財務部	財政課	225-2170	223-4058	〃
	財産管理課	225-2083	225-3177	〃
	市民税課	225-2012	223-5792	〃
	資産税課	225-2030	223-3597	〃
	収納課	225-2020	225-6993	〃
福祉部	福祉総務課	225-2200	221-2205	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	（発達支援係）	225-2252	222-3460	〒243-0018 中町1-4-1（保健福祉センター）
	地域包括ケア推進課	225-2047	221-2205	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	生活福祉課	225-2211	221-0289	〃
	障がい福祉課	225-2221	224-0229	〃
	介護福祉課	225-2240	224-4599	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
市民健康部	市民課	225-2110	223-3506	〃
	(斎場管理係)	281-8595	250-2212	〒243-0214 下古沢548 (斎場)
	国保年金課	225-2120	225-4645	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所本庁舎)
	(長寿医療係)	225-2223	225-4645	〃
	健康長寿推進課	225-2174	224-8407	〒243-0018 中町1-4-1 (保健福祉センター)
	健康づくり課	225-2597	223-7066	〃
	(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	225-2980	225-3428	〃
こども未来部	こども育成課	225-2262	225-4612	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	保育課	225-2231	221-0261	〃
	子育て給付課	225-2241	224-4599	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所本庁舎)
	子育て支援センター	225-2922	223-1684	〒243-0018 中町2-12-15 (アミューあつぎ)
	家庭相談課	225-2244	221-0291	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	青少年課	225-2580	224-9666	〒243-0018 中町1-1-3 (厚木シティプラザ)
協働安全部	市民協働推進課	225-2101	221-0260	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	(人権男女相談係)	225-2100	221-0275	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所本庁舎)
	文化生涯学習課	225-2508	225-3130	〒243-0018 中町2-12-15 (アミューあつぎ)
	(七沢自然ふれあいセンター)	248-3500	248-4708	〒243-0121 七沢2440
	セーフコミュニティ ティクラし安全課	225-2148	221-0260	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	(消費生活センター)	225-2155	294-5801	〒243-0017 栄町1-16-15 (厚木商工会議所内)
	交通安全課	225-2760	221-0260	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	地区市民センター			各公民館に併設
環境農政部	環境政策課	225-2749	223-1668	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	生活環境課	225-2750	223-1668	〃
	環境事業課	225-2790	224-0920	〒243-0807 金田1641-1 (厚木市環境センター)
	農業政策課	225-2800	223-0174	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	(都市農業支援担当)	221-5511	224-8414	〒243-0004 水引2-9-2 (JAあつぎ本所)

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
産業振興部	産業振興課	225-2832	223-7875	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	商業にぎわい課	225-2840	223-7875	〃
	観光振興課	225-2820	223-0174	〃
まちづくり 計画部	都市計画課	225-2401	222-8792	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	住宅課	225-2330	224-0621	〃
	建築課	225-2331	224-0621	〃
	建築指導課	225-2430	223-0166	〃
	開発審査課	225-2440	221-0427	〃
	まちづくり指導課	225-2420	223-0166	〃
都市整備部	下水道総務課	225-2361	222-8749	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	下水道施設課	225-2363	222-8749	〃
	河川ふれあい課	225-2380	225-3027	〃
	公園緑地課	225-2410	225-3027	〃
	市街地整備課	225-2851	224-4802	〃
	まちづくり推進課	225-2837	224-4802	〃
道路部	道路管理課	225-2300	221-0298	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	道路維持課	225-2320	222-8944	〃
	道路整備課	225-2311	223-7026	〃
会計課	会計課	225-2150	225-1984	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）
市立病院	経営管理課	221-1570 (代表)	222-7836	〒243-8588 水引1-16-36（厚木市立病院内）
	病院総務課	221-1570 (代表)	222-7836	〃
	施設用度課	221-1570 (代表)	222-7836	〃
	医事課	221-1570 (代表)	221-3270	〃
	患者支援センター	221-1570 (代表)	294-3335	〃

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
消防本部	消防総務課	223-9366	223-8251	〒243-0003 寿町3-4-10 (消防本部)
	警防課	223-9368	223-8251	〃
	指令課	221-2331	224-5370	〃
	予防課	223-9371	223-8251	〃
	救急救命課	223-9365	223-8252	〃
〈厚木消防署〉	厚木消防署	223-9374	221-6985	〒243-0003 寿町3-4-10 (消防本部)
	警備第一課	223-9376	221-6985	〃
	警備第二課	223-9376	221-6985	〃
	南毛利分署	248-2988	247-5641	〒243-0036 長谷673-5
	相川分署	228-0119	228-5221	〒243-0026 下津古久602-1
	玉川分署	250-0119	250-9398	〒243-0121 七沢751-1
〈北消防署〉	北消防署	241-6111	241-3871	〒243-0203 下荻野135-1
	北警備第一課	241-6111	241-3871	〃
	北警備第二課	241-6111	241-3871	〃
	依知分署	245-0119	245-4281	〒243-0804 関口869-1
	小鮎分署	247-0857	247-9491	〒243-0218 飯山南1-42-8
	陸合分署	241-2119	241-3165	〒243-0211 三田1475-1
	清川分署	288-2119	288-3120	〒243-0112 清川村煤ヶ谷2126-1
議会事務局	議会総務課	225-2700	223-9535	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所本庁舎)
教育委員会 教育総務部	教育総務課	225-2600	224-5280	〒243-8511 中町3-17-17 (市役所第二庁舎)
	教育施設課	225-2601	223-0086	〃
	学校給食課	225-2668	224-5280	〃
	(北部学校給食センター係)	225-2653	243-1018	〒243-0211 三田550-1
	(南部学校給食センター係)	225-2652	220-1071	〒243-0034 船子602-7

部等名	課等名	電話	FAX	所在地
教育委員会 学校教育部	学務課	225-2650	223-0089	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）
	教育指導課	225-2660	223-0089	〃
	教職員課	225-2602	223-0089	〃
	教育研究所	225-2680	222-2350	〃
	青少年教育相談 センター	225-2520	223-9525	〃
教育委員会 社会教育部	社会教育課	225-2513	223-0044	〃
	公民館 （15館、分館1館）			
	スポーツ推進課	225-2531	223-0044	〃
	文化財保護課	225-2509	223-0086	〃
	（あつぎ郷土博物館）	225-2515	246-3005	〒243-0206 下川入1366-4
	中央図書館	223-0033	223-3183	〒243-0018 中町1-1-3（厚木シティプラザ）
選挙管理委員会事務局	225-2490	225-5409	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）	
監査事務局	225-2730	221-0398	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）	
公平委員会	225-2181	223-4058	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）	
農業委員会事務局	225-2480	223-9530	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）	
固定資産評価審査委員会	225-2012	223-5792	〒243-8511 中町3-17-17（市役所本庁舎）	
厚木愛甲環境施設組合	297-1153	221-5322	〒243-0017 栄町1-16-15（厚木商工会議所）	
社会福祉協議会	225-2947	225-3036	〒243-0018 中町1-4-1（保健福祉センター内）	
シルバー人材センター	224-9585	222-8559	〒243-0005 松枝2-5-17（生きがいセンター内）	
厚木市文化振興財団	225-2588	223-1439	〒243-0032 恩名1-9-20（厚木市文化会館内）	
環境みどり公社	225-2777	247-9912	〒243-0036 長谷626-1（衛生プラント内）	
厚木愛甲環境施設組合	297-1153	221-5322	〒243-0017 栄町1-16-15（厚木商工会議所内）	
勤労者福祉サービスセンター	206-4151	206-4611	〒243-8511 中町3-17-17（市役所第二庁舎）	
スポーツ協会	247-7212	248-7151	〒243-0039 温水西1-27-1（南毛利スポーツセンター内）	

3 公民館・地区市民センター

No.	名称	電話	FAX	所在地
1	厚木北公民館・地区市民センター	223-3147	296-2050	〒243-0002 元町9-4
2	厚木南公民館・地区市民センター	228-0582	220-1751	〒243-0014 旭町2-4-18
3	依知北公民館・地区市民センター	225-2563	244-1101	〒243-0801 上依知1313-1
4	依知南公民館・地区市民センター	245-0436	244-1100	〒243-0806 下依知3-1-7
5	睦合北公民館・地区市民センター	241-1310	243-1010	〒243-0211 三田2735-1
6	睦合南公民館・地区市民センター	223-3774	296-2051	〒243-0812 妻田北1-18-33
7	睦合西公民館・地区市民センター	243-5355	243-5331	〒243-0212 及川667
8	荻野公民館・地区市民センター	241-1030	243-1011	〒243-0202 中荻野594-1
9	上荻野分館	242-5330	243-1012	〒243-0201 上荻野1925-1
10	小鮎公民館・地区市民センター	241-1265	243-1013	〒243-0218 飯山南1-46-5
11	玉川公民館・地区市民センター	248-0006	270-2300	〒243-0121 七沢175-6
12	南毛利公民館・地区市民センター	248-4309	270-2301	〒243-0039 温水西1-17-1
13	相川公民館・地区市民センター	228-3246	220-1750	〒243-0026 下津古久703-2
14	緑ヶ丘公民館・地区市民センター	221-7556	296-2052	〒243-0041 緑ヶ丘2-2-1
15	愛甲公民館・地区市民センター	247-1434	270-2302	〒243-0028 愛甲西1-17-1
16	森の里公民館・地区市民センター	250-5262	250-5599	〒243-0122 森の里1-31-1

4 保育所

No.	名称	電話	FAX	所在地
1	相川保育所	225-2257	228-3608	〒243-0026 下津古久710-1
2	小鮎保育所	225-2259	241-1811	〒243-0213 飯山4232-1
3	玉川保育所	225-2260	248-0016	〒243-0121 七沢162
4	南毛利保育所	225-2261	247-8430	〒243-0036 長谷1247

5 市の施設等

No.	名称	電話	FAX	所在地
1	本厚木駅連絡所（えきちよこ）	225-2133		〒243-0013 泉町1-1（本厚木ミロードイースト1階）
2	愛甲石田駅連絡所	225-2134		〒243-0035 愛甲1-1-1
3	あつぎセーフティステーション番屋	225-2823		〒243-0018 中町2-10-5（厚木MSビル1階）
4	消費生活センター	225-2155	294-5801	〒243-0017 栄町1-16-15（厚木商工会議所4階）
5	斎場	281-8595	250-2212	〒243-0214 下古沢548
6	神奈川工科大学 厚木市子ども科学館	221-4152	224-9666	〒243-0018 中町1-1-3（厚木シティプラザ7階）
7	あつぎ市民交流プラザ	225-2510	225-3130	〒243-0018 中町2-12-15（アミューあつぎ5～8階）
8	北部学校給食センター	225-2653	243-1018	〒243-0211 三田550-1
9	南部学校給食センター	225-2652	220-1071	〒243-0034 船子602-7
10	情報プラザ	220-2711	220-2722	〒243-0021 岡田3050（厚木アクトメインタワー2階）
11	南毛利学習支援センター	270-2888	250-2812	〒243-0036 長谷1094-1
12	文化会館	225-2588	223-1439	〒243-0032 恩名1-9-20
13	あつぎ郷土博物館	225-2515	246-3005	〒243-0206 下川入1366-4
14	七沢自然ふれあいセンター	248-3500	248-4708	〒243-0121 七沢2440
15	市立病院	221-1570	222-7836	〒243-8588 水引1-16-36
16	メジカルセンター・ 休日夜間急患診療所	297-5199		〒243-0004 水引1-16-45
17	保健福祉センター	225-2525	224-8407	〒243-0018 中町1-4-1
18	歯科保健センター	224-6081		〒243-0018 中町1-4-1（保健福祉センター1階）
19	子育て支援センター もみじの手	225-2922	223-1684	〒243-0018 中町2-12-15（アミューあつぎ8階）
20	生きがいセンター	225-2221	224-0229	〒243-0005 松枝2-5-17

No.	名称	電話	FAX	所在地
22	保健福祉センター	225-2525	224-8407	〒243-0018 中町1-4-1
23	ファミリー・サポート・センター	225-2933	223-1684	〒243-0018 中町2-12-15 (アミューあつぎ8階)
24	社会福祉協議会ボランティアセンター	225-2947	225-3036	〒243-0018 中町1-4-1 (保健福祉センター4階)
25	老人福祉センター寿荘	225-2250	223-9950	〒243-0018 中町1-1-3 (厚木シティプラザ5・6階)
26	環境センター	225-2790	224-0920	〒243-0807 金田1641 - 1
27	資源化センター (しげん再生館)	248-1801	248-1829	〒243-0215 上古沢1013
28	衛生プラント	225-2775	249-6490	〒243-0036 長谷626-1
29	妻田ポンプ場	224-6305		〒243-0814 妻田南1-17-35
30	道路補修事務所	225-2655	227-1936	〒243-0021 岡田1-11-10
31	厚木中央公園地下駐車場	225-2842		〒243-0003 寿町3-2-1
32	ぼうさいの丘公園	270-1035	270-1018	〒243-0033 温水783-1
33	若宮公園	225-2412	225-3027	〒243-0122 森の里1-38
34	荻野運動公園	225-2900	242-6007	〒243-0202 中荻野1500
35	猿ヶ島スポーツセンター	246-2010	246-2050	〒243-0802 猿ヶ島195-129
36	南毛利スポーツセンター	247-7211	248-7151	〒243-0039 温水西1-27-1
37	東町スポーツセンター	225-2538	295-0900	〒243-0001 東町2-1
38	ふれあいプラザ	225-2081		〒243-0807 金田1156
39	市営水泳プール	224-3799	223-0044	〒243-0007 厚木2289
40	荻野運動公園プール	225-2689	242-6007	〒243-0202 中荻野1500
41	厚木野球場	225-2533	225-0975	〒243-0007 厚木2348
42	玉川野球場	225-2534	247-9643	〒243-0125 小野286-6
43	及川球技場	242-3060	242-3068	〒243-0212 及川1-17-1
44	猿ヶ島野球場	246-2010	246-2050	〒243-0802 猿ヶ島195-129
45	中町大型バス発着場	240-1220		中町1-644-13

6 スポーツ広場等

No.	名称	電話	FAX	所在地
1	旭町スポーツ広場	225-2530	223-0044	厚木3014-2
2	厚木青少年広場	225-2533	225-0975	厚木2348
3	飯山グラウンド	225-2530	223-0044	飯山3981
4	飯山スポーツ広場	225-2530	223-0044	飯山4569
5	上ノ原公園グラウンド	225-2530	223-0044	上依知3024
6	金田ゲートボール場	225-2530	223-0044	金田860
7	酒井スポーツ広場	228-7310	228-7320	酒井地先
8	下川入ターゲットバードゴルフ場	225-2530	223-0044	下川入地先
9	戸沢橋スポーツ広場	228-7310	228-7320	戸田地先
10	中三田スポーツ広場	225-2530	223-0044	三田地先
11	下川入サッカー場	225-2530	223-0044	関口地先
12	長沼公園グラウンド	225-2530	223-0044	長沼244
13	鳶尾中央公園グラウンド	225-2410	225-3027	鳶尾2-11
14	宝蔵山スポーツ広場テニスコート	225-2530	223-0044	森の里若宮1-1

7 児童館

No.	名称	電話/FAX	所在地	
1	厚木北児童館	224-6580	224-6580	〒243-0003 寿町3-15-26
2	厚木南児童館	228-6193	228-6193	〒243-0014 旭町5-16-1
3	吾妻町児童館	223-7406	223-7406	〒243-0006 吾妻町1-22
4	ひまわり児童館	228-0484	228-0484	〒243-0015 南町11-11
5	上依知児童館	245-6401	245-6401	〒243-0801 上依知2722-3
6	藤塚児童館	245-5613	245-5613	〒243-0801 上依知1334-7
7	山際児童館	245-3620	245-3620	〒243-0803 山際180
8	中依知児童館	246-1600	246-1600	〒243-0805 中依知479-1
9	金田児童館	222-3123	222-3123	〒243-0807 金田775-10
10	下川入児童館	246-2508	246-2508	〒243-0206 下川入1424
11	三田児童館	241-5458	241-5458	〒243-0211 三田2722

No.	名称	電話/FAX		所在地
12	及川児童館	241-5456	241-5456	〒243-0212 及川496-1
13	王子児童館	224-0758	224-0758	〒243-0817 王子3-3-1
14	妻田児童館	225-1799	225-1799	〒243-0815 妻田西1-17-33
15	妻田東児童館	225-5660	225-5660	〒243-0813 妻田東1-19-14
16	荻野児童館	241-9876	241-9876	〒243-0201 上荻野6287-1
17	上荻野児童館	241-5459	241-5459	〒243-0201 上荻野3643
18	まつかげ台児童館	241-1420	241-1420	〒243-0207 まつかげ台9-15
19	荻野新宿児童館	241-5457	241-5457	〒243-0203 下荻野1253-5
20	鳶尾児童館	241-4265	241-4265	〒243-0204 鳶尾3-2-11
21	飯山中部児童館	241-5455	241-5455	〒243-0213 飯山1115-4
22	古松台児童館	242-0503	242-0503	〒243-0218 飯山南5-37-6
23	下古沢児童館	247-4402	247-4402	〒243-0214 下古沢257-1
24	宮の里児童館	242-2869	242-2869	〒243-0216 宮の里1-2-10
25	戸室児童館	224-0754	224-0754	〒243-0031 戸室1-15-12
26	温水・恩名児童館	248-3589	248-3589	〒243-0033 温水617-1
27	浅間山児童館	248-4832	248-4832	〒243-0033 温水1908-1
28	愛甲原児童館	248-1596	248-1596	〒243-0028 愛甲西2-15-1
29	毛利台児童館	247-4401	247-4401	〒243-0037 毛利台2-2-13
30	七沢児童館	247-3294	247-3294	〒243-0121 七沢1330-5
31	小野児童館	248-4835	248-4835	〒243-0125 小野2287
32	上戸田児童館	228-6190	228-6190	〒243-0023 戸田588-3
33	中戸田児童館	229-0452	229-0452	〒243-0023 戸田1061-2
34	上落合児童館	229-0690	229-0690	〒243-0025 上落合562
35	緑ヶ丘児童館	223-4808	223-4808	〒243-0041 緑ヶ丘2-2-1
36	森の里児童館	250-5312	250-5312	〒243-0122 森の里1-31-1
37	愛甲児童館	250-5451	250-5451	〒243-0035 愛甲3-23-1

No.	名称	電話/FAX		所在地
38	岡田児童館	229-6336	229-6336	〒243-0021 岡田5-9-1

8 老人憩の家

No.	名称	電話	FAX	所在地
1	上依知老人憩の家	245-1026		〒243-0801 上依知2846
2	藤塚老人憩の家	245-0493		〒243-0801 上依知1383-1
3	山際老人憩の家	245-2281		〒243-0803 山際649-26
4	山際南部老人憩の家	245-5155		〒243-0803 山際180
5	長坂老人憩の家	245-6403		〒243-0804 関口304
6	関口老人憩の家	245-6402		〒243-0804 関口501-1
7	下依知老人憩の家	245-1609		〒243-0806 下依知2-30-3
8	金田老人憩の家	225-1566		〒243-0807 金田172-1
9	金田東老人憩の家	222-3352		〒243-0807 金田775-10
10	下川入老人憩の家	245-6404		〒243-0206 下川入1366-3
11	及川老人憩の家	242-0515		〒243-0212 及川496-1
12	妻田西老人憩の家	221-2870		〒243-0815 妻田西3-15-8
13	林老人憩の家	224-0825		〒243-0816 林3-7-15
14	妻田東老人憩の家	225-5510		〒243-0813 妻田東1-19-14
15	荻野久保老人憩の家	291-2067		〒243-0201 上荻野5647-1
16	宮本老人憩の家	241-6446		〒243-0201 上荻野5451-1
17	鳶尾老人憩の家	241-4267		〒243-0204 鳶尾3-2-11
18	荻野新宿老人憩の家	241-3666		〒243-0203 下荻野1253-5
19	尼寺老人憩の家	242-0109		〒243-0213 飯山4742
20	日枝老人憩の家	241-0116		〒243-0213 飯山4291-2
21	千頭老人憩の家	241-6479		〒243-0213 飯山592
22	上古沢老人憩の家	248-2053		〒243-0215 上古沢1343-2
23	下古沢老人憩の家	248-2056		〒243-0214 下古沢658
24	戸室老人憩の家	222-9792		〒243-0031 戸室2-10-13
25	愛名老人憩の家	247-4498		〒243-0038 愛名52-1

No.	名称	電話	FAX	所在地
26	温水老人憩の家	248-2031		〒243-0033 温水1906
27	温水・恩名老人憩の家	248-3589		〒243-0034 温水617-1
28	長谷老人憩の家	248-2074		〒243-0033 長谷1182-11
29	船子老人憩の家	248-1104		〒243-0034 船子1578-1
30	片平老人憩の家	228-5393		〒243-0027 愛甲東3-19-13
31	七沢老人憩の家	248-2054		〒243-0121 七沢1507-3
32	岡津古久老人憩の家	248-2055		〒243-0126 岡津古久878-1
33	岡田老人憩の家	229-6336		〒243-0021 岡田5-9-1
34	酒井老人憩の家	229-5989		〒243-0022 酒井2142-1
35	上落合老人憩の家	229-2145		〒243-0025 上落合560-2
36	下沖老人憩の家	228-9791		〒243-0023 戸田669
37	中戸田老人憩の家	229-1583		〒243-0023 戸田1406-2
38	緑ヶ丘老人憩の家	225-0682		〒243-0041 緑ヶ丘5-8-15
39	愛甲老人憩の家	250-5451		〒243-0035 愛甲3-23-1
40	厚木南老人憩の家	229-1181		〒243-0021 岡田1-13-12
41	三田老人憩の家	291-1510		〒243-0217 三田南3-26-31
42	毛利台老人憩の家	247-4401		〒243-0037 毛利台2-2-13

2 県内市町村

令和5年2月1日現在

市町村名	室課名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の 電話番号	住所
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171	045-671-2064	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
		045-641-1677		
川崎市	総務企画局危機管理室	044-200-2840	044-200-2890	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
		044-200-3972		
相模原市	危機管理局危機管理課	042-769-8208	042-769-8208	〒252-0239 相模原市中央区 中央2-2-15
		042-769-8326		
横須賀市	市長室危機管理課	046-822-8357	046-822-0119	〒238-8550 横須賀市小川町11
		046-827-3151		
平塚市	市長室災害対策課	0463-21-9734	0463-21-3240	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
		0463-21-1525		
鎌倉市	市民防災部総合防災課	0467-23-3000	0467-44-0119	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
		0467-23-3373		
藤沢市	防災安全部危機管理課	0466-25-1111	0466-25-1114	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
		0466-50-8401		
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855	0465-33-1855	〒250-8555 小田原市荻窪300
		0465-33-1858		
茅ヶ崎市	市民安全部防災対策課	0467-82-1111	0467-82-1111	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
		0467-82-1540		
逗子市	経営企画部防災安全課	046-873-1111	046-873-1111	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
		046-873-4520		
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111	046-882-1111	〒238-1111 三浦市初声町下宮田5-11
		046-864-1166		
秦野市	くらし安心部防災課	0463-82-9621	0463-82-5111	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
		0463-82-6793		
大和市	市長室危機管理課	046-260-5777	046-263-1111	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
		046-261-4592		
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4865	0463-94-4711	〒259-1188 伊勢原市田中348
		0463-95-7613		
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790	046-231-2111	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
		046-231-2343		
座間市	市長室危機管理課	046-252-7395	046-255-1111	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
		046-252-7773		
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055	0465-74-2111	〒250-0192 南足柄市関本440
		0465-72-1328		
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641	0467-77-1111	〒252-1192 綾瀬市早川550
		0467-70-5701		
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111	046-876-0119	〒240-0192 葉山町堀内2135
		046-876-1717		
寒川町	町民部町民安全課	0467-74-1111	0467-74-1111	〒253-0196 寒川町宮山165
		0467-74-9141		
大磯町	政策総務部危機管理課	0463-61-4100	0463-61-4100	〒255-8555 大磯町東小磯183
		0463-61-1991		
二宮町	総務部防災安全課	0463-71-3319	0463-71-3319	〒259-0196 二宮町二宮961
		0463-73-0134		
中井町	地域防災課防災班	0465-81-1110	0465-81-1111	〒259-0197 中井町比奈窪56
		0465-81-1443		

市町村名	室課名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の 電話番号	住所
大井町	防災安全課	0465-85-5002	0465-83-1311	〒258-8501 大井町金子1995
		0465-82-9965		
松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540	0465-83-1221	〒258-8585 松田町松田惣領2037
		0465-83-1229		
山北町	地域防災課	0465-75-3643	0465-75-1122	〒258-0195 山北町山北1301-4
		0465-75-3660		
開成町	防災安全課	0465-84-0326	0465-83-2331	〒258-8502 開成町延沢773
		0465-82-5234		
箱根町	総務部総務防災課	0460-85-9561	0460-85-9574	〒250-0398 箱根町湯本256
		0460-85-7577		
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131	0465-68-1131	〒259-0202 真鶴町岩244-1
		0465-68-5119		
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111	0465-60-0119	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
		0465-62-1991		
愛川町	危機管理室	046-285-2111	046-285-3131	〒243-0301 愛川町角田286-1
		046-285-4091		
清川村	総務課	046-288-1212	046-288-1211	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216
		046-288-1767		

3 県内消防機関

令和5年2月1日現在

名称	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の連 絡先	住所
横浜市消防局	045-332-1351	045-332-1351	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
	045-331-5221		
川崎市消防局	044-223-1199	044-223-2645	〒210-8565 川崎市川崎区南町20-7
	044-223-2654		
相模原市消防局	042-751-9111	042-751-9111	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
	042-751-9284		
横須賀市消防局	046-822-0119	046-822-0119	〒238-8550 横須賀市小川町11
	046-823-3920		
平塚市消防本部	0463-21-3240	0463-21-3240	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
	0463-24-0119		
鎌倉市消防本部	0467-44-0119	0467-44-0119	〒247-0056 鎌倉市大船3-5-10
	0467-44-6665		
藤沢市消防局	0466-22-8182	0466-22-8182	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
	0466-22-8184		
小田原市消防本部	0465-49-4410	0465-49-4410	〒256-0813 小田原市前川183-18
	0465-49-2591		
茅ヶ崎市消防本部	0467-85-9945	0467-85-4591	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
	0467-85-1112		
逗子市消防本部	046-871-0119	046-871-0119	〒249-0005 逗子市桜山2-3-31
	046-872-4330		
秦野市消防本部	0463-81-0119	0463-81-0119	〒257-0031 秦野市曾屋757
	0463-83-0022		
大和市消防本部	046-261-1119	046-261-1119	〒242-0018 大和市深見西4-4-6
	046-264-8327		
伊勢原市消防本部	0463-95-2119	0463-95-2119	〒259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
	0463-97-2158		
海老名市消防本部	046-231-0355	046-231-0355	〒243-0411 海老名市大谷816
	046-234-7541		
座間市消防本部	046-256-2211	046-256-2211	〒252-0011 座間市相武台1-48-1
	046-256-2215		
綾瀬市消防本部	0467-76-0119	0467-76-0119	〒252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
	0467-77-9200		
葉山町消防本部	046-876-0119	046-876-0119	〒240-0112 葉山町堀内2050-10
	046-876-1263		
大磯町消防本部	0463-61-0911	0463-61-0911	〒255-0003 大磯町大磯1075
	0463-61-7412		
二宮町消防本部	0463-72-0015	0463-72-0015	〒259-0131 二宮町中里711-1
	0463-72-0117		
箱根町消防本部	0460-82-4511	0460-82-4511	〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1
	0460-87-0911		
湯河原町消防本部	0465-60-0119	0465-60-0119	〒259-0303 湯河原町土肥1-5-22
	0465-63-7669		
愛川町消防本部	046-285-3131	046-285-3131	〒243-0301 愛川町角田286-1
	046-285-9119		

4 県 機 関

1 くらし安全防災局（神奈川県庁代表番号 045-210-1111）

令和5年2月1日現在

部名 室課名	班名	電話番号 FAX番号	夜間、休日の 連絡先	住所
総務室	総務経理グループ	045-210-3414	045-210-3456	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
		045-210-8829		
	企画調整グループ	045-210-3418	045-210-3456	
		045-210-8829		
	情報通信グループ	045-210-3441	045-210-3456	
		045-210-8829		
危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425	045-210-3456	
		045-210-8829		
	応急対策グループ	045-210-3430	045-210-3456	
		045-210-8829		
	訓練指導グループ	045-210-3433	045-210-3456	
		045-210-8829		
	計画グループ	045-210-5945	045-210-3456	
		045-210-8829		
消防保安課	企画グループ	045-210-3444	045-210-3456	
		045-210-8829		
	消防グループ	045-210-3436	045-210-3456	
		045-210-8829		
	LPガス・火薬・電気グループ	045-210-3484	045-210-3456	
		045-210-8830		
	高圧ガス・コンビ ナートグループ	045-210-3489	045-210-3456	
		045-210-8830		
くらし安全 交通課	企画グループ	045-210-3552	045-210-3456	
		045-210-8953		
	推進グループ	045-210-3520	045-210-3456	
		045-210-8953		
	横浜駐在事務所	045-312-1121	045-312-1121	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
		045-311-4755		
消費生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621~2、2643、 2653)	045-312-1121	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階
		045-312-3506		
	消費者教育推進 グループ	045-312-1121 (2610、2640~2)		
	指導グループ	045-312-1121 (2630~3)		
	相談第一グループ	045-312-1121 (2650~2)		
	相談第二グループ	045-312-1121 (2660~2)		
休日・夜間の 気象予報	当直員	045-201-6409	045-210-3456	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

2 出先・関係機関

令和5年2月1日現在

名称	課名	電話番号 FAX番号	住所
総合防災センター	管理課	046-227-0001 (内) 211, 212, 213 046-227-0027	〒243-0026 下津古久280
	防災企画課	046-227-0001 (内)221, 222 227-0027	
消防学校	管理課	046-227-0001 (内)211 046-227-0027	
	消防職員 教育課	046-227-0001 (内)231 046-227-0027	
	消防団員 教育課	046-227-0001 (内)241 046-227-0027	
厚木保健福祉事務所	管理課	046-224-1111 046-225-4146	〒243-0004 水引2-3-1
厚木土木事務所	管理課	046-223-1711 046-222-7259	〒243-0016 田村町2-28
流域下水道整備事務所	管理課	0467-87-9110 0467-87-9131	〒253-0064 茅ヶ崎市柳島1900
県央地域県政総合センター	企画調整課	046-224-1111 046-225-1743	〒243-0004 水引2-3-1
厚木水道営業所	工務課	046-224-1111 046-224-6096	〒243-0004 水引2-3-1
相模川水系 ダム管理事務所	管理課	042-782-2831 042-782-2832	〒252-0116 相模原市緑区城山2-9-1
温泉地学研究所	管理課	046-523-3588 046-523-3589	〒250-0031 小田原市入生田586
厚木警察署	警備課	046-223-0110	〒243-0004 水引1-11-10

5 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

(1) 指定地方行政機関

令和5年2月1日現在

機関名	室課名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の連 絡先	住所
関東農政局	神奈川県拠点 地方参事官室	045-211-0584 045-201-8184	左に同じ	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
関東地方整備局	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004 046-221-0266	左に同じ	〒243-0032 厚木市恩名1-6-50
	相模川水系 広域ダム管理事務所	046-281-6911 046-281-5696	左に同じ	〒252-0156 相模原市緑区 青山字南山2145-50
横浜地方気象台	防災管理官	045-621-1999 045-621-2016		〒231-0862 横浜市中区山手町99
東京航空局 東京空港事務所	空港安全部 空港危機管理課	03-5757-3020 03-5757-3040	左に同じ	〒144-0041 東京都大田区 羽田空港3-3-1
神奈川労働局	厚木労働基準監督署	046-401-1641 046-401-1643	左に同じ	〒243-0018 厚木市中町3-2-6厚木Tビル5階

(2) 指定公共機関

令和5年2月1日現在

機関名	室課名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日の連 絡先	住所
日本郵便株式会社	厚木郵便局	046-222-1237	左に同じ	〒243-8799 厚木市田村町2-18
東日本電信電話(株)	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 045-212-8976	113	〒231-0023 横浜市中区山下町198
東京電力パワーグ リッド(株)	平塚支社 総務グループ	0463-40-2209 0463-40-2219	左に同じ	〒254-8577 平塚市追分1-4
東日本旅客鉄道(株)	横浜支社 海老名駅	046-233-7979	左に同じ	〒243-0434 海老名市上郷645
日本赤十字社 神奈川県支部	事業部救護課	045-681-2123 045-681-1120	045-681-2123	〒231-8536 横浜市中区新山下町70-7
日本銀行	横浜支店	045-661-8111 045-650-1312	090-2491-0256	〒231-8710 横浜市中区日本大通20-1

(3) 指定地方公共機関

令和5年2月1日現在

機関名	電話番号 F A X 番号	住所
厚木瓦斯(株)	046-230-2359 046-229-8791	〒243-0014 旭町4-15-33
小田急電鉄株式会社 本厚木駅	046-228-3210	〒243-0013 泉町1-1
神奈川中央交通東株式会社 厚木営業所	046-241-2626 046-241-2717	〒243-0212 及川2-2-1
一般社団法人 厚木医師会	046-222-1259 046-223-0556	〒243-0011 厚木町6-1
一般社団法人 厚木歯科医師会	046-221-8733 046-221-7673	〒243-0018 中町1-8-12
厚木薬剤師会	046-259-5954	〒243-0018 中町2-13-14

機関名	電話番号 F A X 番号	住所
一般社団法人 神奈川県トラック協会 相模原サービスセンター	046-285-1919 046-286-2384	〒243-0303 愛川町中津4077-3
公益社団法人 神奈川県LPガス協会	045-201-1400 045-201-9810	〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33
公益社団法人 神奈川県看護協会	045-263-2901 045-263-2905	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
株式会社 テレビ神奈川	045-651-1182 045-641-1911	〒231-8001 横浜市中区太田町2-23M B C 4F
横浜エフエム放送 株式会社	045-223-2585 045-224-1015	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10F

6 公共の団体・自衛隊

(1) 公共の団体

令和5年2月1日現在

機関名	電話番号 F A X 番号	住所
厚木市農業協同組合	046-221-1666 046-221-3279	〒243-0004 水引2-9-2
厚木市森林組合	046-248-0005 046-248-7705	〒243-0121 七沢237
厚木商工会議所	046-221-2151 046-221-2152	〒243-0017 栄町1-16-15
厚木観光漁業協同組合	046-223-2501	〒243-0807 金田450-1
相模川第二漁業協同組合	046-241-2535	〒243-0211 三田1928
社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会	046-225-2947 046-225-3036	〒243-0018 中町1-4-1

(2) 自衛隊

令和5年2月1日現在

機関名	室課名	電話番号 F A X 番号	夜間、休日 の 電話番号	防災行政 通信網	住所
陸上自衛隊 第31普通科連隊	第3科	046-856-1291 (634) 046-856-1291 (614・690)	046-856-1291 (629)	486- 9220	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
陸上自衛隊 第4施設群	第3科	046-253-7670 (2235) 046-253-7670 (2666)	046-253-7670 (2688)	488- 9209	〒252-0326 相模原市南区 新戸2958
陸上自衛隊 第1高射特科大隊	第3係	0550-87-1212 (431) 0550-87-1212 (411)	0550-87-1212 (449)	639- 9201	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部 第3幕僚室	042-822-3500 (2543) 046-823-1009	046-822-3500 (2222) 046-823-1009	637- 9209	〒238-0046 横須賀市西逸見町1 無番地
海上自衛隊 第4航空群	司令部 作戦室	0467-78-8611 (2245・2246) 0467-78-8611 (2281)	0467-78-8611 (2245・2246) 0467-78-8611 (2281)	490- 9209	〒252-1101 綾瀬市無番地

7 厚木市災害協力協定締結団体一覧

令和5年2月1日現在

No.	協定名	締結日 最終更新日	協定先	頁
1	広域避難場所使用に関する協定	S50. 4. 29 H26. 12. 1	厚木開発株式会社（本厚木カンツリークラブ）	2-3-(4)-2
2	県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書	S58. 3. 17	相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	2-3-(12)-3
3	災害時等における相互応援に関する協定	S61. 5. 23 H22. 4. 1	秋田県横手市	2-3-(14)-2
4	生活必需物資の調達に関する協定	H7. 7. 12 H21. 12. 1	株式会社ケーヨー	2-3-(7)-10
5	災害時における防災資機材等に関する協定	H8. 1. 12	厚木市消防設備安全協会	2-3-(7)-18
6	災害時における緊急設備支援に関する協定	H8. 3. 1 H30. 4. 1	株式会社セレスポ	2-3-(7)-20
7	災害時における生活必需物資（LPガス）の調達に関する協定	H8. 3. 15 H24. 10. 1	公益社団法人神奈川県LPガス協会厚木支部	2-3-(9)-8
8	大規模災害時における相互援助に関する協定	H8. 7. 5	秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村	2-3-(14)-6
9	災害時における相互援助に関する協定	H8. 7. 24	埼玉県狭山市	2-3-(14)-1
10	災害時等における調理飲食物等提供に関する協定	H10. 1. 17	厚木市食品衛生協会	2-3-(7)-13
11	災害時非常無線通信の協力に関する協定	H10. 1. 17	厚木市アマチュア無線非常通信協議会	2-3-(2)-2
12	災害時等における自動車等の燃料供給に関する協定	H10. 1. 17 H24. 10. 1	神奈川県石油商業組合厚木支部	2-3-(9)-7
13	災害時等における応急措置の協力要請に関する協定	H10. 1. 17	神奈川建設重機協同組合	2-3-(9)-5
14	災害時等における被害状況収集（航空写真）に関する協定	H10. 1. 17	アジア航測株式会社	2-3-(2)-7
15	災害時等における災害弱者等の移動等の支援に関する協定	H10. 1. 17	株式会社丸新	2-3-(5)-25
16	災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定	H10. 1. 17	株式会社日東ディード	2-3-(7)-17
17	災害時等における応急対策に関する協定	H10. 1. 17 H27. 3. 1	厚木管工事業協同組合	2-3-(9)-2
18	災害時等における医薬品等の調達に関する協定	H10. 1. 17	厚木薬剤師会	2-3-(3)-5
19	災害時等における医薬品等の調達に関する協定	H10. 1. 17	株式会社スズケン湘南営業部厚木支店	2-3-(3)-6
20	災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定	H10. 1. 17 H24. 10. 1	学校法人東京工芸大学	2-3-(14)-7
21	災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定	H10. 1. 17	神奈川工科大学	2-3-(14)-8
22	災害時等における被害状況収集等に関する協定	H10. 1. 17	相模中央交通株式会社厚木営業所	2-3-(2)-8
23	災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定	H10. 1. 17 H24. 12. 14	湘北短期大学	2-3-(14)-9
24	災害時等緊急放送の協力に関する協定	H10. 1. 17 H21. 9. 30	厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社	2-3-(2)-11
25	災害時等における応急対策に関する協定	H10. 1. 17 H21. 12. 1	株式会社フジタ技術センター	2-3-(14)-10
26	災害時等における被害状況収集等に関する協定	H10. 6. 19	厚木郵便局	2-3-(2)-9
27	災害時等における生活必要物資の調達に関する協定	H11. 1. 16 H24. 10. 15	生活協同組合コープかながわ	2-3-(7)-11
28	広域避難場所使用に関する協定	H12. 4. 1	学校法人東京農業大学	2-3-(4)-3
29	災害時における医療救護活動に関する協定	H13. 4. 1 H24. 11. 1	一般社団法人厚木医師会	2-3-(3)-1
30	指定避難場所使用に関する協定	H13. 4. 1	神奈川県立厚木東高等学校	2-3-(4)-5
31	指定避難場所使用に関する協定	H13. 4. 1	神奈川県立厚木商業高等学校	2-3-(4)-4
32	災害時における医療救護活動に関する協定	H14. 3. 15	一般社団法人厚木歯科医師会	2-3-(3)-3
33	核燃料物質輸送情報に関する協定	H14. 6. 28	神奈川県	3-11-(1)-1

No.	協定名	締結日 最終更新日	協定先	頁
34	災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定	H14. 8. 28	愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場、緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会	2-3-(7)-14
35	災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定	H14. 8. 29 H27. 4. 1	厚木市葬祭業協力会、 神奈川県霊柩自動車協会	2-3-(6)-11
36	災害時における動物救護事業に関する協定	H15. 1. 30	厚木愛甲獣医師会	2-3-(4)-11
37	災害時における厚木建築職組合への協力要請に関する協定	H16. 6. 15	厚木市自主防災隊連絡協議会、 厚木建築職組合	2-3-(3)-8
38	宮ヶ瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	H17. 6. 1	国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所	3-2-(1)-1
39	災害時における工具、器具、機械類等の提供等に関する協定	H17. 8. 31	社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部	2-3-(9)-4
40	地震等の災害応急活動に関する協定	H17. 10. 1	社団法人厚木市建設業協会	2-3-(9)-1
41	災害時における食肉等食糧及び井戸水等の提供に関する協定	H18. 2. 22 H21. 12. 1	株式会社神奈川食肉センター	2-3-(7)-16
42	応急給水支援に関する覚書	H18. 3. 30	神奈川県企業庁	2-3-(7)-12
43	停電情報の提供に関する協定	H18. 11. 1	東京電力株式会社	2-3-(11)-1
44	神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定	H19. 4. 2	神奈川県	2-2-(1)-7
45	災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定	H19. 6. 19 R4. 2. 8	厚木市電設協会	2-3-(11)-3
46	災害時における応急対策に関する協定	H19. 6. 19	厚木市造園業協会	2-3-(9)-3
47	災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定	H19. 8. 21 H24. 10. 1	公益財団法人厚木市環境みどり公社	2-3-(12)-1
48	災害時における広域防災活動拠点施設及び指定避難場所の施設使用に係る覚書	H19. 12. 20	神奈川県安全防災局災害消防課 神奈川県立厚木高等学校	2-3-(4)-6
49	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書及び協定細則	H20. 2. 1	神奈川県立厚木高等学校	2-3-(4)-7
50	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	H20. 7. 1 H25. 3. 1	神奈川県立厚木清南高等学校	2-3-(4)-8
51	災害時等における要援護者等の緊急受入れに関する協定	H21. 1. 22	東丹沢七沢旅館組合	2-3-(5)-6
52	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定	H21. 3. 25 R1. 7. 9	海老名市、厚木ホテル協議会	2-3-(5)-7
53	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	H21. 9. 1	厚木新聞販売組合	2-3-(2)-12
54	災害時における友好都市相互応援に関する協定	H22. 2. 10	北海道網走市	2-3-(14)-3
55	災害時におけるごみ等の処理に関する協定	H22. 4. 28	厚木市廃棄物処理業協同組合、 協同組合厚木市資源再生センター	2-3-(12)-2
56	県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定	H23. 9. 1	相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	2-3-(14)-11
57	災害時の情報交換に関する協定	H23. 9. 8	国土交通省関東地方整備局	2-3-(2)-13
58	災害時における一時滞在施設に関する協定	H24. 2. 8 H29. 1. 5	株式会社レンブランドホテル厚木	2-3-(4)-12
59	災害時における一時滞在施設に関する協定	H24. 2. 8	株式会社リラフル	2-3-(4)-13
60	災害時等緊急放送の協力に関する協定	H24. 3. 9	海老名エフエム放送株式会社	2-3-(2)-14
61	災害時における広報紙等の印刷に関する協定	H24. 3. 9	神奈川県印刷工業組合湘北支部	2-3-(2)-16
62	災害時等緊急放送の協力に関する協定	H24. 3. 11	横浜エフエム放送株式会社	2-3-(2)-15
63	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	H24. 3. 29	神奈川県市長会、町村会（県内市町村）	2-3-(14)-12
64	災害時における相互支援に関する協定	H24. 4. 1	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会	2-3-(16)-7
65	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定	H24. 5. 28 R4. 11. 1	厚木市農業協同組合	2-3-(7)-23
66	災害時における一時滞在施設に関する協定	H24. 12. 12	三蔵商事株式会社	2-3-(4)-14
67	災害時等における段ボール製品の調達に関する協定	H24. 12. 12	タイヨー株式会社	2-3-(7)-25
68	災害時における一時滞在施設に関する協定	H25. 1. 10 R4. 6. 10	伊勢原市、日産自動車株式会社	2-3-(4)-15

No.	協定名	締結日 最終更新日	協定先	頁
69	災害時における一時滞在施設に関する協定	H25. 5. 10	伊勢原市、株式会社アマダ	2-3-(4)-16
70	災害時における飲料の確保に関する協定、覚書	H25. 5. 15 R2. 11. 13	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	2-3-(7)-27
71	災害時における飲料の確保に関する協定、覚書	H25. 10. 9	株式会社伊藤園	2-3-(7)-28
72	災害時における飲料の確保に関する協定、覚書	H26. 3. 17	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	2-3-(7)-29
73	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H27. 12. 25	東日本電信電話株式会社	2-3-(2)-18
74	災害時における量の提供に関する協定	H28. 3. 16	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	2-3-(7)-31
75	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	H29. 2. 17	神奈川県土地家屋調査士会	2-4-(3)-9
76	災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定	H29. 4. 1	厚木郵便局	2-3-(2)-17
77	災害時における協力に関する協定書	H29. 8. 31	社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会 公益社団法人 厚木青年会議所	2-3-(16)-8
78	災害時における協力に関する協定書	H30. 2. 1	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	2-4-(3)-8
79	災害時における自動車輸送の協力に関する協定	H30. 3. 27	一般社団法人神奈川県トラック協会	2-3-(9)-7
80	災害時等における食事等の提供に関する協定書	H30. 4. 1	(株)馬淵商事、日本国民食(株)、フジ産業(株)、(株)サンユー、(株)メフォス、一富士フードサービス(株)南関東支社、(株)東洋食品、葉隠勇進(株)、(株)安田物産	2-3-(7)-32
81	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 敬和会	2-3-(5)-1
82	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 清琉会	2-3-(5)-4
83	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 厚木慈光会	2-3-(5)-3
84	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24 R1. 7. 2	社会福祉法人 神奈川やすらぎ会	2-3-(5)-2
85	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 誠々会	2-3-(5)-5
86	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 康仁会	2-3-(5)-14
87	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 聖和むつみ会	2-3-(5)-21
88	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 みどり会	2-3-(5)-22
89	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	医療法人社団 福寿会	2-3-(5)-17
90	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24 R1. 7. 2	特定医療法人 仁厚会	2-3-(5)-19
91	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会医療法人社団 三思会	2-3-(5)-18
92	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	医療法人 聖和会	2-3-(5)-16
93	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	医療法人社団 藤和会	2-3-(5)-15
94	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24 R3. 11. 1	医療法人 徳洲会	2-3-(5)-20
95	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 紅梅会 紅梅学園	2-3-(5)-8
96	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 すぎな会 すぎな会愛育寮	2-3-(5)-9
97	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢学園	2-3-(5)-10
98	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 愛の森 愛の森学園	2-3-(5)-11
99	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 野百合会 野百合園	2-3-(5)-12
100	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 かながわ共同会 厚木精華園	2-3-(5)-13
101	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	H30. 7. 24	社会福祉法人 かながわ共同会 愛名やまゆり園	2-3-(5)-13
102	災害時における飲料水等の提供に関する協定	H31. 2. 5	(株)プレシア	2-3-(7)-30

No.	協定名	締結日 最終更新日	協定先	頁
103	災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書	H31. 3. 12	株式会社えひめ飲料 東京工場	2-3-(7)-15
104	災害に係る情報発信等に関する協定	H31. 3. 12	ヤフー株式会社	2-3-(2)-19
105	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	H31. 3. 18	一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会厚木支部	2-3-(11)-4
106	災害時における電気自動車からの電力供給等の協力に関する協定	R1. 10. 10	神奈川日産自動車株式会社、株式会社日産サテリオ湘南、日産プリンス神奈川販売株式会社、日産自動車株式会社テクニカルセンター	2-3-(7)-22
107	施行時特例市災害時相互応援に関する協定	R2. 2. 17	施行時特例市（全国20自治体）	2-3-(14)-5
108	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	R2. 4. 1	社会福祉法人 藤雪会	2-3-(5)-23
109	災害時等における包括的連携に関する協定	R2. 5. 1	鴻池運輸株式会社 関東支社	2-3-(4)-20
110	災害時等における包括的連携に関する協定	R2. 7. 27	白銅株式会社	2-3-(4)-21
111	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	R2. 8. 1	株式会社エーブレイン、愛川町、清川村、厚木警察署	2-3-(10)-2
112	災害時における包括的連携に関する協定	R2. 10. 1	社会福祉法人 愛川舜寿会	2-3-(4)-22
113	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	R3. 2. 1	東京工芸大学	2-3-(4)-9
114	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R3. 3. 18	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社	2-3-(11)-2
115	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	R3. 3. 31	東京農業大学	2-3-(4)-10
116	災害時における機材等の提供に関する協定	R3. 5. 27	東京機材工業株式会社	2-3-(7)-19
117	災害時等における包括的連携に関する協定	R3. 8. 30	A X T 合同会社	2-3-(4)-17
118	災害時等における包括的連携に関する協定	R3. 8. 30	株式会社レンブランドホテルマネジメント	2-3-(4)-18
119	災害時応急用段ボールの供給に関する協定	R3. 9. 1	株式会社トーモク厚木工場	2-3-(7)-26
120	災害時における相互応援に関する協定	R3. 12. 1	沖縄県糸満市	2-3-(14)-4
121	災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	R3. 12. 14	株式会社ダイレクトカーズ	2-3-(7)-21
122	災害時における物資供給に関する協定	R4. 4. 1	株式会社イトヨーカ堂	2-3-(7)-24
123	災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	R4. 3. 1	医療法人社団 静寿会	2-3-(5)-24
124	医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定	R4. 6. 28	厚木薬剤師会	2-3-(3)-4
125	災害時における一時滞在施設に関する協定	R4. 7. 22	公益財団法人 横浜YMCA	2-3-(4)-19
126	災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定書	R4. 9. 1	株式会社厚木学校給食サービス	2-3-(7)-33
127	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	R4. 10. 3	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	2-3-(12)-4
128	災害時等における応急物資の調達に関する協定書	R4. 11. 22	中北薬品株式会社	2-3-(3)-7
129	宅地防災等に関する協定書	R5. 1. 10	一般社団法人地盤品質判定士会	2-4-(3)-10
130	災害時における非常食の調達等に関する協定の締結について	R5. 1. 19	横浜低温流通株式会社、愛川町、清川村	2-3-(3)-9

1-2-(1)-1 厚木市における気温と降水量

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温 (℃)	令和3年	5.3	8.3	12.5	14.9	19.7	22.7	25.9	27.4	22.7	18.3	13.6	7.9
	10年平均	5.0	5.7	10.1	14.3	19.4	22.0	25.9	27.6	23.6	18.4	12.6	7.5
降水量 (mm)	令和3年	38.5	69.5	163.5	149	104.5	132	480	347	276	117	105	134
	10年平均	60.8	51.6	142.7	155.1	122.9	193.3	216.1	137.4	245.6	230.9	83.2	72.6

1-2-(2)-1 人口と世帯

令和4年4月1日現在

地区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	内訳	
			男 (人)	女 (人)
厚木	19,220	35,782	18,416	17,366
依知	13,779	30,638	16,162	14,476
睦合	18,257	40,579	20,886	19,693
荻野	10,820	25,710	13,247	12,463
小鮎	6,061	13,827	7,071	6,756
南毛利	22,355	49,845	25,541	24,304
玉川	1,186	3,543	1,784	1,759
相川	6,329	13,967	7,253	6,714
緑ヶ丘	1,735	3,717	1,806	1,911
森の里	2,542	5,898	2,887	3,011
計	102,284	223,506	115,053	108,453

1-2-(3)-1 厚木市における過去の災害記録

年月日		種別	被害状況
明治43年	8月	水害	半壊4戸、床上浸水47戸、床下浸水134戸、破損1戸
明治44年	7月25日	台風・豪雨	
	26日		
	8月13日		
	8月19日		
大正元年	9月22日	暴風雨	
大正3年	8月12日	暴風雨	中津川、小鮎川氾濫
	13日		
	8月29日		
	～		
	8月31日		
大正6年	9月30日	暴風雨	全壊59戸、半壊23戸、床上浸水28戸、床下浸水209戸、堤防決壊20m橋りょう流失・破損8箇所、道路破損10箇所(200m)
	10月1日		
大正12年	9月1日	関東大震災	死者73人、負傷者142人、全壊焼1,637戸、半壊焼569戸半流失1戸
	9月15日 16日	豪雨	
大正13年	1月15日	激震	死傷者31人、全壊52戸、半壊462戸
	9月16日	洪水	
昭和3年	10月8日	暴風雨	小鮎川決壊、木売場部落の大部分が浸水
昭和6年	9月26日	暴風雨	玉川決壊、上落合南部で浸水
昭和7年	11月14日	暴風雨	全壊1戸、半壊多数
昭和10年	9月25日	暴風雨	砂利採取船1隻流出
	10月27日	豪雨	浸水350余戸、1時間雨量70mm
昭和13年	8月31日	暴風雨	小鮎川堤防一部決壊
	9月1日		
昭和16年	7月11日	豪雨	死者8人、家屋流失20余戸、玉川8箇所で決壊
	7月16日	豪雨	山際地内 がけ崩れ(50m)により民家4戸全壊
	7月22日	暴風雨	鮎津橋流失、小鮎川決壊、木売場部落一部床上浸水
昭和23年	9月16日	アイオン台風による豪雨	農地流失、山、がけ崩れ道路破損 降雨量162mm
昭和24年	8月21日	キティ台風	
昭和25年	8月5日	豪雨	床上・床下浸水300戸、田畑冠水200町歩、中津川約150m決壊
昭和27年	6月22日 23日	ダイナ台風厚木付近を通過する	
昭和33年	9月16日	台風第21号	
	17日		
	18日		
	9月25日	台風第22号	
	26日		
27日			

年月日		種別	被害状況
昭和34年	8月13日	台風第7号	相模川の堤防が約500mにわたり護岸洗掘
昭和37年	6月12日	豪雨	相模川の堤防が約200mにわたって護岸洗掘され崩壊
昭和40年	8月23日	台風第17号	中津川、小鮎川合流点にて護岸洗掘による崩壊
	9月17日	台風第24号	全壊1棟、半壊7棟、損害約1億円
昭和41年	6月28日	台風第4号 (主に雨による)	床上・床下浸水910戸、流没田畑97ha、冠水田畑1,600ha 道路の被害47箇所、被害総額約3億円
	9月25日	台風第26号 (主に雨による)	全壊・半壊家屋82戸、一部損壊185戸
昭和46年	8月31日	台風第23号	小鮎川の堤防が20mにわたり護岸洗掘
	9月26日	台風第29号	床下浸水2戸
昭和47年	7月12日	豪雨	全壊4戸、半壊7戸、床上浸水21戸、床下浸水29戸、 堤防決壊5箇所
	7月15日	台風第6号	
	9月17日	台風第20号	負傷者1人、半壊1戸、床上浸水21戸、床下浸水76戸、 河川の護岸洗掘等75箇所
昭和48年	6月21日	豪雨	床上浸水5戸
昭和49年	7月8日	豪雨	道路等土木施設に被害
	8月25日	台風第14号	真弓川堤防の法部60mにわたり崩壊、 道路等土木施設に被害
	9月1日	台風第16号	床下浸水29戸、市道白根一才戸線(根岸地区)の路肩約30m にわたり崩壊、河川関係の被害7箇所
昭和50年	10月5日	台風第13号	床下浸水7戸
昭和54年	10月19日	台風第20号	負傷者5人、全壊3戸、半壊18戸、床上浸水3戸、 床下浸水38戸、道路破損22箇所、橋りょう2箇所、 河川決壊19箇所、がけ崩れ6箇所
昭和56年	10月22日	台風第24号	床下浸水16戸、道路破損19箇所、河川崩落等8箇所、 法面崩落等11箇所、教育施設崩落2箇所、田畑冠水被害、 市内の雨量(消防本部198mm、依知分署223mm、荻野分署 186mm、南毛利分署145mm)
昭和57年	8月1日	台風第10号	道路破損7箇所、橋りょう1箇所、河川護岸洗掘4箇所、 がけ崩れ5箇所
	9月12日	台風第18号	床下浸水4戸、道路破損5箇所、河川護岸洗掘6箇所、 がけ崩れ5箇所
昭和58年	5月16日	豪雨	棚沢貝殻坂15mにわたり崩壊
	6月16日	豪雨	棚沢貝殻坂再度崩壊
	8月8日	神奈川県西部地震	負傷者1人、ブロック倒壊、屋根瓦の落下あり
	8月16日	台風第5・6号	道路破損5箇所、橋りょう1箇所、河川護岸洗掘2箇所、
昭和60年	6月30日	台風第6号	床下浸水12戸、床上浸水1戸、物置倒壊1戸、土砂流出21 箇所、道路崩壊6箇所、倒木90本
昭和61年	3月23日	豪雪	送電線鉄塔倒壊4基 鉄塔崩壊による 住家被害・・・全壊3戸、半壊7戸、部分壊12戸 負傷者・・・1人 停電29,000世帯、水道断水4,950世帯、園芸施設破損64棟、 果樹枝折れ等170ha
平成元年	7月26日	豪雨	岡津古久でがけ崩れにより土砂流出

年月日		種別	被害状況
平成元年	8月19日	豪雨	依知台地を中心に集中豪雨、関口で宅地が崩壊
平成3年	9月19日	台風第18号	記録的(389mm)な大雨による多大な被害 死者1人、家屋の倒壊7戸(全壊1戸、部分壊6戸)、 床上浸水6戸、床下浸水83戸、がけ崩れ38箇所
	3月11日	東北地方太平洋沖地震	負傷者1人、ブロック倒壊、サンパークの街灯倒壊
平成25年	4月6日	豪雨	床下浸水4戸、床上浸水3戸、道路封鎖1箇所
平成26年	2月8日	豪雪	負傷者13人
	2月14日	豪雪	負傷者35人
平成27年	7月3日	豪雨	がけ崩れ1箇所
平成28年	8月22日	台風第9号	床下浸水1箇所、住家被害3戸、がけ崩れ1箇所
	9月8日	台風第13号	床下浸水1箇所、住家被害3戸
平成29年	6月21日	豪雨	がけ崩れ1箇所
	10月22日	台風第21号	がけ崩れ4箇所
平成30年	1月22日	豪雨	負傷者7名
	9月4日	台風第21号	住宅被害2戸
	10月1日	台風第24号	負傷者1名、住宅被害20戸
令和元年	10月25日	台風第19号	護岸破損4箇所、斜面崩落6箇所
令和3年	7月1日	豪雨	護岸破損3箇所、土砂崩れ22箇所
	7月3日		
	8月15日	豪雨	護岸破損2箇所、土砂崩れ9箇所

1-3-(5)-1 厚木市防災会議条例

昭和38年12月25日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、厚木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚木市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は35人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員
 - (3) 神奈川県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が防災上必要と認める者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。

附 則(昭和46年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3-(5)-2 厚木市防災会議委員名簿

令和4年4月1日現在

区分		団体名
会長		厚木市長
1	委員	関東農政局神奈川支局
2	委員	神奈川県県央地域県政総合センター
3	委員	神奈川県総合防災センター
4	委員	神奈川県厚木保健福祉事務所
5	委員	神奈川県厚木土木事務所
6	委員	神奈川県企業庁厚木水道営業所
7	委員	神奈川県厚木警察署
8	委員	日本郵便株式会社厚木郵便局
9	委員	東日本電信電話株式会社神奈川西支店
10	委員	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
11	委員	厚木瓦斯株式会社
12	委員	小田急電鉄株式会社本厚木駅
13	委員	神奈川中央交通東株式会社厚木営業所
14	委員	厚木医師会
15	委員	一般社団法人厚木歯科医師会
16	委員	厚木薬剤師会
17	委員	一般社団法人神奈川県トラック協会県央ブロック
18	委員	厚木市消防団
19	委員	厚木市自主防災隊連絡協議会
20	委員	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会
21	委員	厚木市民生委員・児童委員協議会
22	委員	厚木市地域婦人団体連絡協議会
23	委員	高齢社会をよくする女性の会厚木いちごの会
24	委員	厚木市副市長
25	委員	厚木市副市長
26	委員	厚木市教育長
27	委員	厚木市理事
28	委員	厚木市市長室長
29	委員	厚木市政策部長
30	委員	厚木市総務部長
31	委員	厚木市福祉部長
32	委員	厚木市道路部長
33	委員	市立病院事業局長
34	委員	厚木市消防長

2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧

急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域数 令和4年4月1日現在

急傾斜地崩壊危険箇所数	26
急傾斜地崩壊危険指定区域数	14

急傾斜地崩壊危険指定区域

令和4年4月1日現在

No.	地区名	所在地	急傾斜地の形状				避難所	備考
			指定面積 (ha)	がけの高さ (m)	がけの平均勾配 (度)	がけの延長 (m)		
1	依知	下川入A	3.42	35	40	450	藤塚中学校・依知小学校	指定年月日 S57.3.19 指定番号 県告示第240号
2	依知	下川入B	3.78	37	40	560	藤塚中学校・依知小学校	指定年月日 S57.3.19 指定番号 県告示第241号
3	小鮎	飯山	3.3	10.5	45	500	小鮎小学校	指定年月日 S60.3.15 指定番号 県告示第225号
4	依知	下川入C	2.26	30	60	260	依知小学校	指定年月日 H元.3.31 指定番号 県告示第318号
5	依知	下川入D	1.33	30	60	160	依知小学校	指定年月日 H元.3.31 指定番号 県告示第319号
6	睦合	中三田	1.45	15~20	60	300	三田小学校	指定年月日 H2.3.31 指定番号 県告示第364号
7	依知	山際	5.01	25	45	500	北小学校・上依知小学校	指定年月日 H2.7.13 指定番号 県告示第644号
		山際(拡大)	3.13	30	37	290		指定年月日 H15.5.2 指定番号 県告示第425号
8	南毛利	戸室A	2.42	14	35	300	戸室小学校	指定年月日 H4.12.8 指定番号 県告示第1068号
		戸室A(拡大)	3.35	14	35	350		指定年月日 H11.1.12 指定番号 県告示第25号
		戸室A(拡大)	3.09	15	40	365		指定年月日 H16.12.7 指定番号 県告示第805号
9	睦合	堰端	2.64	14	45	400	三田小学校・睦合中学校	指定年月日 H4.12.8 指定番号 県告示1069号
		堰端(拡大)	0.29	11	30	65		指定年月日 H11.1.12 指定番号 県告示第26号
10	睦合	上三田	4.06	15	40	400	三田小学校	指定年月日 H5.1.12 指定番号 県告示第10号
11	依知	上依知	0.27	14	43	140	上依知小学校	指定年月日 H22.5.28 指定番号 県告示第412号
12	玉川	小野	0.46	8.6	44	150	玉川中学校	指定年月日 H25.12.20 指定番号 県告示第663号
13	依知	山際B	0.99	28~36	47	258	依知小学校	指定年月日 H28.9.2 指定番号 県告示第408号
14	依知	関口	1.24	15~25	39~47	277	依知小学校	指定年月日 R3.10.8 指定番号 県告示第622号

2-1-(4)-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流)

令和4年3月現在

No.	溪流(区域)名	所在地(地区)	指定区分	指定年月日
1	岩倉沢	上荻野	土砂災害警戒区域	H20.11.21 (県告示第639号)
2	荻野北沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
3	荻野沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
4	真弓川	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
5	真弓川支川	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
6	真弓川支川北沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
7	大平川	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
8	大平川南沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
9	奥滝谷沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
10	滝谷沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
11	二の足沢	七沢	土砂災害警戒区域	H20.11.21 (県告示第639号)
12	七沢弁天の森沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
13	二の足北沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
14	大沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H29.3.24 (県告示第136号)
15	奥大沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
16	見城沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
17	前半谷沢	七沢	土砂災害警戒区域	H20.11.21 (県告示第639号)
18	上谷戸北沢	七沢	土砂災害警戒区域	H20.11.21 (県告示第639号)
19	上谷戸沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
20	七久保沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
21	虫久保南沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
22	大竹沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
23	観音沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
24	山野北沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
25	山野南沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)
26	観音寺沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21 (県告示第640号)

No.	溪流(区域)名	所在地(地区)	指定区分	指定年月日
27	谷戸北沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
28	谷戸沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
29	七沢南沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
30	虫久保北沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
31	奥沢入沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
32	峰岸沢	七沢	土砂災害警戒区域	H20.11.21(県告示第639号)
33	峰岸南沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H20.11.21(県告示第640号)
34	まつかげ沢	まつかげ台	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
35	市島沢	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
36	鳶尾市島沢	棚沢	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
37	高取沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
38	箕ヶ沢	飯山	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
39	やすらぎ沢	上古沢	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
40	谷太郎川	七沢	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
41	不動尻沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
42	大山沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
43	野竹沢	上古沢	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
44	鞍掛沢	飯山	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
45	華巖沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
46	野竹北沢	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
47	向山沢	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
48	市道南沢	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
49	市道北沢	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
50	市道川	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)

No.	溪流(区域)名	所在地(地区)	指定区分	指定年月日
51	馬谷戸沢	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
52	矢崎沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
53	蟹ヶ背沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
54	笥ヶ南沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
55	金剛寺沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
56	鞍掛北沢	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
57	霜降沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
58	横林川	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
59	三ッ沢	上荻野	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
60	清田谷沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
61	清田谷北沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
62	池谷沢	上荻野	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
63	打越沢	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
64	打越南沢	上荻野	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
65	関口北沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
66	関口沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
67	関口南沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
68	鳶尾北沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
69	鳶尾沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
70	鳶尾南沢	みはる野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
71	子の神峰沢	鳶尾	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
72	姥谷沢	鳶尾	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
73	寺谷沢	棚沢	土砂災害警戒区域	H23.9.13(県告示第516号)
74	山附沢	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H23.9.13(県告示第517号)
75	大小屋沢	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	H25.12.20(県告示第667号)

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
1	愛甲1	愛甲西3丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
2	愛甲2	愛甲西1丁目及び愛甲西3丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
3	愛甲3	愛甲西4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
4	愛甲4	愛甲2丁目、愛甲3丁目及び愛甲4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
5	愛甲5	愛甲西1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
6	愛名1	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
7	愛名2	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
8	愛名3	愛名及び毛利台1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
9	愛名4	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
10	愛名5	愛名、森の里青山及び森の里若宮	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
11	愛名6	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
12	愛名7	愛名及び毛利台1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
13	愛名8	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
14	愛名9	愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
15	飯山1	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
16	飯山2	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
17	飯山3	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
18	飯山4	飯山、上荻野及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
19	飯山5	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
20	飯山6	飯山、中荻野及び宮の里2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
21	飯山7	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
22	飯山8	飯山及び宮の里2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
23	飯山9	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
24	飯山10	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
25	飯山11	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
26	飯山12	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
27	飯山13	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
28	飯山14	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
29	飯山15	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
30	飯山16	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
31	飯山17	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
32	飯山18	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
33	飯山19	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
34	飯山20	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
35	飯山21	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
36	飯山22	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
37	飯山23	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
38	飯山24	飯山	土砂災害警戒区域	R4.3.29（県告示第150号）
39	飯山25	飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
40	飯山26	飯山及び温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
41	王子1丁目1	王子1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
42	王子1丁目2	王子1丁目及び林3丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
43	岡津古久1	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
44	岡津古久2	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
45	岡津古久3	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
46	岡津古久4	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
47	岡津古久5	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
48	岡津古久6	岡津古久及び小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
49	岡津古久7	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
50	岡津古久8	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
51	岡津古久9	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
52	岡津古久10	岡津古久及び伊勢原市西富岡	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
53	岡津古久11	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
54	岡津古久12	岡津古久及び伊勢原市東富岡	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
55	岡津古久13	岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
56	小野1	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
57	小野2	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
58	小野3	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
59	小野4	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
60	小野5	小野、毛利台3丁目、愛名及び長谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
61	小野6	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
62	小野7	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
63	小野8	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
64	小野9	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
65	小野10	小野及び岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
66	小野11	小野及び岡津古久	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
67	小野12	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
68	小野13	小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
69	小野14	小野及び森の里若宮	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
70	恩名1	恩名5丁目、恩名4丁目及び温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
71	恩名2	恩名4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
72	恩名3	恩名3丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
73	恩名4	恩名2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
74	恩名5	恩名4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
75	金田1	金田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
76	上依知2	上依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
77	上依知3	上依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
78	上依知4	上依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
79	上依知5	上依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
80	上依知6	上依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
81	上依知7	上依知及び山際	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
82	上荻野 1	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
83	上荻野 2	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
84	上荻野 3	上荻野及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
85	上荻野 4	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
86	上荻野 5	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
87	上荻野 6	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
88	上荻野 7	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
89	上荻野 8	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
90	上荻野 9	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
91	上荻野 10	上荻野及び下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
92	上荻野 11	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
93	上荻野 12	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
94	上荻野 13	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
95	上荻野 14	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
96	上荻野 15	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
97	上荻野 16	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
98	上荻野 17	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
99	上荻野 18	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
100	上荻野 19	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
101	上荻野 20	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
102	上荻野 21	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
103	上荻野 22	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
104	上荻野 23	上荻野、中荻野及び下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
105	上荻野 24	上荻野及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
106	上荻野 25	上荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
107	上古沢 1	上古沢及び飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
108	上古沢 2	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
109	上古沢 3	上古沢及び飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
110	上古沢4	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
111	上古沢5	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
112	上古沢6	上古沢及び下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
113	上古沢7	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
114	上古沢8	上古沢及び森の里青山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
115	上古沢9	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
116	上古沢10	上古沢及び森の里5丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
117	上古沢11	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
118	上古沢12	上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
119	三田1	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
120	三田2	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
121	三田3	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
122	三田4	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
123	三田5	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
124	三田6	三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
125	三田南1丁目1	三田南1丁目、三田南3丁目及び三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
126	三田南1丁目2	三田南1丁目及び三田南2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
127	下依知1	下依知1丁目、下依知及び中依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
128	下荻野1	下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
129	下荻野2	下荻野及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
130	下荻野3	下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
131	下荻野4	下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
132	下荻野5	下荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
133	下荻野6	下荻野	土砂災害警戒区域	R4.3.29（県告示第150号）
134	下川入1	下川入、棚沢及び愛川町中津	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
135	下川入2	下川入	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
136	下川入3	下川入	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
137	下川入4	下川入及び関口	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
138	下古沢1	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
139	下古沢2	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
140	下古沢3	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
141	下古沢4	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
142	下古沢5	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
143	下古沢6	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
144	下古沢7	下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
145	関口1	関口及び山際	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
146	関口2	関口	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
147	関口3	関口	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
148	関口4	関口及び中依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
149	棚沢1	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
150	棚沢2	棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
151	棚沢3	棚沢及び三田	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
152	棚沢4	棚沢、下荻野及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
153	鳶尾一丁目1	鳶尾1丁目、中荻野、下荻野及び棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
154	鳶尾一丁目2	鳶尾1丁目及び中荻野	土砂災害警戒区域	R4.3.29（県告示第150号）
155	鳶尾三丁目1	鳶尾3丁目、鳶尾4丁目及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
156	鳶尾四丁目1	鳶尾4丁目及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
157	鳶尾五丁目1	鳶尾5丁目、上荻野及びみはる野1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
158	戸室1	戸室2丁目及び戸室4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
159	中依知1	中依知及び関口	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
160	中依知2	中依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
161	中依知3	中依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
162	中依知4	中依知及び下依知1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
163	中依知5	中依知	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
164	中荻野 1	中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
165	中荻野 2	中荻野及び宮の里4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
166	中荻野 3	中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
167	中荻野 4	中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
168	中荻野 5	中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
169	中荻野 6	中荻野	土砂災害警戒区域	R4.3.29（県告示第150号）
170	中荻野 7	中荻野、上荻野及び鳶尾5丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
171	七沢 1	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
172	七沢 2	七沢及び清川村煤ヶ谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
173	七沢 3	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
174	七沢 4	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
175	七沢 5	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
176	七沢 6	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
177	七沢 7	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
178	七沢 8	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
179	七沢 9	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
180	七沢 10	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
181	七沢 11	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
182	七沢 12	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
183	七沢 13	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
184	七沢 14	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
185	七沢 15	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
186	七沢 16	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
187	七沢 17	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
188	七沢 18	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
189	七沢 19	七沢	土砂災害警戒区域	H28.3.29（県告示第158号）
190	七沢 20	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
191	七沢 21	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
192	七沢22	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
193	七沢23	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
194	七沢24	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
195	七沢25	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
196	七沢26	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
197	七沢27	七沢及び小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
198	七沢28	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
199	七沢29	七沢及び小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
200	七沢31	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
201	七沢32	七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
202	温水1	温水及び飯山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
203	温水2	温水及び恩名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
204	温水3	温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
205	温水4	温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
206	温水5	温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
207	温水6	温水及び長谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
208	温水7	温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
209	温水西1	温水西2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
210	温水西3	温水西1丁目及び長谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
211	長谷1	長谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
212	長谷2	長谷及び温水	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
213	長谷3	長谷	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
214	林2丁目1	林2丁目及び戸室4丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
215	林3丁目1	林3丁目、飯山及び王子2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
216	林3丁目2	林3丁目、王子1丁目及び王子2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
217	船子1	船子	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
218	船子2	船子	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
219	船子3	船子	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
220	まつかげ台1	まつかげ台、上荻野及び みはる野2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
221	みはる野一丁目1	みはる野1丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
222	みはる野一丁目2	みはる野1丁目、上荻 野、棚沢及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R4.3.29（県告示第151号）
223	みはる野二丁目1	みはる野2丁目及び上荻 野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
224	みはる野二丁目2	みはる野2丁目、みはる野1 丁目、上荻野及び棚沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
225	宮の里一丁目1	宮の里1丁目、宮の里2丁 目、飯山及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
226	宮の里二丁目1	宮の里2丁目及び宮の里1 丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
227	宮の里三丁目1	宮の里3丁目、宮の里2丁 目及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
228	宮の里四丁目1	宮の里4丁目及び中荻野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R2.3.24（県告示第108号）
229	毛利台1	毛利台1丁目及び温水西 2丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
230	森の里2丁目1	森の里2丁目、小野及び 七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
231	森の里3丁目1	森の里3丁目	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
232	森の里3丁目2	森の里3丁目、森の里4丁 目及び七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
233	森の里4丁目1	森の里4丁目、森の里3丁 目及び七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
234	森の里5丁目1	森の里5丁目、森の里青 山及び上古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
235	森の里5丁目2	森の里5丁目及び七沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
236	森の里青山1	森の里青山、上古沢及び 下古沢	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
237	森の里青山2	森の里青山、森の里3丁 目、森の里若宮及び愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
238	森の里若宮1	森の里若宮及び森の里青 山	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
239	森の里若宮2	森の里若宮、森の里1丁 目及び小野	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
240	森の里若宮3	森の里若宮及び愛名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.19（県告示第152号）
241	山際1	山際	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
242	山際2	山際	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.5.25（県告示第417号）
—	日向17	七沢※伊勢原市にまたが るため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）
—	西富岡06	岡津古久※伊勢原市にま たがるため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）

No.	区域名	所在地（地区）	指定区分	指定年月日
—	東富岡06	岡津古久※伊勢原市にまたがるため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）
—	東富岡07	岡津古久※伊勢原市にまたがるため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）
—	高森01	小野※伊勢原市にまたがるため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）
—	石田02	愛甲東1丁目※伊勢原市にまたがるため両市に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第181号）
—	中津14	上依知※愛川町にまたがるため両市町に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第184号）
—	（愛川町） 棚沢2	棚沢※愛川町にまたがるため両市町に掲載	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	R3.3.23（県告示第184号）

2-1-(4)-3

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設

(1) 対象施設

下表について浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地している場合は「○」で示している。

令和4年4月1日現在

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩智川	善明川	急傾斜	土石流
1	相川保育所	下津古久 710-1	○			○				
2	玉川保育所	七沢 162						○		
3	荻野すみれ愛児園	鳶尾 2-25-6								○
4	妻田保育園	妻田西 2-20-5		○	○					
5	岡田保育園	岡田 1-7-8	○		○		○			
6	YMCAあつぎ保育園 ホサナ	中町 3-2-6 厚木Tビル3階	○		○		○			
7	保育園V i V i	水引 2-12-29 YMビル1階	○		○					
8	けいわ保育園	中町 3-3-9 厚木アーバンプラザ 3階	○		○		○			
9	あゆのこ保育園	恩名 1-10-38	○				○			
10	キンダーガーデンこぼと	旭町 3-7-3	○		○		○			
11	けいわ星の子保育園	中町 3-3-9 厚木アーバンプラザ 2階	○		○		○			
12	おひさまっこ保育園	東町 7-2-2 2階	○							
13	もみじ保育園	松枝 1-1-3	○		○					
14	保育園コスモス	愛名 31-12					○			
15	本厚木ふたば保育園	田村町 7-3 ビエト本厚木 2階	○		○		○			
16	厚木こぼと保育園	中町 3-11-20 ケビル 4階	○		○		○			
17	本厚木さくらんぼ保育園	田村町 1-29-2	○		○		○			
18	湘南カトリア保育園	田村町 2-20 三橋ビルネクス 1・2階	○		○		○			
19	ナーサリースクール T&Y本厚木	中町 3-18-5 ソーゲン本厚木ビル 2階	○		○		○			
20	厚木ふじの花保育園	旭町 2-4-15	○		○		○			
21	厚木・あさひ保育園	旭町 5-42-32 ウイン本厚木 2・3階	○		○		○			
22	翼咲保育園	妻田南 1-17-34	○	○	○					

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曹川	善明川	急傾斜	土石流
23	ポノ保育園	田村町 1-26 ヨークス 厚木店 2 階	○		○			○		
24	厚木こぼと保育園水引園	水引 2-7-16	○		○					
25	ちっちゃな保育園 たろうとはなこ	中町 2-10-20 ブリス本厚木レジデンス 1 階	○		○			○		
26	瑠璃光寺保育園	上依知 1747	○							
27	どんぐり保育園	妻田北 2-24-11		○						
28	こひつじ愛児園	温水西 2-1-1						○		
29	そよかせ保育園	田村町 5-9	○		○			○		
30	マーガレット保育園	中町 4-9-14 Flos 厚木中町 1 階	○		○			○		
31	ぽとふ厚木	長谷 677-3 武井商事ビル 101					○			
32	妻田フェルマータ 小規模保育園	妻田北 1-6-13	○	○	○					
33	プリンス保育園本厚木	旭町 1-9-7	○		○			○		
34	厚木はないろ保育園	寿町 2-8-20 常盤ビル	○		○					
35	T y 厚木保育園	恩名 3-3-8						○		
36	どんぐりっこ保育園	妻田北 2-24-11		○						
37	Sachi International School	厚木町 3-9 清水ビル 201	○							
38	保育園ネバーランド (夜型保育施設)	岡田 1-4-43-102	○		○	○	○			
39	ニチイキッズ 本厚木駅前保育園	旭町 1-27-5 MSビル 2 階-B	○		○			○		
40	でんえん保育ルーム ぼかぼか	妻田北 3-26-12		○						
41	厚木ココテラス保育園	岡田 3050 厚木アクトメインタワー 2 階	○		○	○	○			
42	あとりあ保育園 長坂ビレッジ	関口 1121-1							○	
43	保育園 KIDS SMILE LABO	旭町 1-7-3 HAYASHIビル 2 階	○		○			○		
44	てりは保育園あつぎ	岡田 5-8-23	○		○	○	○			
45	株式会社半導体エネギー 研究所 (ここここ園)	長谷 419-2					○			
46	日産自動車株式会社 (まーちらんど・あつぎあくすと)	岡田 3065	○		○	○	○			
47	福祉法人清流会 ゆめっこ	小野 2240-1					○			

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
48	厚木幼稚園	幸町 6-22	○		○		○			
49	厚木田園幼稚園	三田 1303		○						
50	厚木のぞみ幼稚園	妻田東 2-5-41	○	○	○					
51	伊勢宮幼稚園	及川 2-23-1			○					
52	えいすう幼稚園	寿町 3-14-7	○		○					
53	清和幼稚園	旭町 5-36-25	○		○		○			
54	ちぐさ幼稚園	寿町 2-6-19	○		○					
55	ぬるみず幼稚園	温水 1134					○			
56	はやし幼稚園	林 2-13-41							○	
57	厚木小学校	寿町 3-15-34	○		○					
58	玉川小学校	七沢 150-1				○			○	
59	相川小学校	岡田 5-10-1	○		○	○	○			
60	厚木第二小学校	旭町 5-38-1	○		○		○			
61	愛甲小学校	愛甲西 1-17-1				○				
62	妻田小学校	妻田南 1-14-1	○	○	○					
63	毛利台小学校	毛利台 1-23-1							○	
64	上荻野小学校	上荻野 1429							○	
65	戸田小学校	戸田 545	○			○				
66	厚木中学校	水引 1-1-3	○		○					
67	玉川中学校	小野 301-10							○	
68	東名中学校	愛甲 1809				○				
69	林中学校	林 5-5-1			○					
70	森の里中学校	森の里 3-35-1							○	
71	睦合東中学校	三田 3472		○						
72	相川中学校	酒井 1981-1	○			○				
73	厚木清南高等学校	岡田 1-12-1	○		○	○	○			
74	厚木西高等学校	森の里青山 12-1							○	
75	保健福祉センター	中町 1-4-1	○		○		○			
76	厚木市老人福祉センター 寿荘	中町 1-1-3	○		○		○			
77	南毛利学習支援センター	長谷 1094-1							○	
78	子育て支援センター 「もみじの手」	中町 2-12-15 アミュあつぎ 8階	○		○		○			
79	ソーシャルホーム厚木金田	金田 844-1	○	○						
80	ともがき厚木船子	船子 1254				○	○			
81	すみれ荘	愛名 131-36							○	
82	プラムハウス	妻田西 2-6-13		○	○					
83	はーとふるイコロ	まつかげ台 15-17								○
84	トライアルどりぶあーつ	戸田 1416-10	○							
85	岡田ハウス	岡田 4-18-5	○		○		○			
86	ともがき厚木	岡田 5-8-23	○		○	○	○			

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
87	未来ネットワーク	金田 764-19	○							
88	JUNCTION厚木	田村町 10-3	○		○		○			
89	Cocorport 本厚木Office	中町 3-6-13 神奈中厚木第一ビル 1階	○		○					
90	ウェルビー 本厚木駅前センター	中町 3-18-5 ソケン本厚木ビル3階	○		○		○			
91	manaby 本厚木駅前事業所	中町 4-4-15 TMビル本厚木 303	○		○		○			
92	アクセスジョブあつぎ	中町 3-11-18 Flos 厚木ビル 505	○		○		○			
93	就労移行ITスクール 本厚木	中町 3-11-18 Flos 厚木ビル 706	○		○		○			
94	サンテ	泉町 2-1 ビッグジャ パンビル5階A室	○		○		○			
95	トライフィールド わーくあーつ	幸町 10-18	○							
96	エンジェルランド	水引 2-12-35	○		○					
97	ベストレーディング株式会社 福祉事業部サンライフ	金田 1141-3	○	○						
98	工房小野橋	小野 2164-2				○				
99	就労継続支援B型事業所 しらゆり	松枝 2-5-17 厚木市生きがいセンター内	○		○					
100	ハートラインあゆみ	中町 4-6-11 山口ビル 201	○		○		○			
101	Bluebee- Dream	上依知 2751-1	○							
102	Studio R	旭町 5-42-23	○		○		○			
103	AWANA	旭町 1-15-8 県央ビル2階	○		○		○			
104	ケアライフあつぎ	戸田 1762-4	○							
105	児童発達支援 おひさま	中町 2-12-2 ラッキービル2階	○		○		○			
106	わくわくクラブ	中町 3-13-8 アリス・ヴェール 141- 4階	○		○		○			
107	きらりはーと	旭町 1-9-12 シャルム本厚木 1階	○		○		○			
108	デイルームとんとん	水引 2-12-29 YMビル 203	○		○					
109	多機能型事業所 にじいろ	戸室 1-29-1			○					

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
110	なのはな栄町	栄町 2-1-12 光和エステートビルB-1	○		○			○		
111	放課後等デイ キッズポートランド	南町 13-16	○					○		
112	きらりはーと妻田	妻田南 1-12-3	○	○	○					
113	YMCA 児童発達支援あつぎ	中町 3-2-6 厚木 Tビル 4階	○		○			○		
114	厚木市児童発達支援 センターひよこ園	中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター 2階・4階	○		○			○		
115	りずむはーと	中町 4-8-1 ALP 厚木ビル 1階	○		○			○		
116	児童発達支援 ルピナス教室	妻田西 1-29-25 YAビル 1階号室		○	○					
117	りずむはーと妻田西	妻田西 1-2-3 Kワビル 105	○	○	○					
118	きらりはーと J O B	中町 4-8-11 タミハイツ 1階	○		○			○		
119	コペルプラス 本厚木教室	中町 3-13-2 石黒ビル 6階	○		○			○		
120	てらびあぼけっと 本厚木教室	旭町 1-8-11 本厚木 Mビル 2階	○		○			○		
121	ハビー本厚木教室	旭町 2-8-21 YSビル 2-A 号室	○		○			○		
122	One step smile 厚木教室	妻田南 1-23-19 イストコネ N2F	○	○	○					
123	飯山地区 日中活動支援センター	飯山南 5-2-12			○				○	
124	スローバラード	旭町 2-9-15 メゾンサモール 1階	○		○			○		
125	ハートピアラ	恩名 1-1-14	○		○			○		
126	あさひ学苑ポッシブ校	旭町 5-43-14 パストラル ASAHI205号	○		○			○		
127	子ども発達支援 あさひ学苑 IT校	旭町 3-25-8	○		○			○		
128	子ども発達支援 あさひ学苑厚木校	厚木町 1-3-1	○		○					
129	放課後デイサービス t o i r o 本厚木	岡田 2-8-28 パストラル飯島 205	○		○	○		○		
130	Athletic Club ハートフル	田村町 5-22	○		○			○		
131	紅梅学園	上荻野 5303							○	

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
132	野百合園	上荻野 5160								○
133	レスパイトセンター どんぐり	妻田東 1-23-6 三和ビル1階	○	○	○					
134	アジール	旭町 1-15-8 県央ビル1階	○		○		○			
135	レザミ工芸	幸町 1-10 第5 愛和ハイ	○		○		○			
136	三田児童館	三田 2722							○	
137	温水・恩名児童館	温水 617-1					○			
138	上戸田児童館	戸田 588-3	○							
139	小野児童館	小野 2287				○				
140	上荻野児童館	上荻野 3643			○					
141	戸室児童館	戸室 1-15-12			○					
142	厚木南児童館	旭町 5-16-1	○		○		○			
143	ひまわり児童館	南町 11-11	○				○			
144	まつかげ台児童館	まつかげ台 9-15								○
145	中戸田児童館	戸田 1061-2	○							
146	吾妻町児童館	吾妻町 1-22			○					
147	妻田児童館	妻田西 1-17-33	○	○	○					
148	厚木北児童館	寿町 3-15-26	○		○					
149	上依知児童館	上依知 2722-3	○							
150	宮の里児童館	宮の里 1-2-10							○	
151	鳶尾児童館	鳶尾 3-2-11								○
152	下川入児童館	下川入 1424		○						
153	妻田東児童館	妻田東 1-19-14	○	○	○					
154	岡田児童館	岡田 5-9-1	○		○	○	○			
155	金田児童館	金田 775-10	○							
156	厚木放課後児童クラブ	寿町 3-15-34 (厚木小学校内)	○		○					
157	玉川放課後児童クラブ	七沢 150-1 (玉川小学校内)				○			○	
158	南毛利放課後児童クラブ	長谷 1094-1 (南毛利学習支援センター内)				○			○	
159	相川放課後児童クラブ	岡田 5-10-1 (相川小学校内)	○		○	○	○			
160	厚木第二放課後児童 クラブ	旭町 5-38-1 (厚木第二小学校内)	○		○		○			
161	愛甲放課後児童クラブ	愛甲西 1-17-1 (愛甲小学校内)				○				

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
162	妻田放課後児童クラブ	妻田南 1-14-1 (妻田小学校内)	○	○	○					
163	毛利台放課後児童クラブ	毛利台 1-23-1 (毛利台小学校内)							○	
164	上荻野放課後児童クラブ	上荻野 1429 (上荻野小学校内)							○	
165	戸田放課後児童クラブ	戸田 545 (戸田小学校内)	○			○				
166	こぼとKID'Sクラブ 妻田	妻田北 1-13-14 B棟3階		○	○					
167	学童ルーム なないろの たね水引クラブ	水引 2-12-29 YMビル302	○		○					
168	学童ルーム なないろのたね旭町クラブ	旭町 4-3-13 古郡ビル2-CD	○		○		○			
169	厚木YMC A学童クラブ 「あゆの学校」	中町 4-16-19	○		○		○			
170	学童クラブ「でんえん」	三田 1303 (厚木田園幼稚園内)		○						
171	マイルストーン学童クラブ	上古沢 1180-1							○	○
172	AEGアフタースクール	旭町 4-1-2 ビジネスゲート本厚木 2階	○		○		○			
173	愛光病院	松枝 2-7-1	○		○					
174	厚木市立病院	水引 1-16-36	○		○					
175	AOI七沢リハビリテーション病院	七沢 1304							○	○
176	亀田森の里病院	森の里 3-1-1							○	
177	近藤病院	東町 3-3	○							
178	湘南厚木病院	温水 118-1	○				○			
179	仁厚会病院	中町 3-8-11	○		○		○			
180	相州病院	上荻野 1682-3			○					
181	東名厚木病院	船子 232	○			○	○			
182	厚木産婦人科	中町 3-9-3	○		○		○			
183	笹生循環器クリニック	旭町 5-47-1	○		○		○			
184	塩塚産婦人科・小児科	旭町 2-12-15	○		○		○			
185	並木産婦人科クリニック	妻田西 2-17-12		○	○					
186	米澤外科内科	飯山 172			○					

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曹川	善明川	急傾斜	土石流
187	ムツアイホーム やすらぎ	下川入 1296		○						
188	高齢者総合福祉 サービスセンター森の里	下古沢 193-1							○	
189	特別養護老人ホーム 甘露 苑	山際 1350-1	○							
190	特別養護老人ホーム メイサムホール	愛甲 2208-1				○				
191	第二森の里	飯山 3425					○			
192	ムツアイホーム すこやか	下川入 1321		○						
193	グランモールさくら及川	及川 793			○					
194	介護老人保健施設 さつきの里あつぎ	船子 322-1	○			○	○			
195	介護老人保健施設こまち	小野 763-1							○	
196	介護老人保健施設 リハビリケア湘南厚木	戸田 2446-15	○							
197	看護小規模多機能型 居宅介護事業いわしぐも	戸室 1-29-1			○					
198	小規模多機能型居宅介護 ゆったり	旭町 2-3-13	○		○		○			
199	ムツアイホーム うるわし	下川入 1321		○						
200	特別養護老人ホーム メイサムフレール	愛甲 2193-1				○				
201	あつぎポポロ	東町 7-2-2	○							
202	コミュニティーハウス あ ゆらす	妻田東 1-12-7	○	○	○					
203	デイサービス くぬぎ	妻田北 3-18-3		○						
204	はーとふるリハ BLUE SKY	妻田西 2-10-18		○	○					
205	茶話本舗デイサービス 笑がお	田村町 1-4	○		○		○			
206	サロンデイ厚木	岡田 2-8-28 パストラル飯島 107	○		○	○	○			
207	フォローライフ厚木恩名	恩名 1-7-60	○		○		○			
208	ファミリーケア 厚木さくら物語	妻田東 3-39-7		○						
209	健康ハーブデイ厚木 かみえち	上依知 40-5	○							

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	急傾斜	土石流
210	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ本厚木駅前	旭町 1-10-6 シンロック石井ビル 1F	○		○			○		
211	リハビリ特化型デイサービス ムーブメントプロ厚木北	妻田東 3-30-17		○	○					
212	春色デイサービス	岡田 4-22-33	○		○	○	○			
213	機能訓練型 デイサービスコスモス	飯山 172			○					
214	リビングケア唯の家 妻田南	妻田南 1-22-22	○	○	○					
215	リビングケア唯の郷 栄町	栄町 2-3-14	○		○			○		
216	クローバーライフ	水引 2-6-29	○		○					
217	レコードブック厚木岡田	岡田 3134	○		○	○	○			
218	レコードブック厚木林	林 5-8-8			○					
219	サロン いとすぎ	旭町 5-42-36 アーク本厚木 101	○		○			○		
220	ケアセンターあさひ	旭町 2-3-13	○		○			○		
221	光温会温水ケアセンター	温水 704-1						○		
222	通所介護事業所 えまーぶる	中町 3-3-9	○		○			○		
223	ケアセンター悠楽	飯山 172			○					
224	ツクイ厚木水引	水引 2-9-13	○		○					
225	デイサービスあおぞら	東町 7-2-2	○							
226	ケアステーション あさひ厚木インター	岡田 2-16-11	○		○	○	○			
227	ひかりデイサービス妻田	妻田南 1-7-33	○	○	○					
228	レッツ倶楽部 ペシュア厚木	戸室 1-36-6			○					
229	デイサービス きらめき厚木	関口 1121-1							○	
230	ベストライフ本厚木	岡田 4-25-34	○		○	○	○			
231	ホームステーション らいふ愛甲石田	愛甲 3-6-7				○				
232	小町山グリーンホーム	小野 2240-1				○				
233	SOMPO ケア ラヴィーレ本厚木	旭町 2-12-17	○		○			○		
234	ふるさとホーム厚木妻田	妻田西 3-1-14		○	○					
235	オーババーズセキ	戸室 1-26-13			○					

No	施設名称	住所	浸水想定区域						土砂災害警戒区域	
			相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曹川	善明川	急傾斜	土石流
236	あつぎポポログループホーム	東町 7-2-2	○							
237	花物語あつぎ南	岡田 3-2-1	○		○	○	○			
238	みみおくらぶつまだ	妻田東 2-2-3	○	○	○					
239	ふるさとホーム 厚木インター	岡田 2-16-11	○		○	○	○			
240	みどりの丘 ミーブン・トーク	戸室 1-26-3			○					
241	オーババーズセキ Verde	戸室 1-26-6			○					
242	マザーホーム戸室	戸室 1-29-1			○					
243	すたいる厚木	酒井 2158-3	○		○	○	○			
244	有料老人ホームきらめき厚木	関口 1121							○	
245	医心館 本厚木	栄町 1-8-13	○		○		○			
246	愛名やまゆり園	愛名 1000							○	
247	厚木精華園	上荻野 4835-1								○
248	すぎな会	小野 2136							○	
249	厚木ASD支援センター	恩名 2-1-27	○		○					
250	就労定着支援事業所 ウェルビー本厚木駅前センター	中町 3-13-2 石黒ビル 2階	○		○		○			
251	J u m p	旭町 2-9-15 メゾンサモワール 1F	○		○		○			
252	カムカム!	旭町 5-1-2 コメコメハウス 1F	○		○		○			
253	厚木身体障害者等 生活介護事業所	中町 1-4-1	○		○		○			
254	アッサンブラージュ妻田	妻田西 2-18-5 アネックス共栄 102		○	○					
255	生活介護SORA	妻田東 2丁目 22番 14号	○	○	○					

※住所は、令和5年2月1日現在

(2) 洪水予報等の伝達方法：防災行政無線

2 浸水想定区域内にある地下街等（施設）

(1) 対象施設

浸水想定区域内にある地階床面積 5,000 m²以上の施設（消防法施行規則第 12 条第 1 項大 8 号ハ（ハ）に該当する施設）

施設名称	所在地	対象河川
小田急本厚木ミロード1	泉町1-1	相模川水系 相模川中流 相模川水系小鮎川・荻野川 相模川水系恩曾川
厚木パークビルディング	中町2丁目12-15	相模川水系 相模川中流 相模川水系小鮎川・荻野川
厚木中央公園地下駐車場	寿町3丁目2-1	相模川水系 相模川中流 相模川水系小鮎川・荻野川

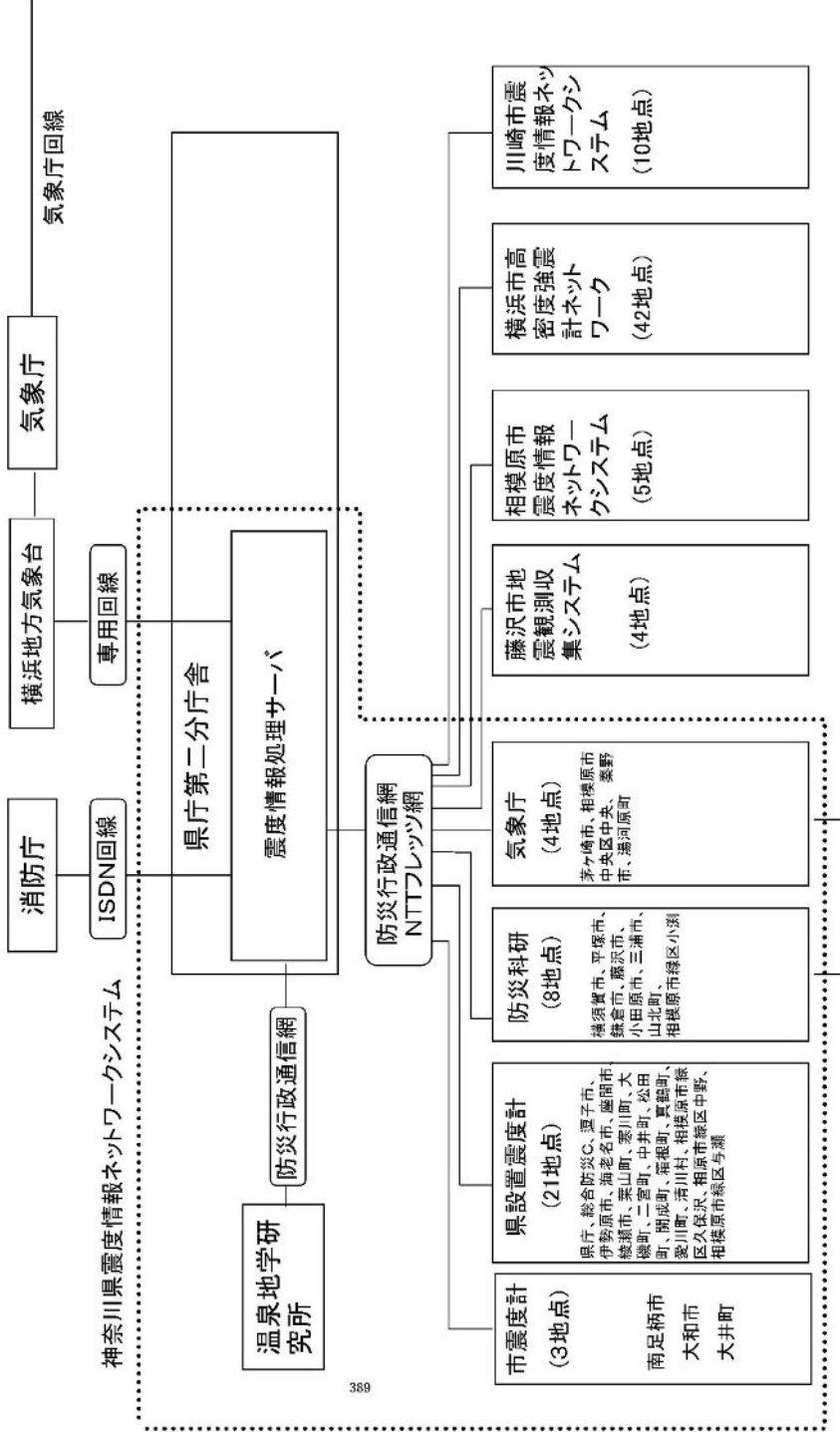
(2) 洪水予報等の伝達方法：防災行政無線

2-2-(1)-1 神奈川県震度情報ネットワークシステムの概要図

(神奈川県地域防災計画—地震災害対策マニュアル・資料— (R4.3) より)

資料 4-1-1-(1)
(くらし安全防災局総務室)

神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図



2-2-(1)-2 市防災行政無線（固定系）設置場所【屋外受信局】

令和5年2月1日現在

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
1	1	相 川 1-1(B)	戸田2288	H20		S57
2	2	相 川 1-2(A)	戸田1202-3	H20		S57
3	3	相 川 1-3(B)	戸田453-1	H17		S57
4	4	相 川 1-4(B)	戸田2478-1	H25		H25
5	5	相 川 2-1(B)	戸田655-6	H21		S57
6	6	相 川 2-2(A)	下津古久780	H21		S57
7	7	相 川 2-3(B)	下津古久716-3	H21		S57
8	8	相 川 2-4(A)	下津古久602-1	H21		H4
9	9	相 川 3-1(A)	戸田24-1	H21		S57
10	10	相 川 3-2(A)	酒井1973-1	H17	○	S57
11	11	相 川 3-3(B)	酒井2071-1	H20		S57
12	12	相 川 3-4(A)	酒井1006-2	H21		S57
13	13	相 川 3-5(A)	酒井489	H21		S57
14	14	相 川 4-1(A)	長沼479	H18		S57
15	15	相 川 4-2(B)	上落合562	H21		S57
16	16	相 川 4-3(A)	上落合271-1	H20		S57
17	17	相 川 4-4(B)	長沼160-2	H21		S57
18	18	相 川 5-1(B)	岡田5-17-3先	H21		S57
19	19	相 川 5-2(A)	岡田5-10-1	H21		S57
20	20	相 川 5-3(B)	岡田4-19-6	H21		S57
21	21	相 川 5-4(A)	岡田1-11-10	H20		S57
22	1	厚 木 (南) 1-1(A)	旭町5-16-1	H18		S57
23	2	厚 木 (南) 1-2(B)	旭町3-17-23	H18		S57
24	3	厚 木 (南) 1-3(B)	旭町5-38-1	H25		H25
25	4	厚 木 (南) 2-1(C)	旭町3-1328-1	H18		S57
26	5	厚 木 (南) 2-2(A)	泉町113	H18		S57
27	6	厚 木 (南) 2-3(B) 水難局	幸町2633-2	H18		S62
28	7	厚 木 (南) 3-1(C)	旭町1-18	H18		S57
29	8	厚 木 (南) 3-2(B)	旭町1-30	H18		S57
30	9	厚 木 (南) 4-1(B)	南町55-79	H18		S57
31	10	厚 木 (南) 4-2(A)	船子607-4	H18		S57
32	11	厚 木 (南) 5-1(B)	岡田1-3-3	H18		S57
33	12	厚 木 (南) 6-1(C)	旭町4-3343-2	H18		S57
34	13	厚 木 (北) 1-1(B)	中町4-85	H18		S57
35	14	厚 木 (北) 1-2(C)	恩名1-9-20	H18		S57
36	15	厚 木 (北) 2-1(A)	中町3-17-17	H18		S57
37	16	厚 木 (北) 2-2(C)	中町3-7	H18		S57
38	17	厚 木 (北) 2-4(B)	寿町3-4-10	H18		S57
39	18	厚 木 (北) 2-5(B)	栄町1-16-15	H25		H25
40	19	厚 木 (北) 3-1(A)	栄町2-500-1	H18		S57
41	20	厚 木 (北) 3-2(C)	恩名2-5-5	H18		S57
42	21	厚 木 (北) 3-3(C)	水引2-3-1	H18		S57
43	22	厚 木 (北) 4-1(C)	中町1-4-1	H18		S57
44	23	厚 木 (北) 4-2(A)	中町1-8-11	H18		S57
45	24	厚 木 (北) 4-3(B)	中町1-1-3	H18		S61
46	25	厚 木 (北) 5-1(C)	寿町1-7-507	H18		S57

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
47	26	厚 木 (北) 5-2(A)	元町9-4	H18		S57
48	27	厚 木 (北) 6-1(A)	松枝2-5-17	H18		H18
49	28	厚 木 (北) 6-2(C)	松枝1-6-21	H18		S57
50	29	厚 木 (北) 6-3(A)	妻田南2-13-7	H18		S57
51	30	厚 木 (北) 6-4(C)	松枝2-5-17	H18		H1
52	1	南毛利 (南) 1-1(B)	愛甲東3-18	H19		S57
53	2	南毛利 (南) 1-2(B)	愛甲東2-8-2	H19		S57
54	3	南毛利 (南) 1-3(A)	愛甲3-2381	H17		S57
55	4	南毛利 (南) 1-4(A)	愛甲東1-24-23	H19		S58
56	5	南毛利 (南) 2-1(B)	愛甲2-20-8	H19		S58
57	6	南毛利 (南) 2-2(A)	愛甲4-709-1	H19		S58
58	7	南毛利 (南) 2-3(B)	愛甲2-736-1	H19		S58
59	8	南毛利 (南) 2-4(A)	愛甲2-914-2	H18		S58
60	9	南毛利 (南) 3-1(B)	愛甲西3-150-2	H19		S58
61	10	南毛利 (南) 3-2(A)	愛甲西1-17-1	H17	○	S58
62	11	南毛利 (南) 3-3(A)	愛甲西2-15-1	H19		S58
63	12	南毛利 (南) 3-4(B)	愛甲西1-3-5	H19		S58
64	13	南毛利 (南) 4-1(B)	船子1578-1	H19		S57
65	14	南毛利 (南) 4-2(B)	船子262	H19		S57
66	1	南 毛 利 1-1(A)	長谷625	H17		S58
67	2	南 毛 利 1-2(A)	長谷825	H17		S58
68	3	南 毛 利 1-3(B)	毛利台3-1592-15	H19		S58
69	4	南 毛 利 1-4(B)	毛利台2-1405-34	H18		S58
70	5	南 毛 利 1-5(A)	毛利台1-1069-166	H19		S58
71	6	南 毛 利 1-6(A)	長谷1382	H18		H18
72	7	南 毛 利 2-1(B)	戸室3-14-1	H19		S57
73	8	南 毛 利 2-2(B)	戸室1-21	H17		S57
74	9	南 毛 利 2-3(A)	戸室2-18-8	H17		S57
75	10	南 毛 利 2-4(A)	戸室4-4-1	H17	○	S58
76	11	南 毛 利 2-5(A)	戸室2-24-1	H19		S62
77	12	南 毛 利 3-1(B)	恩名897-5	H19		S57
78	13	南 毛 利 3-2(A)	恩名3-11-55	H19		S57
79	14	南 毛 利 3-3(B)	恩名1273-1	H19		S57
80	15	南 毛 利 4-1(B)	温水305-27	H19		S57
81	16	南 毛 利 4-2(B)	温水612	H19		S57
82	17	南 毛 利 4-3(A)	船子1737	H19		S58
83	18	南 毛 利 4-4(B)	長谷1055-4	H19		S58
84	19	南 毛 利 4-5(A)	長谷1094-1	H17	○	S58
85	20	南 毛 利 4-6(A)	長谷307-1	H19		S62
86	21	南 毛 利 4-8(A)	温水783-1	H16		H12
87	22	南 毛 利 4-9(B)	長谷538-2	H25		H25
88	23	南 毛 利 5-1(B)	温水1908-1	H19		S57
89	24	南 毛 利 5-2(B)	温水西2-2-20	H19		S57
90	25	南 毛 利 5-3(A)	温水西1-13	H19		S58
91	26	南 毛 利 5-5(A)	温水2020	H19		S58
92	27	南 毛 利 5-6(A)	恩名5-6-1	H19		H6
93	28	南 毛 利 5-7(A)	恩名5-1582-17	H21		H21
94	29	南 毛 利 6-1(B)	愛名457-1	H19		S58
95	30	南 毛 利 6-2(A)	愛名46-1	H19		S58

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
96	31	南 毛 利 6-3(B)	飯山南1-18-24	H19		S58
97	32	南 毛 利 6-4(A)	毛利台1-12	H19		H1
98	33	南 毛 利 6-5(A)	愛名761	H21		H9
99	34	南 毛 利 6-6(A)	愛名327-1	H25		H25
100	1	睦 合 (南) 1-1(B)	妻田南1-14-1	H19		S57
101	2	睦 合 (南) 1-2(A)	妻田南1-14-1	H17	○	S57
102	3	睦 合 (南) 1-3(C)	妻田東2-22-59	H20		S57
103	4	睦 合 (南) 1-4(A)	妻田東1-1733-4	H20		S57
104	5	睦 合 (南) 1-5(B)	妻田東1-11-5	H20		S63
105	6	睦 合 (南) 2-1(A)	妻田西1-17-32	H20		S57
106	7	睦 合 (南) 2-2(B)	妻田西2-347-1	H21		S57
107	8	睦 合 (南) 2-3(C)	妻田西2-1394	H18		S57
108	9	睦 合 (南) 2-4(B)	妻田北1-1854-1	H20		S57
109	10	睦 合 (南) 2-5(A)	妻田西3-1297	H19		S57
110	11	睦 合 (南) 3-1(C)	妻田東3-1106-1	H20		S57
111	12	睦 合 (南) 3-2(B)	妻田北1-18-33	H18		S57
112	13	睦 合 (南) 3-3(A)	妻田北2-17-10	H17		S57
113	14	睦 合 (南) 4-1(C)	妻田西3-21-30	H20		S57
114	15	睦 合 (南) 4-2(A)	妻田北4-8-1	H19		S57
115	16	睦 合 (南) 4-3(C)	妻田北3-755	H17		S57
116	17	睦 合 (南) 4-4(C)	及川18-1	H20		S57
117	18	睦 合 (南) 5-1(B)	林2-27-18	H20		S58
118	19	睦 合 (南) 5-2(C)	林5-5-1	H17	○	S58
119	20	睦 合 (南) 5-3(C)	林476-4	H21		S58
120	21	睦 合 (南) 5-4(B)	林3-291-1	H20		S58
121	22	睦 合 (南) 6-1(B)	及川473	H20		S58
122	23	睦 合 (南) 6-2(B)	及川2-9	H20		S58
123	24	睦 合 (南) 6-3(A)	及川1161-1	H20		S58
124	1	睦 合 (北) 1-1(B)	三田南3-26-31	H17		S57
125	2	睦 合 (北) 1-2(A)	三田1775	H20		S57
126	3	睦 合 (北) 1-3(A)	三田1031	H20		S58
127	4	睦 合 (北) 1-4(B)	三田3-8-10	H20		H2
128	5	睦 合 (北) 2-1(B)	下荻野1170	H17	○	S58
129	6	睦 合 (北) 2-2(A)	三田2415-2	H20		S58
130	7	睦 合 (北) 2-3(B)	三田2722	H20		S58
131	8	睦 合 (北) 2-4(A)	三田388-1	H17		S62
132	9	睦 合 (北) 3-1(A)	三田172	H17		S58
133	10	睦 合 (北) 3-2(B)	三田3061	H20		S58
134	11	睦 合 (北) 3-3(B)	三田3202-4	H17		S58
135	12	睦 合 (北) 4-1(A)	下川入1005-3	H20		S58
136	13	睦 合 (北) 4-2(B)	山際342-1	H20		S58
137	14	睦 合 (北) 4-3(A)	下川入390-3	H20		S58
138	15	睦 合 (北) 4-4(B)	下川入898	H20		H3
139	16	睦 合 (北) 5-1(B)	下川入298	H20		S58
140	17	睦 合 (北) 5-2(B)	下川入208	H19		H19
141	18	睦 合 (北) 5-3(A)	下川入565-1	H21		H3
142	19	睦 合 (北) 6-1(B)	棚沢80	H20		S58
143	20	睦 合 (北) 6-2(A)	棚沢550-4	H21		S58
144	21	睦 合 (北) 6-3(B)	下荻野980-1	H21		S60
145	22	睦 合 (北) 6-5(B)	棚沢119	H20		H21
146	1	依 知 1-1(A)	金田980-2	H16		S57

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
147	2	依 知 1-2(B)	金田1081	H16		S57
148	3	依 知 2-1(A)	金田383	H16		S57
149	4	依 知 2-2(B)	金田432	H16		S57
150	5	依 知 2-3(A)	金田752	H16		S57
151	6	依 知 2-4(B)	金田685-2	H16		S57
152	7	依 知 2-5(A)	金田172-1	H16		S57
153	8	依 知 2-6(B)	金田100-1	H16		S57
154	9	依 知 2-7(A)	金田561-2	H16		H4
155	10	依 知 3-1(A)	下依知300	H16		S57
156	11	依 知 3-2(B)	下依知13-5	H16	○	S57
157	12	依 知 3-4(A)	中依知496	H16		S57
158	13	依 知 3-5(A)	中依知660-5	H16		S58
159	14	依 知 3-6(A)	下依知504	H16		H1
160	15	依 知 4-1(B)	中依知76-1	H16		S58
161	16	依 知 4-2(A)	関口501-1	H16		S58
162	17	依 知 4-3(B)	関口305-4	H16		S58
163	18	依 知 4-4(B)	関口831	H16	○	S58
164	19	依 知 4-5(A)	山際谷の前177-1	H16		S58
165	20	依 知 4-6(A)	関口969-1	H16		H3
166	21	依 知 4-7(A)	関口186-1	H16		H3
167	22	依 知 5-1(B)	山際285-1	H16		S58
168	23	依 知 5-2(A)	山際982-2	H16		S58
169	24	依 知 5-3(A)	山際658	H16	○	S58
170	25	依 知 5-4(B)	山際607-18	H16		S58
171	26	依 知 5-5(B)	上依知1289	H16	○	S58
172	27	依 知 5-6(A)	山際904-4	H16		S62
173	28	依 知 6-1(A)	上依知3001-4	H16		S58
174	29	依 知 6-2(B)	上依知1334-7	H16		S58
175	30	依 知 6-3(A)	上依知3024	H16		S58
176	31	依 知 6-4(A)	上依知641	H16		S58
177	32	依 知 6-5(B)	上依知3034	H16		S58
178	33	依 知 6-6(B)	上依知563	H16		S60
179	34	依 知 6-7(B)	上依知1038-1	H16		S63
180	35	依 知 6-8(A)	上依知356-1地先	H25		H25
181	36	依 知 7-1(B)	山際1330-1	H16		S58
182	37	依 知 7-2(B)	猿ヶ島199-2	H16		S58
183	38	依 知 7-3(A)	上依知2815	H16		S58
184	39	依 知 7-4(A)	上依知290	H16		S58
185	40	依 知 7-5(B)	上依知146	H16		S62
186	41	依 知 7-6(A)	上依知1747	H16	○	S63
187	42	依 知 7-7(B)水難局	上依知2848-9	H16		H2
188	1	玉 川 1-1(B)	小野2137	H16		S58
189	2	玉 川 1-2(A)	小野2161-1	H16		S58
190	3	玉 川 1-3(A)	小野808-1	H16		S58
191	4	玉 川 1-4(B)	岡津古久879	H16		S58

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
192	5	玉 川 1-5(B)	小野2192先	H16		H1
193	6	玉 川 1-6(B)	岡津古久289-4	H16		H2
194	7	玉 川 1-7(A)	小野286-8	H16	○	H4
195	8	玉 川 2-1(B)	七沢288	H16	○	S58
196	9	玉 川 2-2(A)	七沢768	H16		S58
197	10	玉 川 2-3(B)	七沢1624-6	H16		S60
198	11	玉 川 3-1(B)	七沢1813-1	H16		S58
199	12	玉 川 3-2(A)	七沢1969	H16		S58
200	13	玉 川 3-3(B)	七沢2656-1	H25		H25
201	14	玉 川 4-1(A)	森の里2丁目	H16		S61
202	15	玉 川 4-2(B)	森の里1-27-1	H16	○	S61
203	16	玉 川 4-3(A)	森の里3-35-1	H16	○	S62
204	17	玉 川 4-4(B)	森の里青山21	H16		H5
205	18	玉 川 4-5(B)	森の里1-17	H16		H16
206	19	玉 川 4-6(A)	森の里4-37	H16		H16
207	20	玉 川 4-7(B)	森の里3-7-1	H25		H25
208	21	玉 川 5-1(B)	森の里若宮10-1	H16		S58
209	1	緑ヶ丘 1-1(A)	緑ヶ丘1-143	H17		S58
210	2	緑ヶ丘 1-2(A)	緑ヶ丘3-7	H18		S58
211	3	緑ヶ丘 1-3(B)	緑ヶ丘4-4	H18		H1
212	4	緑ヶ丘 2-1(A)	緑ヶ丘4-1-6	H18		S58
213	5	緑ヶ丘 2-2(B)	王子2-1308-67	H17		S58
214	1	小 鮎 1-1(A)	下古沢110	H17		S58
215	2	小 鮎 1-2(B)	下古沢646-1	H20		S58
216	3	小 鮎 1-3(A)	下古沢659	H20		S58
217	4	小 鮎 2-1(A)	飯山南2-13-18	H20		S58
218	5	小 鮎 2-2(B)	飯山南2-40-8	H20		S58
219	6	小 鮎 2-3(A)	飯山3482-2	H17		S58
220	7	小 鮎 2-4(A)	飯山南5-37	H21		S58
221	8	小 鮎 3-1(B)	飯山南5-10-15	H21		S58
222	9	小 鮎 3-2(A)	飯山南5-45	H17		S58
223	10	小 鮎 3-3(A)	飯山3601-17	H21		S58
224	11	小 鮎 3-4(B)	飯山南4-9-2	H17	○	H2
225	12	小 鮎 4-1(A)	飯山443	H21		S58
226	13	小 鮎 4-2(B)	飯山357-1	H17		S58
227	14	小 鮎 4-3(A)	飯山917-6	H21		S58
228	15	小 鮎 4-4(B)	飯山1113-4	H17		S58
229	16	小 鮎 4-5(A)	飯山4400	H20		H3
230	17	小 鮎 5-1(B)	上古沢77-2	H21		S58
231	18	小 鮎 5-2(A)	上古沢1270-3	H21		S58
232	19	小 鮎 5-3(A)	上古沢435-3	H17		S58
233	20	小 鮎 5-4(A)	上古沢1743-1	H17		S58
234	21	小 鮎 5-5(B)	上古沢1423	H21		S58
235	22	小 鮎 5-6(B)	上古沢1013	H21		H21
236	23	小 鮎 6-1(A)	飯山4586-5	H20		S58
237	24	小 鮎 6-2(B)	飯山4787	H21		S58
238	25	小 鮎 6-3(A)	飯山5101	H17		S58
239	26	小 鮎 6-4(B)	飯山4109	H21		H3
240	27	小 鮎 6-5(B)	飯山5281	H21		H4

通し No.	地区 No.	子局番号 () 内時差一斉区分	所在地	デジ タル	アンサ バック	開局
241	28	小 鮎 7-1(A)	宮の里2-8	H21		S58
242	29	小 鮎 7-2(B)	宮の里1-10	H20		S58
243	1	萩 野 1-1(B)	下萩野1252	H16		S58
244	2	萩 野 1-2(A)	下萩野1114	H16		S58
245	3	萩 野 1-3(A)	下萩野135-1	H16		S58
246	4	萩 野 1-4(B)	下萩野547	H16		S58
247	5	萩 野 1-5(A)	下萩野484-1	H16		S62
248	6	萩 野 1-6(B)	下萩野1563	H16		H4
249	7	萩 野 2-1(B)	中萩野743-7	H16		S58
250	8	萩 野 2-2(A)	中萩野114-1	H16		S58
251	9	萩 野 2-3(B)	上萩野1	H16		S58
252	10	萩 野 2-4(A)	上萩野5451-1	H16		S58
253	11	萩 野 2-5(B)	上萩野5299-1	H16		H3
254	12	萩 野 3-1(A)	鳶尾1-32	H16		S58
255	13	萩 野 3-2(A)	鳶尾4-13	H16		S58
256	14	萩 野 3-3(B)	鳶尾5-10	H16		S58
257	15	萩 野 3-4(B)	鳶尾1-20	H16		S63
258	16	萩 野 3-5(B)	鳶尾2-21	H16		H2
259	17	萩 野 4-1(B)	上萩野760	H16		S58
260	18	萩 野 4-2(A)	上萩野1170	H16		S58
261	19	萩 野 4-3(B)	上萩野1115-420	H16		S58
262	20	萩 野 4-4(A)	みはる野2-18	H16		H16
263	21	萩 野 4-5(B)	みはる野1-42	H20		H20
264	22	萩 野 4-6(A)	まつかげ台43-51	H25		H25
265	23	萩 野 5-1(A)	上萩野4877	H16		S58
266	24	萩 野 5-2(B)	上萩野4492-2	H16		S58
267	25	萩 野 5-3(A)	上萩野1775-1	H16		S58
268	26	萩 野 5-4(A)	上萩野1429	H16		H2
269	27	萩 野 5-5(B)	上萩野1601-43	H19		H19
270	28	萩 野 6-1(A)	上萩野2562	H16		S58
271	29	萩 野 6-2(B)	上萩野3644-1	H16		S58
272	30	萩 野 6-3(B)	上萩野2713-1	H16		S58
273	31	萩 野 6-4(A)	上萩野3380-2	H16		S58
274	32	萩 野 6-5(A)	上萩野2288-1	H16		S61
275	33	萩 野 6-6(B)	上萩野2974-2	H25		H25
276	1	水 難 局 1 (B)	酒井2565-1			S61
277	2	水 難 局 2 (B)	岡田4-16-2			S61
278	3	水 難 局 3 (B)	元町3647-14			S61
	4	水 難 局 5 (B) (No.187 依知7-7(B)と兼用)	上依知2848-9			S61
	5	水 難 局 4(B) (No.27 厚木(南)2-3(B)と兼用)	幸町2633-2			S62

合計 278本 280局 (うち水難局2局兼用)

2-2-(1)-3 防災ラジオ配備箇所一覧

No.	名称（施設）	配置台数
1～216	自主防災隊長	216
217～515	民生・児童委員	299
516～564	防災指導員	49
565～600	市内小中学校	36
601～616	公民館	16
617～644	市議会議員	28
645～646	避難所運営委員会委員長（自治会長以外）	2
647～662	地区館長	16
663～733	市立保育所・私立幼稚園・保育園（民間）	71
734～758	協定に基づく避難行動要支援者の緊急受け入れ施設	25
759～773	浸水想定区域内要配慮者利用施設	15
774～849	公共施設	76
850～872	放課後児童クラブ	23
873～910	児童館	38
911～978	その他 （高等学校、市立大学、専門学校・専修学校、医療機関等）	68
合計		978

2-2-(1)-4 MCA無線設置場所

令和5年2月1日現在

No	呼出番号	設置機関等名	所在地	区分	通信設定			
					全局一斉通信	パトロール通信A	パトロール通信B	個別(相互)通信
1	1	危機管理課	中町3-17-17	半固定	○	○		○
2	2	道路維持課	中町3-16-1	半固定		○	○	○
3	3	ぼうさいの丘公園 (通信室)	温水783	半固定	○	○		○
4	4	厚木警察署 警備課	水引2-3-1	半固定				○
5	5	企画政策課	中町3-17-17	半固定				○
6	6	神奈川県内陸工業団地協同組合	上依知3001	半固定				○
7	7	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	平塚市追分1-4	半固定				○
8	8	厚木瓦斯(株) 総務課	旭町4-15-33	半固定				○
9	9	神奈川県中央交通(株)厚木営業所	及川2-1-1	半固定				○
10	10	厚木郵便局	田村町2-18	半固定				○
11	11	厚木管工事業協同組合	戸室1-3-10-210	半固定				○
12	12	厚木市建設業協会	栄町1-2-2	半固定				○
13	13	本厚木カンツァークラブ	飯山1700	半固定				○
14	14	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
15	15	東名厚木病院	船子232	半固定				○
16	16	近藤病院 (医療法人仁愛会)	東町3-3	半固定				○
17	17	亀田森の里病院 (医療法人鉄蕉会)	森の里3-1-1	半固定				○
18	18	厚木市立病院 (病院総務課)	水引1-16-36	半固定				○
19	19	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
20	20	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
21	21	湘南厚木病院	温水118-1	半固定				○
22	22	仁厚会病院	中町3-8-11	半固定				○
23	23	厚木消防本部 指令課	寿町3-4-10	半固定	○	○		○
24	24	厚木消防署	寿町3-4-11	半固定				○
25	25	厚木消防署南毛利分署	長谷673-5	半固定				○
26	26	厚木消防署相川分署	下津古久602-1	半固定				○
27	27	厚木消防署玉川分署	七沢751-1	半固定				○
28	28	北消防署	下荻野135-1	半固定				○
29	29	北消防署依知分署	関口831	半固定				○
30	30	北消防署小鮎分署	飯山南1-42-8	半固定				○
31	31	北消防署睦合分署	三田1475-1	半固定				○
32	32	厚木北公民館	中町3-17-25 パークプレイス厚木1階	半固定				○
33	33	厚木南公民館	旭町2-4-18	半固定				○
34	34	依知北公民館	上依知1313-1	半固定				○
35	35	依知南公民館	下依知406-1	半固定				○
36	36	睦合北公民館	三田2735-1	半固定				○
37	37	睦合南公民館	妻田北1-18-33	半固定				○
38	38	睦合西公民館	及川667	半固定				○
39	39	荻野公民館	中荻野594-1	半固定				○
40	40	上荻野分館	上荻野1925-1	半固定				○
41	41	小鮎公民館	飯山南1-46-5	半固定				○
42	42	南毛利公民館	温水西1-17-1	半固定				○
43	43	愛甲公民館	愛甲西1-17-1	半固定				○
44	44	相川公民館	下津古久703-2	半固定				○
45	45	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘2-2-1	半固定				○
46	46	玉川公民館	七沢175-6	半固定				○
47	47	森の里公民館	森の里1-31-1	半固定				○
48	48	道路補修事務所 (道路維持課)	岡田1-11-10	半固定		○	○	○

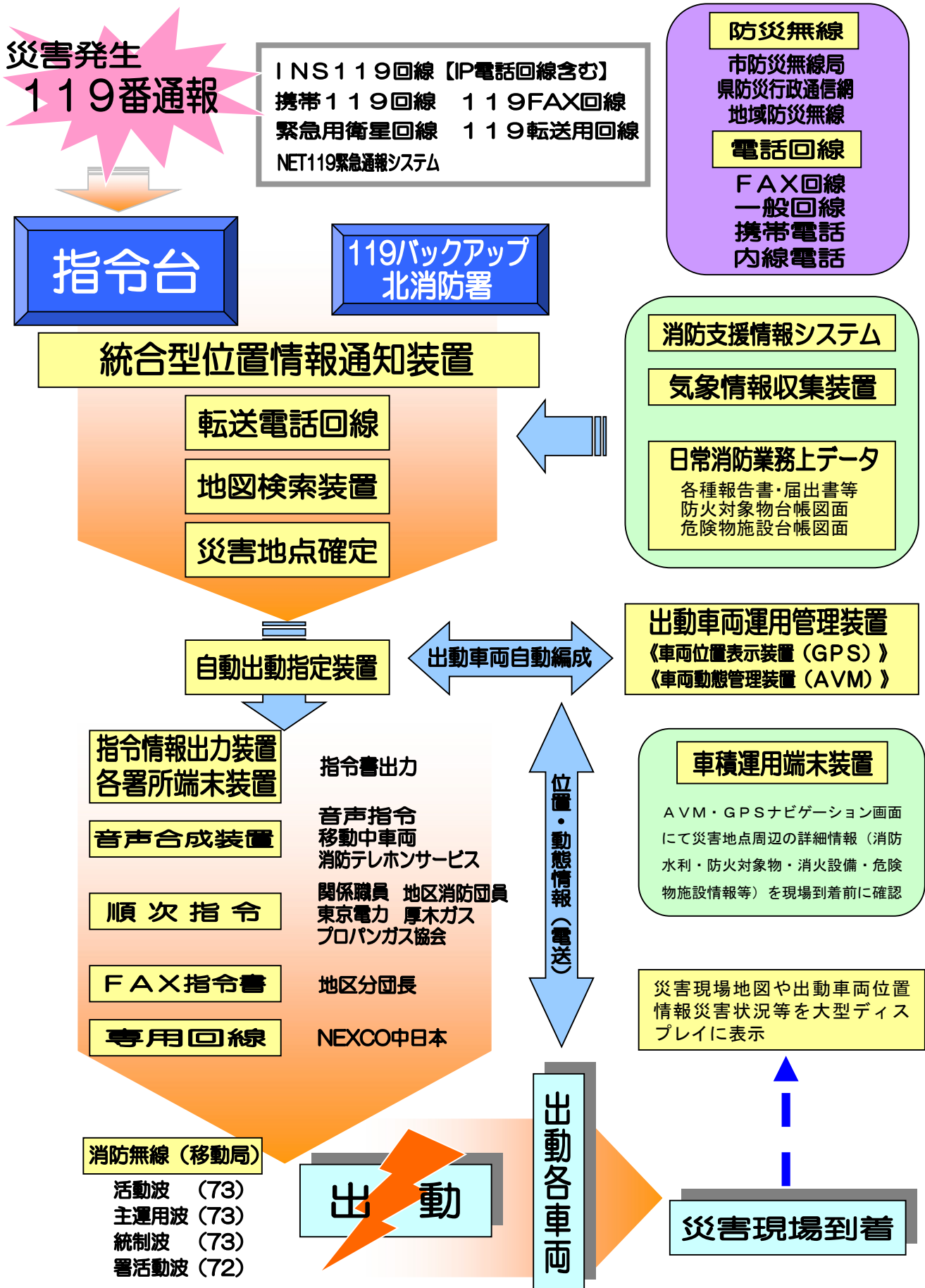
No	呼出 番号	設置機関等名	所在地	区分	通信設定			
					全局 一斉 通信	パト ロール 通信A	パト ロール 通信B	個別 (相互) 通信
49	49	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
50	50	保健福祉センター（健康づくり課）	中町1-4-1	半固定				○
51	51	保健福祉センター（健康長寿推進課）	中町1-4-1	半固定				○
52	52	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
53	53	環境センター（環境事業課）	金田1641-1	半固定				○
54	54	厚木シティプラザ（青少年課）	中町1-1-3	半固定				○
55	55	教育委員会（教育総務課）	中町3-16-1	半固定				○
56	56	危機管理課	中町3-17-17	半固定				○
57	57	荻野運動公園（公園緑地課）	中荻野1500	半固定				○
58	58	衛生プラント（生活環境課）	長谷626-1	半固定				○
59	59	メジカルセンター（健康長寿推進課）	水引1-16-45	半固定				○
60	60	あつぎ郷土博物館（文化財保護課）	下川入1366-4	半固定				○
61	61	七沢自然ふれあいセンター（生涯学習課）	七沢2440	半固定				○
62	62	ぼうさいの丘公園 事務室（公園緑地課）	温水783-1	半固定				○
63	63	北部学校給食センター	三田550-1	半固定				○
64	64	南部学校給食センター	船子602-7	半固定				○
65	65	及川球技場（スポーツ推進課）	及川1-17-1	半固定				○
66	66	健康長寿推進課（医療救護本部優先使用）	中町3-17-17	半固定				○
67	67	斎場（市民課斎場管理係）	下古沢548	半固定				○
68	68	文化会館	恩名1-9-20	半固定				○
69	69	厚木小学校	寿町3-15-34	半固定				○
70	70	依知南小学校	下依知1195-1	半固定				○
71	71	北小学校	山際658	半固定				○
72	72	荻野小学校	上荻野 8	半固定				○
73	73	三田小学校	三田515	半固定				○
74	74	清水小学校	妻田西3-18-1	半固定				○
75	75	小鮎小学校	飯山南4-9-1	半固定				○
76	76	玉川小学校	七沢150-1	半固定				○
77	77	南毛利小学校	長谷1085	半固定				○
78	78	相川小学校	岡田5-10-1	半固定				○
79	79	厚木第二小学校	旭町5-38-1	半固定				○
80	80	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1	半固定				○
81	81	戸室小学校	戸室4-4-1	半固定				○
82	82	愛甲小学校	愛甲西1-17-1	半固定				○
83	83	妻田小学校	妻田南1-14-1	半固定				○
84	84	鳶尾小学校	鳶尾2-12-1	半固定				○
85	85	毛利台小学校	毛利台1-23-1	半固定				○
86	86	上荻野小学校	上荻野1429	半固定				○
87	87	飯山小学校	飯山4400	半固定				○
88	88	森の里小学校	森の里1-27-1	半固定				○
89	89	依知小学校	関口872-1	半固定				○
90	90	戸田小学校	戸田545	半固定				○
91	91	上依知小学校	上依知1657	半固定				○
92	92	厚木中学校	水引1-1-3	半固定				○
93	93	依知中学校	中依知364	半固定				○
94	94	荻野中学校	鳶尾5-1-1	半固定				○
95	95	睦合中学校	三田3-1-1	半固定				○
96	96	小鮎中学校	飯山南4-9-2	半固定				○
97	97	玉川中学校	小野301-10	半固定				○
98	98	南毛利中学校	恩名2-16-1	半固定				○
99	99	東名中学校	愛甲1809	半固定				○
100	100	林中学校	林5-5-1	半固定				○
101	101	藤塚中学校	上依知1289	半固定				○
102	102	森の里中学校	森の里3-35-1	半固定				○

No	呼出番号	設置機関等名	所在地	区分	通信設定			
					全局一斉通信	パトロール通信A	パトロール通信B	個別(相互)通信
103	103	睦合東中学校	三田3472	半固定				○
104	104	相川中学校	酒井1981-1	半固定				○
105	105	厚木高等学校	戸室2-24-1	半固定				○
106	106	厚木清南高等学校	岡田1-12-1	半固定				○
107	107	厚木東高等学校	王子1-1-1	半固定				○
108	108	厚木商業高等学校	王子3-1-1	半固定				○
109	109	神奈川工科大学	下荻野1030	半固定				○
110	110	東京農業大学	船子1737	半固定				○
111	111	危機管理課	中町3-17-17	半固定		○		○
112	112	危機管理課 (FTA-206)	中町3-17-17	車載型				○
113	113	危機管理課 (DJ-9)	中町3-17-17	車載型	○	○		○
114	114	下水道施設課 (FCA-128)	中町3-16-1	車載型		○		○
115	115	河川ふれあい課 (FC-156)	中町3-16-1	車載型		○		○
116	116	農業政策課 (KCC-69)	寿町3-7	車載型		○		○
117	117	下水道総務課 (KCD-34)	寿町3-7	車載型		○		○
118	118	公園緑地課 (FTA-207)	中町3-16-1	車載型		○		○
119	119	下水道施設課 (KC-84)	中町3-16-1	車載型		○		○
120	120	道路管理課 (FCA-160)	中町3-16-1	車載型		○		○
121	121	下水道施設課 (FCA-145)	寿町3-7	車載型		○		○
122	122	下水道総務課 (KCB-311)	中町3-16-1	車載型		○		○
123	123	下水道施設課 (FCA-103)	中町3-16-1	車載型		○		○
124	124	道路管理課 (KC-76)	寿町3-7	車載型		○		○
125	125	道路維持課 (KC-126)	寿町3-7	車載型		○		○
126	126	公園緑地課 (FT-203)	中町3-16-1	車載型		○		○
127	127	住宅課 (KCB-152)	寿町3-7	車載型		○		○
128	128	交通安全課 (KCA-301)	中町3-16-1	車載型		○		○
129	129	危機管理課	中町3-16-1	車載型		○		○
130	130	公園緑地課 (KT-93)	寿町3-7	車載型		○		○
131	131	セーフコミュニティくらし安全課 (KCA-14)	中町3-16-1	車載型		○		○
132	132	セーフコミュニティくらし安全課 (FCA-101)	中町3-16-1	車載型		○		○
133	133	道路補修事務所 (1198)	岡田1-11-10	車載型		○	○	
134	134	道路維持課 (FCB105)	中町3-16-1	車載型		○		○
135	135	道路補修事務所 (3916)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
136	136	危機管理課 (XB-401)	中町3-17-17	車載型		○		○
137	137	道路補修事務所 (7640)	岡田1-11-10	車載型		○	○	
138	138	道路補修事務所 (6086)	岡田1-11-10	車載型		○	○	
139	139	道路補修事務所 (175)	岡田1-11-10	車載型		○	○	
140	140	道路補修事務所 (2516)	岡田1-11-10	車載型		○	○	
141	141	道路補修事務所 (2825)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
142	142	財産管理課 (KCB-14)	寿町3-7	車載型		○		○
143	143	道路補修事務所 (8864)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
144	144	道路補修事務所 (111)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
145	145	道路整備課 (KCB-124)	寿町3-7	車載型		○		○
146	146	道路整備課 (KCA-141)	寿町3-7	車載型		○		○
147	147	学校給食課 (KCA-143)	寿町3-7	車載型		○		○
148	148	資産税課 (KCA-57)	寿町3-7	車載型		○		○
149	149	健康づくり課 (KCA-135)	中町1-4-1	車載型		○		○
150	150	道路補修事務所 (6051)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
151	151	道路補修事務所 (2655)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
152	152	道路補修事務所 (3489)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
153	153	道路補修事務所 (353)	岡田1-11-10	車載型		○	○	○
154	154	小鮎保育所 (KCB-37)	飯山4232-1	車載型		○		○
155	155	南毛利保育所 (KCB-38)	長谷1247	車載型		○		○
156	156	相川保育所 (KCB-49)	下津古久710-1	車載型		○		○

No	呼出番号	設置機関等名	所在地	区分	通信設定			
					全局一斉通信	パトロール通信A	パトロール通信B	個別(相互)通信
157	157	商業にぎわい課 (KCC-68)	寿町3-7	車載型		○		○
158	158	資産税課 (KCB-130)	寿町3-7	車載型		○		○
159	159	危機管理課 (FJ-1)	中町3-17-17	車載型		○		○
160	160	危機管理課	中町3-17-17	車載型		○		○
161	161	建築課 (KCC-70)	寿町3-7	車載型		○		○
162	162	まちづくり指導課 (KCC-71)	寿町3-7	車載型		○		○
163	164	厚木消防本部	寿町3-4-10	携帯型				○
164	165	厚木消防署	寿町3-4-10	携帯型				○
165	166	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○		○
166	167	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○		○
167	168	北消防署	下荻野135-1	携帯型				○
168	169	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○	○	○
169	170	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○		○
170	171	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○	○	○
171	172	危機管理課 (避難所支援班用)	岡田1-11-10	携帯型		○	○	○
172	215	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
173	216	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
174	217	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
175	218	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
176	219	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
177	220	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
178	221	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型				○
179	222	企画政策課 (情報受伝達班)	中町3-17-17	携帯型				○
180	223	企画政策課 (情報受伝達班)	中町3-17-17	携帯型				○
181	232	神奈川リハビリテーション病院	七沢516	携帯型				○
182	235	消防団長	寿町3-4-10	携帯型				○
183	236	消防団副団長-1	寿町3-4-10	携帯型				○
184	237	消防団副団長-2	寿町3-4-10	携帯型				○
185	238	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○		○
186	239	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○	○	○
187	240	危機管理課 (避難所支援班用)	中町3-17-17	携帯型		○		○
188	241	危機管理課 (松蔭大学貸出)	森の里若宮9-1	携帯型				○
189	242	危機管理課 (湘北短期大学貸出)	温水428	携帯型				○
190	243	危機管理課 (東京工芸大学貸出)	飯山南5-45-1	携帯型				○

※所在地は令和5年2月1日現在

高機能消防通信指令システムフロー図



2-2-(1)-6 厚木市防災行政無線局管理運用規程

昭和57年4月30日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、厚木市防災行政無線局(法第2条第5号に規定する無線局で、厚木市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に使用することを目的として設置するものをいう。以下「無線局」という。)の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(昭60訓令5・全改)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (2) 固定系支局 固定系親局を遠隔操作する設備をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、厚木市庁舎(以下「本庁」という。)内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停車中運用する車載、可搬又は携帯の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯施設を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(昭60訓令5・平12訓令8・一部改正)

(無線局の回線構成等)

第3条 無線局の回線構成及び配置は、別に定める。

(平20訓令1・全改)

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、防災主管部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災主管課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が管理に属する職員の中から無線従事者である者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 固定系親局及び固定系支局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、各課等の長をもって充てる。

(昭60訓令5・平24訓令6・一部改正)

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に対応した員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努める。
- 3 総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(平8訓令4・一部改正)

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌の記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(平8訓令4・一部改正)

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に法及び関係法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付け書類の管理等)

第11条 管理責任者は、法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線従事者は、無線業務日誌を毎日管理責任者及び通信取扱責任者に提出するものとする。
- 4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録を毎年1月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。
- 5 管理責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを管理保管しておくものとする。

(昭60訓令5・平8訓令4・一部改正)

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
 - (2) 月点検
 - (3) 年点検
- 2 点検項目については、無線設備の点検表のとおりとする。
 - 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者
 - (2) 月点検 管理責任者
 - (3) 年点検 総括管理者
 - 4 予備装置及び予備電波については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。
 - 5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(平8訓令4・一部改正)

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 年1回以上
 - (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 総括管理者は、年1回以上、通信取扱者等に対して法、関係法令及びこの規程等に関する研修を行うものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は、別に定める。

(昭60訓令5・一部改正)

附 則

- 1 この規程は、昭和57年5月1日から施行する。
- 2 厚木市防災行政無線通信装置保守管理規程(昭和54年厚木市訓令第9号)は、廃止する。

附 則(昭和58年訓令第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年訓令第5号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(昭和61年訓令第10号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成元年訓令第5号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年訓令第2号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成8年訓令第4号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年訓令第10号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令第8号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成20年訓令第1号)

この規程は、公表の日から施行する。附 則(平成24年訓令第6号)

この規程は、公表の日から施行する。

2-2- (1) -7 神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と厚木市（以下「乙」という。）とは、乙の所管する神奈川県防災行政通信網用通信設備（以下「通信局」という。）の運用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（通信局の運用）

第1条 甲および乙は、通信局の運用にあたり、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令、財団法人自治体衛星通信機構が定める規定及び甲が別に定める規定を遵守するものとする。

（通信管理者等）

第2条 乙は通信局に通信管理者及び通信担当者を置く。

2 通信管理者は、乙の防災主管課長の職にある者をもって充てるものとし、通信局の運用の管理及び通信設備の日常の管理を行う。

3 通信担当者は、乙の職員のうちから、乙の通信管理者が指定する者をもって充てるものとし、通信局の運用に従事する。

（経費の負担）

第3条 通信設備の維持管理等通信局の運用にあたり、乙は次の各号の経費を負担するものとする。

- (1) 乙の都合により、通信設備の設置場所を変更する場合の移設工事等に関わる経費等
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により生じた通信設備の故障の修復に要する経費
- (3) 電力及び発動発電機用燃料その他消耗品等に要する経費
- (4) 神奈川県防災行政通信網運営協議会に対する、通信設備の維持保守及び運用に関わる負担金

2 甲と乙との通信に必要な有線回線の使用料については、甲と乙とで2分の1ずつ負担し、市役所（町役場）と消防本部との通信に必要な有線回線の使用料については、乙が負担するものとする。

3 乙の負担する経費の執行は、次の通りとする。

- (1) 本条第1項第1号から第3号までの経費は、乙が直接執行する。
- (2) 本条第1項第4号の負担金は、乙が神奈川県防災行政通信網運営協議会に納入し、神奈川県防災行政通信網運営協議会が執行する。
- (3) 本条第2項の有線回線の使用料は、乙がその負担金を甲に納入し、甲が執行する。

(その他)

第4条 昭和61年4月1日に甲と乙との間に締結した、「神奈川県防災行政無線局の運用等に関する協定」は、平成19年11月30日をもって廃止する。

第5条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、双方1通を保有するものとする。

平成19年4月2日

甲 横浜市中心区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文

乙 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

2-2-(1)-8 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

平成21年3月31日改定

1. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2. 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3. 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

4. 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5. ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6. 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

2-2-(3)-1 消防本部・消防署組織及び車両一覧

1 消防本部・消防署組織

令和4年4月1日現在

種別		所在地	電話	職員数	
消防本部		寿町3-4-10	221-2331	54	
消防署	厚木消防署	寿町3-4-10	221-2331	60	
	分署	南毛利分署	長谷673-5	248-2988	21
		相川分署	下津古久602-1	228-0119	22
		玉川分署	七沢751-1	250-0119	12
	北消防署	下荻野135-1	241-6111	24	
	分署	依知分署	関口869-1	245-0119	22
		小鮎分署	飯山南1-42-8	247-0857	12
		睦合分署	三田1475-1	241-2119	22
		清川分署	愛甲郡清川村煤ヶ谷2126-1	288-2119	11
	合計				260

※所在地は令和5年2月1日現在

2 車両一覧

令和4年4月1日現在

配置部署 車両名	合計	消防本部	消防署								
			厚木消防署	分署			北消防署	分署			
				南毛利分署	相川分署	玉川分署		依知分署	小鮎分署	睦合分署	清川分署
消防ポンプ自動車	10		1	1	1	2	1	1	1	1	1
水槽付消防ポンプ車	2		1						1		
化学消防ポンプ自動車	2				1			1			
救助工作車	2		1				1				
水難救助車	1		1								
高規格救急自動車	11		3	1	1		2	1		2	1
はしご車	2		2								
指令車	3	1	1				1				
拠点機能形成車	1				1						
調査車	1	1									
広報車	2	2									
連絡車	4	4									
査察車	7			1	1	1	1	1	1	1	
赤バイ	2		1				1				
作業車(防災資機材運搬車)	17		3	2	2	2	1	2	2	2	1
マイクロボス	1	1									
オートバイ(情報収集用)	5		2			1	2				
車両合計	73	9	16	5	7	6	10	6	5	6	3

2-2-(3)-2 消防団組織及び機械器具一覧

1 消防団組織

令和4年4月1日現在

階級別 分団名	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	団員
合計	511	1	2	8	8	52	52	388
団本部	12	1	2					9
第1分団 (厚木地区)	41			1	1	3	3	33
第2分団 (依知地区)	91			1	1	10	10	69
第3分団 (睦合地区)	45			1	1	5	5	33
第4分団 (荻野地区)	52			1	1	5	5	40
第5分団 (小鮎地区)	67			1	1	7	7	51
第6分団 (玉川地区)	61			1	1	6	6	47
第7分団 (南毛利地区)	84			1	1	9	9	64
第8分団 (相川地区)	58			1	1	7	7	42

2 機械器具一覧表

令和4年4月1日現在

区分 分団部別		配置機械		所在地
		消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	
合計		0	52	
第1分団 (厚木地区)	1部		1	東町8-10
	2部		1	旭町2-4-18
	3部		1	水引1-1-3
第2分団 (依知地区)	1部		1	上依知290-2
	2部		1	猿ヶ島199-2
	3部		1	山際982-2
	4部		1	関口31
	5部		1	関口305-4
	6部		1	中依知661-6
	7部		1	下依知2-31-22
	8部		1	金田685-3
	9部		1	山際805-4
	10部		1	下川入1366-3
第3分団 (睦合地区)	1部		1	林3-8-52
	2部		1	及川473-3
	3部		1	妻田西2-6-16
	4部		1	三田2727-2
	5部		1	棚沢1593-6
第4分団 (荻野地区)	1部		1	上荻野1325-2
	2部		1	上荻野1203-2
	3部		1	上荻野36-1
	4部		1	中荻野743-7
	5部		1	下荻野773-2
第5分団 (小鮎地区)	1部		1	飯山272-5
	2部		1	飯山1228-3
	3部		1	飯山4586-5
	4部		1	飯山5100-1
	5部		1	飯山南3-9-17
	6部		1	上古沢77-2
	7部		1	下古沢328-1

分団部別	区分	配置機械		所在地
		消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	
第6分団 (玉川地区)	1部		1	七沢1274
	2部		1	七沢1523-7
	3部		1	七沢199-8
	4部		1	小野839-1外
	5部		1	小野2161-1
	6部		1	岡津古久878-11
第7分団 (南毛利地区)	1部		1	戸室2-5-17
	2部		1	恩名3-4-25
	3部		1	温水西2-2-20
	4部		1	温水612
	5部		1	愛名36-8
	6部		1	長谷673-5
	7部		1	船子1250-2
	8部		1	愛甲西1-3-5
	9部		1	愛甲東2-8-2
第8分団 (相川地区)	1部		1	岡田4-19-16
	2部		1	酒井2090-8
	3部		1	酒井940-1
	4部		1	戸田1202-3
	5部		1	長沼160-2
	6部		1	下津古久716-3
	7部		1	上落合555-2

※所在地は令和5年2月1日現在

2-2-(3)-3 消防水利状況

消防水利の状況の変化を把握し、その保全管理に努めるため、必要に応じて随時調査を行う。

令和4年4月1日現在

消火栓	2, 378基
防火水槽	1, 968基
プール	52基
合計	4, 398基

2-2-(3)-4 地区別消防水利設置状況

令和4年4月1日現在

地区別 区分別		合 計	厚 木	依 知	睦 合	荻 野	小 鮎	玉 川	南 毛 利	相 川	清 川	
合 計		4,398	549	711	632	445	393	315	864	489	161	
消 火 栓	公 設	2,378	250	342	395	299	222	166	480	224	130	
	(水利基準適合)	(1,700)	(186)	(245)	(292)	(218)	(129)	(121)	(345)	(164)	(120)	
小 計		677	42	121	111	72	77	59	134	61	24	
防 火 水 槽	公 設	40t未満	187	6	54	18	24	20	17	28	20	4
		40~100t 未 満	467	27	67	87	48	57	42	104	35	19
		100t以上	23	9	-	6	-	-	-	2	6	1
	小 計	1,291	252	242	117	65	90	84	242	199	5	
私 設	40t未満	199	30	48	14	10	15	2	49	31	4	
	40~100t 未 満	1,056	214	189	101	54	71	79	183	165	1	
	100t以上	36	8	5	2	1	4	3	10	3	-	
そ の 他	プ ー ル	52	5	6	9	9	4	6	8	5	2	
		(43)	(4)	(6)	(7)	(9)	(3)	(3)	(7)	(4)	(2)	

※消火栓の（ ）は、水利基準適合消火栓、プールの（ ）は、鋼鉄製又はアルミ、FRP製でそれぞれ内数。

2-2-(3)-5 耐震性貯水槽設置一覧 (100 トン以上)

令和4年4月現在

No.	所在地	貯水量 (m ³)	設置 年度	型 式
1	厚木市旭町1丁目18番 あさひ公園内	100	S53	丸型 6.0m×3.9m
2	厚木市中町4丁目11番 さつき公園内	100	S54	〃
3	厚木市中町1丁目4番3号 立体駐車場西側	100	S55	丸型 6.0m×3.7m
4	厚木市緑ヶ丘3丁目4番 緑ヶ丘西公園内	100	S56	〃
5	厚木市酒井1975番地 旧農協相川支所内	100	S56	〃
6	厚木市妻田東2丁目23番 東河原第1公園内	100	S57	角型 4.0m × 14.09m × 2.0m
7	厚木市元町9番3号 厚木北公民館内	100	S58	丸型 6.0m×3.7m
8	厚木市岡田4丁目19番5号 三嶋神社境内	100	S59	〃
9	厚木市妻田西1丁目24番 市場公園内	100	S60	〃
10	厚木市長沼244番地 長沼公園内	100	S61	〃
11	厚木市南町24番地 すみれ公園内	100	S61	〃
12	厚木市水引2丁目9番 農協本所内	100	S62	〃
13	厚木市旭町4丁目13番 ふじみ公園内	100	S63	〃
14	厚木市林3丁目8番52号 消防団第3分団第1部器具置場敷地内	100	H元	〃
15	厚木市酒井3202番地 白髭公園内	100	H2	〃
16	厚木市三田2735番地1 睦合北公民館内	100	H3	〃
17	厚木市岡田3058番地 中丸公園内	100	H5	〃
18	厚木市寿町3丁目2番10号 厚木中央公園内	100	H6	〃
19	厚木市旭町1丁目30番 どんぐり公園内	100	H8	丸型 6.4m×3.16m
20	厚木市戸室1丁目40番 宮田公園内	100	H9	〃
21	厚木市酒井3009番地 八木間公園内	100	H10	〃
22	厚木市妻田南1丁目21番 中河原けやき公園内	100	H11	〃

2-2-(3)-6 街頭消火器・大型消火器設置状況

令和4年4月1日現在

地区	街頭消火器	大型消火器
厚木北	1 3 3本	3本
厚木南	1 5 6本	2本
依知北	2 0 2本	3本
依知南	1 1 5本	1本
睦合北	1 3 5本	—
睦合南	2 1 6本	4本
睦合西	1 3 5本	1本
荻野	3 4 2本	—
小鮎	2 2 8本	—
南毛利	3 9 6本	2本
南毛利南	1 8 4本	3本
玉川	6 2本	—
森の里	9 1本	—
相川	1 8 3本	8本
緑ヶ丘	6 1本	1本
計	2, 6 3 9本	2 8本

2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 広域避難場所一覧

No.	名 称	所在地	電話番号
1	ぼうさいの丘公園 (東京農業大学農学部厚木キャンパスを含む)	温水 783-1	270-1035
2	本厚木カンツリークラブ (厚木東高等学校、厚木商業高等学校を含む)	飯山 1700	241-4111
3	荻野運動公園	中荻野 1500	225-2900

2 指定緊急避難場所一覧

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3階以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・ 土石流	地震
1	厚木北公民館	元町9-4	223-3147	2F	○	○
2	厚木南公民館	旭町2-4-18	228-0582	2F	○	○
3	依知北公民館	上依知1313-1	225-2563	○	○	○
4	依知南公民館	下依知3-1-7	245-0436	○	○	○
5	睦合北公民館	三田2735-1	241-1310	2F	○	○
6	睦合南公民館	妻田北1-18-33	223-3774	2F	○	○
7	睦合西公民館	及川667	243-5355	2F	○	○
8	荻野公民館	中荻野594-1	241-1030	○	○	○
9	荻野公民館上荻野分館	上荻野1925-1	242-5330	○	○	○
10	小鮎公民館	飯山南1-46-5	241-1265	○	○	○
11	南毛利公民館	温水西1-17-1	248-4309	○	○	○
12	愛甲公民館	愛甲西1-17-1	247-1434	—	○	○
13	玉川公民館	七沢175-6	248-0006	○	○	○
14	森の里公民館	森の里1-31-1	250-5262	○	○	○
15	相川公民館	下津古久703-2	228-3246	2F	○	○
16	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘2-2-1	221-7556	○	○	○
17	厚木北児童館	寿町3-15-26	224-6580	—	○	○
18	厚木南児童館	旭町5-16-1	228-6193	—	○	○
19	吾妻町児童館	吾妻町1-22	223-7406	—	○	○
20	ひまわり児童館	南町11-11	228-0484	2F	○	○
21	上依知児童館	上依知2722-3	245-6401	—	○	○
22	藤塚児童館	上依知1334-7	245-5613	○	○	○
23	山際児童館	山際180	245-3620	○	○	○
24	中依知児童館	中依知479-1	246-1600	○	○	○

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3階以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
25	下川入児童館	下川入 1424	246-2508	—	○	○
26	三田児童館	三田 2722	241-5458	○	—	○
27	及川児童館	及川 496-1	241-5456	○	○	○
28	金田児童館	金田 775-10	222-3352	—	○	○
29	王子児童館	王子 3-3-1	224-0758	○	○	○
30	妻田児童館	妻田西 1-17-33	225-1799	—	○	○
31	妻田東児童館	妻田東 1-19-14	225-5660	—	○	○
32	荻野児童館	上荻野 6287-1	241-9876	○	○	○
33	上荻野児童館	上荻野 3643	241-5459	—	○	○
34	まつかぎ台児童館	まつかぎ台 9-15	241-1420	○	—	○
35	荻野新宿児童館	下荻野 1253-5	241-5457	○	○	○
36	鳶尾児童館	鳶尾 3-2-11	241-4265	○	—	○
37	飯山中部児童館	飯山 1115-4	241-5455	○	○	○
38	古松台児童館	飯山南 5-37-6	242-0503	○	○	○
39	下古沢児童館	下古沢 257-1	247-4402	○	○	○
40	宮の里児童館	宮の里 1-2-10	242-2869	○	—	○
41	戸室児童館	戸室 1-15-12	224-0754	2F	○	○
42	温水・恩名児童館	温水 617-1	248-3589	—	○	○
43	浅間山児童館	温水 1908-1	248-4832	○	○	○
44	愛甲原児童館	愛甲西 2-15-1	248-1596	○	○	○
45	毛利台児童館	毛利台 2-2-13	247-4401	○	○	○
46	七沢児童館	七沢 1330-5	247-3294	○	○	○
47	小野児童館	小野 2287	248-4835	—	○	○
48	上戸田児童館	戸田 588-3	228-6190	—	○	○
49	中戸田児童館	戸田 1061-2	229-0452	—	○	○
50	上落合児童館	上落合 562	229-0690	○	○	○
51	緑ヶ丘児童館	緑ヶ丘 2-2-1	223-4808	○	○	○
52	森の里児童館	森の里 1-31-1	250-5312	○	○	○
53	愛甲児童館	愛甲 3-23-1	250-5451	○	○	○
54	岡田児童館	岡田 5-9-1	229-6336	—	○	○
55	上依知老人憩の家	上依知 2846	245-1026	○	○	○
56	藤塚老人憩の家	上依知 1383-1	245-0493	○	○	○
57	山際老人憩の家	山際 649-26	245-2281	○	○	○

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3階以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
58	山際南部老人憩の家	山際 180	245-5155	○	○	○
59	長坂老人憩の家	関口 304	245-6403	○	○	○
60	関口老人憩の家	関口 501-1	245-6402	○	○	○
61	下依知老人憩の家	下依知 2-30-3	245-1609	○	○	○
62	金田老人憩の家	金田 172-1	225-1566	○	○	○
63	金田東老人憩の家	金田 775-10	222-3352	—	○	○
64	下川入老人憩の家	下川入 1366-3	245-6404	—	○	○
65	及川老人憩の家	及川 496-1	242-0515	○	○	○
66	妻田西老人憩の家	妻田西 3-15-8	221-2870	—	○	○
67	林老人憩の家	林 3-7-15	224-0825	○	○	○
68	妻田東老人憩の家	妻田東 1-19-14	225-5510	—	○	○
69	荻野久保老人憩の家	上荻野 5647-1	291-2067	—	○	○
70	宮本老人憩の家	上荻野 5451-1	241-6446	○	○	○
71	鳶尾老人憩の家	鳶尾 3-2-11	241-4267	○	—	○
72	荻野新宿老人憩の家	下荻野 1253-5	241-3666	○	○	○
73	尼寺老人憩の家	飯山 4742	242-0109	○	—	○
74	日枝老人憩の家	飯山 4291-2	241-0116	—	○	○
75	千頭老人憩の家	飯山 592	241-6479	—	○	○
76	上古沢老人憩の家	上古沢 1343-2	248-2053	○	○	○
77	下古沢老人憩の家	下古沢 658	248-2056	○	○	○
78	戸室老人憩の家	戸室 2-10-13	222-9792	○	○	○
79	愛名老人憩の家	愛名 52-1	247-4498	—	—	○
80	温水老人憩の家	温水 1906	248-2031	○	○	○
81	温水・恩名老人憩の家	温水 617-1	248-3589	—	○	○
82	長谷老人憩の家	長谷 1182-11	248-2074	○	○	○
83	船子老人憩の家	船子 1578-1	248-1104	○	○	○
84	片平老人憩の家	愛甲東 3-19-13	228-5393	○	○	○
85	七沢老人憩の家	七沢 1507-3	248-2054	○	○	○
86	岡津古久老人憩の家	岡津古久 878-1	248-2055	○	○	○
87	岡田老人憩の家	岡田 5-9-1	229-6336	—	○	○
88	酒井老人憩の家	酒井 2142-1	229-5989	—	○	○
89	上落合老人憩の家	上落合 560-2	229-2145	○	○	○

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3階以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
90	下沖老人憩の家	戸田 669	228-9791	—	○	○
91	中戸田老人憩の家	戸田 1406-2	229-1583	○	○	○
92	緑ヶ丘老人憩の家	緑ヶ丘 5-8-15	225-0682	○	○	○
93	愛甲老人憩の家	愛甲 3-23-1	250-5451	○	○	○
94	厚木南老人憩の家	岡田 1-13-12	229-1181	2F	○	○
95	三田老人憩の家	三田南 3-26-31	291-1510	○	○	○
96	毛利台老人憩の家	毛利台 2-2-13	247-4401	○	○	○
97	厚木小学校	寿町 3-15-34	221-2017	2F	○	○
98	厚木中学校	水引 1-1-3	221-3227	2F	○	○
99	厚木第二小学校	旭町 5-38-1	228-0690	2F	○	○
100	北小学校	山際 658	245-1137	○	○	○
101	依知小学校	関口 872-1	245-4611	○	○	○
102	依知南小学校	下依知 2-7-1	245-1166	○	○	○
103	あつき郷土博物館	下川入 1366-4	225-2515	—	○	○
104	神奈川工科大学	下荻野 1030	291-3250	○	○	○
105	三田小学校	三田 515	241-1040	○	○	○
106	睦合中学校	三田 3-1-1	241-1450	○	○	○
107	鳶尾小学校	鳶尾 2-12-1	241-7312	○	○	○
108	荻野中学校	鳶尾 5-1-1	241-1710	○	○	○
109	荻野小学校	上荻野 8	241-1454	○	○	○
110	清水小学校	妻田西 3-18-1	221-4210	○	○	○
111	林中学校	林 5-5-1	224-4933	2F	○	○
112	妻田小学校	妻田南 1-14-1	224-5911	3F	○	○
113	戸室小学校	戸室 4-4-1	224-7888	○	○	○
114	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 4-1-1	221-2368	○	○	○
115	小鮎小学校	飯山南 4-9-1	241-1452	○	○	○
116	小鮎中学校	飯山南 4-9-2	241-1428	○	○	○
117	厚木高校	戸室 2-24-1	221-4078	○	○	○
118	南毛利中学校	恩名 2-16-1	221-4340	○	○	○
119	厚木清南高校	岡田 1-12-1	228-2015	2F	○	○
120	相川中学校	酒井 1981-1	229-5516	2F	○	○
121	東名中学校	愛甲 1809	228-4052	2F	○	○

(○：使用可、2F：2階以上使用可、3F：3以上使用可)

番号	施設名	所在地	電話番号	対象となる災害の種類		
				洪水	崖崩れ・土石流	地震
122	愛甲小学校	愛甲西 1-17-1	247-9371	2F	○	○
123	南毛利小学校	長谷 1085	248-1679	○	○	○
124	玉川小学校	七沢 150-1	248-0015	—	○	○
125	県自然環境保全センター	七沢 657	248-0323	○	○	○
126	玉川中学校	小野 301-10	248-0329	○	○	○
127	毛利台小学校	毛利台 1-23-1	247-9351	○	○	○
128	上荻野小学校	上荻野 1429	241-0861	○	○	○
129	飯山小学校	飯山 4400	241-2851	○	○	○
130	藤塚中学校	上依知 1289	245-3371	○	○	○
131	若宮公園	森の里 1-38	247-7989	○	○	○
132	森の里小学校	森の里 1-27-1	248-3611	○	○	○
133	森の里中学校	森の里 3-35-1	248-0727	○	○	○
134	依知中学校	中依知 364	245-1167	○	○	○
135	戸田小学校	戸田 545	228-9805	2F	○	○
136	睦合東中学校	三田 3472	221-5956	2F	○	○
137	相川小学校	岡田 5-10-1	228-2610	—	○	○
138	厚木中央公園	寿町 3-2	225-2412	—	○	○
139	上依知小学校	上依知 1657	246-2884	○	○	○
140	荻野運動公園	中荻野 1500	225-2900	○	○	○
141	及川球技場	及川 1-17-1	242-3060	—	○	○
142	ぼうさいの丘公園	温水 783-1	270-1035	○	○	○
143	厚木東高校	王子 1-1-1	221-3158	○	○	○
144	厚木商業高校	王子 3-1-1	223-6669	○	○	○

3 指定避難所一覧

No.	名 称	所在地	電話番号	避難地区目安
1	厚木小学校	寿町 3-15-34	221-2017	厚木町・中町・栄町・田村町・松枝・吾妻町・元町・東町・寿町・水引・厚木
2	厚木中学校	水引 1-1-3	221-3227	厚木町・中町・栄町・田村町・松枝・吾妻町・元町・東町・寿町・水引・厚木
3	厚木第二小学校	旭町 5-38-1	228-0690	幸町・旭町・泉町・南町・温水・船子
4	北小学校	山際 658	245-1137	山際・猿ヶ島・下川入
5	依知小学校	関口 872-1	245-4611	関口・山際・下川入
6	依知南小学校	下依知 2-7-1	245-1166	下依知・金田・中依知
7	あつぎ郷土博物館	下川入 1366-4	225-2515	下川入
8	神奈川工科大学	下荻野 1030	291-3250	棚沢・下荻野・三田
9	三田小学校	三田 515	241-1040	三田・下荻野
10	睦合中学校	三田 3-1-1	241-1450	三田・下荻野・及川
11	鳶尾小学校	鳶尾 2-12-1	241-7312	上荻野・中荻野・鳶尾
12	荻野中学校	鳶尾 5-1-1	241-1710	上荻野・中荻野・鳶尾・まつかげ台・みはる野
13	荻野小学校	上荻野 8	241-1454	上荻野・中荻野・鳶尾・まつかげ台・みはる野
14	清水小学校	妻田西 3-18-1	221-4210	及川・妻田北・妻田南・妻田東・妻田西
15	林中学校	林 5-5-1	224-4933	林
16	妻田小学校	妻田南 1-14-1	224-5911	妻田北・妻田南・妻田東・妻田西
17	戸室小学校	戸室 4-4-1	224-7888	林・戸室・緑ヶ丘
18	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 4-1-1	221-2368	緑ヶ丘・王子
19	小鮎小学校	飯山南 4-9-1	241-1452	飯山・上古沢・下古沢
20	小鮎中学校	飯山南 4-9-2	241-1428	飯山・上古沢・下古沢
21	厚木高等学校	戸室 2-24-1	221-4078	戸室・恩名
22	南毛利中学校	恩名 2-16-1	221-4340	恩名・温水
23	厚木清南高等学校	岡田 1-12-1	228-2015	岡田・温水・船子
24	相川中学校	酒井 1981-1	229-5516	戸田・酒井
25	東名中学校	愛甲 1809	228-4052	酒井・愛甲・船子
26	愛甲小学校	愛甲西 1-17-1	247-9371	愛甲・船子
27	南毛利小学校	長谷 1085	248-1679	長谷・温水・温水西
28	玉川小学校	七沢 150-1	248-0015	小野・岡津古久・七沢
29	県自然環境保全センター	七沢 657	248-0323	七沢
30	玉川中学校	小野 301-10	248-0329	小野・岡津古久

No.	名 称	所在地	電話番号	避難地区目安
31	毛利台小学校	毛利台 1-23-1	247-9351	毛利台・愛名・温水・長谷・温水西
32	上萩野小学校	上萩野 1429	241-0861	上萩野・まつかげ台
33	飯山小学校	飯山 4400	241-2851	飯山・宮の里
34	藤塚中学校	上依知 1289	245-3371	上依知・山際
35	若宮公園	森の里 1-38	247-7989	森の里
36	森の里小学校	森の里 1-27-1	248-3611	森の里
37	森の里中学校	森の里 3-35-1	248-0727	森の里
38	依知中学校	中依知 364	245-1167	中依知・下依知
39	戸田小学校	戸田 545	228-9805	戸田・上落合・下津古久・長沼
40	睦合東中学校	三田 3472	221-5956	三田・妻田北・妻田南・妻田東・妻田西
41	相川小学校	岡田 5-10-1	228-2610	酒井・岡田
42	厚木中央公園	寿町 3-2		東町・寿町・厚木町・中町・幸町・泉町
43	上依知小学校	上依知 1657	246-2884	上依知・猿ヶ島
44	萩野運動公園	中萩野 1500	225-2900	飯山・宮の里・中萩野・上萩野
45	及川球技場	及川 1-17-1	242-3060	及川・林
46	ぼうさいの丘公園	温水 783-1	270-1035	長谷・温水・船子
47	厚木東高等学校	王子 1-1-1	221-3158	緑ヶ丘・王子・林
48	厚木商業高等学校	王子 3-1-1	223-6669	緑ヶ丘・王子・林

2-2-(7)-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧

1 拠点型 (11箇所)

令和4年4月1日現在

No.	倉庫名	所在地	構造・床面積	設置年度	鍵の保管者
1	ぼうさいの丘公園	温水783-1 (センター施設内)	鉄筋コンクリート造 961.34㎡	H12年度	ぼうさいの丘公園管理事務所
2	厚木中央公園地下	寿町3-2-1 (地下駐車場B1)	鉄筋コンクリート造 310.4㎡	H2年度	厚木消防署
3	荻野運動公園	中荻野1500	鉄骨造 300.00㎡	H24年度	荻野運動公園管理事務所 公園緑地課
4	上落合	上落合560-3 (上落合老人憩の家併設)	鉄骨造 50.13㎡	S58年度	相川公民館、上落合自主防災隊、 上落合老人憩の家、相川分署
5	山際	山際982-2 (消防団2分団3部併設)	鉄骨造 49.895㎡	S60年度	依知公民館、山ノ根自主防災隊、 依知分署
6	戸田	戸田366-1 (戸田自治会館併設)	鉄骨造 45.54㎡	S62年度	相川公民館、上戸田自主防災隊、 相川分署
7	七沢	七沢199-8 (消防団第6分団3部併設)	鉄骨造 40.56㎡	S63年度	玉川公民館、玉川分署、 大畑・日向川一部自主防災隊
8	林	林3-8-52 (消防団第3分団第1部併設)	鉄骨造 45.00㎡	H元年度	睦合南公民館、厚木消防署、 林第2自主防災隊
9	三田	三田2727-2 (消防団第3分団第4部隣)	鉄骨造 34.75㎡	H2年度	睦合北公民館、睦合分署、 中三田第1自主防災隊
10	依知南	下依知3-1-7 (依知南公民館内)	海上輸送コンテナを一部改造 14.4㎡	H16年度	依知南公民館、依知分署、 依知南小学校
11	アミューあつぎ	中町2-12-15 (アミューあつぎ5階)	鉄骨造 55.1㎡	H26年度	文化生涯学習課

2 避難所設置 (44箇所 45基)

令和4年4月1日現在

No.	地区	倉庫名	所在地	構造・床面積	設置年度	鍵の保管者
1	厚木北	厚木小学校	寿町3-15-34	アルミコンテナ型 15.93㎡	H26年度	厚木北公民館、厚木小学校、 厚木北地区自主防災隊、厚木消防署
2		厚木中学校	水引1-1-3	アルミコンテナ型 15.93㎡	H26年度	厚木北公民館、厚木中学校、 厚木北地区自主防災隊、厚木消防署
3	厚木南	厚木第二小学校	旭町5-38-1	アルミコンテナ型 15.93㎡	H26年度	厚木南公民館、厚木第二小学校、 旭町5丁目自主防災隊、厚木消防署
4		厚木清南高校	旭町5-38-1	海上輸送コンテナを一部改造 14.4㎡	H14年度	厚木南公民館、厚木第二小学校、 相川分署
5	依知北	上依知小学校	上依知1657	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	依知北公民館、上依知小学校、 依知分署
6		藤塚中学校	上依知1289	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	依知北公民館、藤塚中学校、 藤塚団地自主防災隊、依知分署
7		北小学校	山際658	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	依知北公民館、北小学校、 新開自主防災隊、依知分署
8		あつぎ郷土博物館	下川入1365-8	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S59年度	依知北公民館、 下川入第2自主防災隊、依知分署
9	依知南	依知小学校	関口872-1	アルミコンテナ型 15.93㎡	H27年度	依知南公民館、依知小学校、 依知小学校区自主防災隊、依知分署
10		依知中学校	中依知364	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	依知南公民館、依知中学校、 中依知自主防災隊、依知分署
11		依知南小学校	下依知2-7-1	海上輸送コンテナを一部改造 14.4㎡	H3年度	依知南公民館、依知南小学校、 下依知自主防災隊、依知分署
12	睦合北	三田小学校	三田515	アルミコンテナ型 15.93㎡	H30年度	睦合北公民館、三田小学校、 中三田第2自主防災隊、睦合分署
13		睦合中学校	三田3-1-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	睦合北公民館、睦合中学校、 新宿自主防災隊、睦合分署
14		睦合東中学校	三田3472	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	睦合南公民館、睦合東中学校、 十日市場自主防災隊、睦合分署

No.	地区	倉庫名	所在地	構造・床面積	設置年度	鍵の保管者
15	睦合南	清水小学校	妻田西3-18-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	睦合南公民館、清水小学校、 白根自主防災隊、睦合分署
16		林中学校	林5-5-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	睦合南公民館、林中学校、 林第2自主防災隊、厚木消防署
17		妻田小学校	妻田南1-14-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	睦合南公民館、妻田小学校、 木売場自主防災隊、厚木消防署
18		及川球技場	及川1-17-1	海上輸送コンテナを一部改造 14.4㎡	H14年度	睦合南公民館、及川球場、 及川1・2・3自主防災隊、 及川団地自主防災隊、睦合分署
19	荻野	上荻野小学校	上荻野1429	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	上荻野分館、上荻野小学校、 荒井自主防災隊、北消防署
20		荻野中学校	鳶尾5-1-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	荻野公民館、荻野中学校、 鳶尾5丁目自主防災隊、北消防署
21		荻野小学校	上荻野8	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	荻野公民館、荻野小学校、 宮郷自主防災隊、北消防署
22		鳶尾小学校	鳶尾2-12-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	荻野公民館、鳶尾小学校、 鳶尾2丁目自主防災隊、北消防署
23		神奈川工科大学	下荻野1030	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	H14年度	荻野公民館、神奈川工科大学、 子中自主防災隊、北消防署
24	小鮎	飯山小学校	飯山4400	アルミコンテナ型 14.94㎡	H5年度	小鮎公民館、飯山小学校、小鮎分署
25		小鮎中学校	飯山南4-9-2	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	小鮎公民館、小鮎中学校、 日枝・辻自主防災隊、小鮎分署
26		小鮎小学校	飯山南4-9-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	小鮎公民館、小鮎小学校、 台自主防災隊、小鮎分署
27	南毛利	戸室小学校	戸室4-4-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	南毛利公民館、戸室小学校、 戸室4丁目自主防災隊、厚木消防署
28		厚木高校	戸室4-4-1 (戸室小学校内に設置)	断熱材入物置 (2基) 8.18㎡	R3年度	南毛利公民館、厚木消防署
29		南毛利中学校	恩名2-16-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	南毛利公民館、南毛利中学校、 恩名原自主防災隊、厚木消防署
30		南毛利小学校	長谷1085	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	南毛利公民館、南毛利小学校、 長谷清水自主防災隊、南毛利分署
31		毛利台小学校	毛利台1-23-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	南毛利公民館、毛利台小学校、 毛利台1丁目自主防災隊、南毛利分署
32	南毛利南	愛甲小学校	愛甲西1-17-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	愛甲公民館、愛甲小学校、 上愛甲自主防災隊、南毛利分署
33		東名中学校	愛甲1809	アルミコンテナ型 14.4㎡	H3年度	愛甲公民館、東名中学校、 坊中自主防災隊、相川分署
34	玉川	玉川中学校	小野301-10	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	玉川公民館、玉川中学校、玉川分署
35		玉川小学校	七沢150-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	玉川公民館、玉川小学校、 大畑・日向川自主防災隊、玉川分署
36	森の里	若宮公園	森の里1丁目38	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S60年度	若宮公園管理事務所、森の里公民館、 森の里1丁目自主防災隊、玉川分署
37		森の里中学校	森の里3-35-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	森の里公民館、森の里中学校、 森の里3丁目自主防災隊、玉川分署
38		森の里小学校	森の里1-27-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	森の里公民館、森の里小学校、 森の里1丁目自主防災隊、玉川分署
39	相川	相川小学校	岡田5-10-1	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	相川公民館、相川小学校、 岡田4丁目自主防災隊、相川分署
40		相川中学校	酒井1981-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S56年度	相川公民館、相川中学校、相川農協、 上戸田自主防災隊、相川分署
41		戸田小学校	戸田545	アルミコンテナ型 15.94㎡	H7年度	相川公民館、戸田小学校、 戸田下沖自主防災隊、相川分署
42	緑ヶ丘 広域避難場所	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S57年度	緑ヶ丘公民館、緑ヶ丘小学校、 緑ヶ丘4丁目自主防災隊、小鮎分署
43	厚木東高校	荻野運動公園	中荻野1500	海上輸送コンテナを一部改造 13.8㎡	S61年度	荻野公民館、荻野運動公園、 馬場自主防災隊、北消防署
44		厚木東高校	緑ヶ丘4-7 (緑ヶ丘さくら公園に設置)	アルミコンテナ型 15.93㎡	R3年度	緑ヶ丘公民館、厚木消防署

※所在地は令和5年2月1日現在

2-2-(7)-2 防災備蓄品（資機材）一覧

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	総合計	
食料	1	ビスケット	1箱 60食	102,000	
	2	五目ごはん	1箱 50食	12,000	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	15,000	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	5,000	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食（1缶10食）	21,300	
	6	おかゆ		5,640	
	7	クラッカー		14,796	
	8	野菜シチュー		19,728	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	26,208	
	10	クッキー	1箱 100食	10,000	
	11	粉ミルク			
			液体ミルク	1箱 24缶	16
			ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	50
12	ニューMA-1		アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	10	
	飲料水				
		いろはす	1箱24本（1本500ml）	11,304	
		エビアン	1箱24本（1本500ml）	10,008	
炊き出し関係		クリスタルガイザー	1箱24本（1本500ml）	11,016	
	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	3,344	
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	68	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	459	
	16	ガス炊飯器		98	
	17	まかないくん			
			まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	4
			まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	4
	18	移動式炊飯器	マキを使用	3	
19	カセットコンロ	卓上用	327		
トイレ	20	ラップポン	専用バッテリー、カートリッジ含む	25	
	21	車椅子用組立トイレ(エマーレット)		仮設トイレ（組立式）	17
			エマーレット用カートリッジ	カートリッジ	12,400
			車椅子トイレ用カートリッジ(スケットレ)	カートリッジ	12,300
	22	うんち君（簡易組立 災害用トイレ）		簡易トイレ組立式	586
			うんち君用カートリッジ		53,100
			うんち君用便座	仮設トイレ（組立式）便座	1,234
	23	サニター2・パーソナルテントセット		簡易トイレ組立式 テント	51
			サニター2（便座のみ）	簡易トイレ便座	500
		サニター2用カートリッジ	カートリッジ	680	
トイレ	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	2	
	25	ベンクイック	仮設トイレ（組立式）	115	
	26	ベンチャー	仮設トイレ（組立式）	11	
	27	六角パクト	仮設トイレ（組立式）	20	
	28	シティクリーン	簡易トイレ組立式	18	
	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。（100回）	30	
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイヨー1000ロール もいちどロール5700ロール	231	
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	40	
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	40	
	33	マイレット	カートリッジ	40	
	34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	60	

分類	No.	品名	用途説明等	総合計
電気器具	35	発電機		
		発電機 900is	ヤマハ	20
		発電機 1800W	EU18iT-JN	5
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	16
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	13
		発電機 2800w	EF2800iSE	31
		発電機 900w	ホンダ エネポ	16
		発電機 700w		181
		発電機 2000or2300w	スズキSV	163
		発電機 400w	ホンダデントEX400	77
		発電機 550w	ホンダデントEX550	14
		発電機 マキタ		1
		発電機 3500w		9
		投光器付発電機		6
			36	パワームーバー
	37	チェンソー		178
	38	排水ポンプ		4
	39	水中ポンプ		37
	40	コードリール		498
照明関係	41	バルーン投光機		18
	42	投光器セット		174
	43	投光器用スタンド		188
	44	投光器 (ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	93
	45	LEDフラットライト	5,000メートル、10,000メートル	29
	46	強力ライト		693
	47	蛍光灯付サーチライト		76
	48	ラジオ付サーチライト		73
浄水機	49	浄水機		
		浄水機(エンジン付)		64
		浄水機(手動型)		46
給水	50	飲料水用水槽 2500 ^{リットル}	水槽専用バルブ付	1
	51	給水タンク		
		給水タンク 1000 ^{リットル}		5
		給水タンク 500 ^{リットル}		340
		給水タンク 200 ^{リットル}		3
	52	給水袋		
		非常用飲料水袋 10 ^{リットル}		15,800
非常用飲料水袋 6 ^{リットル}		背負い式	1,500	
		給水袋 4 ^{リットル}		4,000
53	飲料水殺菌剤		48	
燃料	54	ガソリタンク		
		ガソリタンク(10 ^{リットル})		305
		ガソリタンク(20 ^{リットル})		254
	55	ガソリン缶		524
	56	チェンソーチェンオイル(1 ^{リットル})	(不可) チェンソーの燃料ではありません。	201
	57	2サイクルオイル(0.5 ^{リットル})	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に対し1)	201
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	57	
電池	59	乾電池		
		乾電池単1		5,570
		乾電池単2		5,450
		乾電池単3		1,752
		乾電池単4		1,400

分類	No.	品名	用途説明等	総合計
生活必需品	60	毛布		21,558
	61	肌着セット		
		肌着セット(男性用)		1,000
		肌着セット(女性用)		1,000
	62	パクタオル		1,000
	63	生理用品		17,120
	64	吸水パッドセット		
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	264
		ショーツ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(ショーツ5枚+吸水パッド10枚)	264
	65	紙おむつ		
紙おむつ(サルバ:大人用)			6,162	
紙おむつ(パンパース:子供用)			19,696	
66	ウェットティッシュ		960	
救急	67	救急箱一式		
		救急箱一式(20人用)		159
		救急箱一式(50人用)		66
68	ピューラックス		43	
救助関係	69	大バール		628
	70	平バール		10
	71	救助用ハイジャッキ		313
	72	油圧式ジャッキ		115
	73	レスキューアックス		10
	74	救助ロープ(20m)		532
	75	担架		252
	76	担架ベッド		115
	77	袋式担架		634
	78	四つ折担架		15
	79	担架(PLAR-01-SR01)		16
その他	80	スコップ		896
	81	大おの		327
	82	ノコギリ		327
	83	カケヤ		433
	84	大ハンマー		308
	85	ボルトクリッパー		10
	86	カッター	バン線や針金を切断します。	219
	87	ハシゴキャタツ		111
	88	一輪車		204
	89	折りたたみリヤカー		179
	90	折りたたみリヤカー(ノパンクタイヤ)		41
	91	折りたたみリヤカー(ノパンクタイヤ)	NS-8A2	26
	92	空気入れ		
		空気入れ(自転車用)	ライトボーイ・リヤカーには使用不可	54
		空気入れ(圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	15
	93	車椅子		
		車椅子		117
		車椅子(ノパンク)		44
	94	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	113
	95	避難所用看板		42
96	エアテント	電動エアポンプ付	3	
97	テント(四方幕18枚)		262	
98	テント(室内用)		3,600	
99	テント(屋外用)		154	

分類	No.	品名	用途説明等	総合計
その他	100	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	66
	101	防災シート(敷物専用4m×4m)		382
	102	防災用敷きシート		3,577
	103	マットシート		6,230
	104	ブルーシート(3.6m×5.4m)		13,326
	105	ワイヤレスメガホン(ハンドマイク)		47
	106	シュラフ	寝袋	1,029
	107	ナイロンロープ		32
	108	工具セット		58
	109	長靴		200
	110	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	110
	111	土のう袋		27,900
	112	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土嚢	300
	113	木杭		100
	114	トラロープ		60
	115	キャンバス水槽		102
	116	昇降機		2
	117	ハンドパレットラック		3
	118	移動式踏台		2
	119	αパレット		50
	120	ワゴン台車		61
	121	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	1
	122	A型バリケード		100
	123	オイルパン	訓練に使用	95
	124	フィルターマスク	1箱50枚	2,150
	125	ゴーグル	防護メガネ	215
	126	火山対策用ゴーグル		1,388
	127	防塵マスク		3,200
	128	災害用手袋		1,060
	129	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。倒木等の処理に有効	3
	130	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	44
	131	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	5
	132	ホワイトボード		10
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	15
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	13
	135	避難所用扇風機		230
	136	段ボールベッド		41
	137	簡易ベット		250
	138	障がい者用ゼッケン一式		43
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	1
	140	不織布マスク		240,000
	141	不織布マスク(子供用)		23,500
	142	布マスク		70,000
	143	消毒液		1,484
	144	フェイスシールド		2,000
	145	レインコート		2,600
146	防護服		100	

2-2-(7)-3 防災備蓄倉庫等備蓄品一覧 (1/5)

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	小計	
				厚木中央公園	ぼうさいの丘	荻野大型倉庫	アミューあつぎ	山際	林	三田	上落合	戸田	七沢	依知南		
食料	1	ビスケット	1箱 60食	0	24,600	25,080	1,560	0	0	0	0	0	0	0	51,240	
	2	五目ごはん	1箱 50食	3,150	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,350	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	0	6,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食 (1缶10食)	1,320	12,600	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	16,320	
	6	おかゆ		0	5,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,640	
	7	クラッカー		0	14,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,796	
	8	野菜シチュー		0	19,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,728	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	6,000	7,488	0	6,000	0	0	0	0	0	0	0	19,488	
	10	クッキー	1箱 100食	0	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	
11		粉ミルク														
		液体ミルク	1箱 24缶	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
		ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
		ニューMA-1	アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
12		飲料水														
		いろはす	1箱24本 (1本500ml)	0	1,896	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,896	
		エビアン	1箱24本 (1本500ml)	0	0	1,224	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224	
	クリスタルガイザー	1箱24本 (1本500ml)	0	9,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,720		
炊き出し関係	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	0	3,072	0	272	0	0	0	0	0	0	0	3,344	
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	0	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	21	183	0	0	12	15	16	14	12	13	0	286	
	16	ガス炊飯器		5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	17		まかないくん													
			まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	18	移動式炊飯器	マキを使用	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	19	カセットコンロ	卓上用	0	327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	327	
	20	ラップボン	専用バッテリー、カートリッジ含む	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
トイレ	21		車椅子用組立トイレ(エマレット)	仮設トイレ(組立式)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
			エマレット用カートリッジ	カートリッジ	0	10,800	0	0	0	0	0	0	0	0	10,800	
			車椅子トイレ用カートリッジ(スケルトン)	カートリッジ	0	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
	22		うんち君(簡易組立 災害用トイレ)	簡易トイレ組立式	5	119	5	0	5	0	5	0	5	0	144	
			うんち君用カートリッジ		0	9,640	100	0	100	0	0	0	200	0	10,040	
			うんち君用便座	仮設トイレ(組立式) 便座	0	264	100	0	10	0	0	0	0	0	0	374
	23		サニター2・バーナルテントセット	簡易トイレ組立式 テント	20	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	51
			サニター2(便座のみ)	簡易トイレ便座	20	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	500
			サニター2用カートリッジ	カートリッジ	200	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	680
	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
25	バンクイック	仮設トイレ(組立式)	10	1	4	0	6	2	2	2	2	2	0	29		
26	ベンチャー	仮設トイレ(組立式)	0	2	0	0	0	2	2	0	2	3	0	11		
27	六角パクト	仮設トイレ(組立式)	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		
28	シティクリーン	簡易トイレ組立式	0	0	14	0	0	0	0	0	2	0	0	16		

分類	No.	品名	用途説明等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	小計
				厚木中央公園	ぼうさいの丘	荻野大型倉庫	アミューあつぎ	山際	林	三田	上落合	戸田	七沢	依知南	
トイレ	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。(100回)	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイヨ-1000ロール もいちどロール5700ロール	5	98	9	0	5	5	5	5	5	5	0	142
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	33	マイレット	カートリッジ	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	40
34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	0	42	0	0	0	0	0	0	0	18	0	60	
電気器具	35	発電機													
		発電機 900is	ヤマハ	0	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	20
		発電機 1800W	EU18iT-JN	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
		発電機 2800w	EF2800iSE	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 900w	ホンダ エネポ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 700w		19	15	0	0	9	10	10	9	10	10	2	94
		発電機 2000or2300w	スズキSV	16	57	0	0	0	0	0	0	0	0	2	75
		発電機 400w	ホンダデンタEX400	8	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
		発電機 550w	ホンダデンタEX550	1	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
		発電機 マキタ		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		発電機 3500w		0	2	0	0	2	3	0	0	2	0	0	9
		投光器付発電機		0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	6
36	パワームーバー	ニチコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	チェンソー		9	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	
38	排水ポンプ		1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
39	水中ポンプ		10	4	0	0	8	11	0	0	4	0	0	37	
40	コードリール		15	129	42	0	18	16	15	13	15	15	0	278	
照明関係	41	バルーン投光機		0	4	14	0	0	0	0	0	0	0	18	
	42	投光器セット		15	82	0	0	7	5	2	8	5	1	125	
	43	投光器用スタンド		15	94	3	0	7	5	2	8	5	1	140	
	44	投光器(ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	0	49	1	0	0	0	0	0	0	0	50	
	45	LEDフラットライト	5,000メール、10,000メール	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
	46	強力ライト		50	0	0	3	30	40	40	30	30	20	243	
	47	蛍光灯付サーチライト		0	0	21	4	0	0	0	0	0	0	25	
	48	ラジオ付サーチライト		0	0	20	4	0	0	0	0	0	0	24	
浄水機	49	浄水機													
		浄水機(エンジン付)		0	7	5	0	8	0	8	0	12	8	16	64
	浄水機(手動型)		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
給水	50	飲料水用水槽 2500ℓ	水槽専用バルブ付	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		給水タンク													
	51	給水タンク 1000ℓ		0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
		給水タンク 500ℓ		20	50	4	0	20	20	15	35	21	20	0	205
		給水タンク 200ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		給水袋													
	52	非常用飲料水袋 10ℓ		1,000	4,800	0	0	500	0	0	0	0	0	0	6,300
		非常用飲料水袋 6ℓ	背負い式	100	0	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
給水袋 4ℓ			0	0	0	0	750	0	0	1,250	0	0	0	2,000	
53	飲料水殺菌剤		0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	48	

分類	No.	品名	用途説明等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	小計	
				厚木中央公園	ぼうさいの丘	荻野大型倉庫	アミューあつぎ	山際	林	三田	上落合	戸田	七沢	依知南		
燃料	54	ガソリンタンク														
		ガソリンタンク(10%)		15	0	10	0	12	10	10	14	10	13	0	94	
		ガソリンタンク(20%)		6	88	10	0	0	10	0	0	10	10	0	134	
	55	ガソリン缶		0	20	8	0	10	10	10	6	10	10	0	84	
	56	チェンソーチェンオイル(1%)	(不可)チェンソーの燃料ではありません。	8	34	0	0	5	5	5	0	6	4	0	67	
	57	2サイクルオイル(0.5%)	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に対し1)	8	34	0	0	5	5	5	5	6	4	0	72	
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	1	8	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	14	
電池	59	乾電池														
		乾電池単1		100	1,320	200	80	100	100	100	100	100	100	100	0	2,300
		乾電池単2		100	1,400	0	0	100	100	100	100	100	100	100	0	2,100
		乾電池単3		1,752	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,752
		乾電池単4		1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400
生活必需品	60	毛布		2,450	5,290	3,150	720	498	400	410	500	500	400	0	14,318	
	61	肌着セット														
		肌着セット(男性用)		0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
		肌着セット(女性用)		0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
	62	パックタオル		0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
	63	生理用品		0	17,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,120	
	64	吸水パッドセット														
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	0	264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264
		ショーツ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(ショーツ5枚+吸水パッド10枚)	0	264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264
	65	紙おむつ														
紙おむつ(サルバ:大人用)			0	6,162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,162	
紙おむつ(パンパース:子供用)			0	18,560	0	1,136	0	0	0	0	0	0	0	0	19,696	
66	ウェットティッシュ		0	960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	960		
救急	67	救急箱一式														
		救急箱一式(20人用)		19	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
		救急箱一式(50人用)		0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
68	ピューラックス		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
救助関係	69	大バール		12	12	21	0	12	12	12	12	12	12	0	117	
	70	平バール		0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	71	救助用ハイジャッキ		10	5	25	0	10	10	10	10	10	10	0	100	
	72	油圧式ジャッキ		3	3	7	0	3	3	3	3	3	3	0	31	
	73	レスキューアックス		0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	74	救助ロープ(20m)		20	5	20	0	1	20	15	17	20	3	0	121	
	75	担架		33	0	0	0	10	10	10	0	10	10	0	83	
	76	担架ベッド		0	90	8	0	3	3	3	2	3	3	0	115	
	77	袋式担架		0	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204	
	78	四つ折担架		0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
	79	担架(PLAR-01-SR01)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	80	スコップ		75	90	43	0	50	45	45	45	44	29	0	466	
	81	大おの		15	10	6	0	15	15	15	15	15	15	0	121	
	82	ノコギリ		15	0	25	0	15	15	15	15	15	5	0	120	
	83	カケヤ		15	95	18	0	15	15	15	15	15	15	0	218	
	84	大ハンマー		13	5	25	0	10	10	10	5	5	10	0	93	
	85	ボルトクリッパー		0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	86	カッター	バン線や針金を切断します。	10	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
	87	ハシゴキャタツ		7	5	2	0	3	2	2	2	2	2	0	27	

分類	No.	品名	用途説明等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	小計	
				厚木中央公園	ぼうさいの丘	荻野大型倉庫	アミューあつぎ	山際	林	三田	上落合	戸田	七沢	依知南		
	88	一輪車		20	69	0	0	5	5	5	5	5	5	0	119	
	89	折りたたみリヤカー		6	98	0	0	0	2	2	4	2	2	0	116	
	90	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)		0	0	1	0	5	3	2	0	3	3	0	17	
	91	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)	NS-8A2	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
	92	空気入れ (自転車用)	ライトボーイ・リヤカーには使用不可	3	6	0	0	1	1	1	1	1	1	0	15	
		空気入れ (圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	93	車椅子														
		車椅子		10	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
		車椅子 (ノパン)		0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	94	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	0	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
	95	避難所用看板		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	96	エアテント	電動エアポンプ付	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	97	テント (四方幕 1 8 枚)		30	118	8	0	0	0	0	0	2	0	0	158	
	98	テント (室内用)		0	54	1,530	0	0	0	0	0	0	0	0	1,584	
	99	テント (屋外用)		0	0	154	0	0	0	0	0	0	0	0	154	
	100	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	0	47	0	0	0	0	0	12	0	6	0	65	
	101	防災シート (敷物専用4m×4m)		65	56	73	0	25	20	20	18	50	25	0	352	
	102	防災用敷きシート		0	2,006	37	0	0	0	0	0	0	0	0	2,043	
	103	マットシート		0	0	820	0	0	0	0	0	0	0	0	820	
	104	ブルーシート (3.6m×5.4m)		888	5,460	210	100	320	850	350	400	300	38	0	8,916	
	105	ワイヤレスメガホン (ハンドマイク)		0	0	17	0	2	0	0	3	2	2	0	26	
	106	シュラフ	寝袋	700	0	100	0	0	50	50	0	0	0	0	900	
	107	ナイロンロープ		2	16	0	0	2	2	2	2	4	2	0	32	
	108	工具セット		1	5	2	0	1	1	1	1	1	1	0	14	
	109	長靴		200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	
	110	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	
	111	土のう袋		2,800	8,000	0	0	3,000	3,000	2,100	3,000	3,000	3,000	0	27,900	
	112	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土糞	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	
	113	木杭		0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	
	114	トラロープ		10	0	0	0	10	10	10	10	10	0	0	60	
	115	キャンパス水槽		0	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	
	116	昇降機		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	117	ハンドパレットラック		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	118	移動式踏台		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	119	αパレット		0	30	20	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
	120	ワゴン台車		0	60	1	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
	121	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	122	A型バリケード		20	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	100	
	123	オイルパン	訓練に使用	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	
	124	フィルターマスク	1箱50枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	125	ゴーグル	防護メガネ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	126	火山対策用ゴーグル		0	1388	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	
	127	防塵マスク		600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
	128	災害用手袋		200	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220	
	129	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。倒木等の処理に有効	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	130	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	131	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	

分類	No.	品名	用途説明等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	小計
				厚木中央公園	ぼうさいの丘	荻野大型倉庫	アミューあつぎ	山際	林	三田	上落合	戸田	七沢	依知南	
その他	132	ホワイトボード		0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	135	避難所用扇風機		0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86
	136	段ボールベッド		0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	137	簡易ベット		0	0	250	0	0	0	0	0	0	0	0	250
	138	障がい者用ゼッケン一式		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	140	不織布マスク		110000	0	100000	30000	0	0	0	0	0	0	0	240,000
	141	不織布マスク(子供用)		0	0	23500	0	0	0	0	0	0	0	0	23,500
	142	布マスク		0	70000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
	143	消毒液		1484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,484
	144	フェイスシールド		2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
	145	レインコート		2600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
146	防護服		100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	

防災備蓄倉庫等備蓄品一覧 (2/5)

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	小計	
				厚木小	厚木第二小	厚木中	依知小	三田小	清水小	荻野中	小鮎小	南毛利中	愛甲小	玉川中	相川中	緑ヶ丘小		
食料	1	ビスケット	1箱 60食	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	14,040	
	2	五目ごはん	1箱 50食	250	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,650	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食 (1缶10食)	240	240	240	120	180	240	180	120	180	120	120	120	180	2,280	
	6	おかゆ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7	クラッカー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8	野菜シチュー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10	クッキー	1箱 100食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11	粉ミルク																
		液体ミルク	1箱 24缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ニューMA-1	アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12	飲料水																	
	いろはす	1箱24本 (1本500ml)	960	912	240	0	0	0	0	0	960	600	432	240	648	4,992		
	エビアン	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	432	792	936	672	480	0	0	0	0	0	3,312		
	クリスタルガイザー	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
炊き出し関係	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	52	
	16	ガス炊飯器		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	17	まかないくん																
		まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18	移動式炊飯器	マキを使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	19	カセットコンロ	卓上用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20	ラップボン	専用バッテリー、カートリッジ含む	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トイレ	21	車椅子用組立トイレ(エマレット)	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	4	
		エマレット用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	100	0	0	100	0	100	100	0	0	400	
		車椅子トイレ用カートリッジ(スケット)	カートリッジ	200	200	200	200	0	200	200	0	200	0	200	200	200	1,800	
	22	うんち君(簡易組立 災害用トイレ)	簡易トイレ組立式	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
		うんち君用カートリッジ		1,000	1,000	1,000	1,000	960	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,960	
		うんち君用便座	仮設トイレ(組立式) 便座	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260	
	23	サニター2・バーナルテントセット	簡易トイレ組立式 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		サニター2(便座のみ)	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		サニター2用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	25	ベンクイック	仮設トイレ(組立式)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	26	ベンチャー	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	六角パクト	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28	シディクリーン	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

分類	No.	品名	用途説明等	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	小計	
				厚木小	厚木第二小	厚木中	依知小	三田小	清水小	荻野中	小鮎小	南毛利中	愛甲小	玉川中	相川中	緑ヶ丘小		
トイレ	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。(100回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイロー1000ロール もいちどロール5700ロール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	33	マイレット	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気器具	35	発電機																
		発電機 900is	ヤマハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 1800W	EU18iT-JN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2800w	EF2800iSE	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	9
		発電機 900w	ホンダ エネポ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 700w		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 2000or2300w	スズキSV	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 400w	ホンダデデンタEX400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 550w	ホンダデデンタEX550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 マキタ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 3500w		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		投光器付発電機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	36	パワームーバー	ニチコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	37	チェンソー		3	2	3	3	3	2	3	3	2	3	3	3	3	36	
	38	排水ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	39	水中ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	40	コードリール		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
照明関係	41	バルーン投光機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	42	投光器セット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	43	投光器用スタンド		1	1	0	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	14
	44	投光器 (ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	45	LEDフラットライト	5,000メール、10,000メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	46	強力ライト		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	47	蛍光灯付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	48	ラジオ付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄水機	49	浄水機																
		浄水機(エンジン付)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		浄水機(手動型)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
給水	50	飲料水用水槽 2500ℓ	水槽専用バルブ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		給水タンク																
	51	給水タンク 1000ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		給水タンク 500ℓ		3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	0	3	3	35	
		給水タンク 200ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	
	52	給水袋																
		非常用飲料水袋 10ℓ		100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,500
		非常用飲料水袋 6ℓ	背負い式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		給水袋 4ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	53	飲料水殺菌剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

分類	No.	品名	用途説明等	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	小計	
				厚木小	厚木第二小	厚木中	依知小	三田小	清水小	荻野中	小鮎小	南毛利中	愛甲小	玉川中	相川中	緑ヶ丘小		
燃料	54	ガソリタンク																
		ガソリタンク(10%)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
		ガソリタンク(20%)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	55	ガソリン缶		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	56	チェンソーチェンオイル(1%)	(不可) チェンソーの燃料ではありません。	3	3	3	3	8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	44
	57	2サイクルオイル(0.5%)	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に對し1)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
電池	59	乾電池																
		乾電池単1		80	80	80	80	40	70	80	80	80	80	80	80	80	80	990
		乾電池単2		80	80	90	80	80	60	80	80	80	80	80	80	80	80	1,030
		乾電池単3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乾電池単4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活必需品	60	毛布		120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,560	
	61	肌着セット																
		肌着セット(男性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		肌着セット(女性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	62	パックタオル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	63	生理用品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	64	吸水パッドセット																
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ショーツ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(ショーツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	65	紙おむつ																
		紙おむつ(サルバ:大人用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ(パンパース:子供用)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
66	ウェットティッシュ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
救急	67	救急箱一式																
		救急箱一式(20人用)		3	3	3	3	0	3	3	3	3	3	3	3	3	36	
		救急箱一式(50人用)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	68	ピューラックス		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
救助関係	69	大バール		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	156	
	70	平バール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	71	救助用ハイジャッキ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	72	油圧式ジャッキ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	73	レスキューアックス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	74	救助ロープ(20m)		10	10	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	121	
	75	担架		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	52	
	76	担架ベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	77	袋式担架		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	78	四つ折担架		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
79	担架(PLAR-01-SR01)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	80	スコップ		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	81	大おの		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	82	ノコギリ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	83	カケヤ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	84	大ハンマー		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	85	ボルトクリッパー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	86	カッター	パン線や針金を切断します。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	87	ハシゴキャタツ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	

分類	No.	品名	用途説明等	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	小計	
				厚木小	厚木第二小	厚木中	依知小	三田小	清水小	荻野中	小鮎小	南毛利中	愛甲小	玉川中	相川中	緑ヶ丘小		
	88	一輪車		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	89	折りたたみリヤカー		0	0	0	2	2	2	0	0	2	2	0	0	2	12	
	90	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)		2	2	2	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	14	
	91	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)	NS-8A2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	92	空気入れ																
			空気入れ (自転車用)	バイク・リヤカーには使用不可	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
		空気入れ (圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	
	93	車椅子																
			車椅子		0	2	0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	18
			車椅子 (ノパン)		2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	8
	94	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	95	避難所用看板		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	96	エアテント	電動エアポンプ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	97	テント (四方幕 1 8 枚)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	98	テント (室内用)		40	40	40	40	40	52	32	32	44	20	32	20	52	484	
	99	テント (屋外用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	101	防災シート (敷物専用4m×4m)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	102	防災用敷きシート		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	390	
	103	マットシート		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,300	
	104	ブルーシート (3.6m×5.4m)		100	100	100	100	90	100	100	100	100	100	100	100	100	1,290	
	105	ワイヤレスメガホン (ハンドマイク)		0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	106	シュラフ	寝袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	107	ナイロンロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	108	工具セット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	109	長靴		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	110	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	111	土のう袋		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	112	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土糞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	113	木杭		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	114	トラロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	115	キャンバス水槽		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	116	昇降機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	117	ハンドパレットラック		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	118	移動式踏台		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	119	αパレット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	120	ワゴン台車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	121	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	122	A型バリケード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	123	オイルパン	訓練に使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	124	フィルターマスク	1箱50枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	650	
	125	ゴーグル	防護メガネ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	126	火山対策用ゴーグル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	127	防塵マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	128	災害用手袋		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260	
	129	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。倒木等の処理に有効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	130	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	131	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

その他

分類	No.	品名	用途説明等	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	小計
				厚木小	厚木第二小	厚木中	依知小	三田小	清水小	荻野中	小鮎小	南毛利中	愛甲小	玉川中	相川中	緑ヶ丘小	
その他	132	ホワイトボード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	135	避難所用扇風機		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	136	段ボールベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	137	簡易ベット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	138	障がい者用ゼッケン一式		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	140	不織布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	141	不織布マスク(子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	142	布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	143	消毒液		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144	フェイスシールド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	145	レインコート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146	防護服		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

防災備蓄倉庫等備蓄品一覧 (3/5)

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計	
				若宮公園	荻動運動公園	本厚木2基	依知南小	東名中	飯山小	北小	藤塚中	上依知小	依知中	妻田小	林中	睦合東中		
食料	1	ビスケット	1箱 60食	1,080	1,080	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	15,120	
	2	五目ごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食 (1缶10食)	0	0	0	120	60	60	120	120	120	120	120	120	180	1,140	
	6	おかゆ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7	クラッカー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8	野菜シチュー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10	クッキー	1箱 100食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	粉ミルク																	
	液体ミルク	1箱 24缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ニューMA-1	アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	飲料水																	
	いろはす	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	240	0	0	0	0	0	0	0	384	0	624	
	エビアン	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	528	0	240	432	480	336	384	528	0	672	3,600		
	クリスタルガイザー	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
炊き出し関係	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	53	
	16	ガス炊飯器		2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	27	
	17	まかないくん																
		まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18	移動式炊飯器	マキを使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	カセットコンロ	卓上用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20	ラップボン	専用バッテリー、カートリッジ含む	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トイレ	21	車椅子用組立トイレ(エマレット)	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	6	
		エマレット用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	100	0	100	100	100	0	100	100	600	
		車椅子トイレ用カートリッジ(スケイト)	カートリッジ	200	200	200	200	200	0	200	0	100	200	0	0	0	1,500	
	22	うんち君(簡易組立 災害用トイレ)	簡易トイレ組立式	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
		うんち君用カートリッジ		1,000	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,100	
		うんち君用便座	仮設トイレ(組立式) 便座	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260	
	23	サニター2・バーサルテントセット	簡易トイレ組立式 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		サニター2(便座のみ)	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		サニター2用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	ベンクイック	仮設トイレ(組立式)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26		
26	ベンチャー	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	六角パクト	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	シティクリーン	簡易トイレ組立式	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		

分類	No.	品名	用途説明等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計
				若宮公園	荻動運動公園	本厚木2基	依知南小	東名中	飯山小	北小	藤塚中	上依知小	依知中	妻田小	林中	睦合東中	
トイレ	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。(100回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイヨー1000ロール もいちどロール5700ロール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	33	マイレット	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気器具	35	発電機															
		発電機 900is	ヤマハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 1800W	EU18iT-JN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 2800w	EF2800iSE	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	9
		発電機 900w	ホンダ エネポ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 700w		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 2000or2300w	スズキSV	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 400w	ホンダデントEX400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 550w	ホンダデントEX550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 マキタ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		発電機 3500w		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		投光器付発電機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	36	パワームーバー	ニチコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	37	チェンソー		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
	38	排水ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	39	水中ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40	コードリール		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65
照明関係	41	バルーン投光機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	42	投光器セット		1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
	43	投光器用スタンド		1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	44	投光器 (ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	45	LEDフラットライト	5,000メール、10,000メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	46	強力ライト		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	47	蛍光灯付サーチライト		0	25	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
	48	ラジオ付サーチライト		0	25	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
浄水機	49	浄水機															
		浄水機(エンジン付)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浄水機(手動型)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
給水	50	飲料水用水槽 2500ℓ	水槽専用バルブ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	51	給水タンク															
		給水タンク 1000ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		給水タンク 500ℓ		3	3	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	46
		給水タンク 200ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	給水袋															
		非常用飲料水袋 10ℓ		200	200	1,000	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	3,400
		非常用飲料水袋 6ℓ	背負い式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給水袋 4ℓ		0	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	
53	飲料水殺菌剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

分類	No.	品名	用途説明等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計	
				若宮公園	荻動運動公園	本厚木2基	依知南小	東名中	飯山小	北小	藤塚中	上依知小	依知中	妻田小	林中	睦合東中		
燃料	54	ガソリンタンク																
		ガソリンタンク(10%)	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	60
		ガソリンタンク(20%)	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	35
	55	ガソリン缶	10	10	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	136
	56	チェンソーチェンオイル(1%)	(不可)チェンソーの燃料ではありません。	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
	57	2サイクルオイル(0.5%)	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に對し1)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
電池	59	乾電池																
		乾電池単1	80	40	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,000
		乾電池単2	80	40	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,000
		乾電池単3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乾電池単4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活必需品	60	毛布		120	120	240	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,680	
	61	肌着セット																
		肌着セット(男性用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		肌着セット(女性用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	62	パックタオル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	63	生理用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	64	吸水パッドセット																
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ショーツ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(ショーツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	65	紙おむつ																
		紙おむつ(サルバ:大人用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ(パンパース:子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
66	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
救急	67	救急箱一式																
		救急箱一式(20人用)	3	3	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	46	
		救急箱一式(50人用)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
68	ピューラックス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
救助関係	69	大バール	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	156	
	70	平バール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	71	救助用ハイジャッキ	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	63	
	72	油圧式ジャッキ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	73	レスキューアッキス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	74	救助ロープ(20m)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	75	担架	4	3	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	49	
	76	担架ベッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	77	袋式担架	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	78	四つ折担架	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	79	担架(PLAR-01-SR01)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	80	スコップ	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	81	大おの	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	66	
	82	ノコギリ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	83	カケヤ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	84	大ハンマー	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	85	ボルトクリッパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	86	カッター	パン線や針金を切断します。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	63
	87	ハシゴキャタツ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26

分類	No.	品名	用途説明等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計	
				若宮公園	荻動運動公園	本厚木2基	依知南小	東名中	飯山小	北小	藤塚中	上依知小	依知中	妻田小	林中	睦合東中		
その他	88	一輪車		2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25	
	89	折りたたみリヤカー		2	2	1	2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	23	
	90	折りたたみリヤカー (ノバンタイヤ)		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	91	折りたたみリヤカー (ノバンタイヤ)	NS-8A2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	92	空気入れ																
		空気入れ (自転車用)	ライトボーイ・リヤカーには使用不可	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	12
		空気入れ (圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	6
	93	車椅子																
		車椅子 (ノバン)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	25
		車椅子 (ノバン)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	94	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	95	避難所用看板		0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	96	エアテント	電動エアポンプ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	97	テント (四方幕 18枚)		2	2	13	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	37
	98	テント (室内用)		0	0	0	40	40	32	40	40	52	52	40	40	40	40	416
	99	テント (屋外用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	101	防災シート (敷物専用4m×4m)		0	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	102	防災用敷きシート		0	240	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	570
	103	マットシート		0	0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000
	104	ブルーシート (3.6m×5.4m)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,300
	105	ワイヤレスメガホン (ハンドマイク)		0	4	2	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	11
	106	シュラフ	寝袋	0	99	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129
	107	ナイロンロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	108	工具セット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	109	長靴		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	110	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	111	土のう袋		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	112	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土糞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	113	木杭		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	114	トラロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	キャンバス水槽		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
116	昇降機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
117	ハンドパレットラック		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
118	移動式踏台		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
119	αパレット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
120	ワゴン台車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
121	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
122	A型バリケード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
123	オイルパン	訓練に使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
124	フィルターマスク	1箱50枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	650	
125	ゴーグル	防護メガネ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
126	火山対策用ゴーグル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
127	防塵マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
128	災害用手袋		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260	
129	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。割木等の処理に有効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
130	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
131	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

分類	No.	品名	用途説明等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計
				若宮公園	荻動運動公園	本厚木2基	依知南小	東名中	飯山小	北小	藤塚中	上依知小	依知中	妻田小	林中	睦合東中	
その他	132	ホワイトボード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	135	避難所用扇風機		0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	136	段ボールベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	137	簡易ベット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	138	障がい者用ゼッケン一式		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	140	不織布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	141	不織布マスク(子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	142	布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	143	消毒液		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144	フェイスシールド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	145	レインコート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146	防護服		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

防災備蓄倉庫等備蓄品一覧（4/5）

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計	
				陸合中	荻野小	鷹尾小	上荻野小	小鮎中	南毛利小	戸室小	毛利台小	玉川小	森の里小	森の里中	相川小	戸田小		
食料	1	ビスケット	1箱 60食	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	14,040	
	2	五目ごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食 (1缶10食)	120	120	120	120	120	240	120	180	60	120	60	60	120	1,560	
	6	おかゆ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7	クラッカー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8	野菜シチュー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10	クッキー	1箱 100食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11		粉ミルク																
		液体ミルク	1箱 24缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ニューMA-1	アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12		飲料水																
		いろはす	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	1,032	720	528	240	240	240	240	336	3,576	
		エビアン	1箱24本 (1本500ml)	456	288	360	384	384	0	0	0	0	0	0	0	0	1,872	
	クリスタルガイザー	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
炊き出し関係	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	52	
	16	ガス炊飯器		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	17		まかないくん															
			まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18	移動式炊飯器	マキを使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	19	カセットコンロ	卓上用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20	ラップボン	専用バッテリー、カートリッジ含む	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トイレ	21		車椅子用組立トイレ(エマレット)	仮設トイレ(組立式)	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	6	
			エマレット用カートリッジ	カートリッジ	100	100	0	0	0	100	0	100	0	0	100	0	100	600
		車椅子トイレ用カートリッジ(スケイト)	カートリッジ	0	0	200	200	200	0	200	0	200	200	0	200	0	1,400	
	22		うんち君(簡易組立 災害用トイレ)	簡易トイレ組立式	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
			うんち君用カートリッジ		1,000	1,000	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,800
		うんち君用便座	仮設トイレ(組立式) 便座	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260	
	23		サニター2・バーナールメントセット	簡易トイレ組立式 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			サニター2(便座のみ)	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			サニター2用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	ベンクイック	仮設トイレ(組立式)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26		
26	ベンチャー	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
27	六角パクト	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28	シディクリーン	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

分類	No.	品名	用途説明等	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計	
				陸合中	荻野小	鷹尾小	上荻野小	小鮎中	南毛利小	戸室小	毛利台小	玉川小	森の里小	森の里中	相川小	戸田小		
トイレ	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。(100回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイヨ-1000ロール もいちどロール5700ロール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	33	マイレット	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気器具	34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	35	発電機																
		発電機 900is	ヤマハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 1800W	EU18iT-JN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 2800w	EF2800iSE	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		発電機 900w	ホンダ エネポ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 700w		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 2000or2300w	スズキSV	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
		発電機 400w	ホンダデントEX400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		発電機 550w	ホンダデントEX550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発電機 マキタ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	発電機 3500w		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	投光器付発電機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
36	パワームーバー	ニチコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
37	チェンソー		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39	
38	排水ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
39	水中ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
40	コードリール		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
照明関係	41	バルーン投光機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	42	投光器セット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	43	投光器用スタンド		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	44	投光器(ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	45	LEDフラットライト	5,000メール、10,000メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	46	強力ライト		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	47	蛍光灯付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	48	ラジオ付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄水機	49	浄水機																
		浄水機(エンジン付)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		浄水機(手動型)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
給水	50	飲料水用水槽 2500ℓ	水槽専用バルブ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	51	給水タンク																
		給水タンク 1000ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		給水タンク 500ℓ		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39	
		給水タンク 200ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	52	給水袋																
		非常用飲料水袋 10ℓ		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,600	
		非常用飲料水袋 6ℓ	背負い式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		給水袋 4ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	53	飲料水殺菌剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

分類	No.	品名	用途説明等	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計		
				睦合中	荻野小	鷹尾小	上荻野小	小鮎中	南毛利小	戸室小	毛利台小	玉川小	森の里小	森の里中	相川小	戸田小			
燃料	54	ガソリンタンク																	
		ガソリンタンク(10%)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ガソリンタンク(20%)		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65
	55	ガソリン缶		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	56	チェンソーチェーンオイル(1%)	(不可)チェンソーの燃料ではありません。	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
	57	2サイクルオイル(0.5%)	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に対し1)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
電池	59	乾電池																	
		乾電池単1		80	80	40	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,000
		乾電池単2		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,040
		乾電池単3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乾電池単4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活必需品	60	毛布		120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,560	
	61	肌着セット																	
		肌着セット(男性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		肌着セット(女性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	62	パックタオル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	63	生理用品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	64	吸水パッドセット																	
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ショーツ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(ショーツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	65	紙おむつ																	
紙おむつ(サルバ:大人用)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紙おむつ(パンパース:子供用)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
66	ウェットティッシュ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
救急	67	救急箱一式																	
		救急箱一式(20人用)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39
		救急箱一式(50人用)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
68	ピューラックス		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
救助関係	69	大バール		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	156	
	70	平バール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	71	救助用ハイジャッキ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	72	油圧式ジャッキ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	
	73	レスキューアックス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	74	救助ロープ(20m)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	75	担架		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	52	
	76	担架ベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	77	袋式担架		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130
	78	四つ折担架		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	79	担架(PLAR-01-SR01)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	80	スコップ		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
	81	大おの		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	82	ノコギリ		5	5	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	62
	83	カケヤ		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	84	大ハンマー		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65	
	85	ボルトクリッパー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	86	カッター	バン線や針金を切断します。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	63	
	87	ハシゴキャタツ		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26	

分類	No.	品名	用途説明等	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計
				睦合中	荻野小	鷹尾小	上荻野小	小鮎中	南毛利小	戸室小	毛利台小	玉川小	森の里小	森の里中	相川小	戸田小	
	88	一輪車		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	89	折りたたみリヤカー		2	2	2	0	2	2	0	2	2	2	2	2	2	22
	90	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)		0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4
	91	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)	NS-8A2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	92	空気入れ															
			空気入れ (自転車用)	ライトボーイ・リヤカーには使用不可	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		空気入れ (圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	93	車椅子															
			車椅子 (ノパン)		2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	0
		車椅子 (ノパン)		0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	6
	94	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	95	避難所用看板		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	96	エアテント	電動エアポンプ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	97	テント (四方幕 1 8 枚)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
	98	テント (室内用)		40	32	32	32	32	44	52	32	20	32	52	20	20	440
	99	テント (屋外用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	101	防災シート (敷物専用4m×4m)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	102	防災用敷きシート		30	30	100	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	460
	103	マットシート		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,300
	104	ブルーシート (3.6m×5.4m)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,300
	105	ワイヤレスメガホン (ハンドマイク)		0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	106	シュラフ	寝袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	107	ナイロンロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	108	工具セット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	109	長靴		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	110	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	111	土のう袋		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	112	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土糞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	113	木杭		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	114	トラロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	115	キャンバス水槽		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	116	昇降機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	117	ハンドパレットラック		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	118	移動式踏台		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	119	αパレット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	120	ワゴン台車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	121	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	122	A型バリケード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	123	オイルパン	訓練に使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	124	フィルターマスク	1箱50枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	650
	125	ゴーグル	防護メガネ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65
	126	火山対策用ゴーグル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	127	防塵マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	128	災害用手袋		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260
	129	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。例木等の処理に有効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	130	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	131	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

その他

分類	No.	品名	用途説明等	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計
				睦合中	荻野小	鷹尾小	上荻野小	小鮎中	南毛利小	戸室小	毛利台小	玉川小	森の里小	森の里中	相川小	戸田小	
その他	132	ホワイトボード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	135	避難所用扇風機		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	136	段ボールベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	137	簡易ベット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	138	障がい者用ゼッケン一式		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	140	不織布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	141	不織布マスク(子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	142	布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	143	消毒液		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144	フェイスシールド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	145	レインコート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
146	防護服		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

防災備蓄倉庫等備蓄品一覧 (5/5)

令和4年12月1日現在

分類	No.	品名	用途説明等	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	合計	
				神奈川 工科大	及川球 技場	清南高 校	厚木高 校	あつぎ 郷土 博物館	公民館 等16館	児童館 37館	メジカ ルセン ター	日産テッ (帰宅困難 者用)	その他			
食料	1	ビスケット	1箱 60食	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,920	0	0	0	240	7,560	102,000	
	2	五目ごはん	1箱 50食	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	800	12,000	
	3	フリーズドライごはん	1箱 50食	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	1,000	15,000	
	4	おいしいごはん	1箱 25食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	
	5	サバイバルフーズ	1箱 60食 (1缶10食)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,300	
	6	おかゆ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,640	
	7	クラッカー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,796	
	8	野菜シチュー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,728	
	9	ライスクッキー	1箱 48食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,720	6,720	26,208	
	10	クッキー	1箱 100食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	
	11	粉ミルク														
		液体ミルク	1箱 24缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		ほほえみらくらくキューブ	1箱1296g = 27g × 24袋 × 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	ニューMA-1	アレルギー対応粉ミルク(800g缶)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
12	飲料水															
	いろはす	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	0	0	216	0	0	216	11,304		
	エビアン	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,008		
	クリスタルガイザー	1箱24本 (1本500ml)	0	0	0	0	0	384	912	0	0	0	1,296	11,016		
炊き出し関係	13	哺乳ボトル「チューボ」	1箱4個入り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,344	
	14	災害用食器セット	1箱 100人用 ラップ4個入り	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5	68	
	15	かまどセット	燃料はマキを使用	4	4	4	0	4	0	0	0	0	0	16	459	
	16	ガス炊飯器		2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	9	98	
	17	まかないくん														
		まかないくん(85型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		まかないくん(30型)	ガスを使用する給食機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	18	移動式炊飯器	マキを使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	19	カセットコンロ	卓上用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	327	
	20	ラップボン	専用バッテリー、カートリッジ含む	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
トイレ	21	車椅子用組立トイレ(エマレット)	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
		エマレット用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,400	
		車椅子トイレ用カートリッジ(スケット)	カートリッジ	200	200	200	0	0	3,000	0	0	0	0	3,600	12,300	
	22	うんち君(簡易組立 災害用トイレ)	簡易トイレ組立式	10	10	10	12	10	0	0	0	0	0	0	52	586
		うんち君用カートリッジ		1,000	1,000	1,000	1,200	1,000	0	0	0	0	0	5,200	53,100	
		うんち君用便座	仮設トイレ(組立式) 便座	20	20	0	20	20	0	0	0	0	0	0	80	1,234
	23	サニター2・バーナルテントセット	簡易トイレ組立式 テント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
		サニター2(便座のみ)	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500
		サニター2用カートリッジ	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680
	24	組み立てトイレテント	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	25	ベンクイック	仮設トイレ(組立式)	2	2	2		2	0	0	0	0	0	8	115	
26	ベンチャー	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11		
27	六角パクト	仮設トイレ(組立式)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		
28	シディクリーン	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18		

分類	No.	品名	用途説明等	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	合計
				神奈川 工科大	及川球 技場	清南高 校	厚木高 校	あつぎ 郷土 博物館	公民館 等16館	児童館 37館	メジカ ルセン ター	日産テク (帰宅困難 者用)	その他		
トイレ	29	せいけつさん	携帯トイレ 既設トイレにかぶせて使用する。(100回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	30	トレットペーパー(1箱 100巻入)	タイヨ-1000ロール もいちどロール5700ロール	2	2	2	3	2	0	0	0	0	0	11	231
	31	ダンビー2	簡易トイレ組立式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	32	フクトイレ	簡易トイレ便座	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	33	マイレット	カートリッジ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	34	下水マンホール用トイレ一式	中荻野ポンプ場 標準型46基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
電気器具	35	発電機													
		発電機 900is	ヤマハ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
		発電機 1800W	EU18iT-JN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5
		発電機 2500w	新ダイワ インバーター	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	16	16
		発電機 2500w	ヤマハ EF2000i インバーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
		発電機 2800w	EF2800iSE	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	31
		発電機 900w	ホンダ エネポ	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	16	16
		発電機 700w		2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	9	181
		発電機 2000or2300w	スズキSV	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	10	163
		発電機 400w	ホンダデントEX400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
		発電機 550w	ホンダデントEX550	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	14
		発電機 マキタ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		発電機 3500w		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		投光器付発電機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	36	パワームーバー	ニチコン	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	16	16
	37	チェンソー		3	3	3		3	0	0	0	0	0	12	178
	38	排水ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	39	水中ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	40	コードリール		5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	25	498
照明関係	41	バルーン投光機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	42	投光器セット		1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5	174
	43	投光器用スタンド		1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5	188
	44	投光器 (ライトボーイ)	発電機を載せて移動できます。	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5	93
	45	LEDフラットライト	5,000メール、10,000メール	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	8	29
	46	強力ライト		10	10	10	10	20	0	0	0	0	0	60	693
	47	蛍光灯付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76
	48	ラジオ付サーチライト		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73
浄水機	49	浄水機													
		浄水機(エンジン付)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64
		浄水機(手動型)		1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	46
給水	50	飲料水用水槽 2500ℓ	水槽専用バルブ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		給水タンク													
		給水タンク 1000ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		給水タンク 500ℓ		3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	15	340
		給水タンク 200ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		給水袋													
		非常用飲料水袋 10ℓ		200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	1,000	15,800
	非常用飲料水袋 6ℓ	背負い式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	
	給水袋 4ℓ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
	53	飲料水殺菌剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48

分類	No.	品名	用途説明等	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	合計	
				神奈川 工科大	及川球 技場	清南高 校	厚木高 校	あつぎ 郷土 博物館	公民館 等16館	児童館 37館	メジカ ルセン ター	日産テク (帰宅困難 者用)	その他			
燃料	54	ガソリタンク														
		ガソリタンク(10%)		0	0	0	0	5	16	0	0	0	0	0	21	305
		ガソリタンク(20%)		5	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	20	254
	55	ガソリン缶		10	10	10	0	6	0	0	8	0	0	44	524	
	56	チェンソーチェンオイル(1%)	(不可)チェンソーの燃料ではありません。	3	3	3	0	3	0	0	0	0	0	12	201	
	57	2サイクルオイル(0.5%)	チェンソー燃料として使用(ガソリン25に對し1)	3	3	3	0	3	0	0	0	0	0	12	201	
58	混合計量タンク	チェンソーの燃料を計量する。	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	57		
電池	59	乾電池														
		乾電池単1		80	80	80	40	0	0	0	0	0	0	280	5,570	
		乾電池単2		80	80	80	40	0	0	0	0	0	0	280	5,450	
		乾電池単3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,752	
		乾電池単4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400	
生活必需品	60	毛布		120	120	120	120	120	1,600	30	10	200	0	2,440	21,558	
	61	肌着セット														
		肌着セット(男性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
		肌着セット(女性用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
	62	パックタオル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
	63	生理用品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,120	
	64	吸水パッドセット														
		パンツ吸水パッドセット男性用	1C/S 12入(パンツ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264
		シューズ吸水パッドセット女性用	1C/S 12入(シューズ5枚+吸水パッド10枚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264
	65	紙おむつ														
		紙おむつ(サルバ:大人用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,162
		紙おむつ(パンパース:子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,696	
66	ウェットティッシュ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	960		
救急	67	救急箱一式														
		救急箱一式(20人用)		3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	12	159	
		救急箱一式(50人用)		1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	66	
68	ピューラックス		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	43		
救助関係	69	大バール		12	12	12	0	7	0	0	0	0	0	43	628	
	70	平バール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	71	救助用ハイジャッキ		5	5	5	0	5	0	0	0	0	0	20	313	
	72	油圧式ジャッキ		2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6	115	
	73	レスキューアッキス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	74	救助ロープ(20m)		10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	30	532	
	75	担架		4	4	4	0	4	0	0	0	0	0	16	252	
	76	担架ベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	
	77	袋式担架		10	10	10	0	10	0	0	0	0	0	40	634	
	78	四つ折担架		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
	79	担架(PLAR-01-SR01)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	
その他	80	スコップ		10	10	10	0	10	0	0	0	0	0	40	896	
	81	大おの		5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	15	332	
	82	ノコギリ		5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	15	327	
	83	カケヤ		5	5	5	0	5	0	0	0	0	0	20	433	
	84	大ハンマー		5	5	5	0	5	0	0	0	0	0	20	308	
	85	ボルトクリッパー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	86	カッター	パン線や針金を切断します。	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	15	219	
	87	ハシゴキャタツ		2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6	111	

分類	No.	品名	用途説明等	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	合計	
				神奈川 工科大	及川球 技場	清南高 校	厚木高 校	あつぎ 郷土 博物館	公民館 等16館	児童館 37館	メジカ ルセン ター	日産テク (帰宅困難 者用)	その他			
その他	88	一輪車		2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	8	204	
	89	折りたたみリヤカー		2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	6	179	
	90	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)		0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	41	
	91	折りたたみリヤカー (ノパンタイプ)	NS-8A2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
	92	空気入れ														
		空気入れ (自転車用)	ライトボーイ・リヤカーには使用不可	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
	93	空気入れ (圧力ポンプ付)	全てのタイヤに使用できる。	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	15
		車椅子														
	94	車椅子		2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	6	117
		車椅子 (ノパン)		0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	44
	95	じんりきクイック	簡易装着型牽引式車椅子補助装置	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	10	113	
	96	避難所用看板		1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	42	
	97	エアテント	電動エアポンプ付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	
	98	テント (四方幕 1 8 枚)		2	2	2	2	2	3	0	2	0	0	15	262	
	99	テント (室内用)		0	0	0	0	0	0	512	16	0	0	148	676	
	100	テント (屋外用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	
	101	緊急避難所用間仕切りユニット	6畳間×6室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	
	102	防災シート (敷物専用4m×4m)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	382	
	103	防災用敷きシート		30	0	30	0	30	24	0	0	0	0	114	3,577	
	104	マットシート		0	0	0	0	0	1,650	30	20	110	0	1,810	6,230	
	105	ブルーシート (3.6m×5.4m)		100	100	100	100	100	20	0	0	0	0	520	13,326	
	106	ワイヤレスメガホン (ハンドマイク)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	
	107	シュラフ	寝袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,029	
	108	ナイロンロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
	109	工具セット		1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	5	58	
	110	長靴		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	
	111	雨衣	M15、L40、LL40、3L15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	
	112	土のう袋		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,900	
	113	ウォーター土のう	水分を含むと膨らむインスタント土糞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	
	114	木杭		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
	115	トラロープ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	
	116	キャンパス水槽		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	
	117	昇降機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	118	ハンドパレットラック		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	119	移動式踏台		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	120	αパレット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
	121	ワゴン台車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
	122	緊急用ヘリコプター離着陸簡易照明装置	※その他市営厚木球場に1基有り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	123	A型バリケード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
	124	オイルパン	訓練に使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	
	125	フィルターマスク	1箱50枚	50	50	50	50	0	0	0	0	0	0	200	2,150	
126	ゴーグル	防護メガネ	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	20	215		
127	火山対策用ゴーグル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388		
128	防塵マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200		
129	災害用手袋		20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	60	1,060		
130	キトーレスキューレバー	レバーによりチェーンが伸縮する。例木等の処理に有効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
131	簡易車両移動ユニット	駐車された車両を移動する。1セット=2個	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	44		
132	ワンタッチパーテーション	避難所生活で更衣室などを確保する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		

分類	No.	品名	用途説明等	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	合計
				神奈川 工科大	及川球 技場	清南高 校	厚木高 校	あつぎ 郷土 博物館	公民館 等16館	児童館 37館	メジカ ルセン ター	日産テク (帰宅困難 者用)	その他		
その他	132	ホワイトボード		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	10
	133	遠赤外線大型ストーブ	灯油、100Vが必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	134	スポットエアコン	排気ダクトあり。100V必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	135	避難所用扇風機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230
	136	段ボールベッド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	137	簡易ベット		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250
	138	障がい者用ゼッケン一式		1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	43
	139	動物用避難所生活用品等一式	動物(ペット)用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	140	不織布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000
	141	不織布マスク(子供用)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,500
	142	布マスク		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
	143	消毒液		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,484
	144	フェイスシールド		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
	145	レインコート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
146	防護服		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	

2-2-(7)-4 防災備蓄倉庫等設置小・中学校一覧

令和4年4月1日現在

地区	No.	校名	避難所	倉庫(コンテナ)	医療救護所	医薬品等収納場所	鋼板・アルミパネル
厚木北	1	厚木小	○	○			○
	2	厚木中	○	○	○	体育準備室(体育館)	○
厚木南	3	厚木第二小	○	○	○	旧配膳室	○
依知北	4	上依知小	○	○			○
	5	北小	○	○			○
	6	藤塚中	○	○	○	教室棟2階物入	○
依知南	7	依知小	○	○			○
	8	依知南小	○	○			○
	9	依知中	○	○	○	1階美術準備室	○
睦合北	10	三田小	○	○	○	体育館倉庫及び1階用務員室	○
	11	睦合中	○	○			○
睦合南	12	睦合東中	○	○			○
	13	清水小	○	○	○	2階文献資料室	○
	14	妻田小	○	○			○
睦合西	15	林中	○	○			○
荻野	16	荻野小	○	○			○
	17	上荻野小	○	○			○
	18	鳶尾小	○	○			○
	19	荻野中	○	○	○	1階応急医薬室及び1階資源回収庫	○
小鮎	20	小鮎小	○	○	○	西側昇降口横及び1階保健室	○
	21	飯山小	○	○			○
	22	小鮎中	○	○			○
南毛利	23	南毛利小	○	○			○
	24	戸室小	○	○			○
	25	毛利台小	○	○			○
	26	南毛利中	○	○			○
南毛利南	27	愛甲小	○	○	○	C棟1階東側階段下倉庫	○
	28	東名中	○	○			○
玉川	29	玉川小	○	○	○	2階ふれあいルーム	○
	30	玉川中	○	○			○
相川	31	相川小	○	○			○
	32	戸田小	○	○			○
	33	相川中	○	○	○	1階教材室	○
緑ヶ丘	34	緑ヶ丘小	○	○	○	1階教材室	○
森の里	35	森の里小	○	○			○
	36	森の里中	○	○			○

2-2-(7)-5 災害時給水所（応急給水用井戸水等）指定箇所一覧

令和4年4月1日現在

No	地区名	自主防災隊名	指定数	地区指定数計
1	厚木北	松枝	1	3
2		元町	1	
3		弁天	1	
4	厚木南	旭町3丁目第1	1	3
5		旭町4丁目	1	
6		南町	1	
7	依知北	上依知上町	3	14
8		上依知中町	2	
9		上依知下町	2	
10		下川入第2	2	
11		藤塚団地	1	
12		猿ヶ島	2	
13		山ノ根	2	
14	依知南	長坂	1	6
15		中依知	1	
16		下依知	1	
17		金田上部	1	
18		金田東部	2	
19	睦合北	棚沢	1	10
20		上三田	3	
21		中三田第1	2	
22		根岸	2	
23		十日市場	2	
24	睦合南	白根	2	17
25		中村	2	
26		瀬戸睦	1	
27		反田	2	
28		木売場	2	
29		市場	2	
30		三家	1	
31		妻田第一	2	
32		三家南	2	
33		妻田中央	1	
34	睦合西	及川第1	2	8
35		及川第2	1	
36		及川第3	2	
37		林第1	2	
38		林第2	1	

No	地区名	自主防災隊名	指定数	地区指定数計
39	荻野	用野	3	36
40		北部	1	
41		丸打	2	
42		田尻	2	
43		浅後	2	
44		峰柄沢	2	
45		荒井	2	
46		真弓	2	
47		清源	2	
48		久保	2	
49		泉	1	
50		桧谷	2	
51		東	1	
52		馬場	2	
53		本郷	2	
54		公所	2	
55		枅割	2	
56		子中	1	
57		新宿	2	
58		鳶尾 2 丁目	1	
59	小鮎	台	2	31
60		千頭上	3	
61		千頭中下	2	
62		日枝上	1	
63		日枝辻	1	
64		日枝下	2	
65		尼寺	2	
66		橋場	1	
67		打越	3	
68		山岸	1	
69		上飯山	1	
70		白山	2	
71		旗谷	1	
72		旗月見台	2	
73		矢崎・市道・野竹沢	2	
74		仲道り・南谷戸	2	
75		下古沢中分	1	
76		下古沢下分	2	

No	地区名	自主防災隊名	指定数	地区指定数計
77	南毛利	戸室2丁目	3	29
78		恩名1丁目	2	
79		恩名3丁目	2	
80		恩名4丁目	1	
81		温水第1	2	
82		温水第2	1	
83		温水第3	1	
84		浅間山第1	2	
85		愛名第1	2	
86		愛名第2	2	
87		愛名第3	2	
88		上長谷	2	
89		谷戸長谷	3	
90		中長谷	2	
91	下長谷	2		
92	南毛利南	船子	2	7
93		坊中	2	
94		宿愛甲	2	
95		片平	1	
96	玉川	岡津古久	2	23
97		岩田・町屋・竹の内	2	
98		川野・桂木	2	
99		堀合	2	
100		上村・神明前	2	
101		久保屋敷・日向川一部	1	
102		大畑・日向川一部	2	
103		馬場・滝・深田・原	2	
104		門口・大竹	1	
105		神川	1	
106		観音谷戸	2	
107		中沢・川久保	1	
108		上谷戸・峰岸	2	
109		大沢・横畑・足ヶ久保	1	
110	相川	岡田第1	1	12
111		岡田第2	1	
112		岡田第3	1	
113		酒井宿	1	
114		上戸田	2	
115		中戸田	1	
116		下戸田	2	
117		沖戸田	1	
118		長沼	2	
119	森の里	森の里若宮	1	1
指 定 合 計				200

2-2-(7)-6 鋼板・アルミプール設置状況一覧

令和4年4月1日現在

No.	管理区分	施設名	所在地	貯水量 (t)
1	市	厚木小学校	寿町3-15-34	354
2	市	依知南小学校	下依知2-7-1	361
3	市	北小学校	山際658	354
4	市	荻野小学校	上荻野8	354
5	市	三田小学校	三田515	361
6	市	清水小学校	妻田西3-18-1	360
7	市	小鮎小学校	飯山南4-9-1	354
8	市	玉川小学校	七沢150-1	361
9	市	南毛利小学校	長谷1085	371
10	市	相川小学校	岡田5-10-1	354
11	市	厚木第二小学校	旭町5-38-1	354
12	市	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1	354
13	市	戸室小学校	戸室4-4-1	354
14	市	愛甲小学校	愛甲西1-17-1	354
15	市	妻田小学校	妻田南1-14-1	354
16	市	鳶尾小学校	鳶尾2-12-1	354
17	市	毛利台小学校	毛利台1-23-1	261
18	市	上荻野小学校	上荻野1429	300
19	市	飯山小学校	飯山4400	354
20	市	森の里小学校	森の里1-27-1	354
21	市	依知小学校	関口872-1	354
22	市	戸田小学校	戸田545	354
23	市	上依知小学校	上依知1657	354
24	市	厚木中学校	水引1-1-3	380
25	市	依知中学校	中依知364	322
26	市	荻野中学校	鳶尾5-1-1	380
27	市	睦合中学校	三田3-1-1	380
28	市	小鮎中学校	飯山南4-9-2	322
29	市	玉川中学校	小野301-10	380
30	市	南毛利中学校	恩名2-16-1	322
31	市	東名中学校	愛甲1809	380
32	市	林中学校	林5-5-1	380
33	市	藤塚中学校	上依知1289	322
34	市	森の里中学校	森の里3-35-1	322
35	市	睦合東中学校	三田3472	322
36	市	相川中学校	酒井1981-1	322
37	市	荻野運動公園プール	中荻野1500	1,826
38	市	市営水泳プール	厚木2289	
39	県	厚木東高等学校	王子1-1-1	450
40	〃	厚木清南高等学校	岡田1-12-1	450
41	〃	厚木商業高等学校	王子3-1-1	390
42	〃	厚木高等学校	戸室2-24-1	351
43	〃	厚木北高等学校	下荻野886	380

※所在地は令和5年2月1日現在

2-2-(8)-1 医療救護所器材一覧

平成27年4月1日現在

No.	分類	物品名等	規格	主用途	1救護所 数量	数量 合計	単位
1	気道確保・酸素供給	エアウェイ	大	気道確保	5	70	個
2		エアウェイ	中	気道確保	5	70	個
3		エアウェイ	小	気道確保	5	70	個
4		気管内チューブ (カフ付)	内径 8mm	気道確保	2	28	本
5		気管内チューブ (カフ付)	内径 7mm	気道確保	2	28	本
6		気管内チューブ (カフ付)	内径 6mm	気道確保	2	28	本
7		気管内チューブ (カフ付)	内径 5.5mm	気道確保	2	28	本
8		喉頭鏡 マッキントッシュブレード	大	気道確保用	1	14	個
9		喉頭鏡 マッキントッシュブレード	中	気道確保用	1	14	個
10		喉頭鏡 マッキントッシュブレード	小	気道確保用	1	14	個
11		スタイレット(気管チューブ挿入用)	大43cm	気管内チューブ誘導用	2	28	本
12		スタイレット(気管チューブ挿入用)	小33cm	気管内チューブ誘導用	2	28	本
13		バイトブロック	大	気道確保	10	140	個
14		バイトブロック	中	気道確保	10	140	個
15		バイトブロック	小	気道確保	10	140	個
16		酸素マスク (チューブ付き)	大人用(10個入)	酸素吸入用マスク	1	14	箱
17		酸素マスク (チューブ付き)	小児用(10個入)	酸素吸入用マスク	1	14	箱
18		加湿器付き酸素流量計		酸素ボンベ接続	10	140	個
19		酸素ボンベ	500ℓ	酸素ボンベ	10	140	本
20		パナバック	大	気道内送気	2	28	個
21	縫合処置具	持針器(ヘガール式・SS)	長16cm	縫合処置具	10	140	本
22		婦人科ピンセット(無鉾・SS)	長23cm	ピンセット	50	700	本
23		外科ピンセット(無鉾・短・SS)	長15cm	ピンセット	10	140	本
24		外科ピンセット(有鉾・短・SS)	長15cm	創傷処置	10	140	本
25		外科用剪刃(直・短・両鈍・SS)	14cm	外科処置用メス	10	140	本
26		滅菌糸付針(外科強弯3・青ナイロン4-0)	長70cm(10本入1箱)	創傷部縫合糸付針	9	126	箱
27		滅菌済針付縫合糸(青ナイロン40)	長75cm(10本入1箱)	創傷部縫合糸付針	4	4	箱
28		滅菌縫合糸(ブレードシルク白2-0)	長40cm(5本入1箱)	創傷部縫合糸付針	10	140	箱
29		メス(滅菌ディスプレイ)	尖刃11号(20本入1箱)	創傷部切開切除	2	28	箱
30		メス(滅菌ディスプレイ)	円刃21号(20本入1箱)	創傷部切開切除	2	28	箱
31		モスキート氏止血鉗子(無鉾・反型・SS)	16cm	止血用具	3	42	本
32	注射・薬液計量	ディスプレイ注射 20ml 針付 21G	50本入1箱	注射時・薬液計量時使用(使い捨て)	1	14	箱
33		ディスプレイ注射 10ml 針付 21G	100本入1箱	注射時・薬液計量時使用(使い捨て)	1	14	箱
34		ディスプレイ注射 2.5ml 針付 23G	100本入1箱	注射時・薬液計量時使用(使い捨て)	1	14	箱
35		ディスプレイ注射 1mlベリカリン用 針付 25G	100本入1箱	注射時・薬液計量時使用(使い捨て)	1	14	箱
36		ディスプレイ注射針 18G	1・1/2(100本入1箱)	注射時・薬液計量時使用(使い捨て)	1	14	箱
37		カテラン針 22G	針長60mm(100本入1箱)	心臓内薬液注入(使い捨て)	1	14	箱
38		翼付静注針(PSVセット) 22G	針長19mm(50本入1箱)	注射時使用(固定容易)	1	14	箱
39	点滴注射	輸液セット 1ml約20滴 21G翼状針付	50セット入1箱	点滴注射	1	14	箱
40		輸液セット 小児用 1ml約60滴(針なし)	50セット入1箱	点滴注射(小児・定量注入)	1	14	箱
41		三方活栓付延長チューブ 内径2.2mm	50cm(50本入1箱)	点滴時使用(側方注入可能)	1	14	箱
42		イルリガートル台 2個用三脚型車ナシ	高さ約2m	点滴注射薬のボトルを吊り下げ固定	3	42	台

No.	分類	物品名等	規格	主用途	1救護所 数量	数量 合計	単位
43	応急手 当	包帯（伸縮）エブリイト4号 巾9cm×伸長約5m	10本入1箱	応急手当（主として傷の保護）	15	210	箱
44		包帯（伸縮）エブリイト2号 巾5cm×伸長約5m	10本入1箱	応急手当（主として傷の保護）	10	140	箱
45		ニュースネット	6号(60mm×20m)	応急手当（主として傷の保護）	5	70	箱
46		ニュースネット	3号(30mm×20m)	応急手当（主として傷の保護）	5	70	箱
47		ニュースネット	2号(20mm×20m)	応急手当（主として傷の保護）	5	70	箱
48		ストッキネット4号 6缶1箱	幅10cm 長さ18m	応急手当（添え木や、つり包帯等の固定にも）	3	42	巻
49		ストッキネット3号 6缶1箱	幅7.5cm 長さ18m	応急手当（添え木や、つり包帯等の固定にも）	3	42	巻
50		ストッキネット2号 6缶1箱	幅5.0cm 長さ18m	応急手当（添え木や、つり包帯等の固定にも）	3	42	巻
51		エラストポア	50mm×5m(6巻入)	創傷処置後ガーゼ固定や注射針等の固定	1	14	箱
52		エラストポア	12mm×5m(24巻入)	創傷処置後ガーゼ固定や注射針等の固定	1	14	箱
53		三角巾 大 105×105×150cm	25枚入り4箱	応急手当・その他	100	1400	枚
54		骨折・ 固定	ソフトシーネ 下肢用	25×100×830(L)	固定（捻挫・骨折時とか・持続注射時体位確保）	50	700
55	ソフトシーネ 下肢用		20×90×720(M)	固定（捻挫・骨折時とか・持続注射時体位確保）	50	700	本
56	ソフトシーネ 下肢用		20×80×630(S)	固定（捻挫・骨折時とか・持続注射時体位確保）	50	700	本
57	衛生関 連	ソフラテトラ綿 4号 4×4cm	500g入り	注射時など消毒用アルコールを浸して皮膚消毒	1	14	箱
58		サンソフト手術用手袋	サイズ7.5（1箱20双入）	滅菌操作時手袋	5	70	箱
59		ニトリルフィットNBRグローブ（パウダーフリー）	サイズL（1箱100枚入）	汚染感染防止手袋	2	28	箱
60		オートクレーブ手袋	スタンダード（1袋5双入）	滅菌操作時手袋	4	56	袋
61		滅菌オペガータ4ツ折り	10枚×10	創傷処置時使用	200	2800	枚
62		綿球（NO20）	1箱1000個入り	消毒薬を浸して使用（主として創傷処置）	1	14	箱
63		ソフトドレープ（穴無・滅菌済）10枚入り	1200mm×1200mm	創傷処置用シーツ（掛け物）	5	70	箱
64		ソフトドレープ（穴有・滅菌済）10枚入り	900mm×900mm（12cm穴）	創傷処置用シーツ（掛け物）	2	28	箱
65		処置用シーツ 白色	70cm×20m	創傷処置時、傷病者の下に敷く	15	210	本
66		手洗いブラシ（パイル以上・滅菌無）	10.5×5.0cm	医療処置時手洗い	6	84	個
67		湿布缶（SS）	60mm×80mm（容量230cc）	消毒剤を入れ綿球・ガーゼなどを浸す	5	70	個
68		消毒盤（SS・フタ付・未滅菌）A-1	w360×D300×H40	創傷処置物品などを入れる	2	28	セット
69		ステンレス洗面器（深型）	32cm	手洗い洗面器	20	280	個
70		メディカルマスク	1箱50枚入り		2	28	箱
71		眼帯（ガーゼ付き）		眼帯	50	700	個
72	駆血帯	エスマルヒ駆血帯	幅約65mm×長約3.5m	動・静脈大出血時止血	2	28	本
73		駆血帯 金具付（静脈用）		静脈採血・静脈注射時用具	10	140	本
74	遺体処 置用	青梅綿	500g	遺体処置用	1	14	包
75		サラシ	1反	遺体処置用	1	14	反
76	その他	デジタル体温計	MU-171W腋下用	腋下体温測定	2	28	
77		血圧計（携帯用）水銀式	300mm	血圧測定	5	70	台
78		聴診器（ステートW）		聴診器	5	70	本
79		メディペンライト	130mm（PH421）	瞳孔観察測定用	5	70	本
80		ディスプレイ舌圧子（滅菌）150×20mm	200本入1箱	口腔咽頭診察用具	1	14	箱
81		シャーレ（SS）	90×20mm	蓋付多用途皿	6	84	組
82		メッシュシリンダー（ガラス製・滅菌済）	10cc用	計量	1	14	本
83		雑せん刃（SS）	全長約25cm	衛生材料を切る	5	70	本
84		トリアージタック 神奈川県内共通用紙		トリアージ現場で使用	200	2800	枚

No.	分類	物 品 名 等	規 格	主用途	1救護所 数量	数量 合計	単位
85	一般的 使用	チヤック付きビニール袋 10cm×7cm	200枚入り3箱	主として患者に処方薬を渡す時の袋	600	8400	枚
86		ウェットティッシュ 150mm×200mm	80枚入り	濡れティッシュ	5	70	個
87		ティッシュペーパー 300枚入り		ティッシュペーパー	5	70	箱
88		蓋付タッパ 150×110×100mm		主にアルコール拭き綿入れ	3	42	個
89		薬用石鹸 液体ミューズ 250ml		手洗い	3	42	個
90		紙コップ 250ml	50個入り	コップ一般用途	100	1400	個
91		番線 30m 1巻		点滴支柱ワイヤーとして応用	1	14	巻
92		ペンチ		番線を切る	1	14	個
93		懐中電灯 (単1電池4本)		照明	3	42	個
94		タオル		一般タオル用途	30	420	枚
95		単1乾電池 アルカリ		懐中電灯	12	168	個
96		単2乾電池 アルカリ		喉頭鏡のブレードに使用	6	84	個
97		単4乾電池 アルカリ		メディペンライトに使用	10	140	個
98		ビニール袋 45ℓ	10枚入り	衛生用ゴミ入れ	80	1120	枚
99		割り箸		遺体処置用	30	420	本
100		ボールペン (油性) 赤・黒	各10本	カルテ・その他記載	20	280	本
101		ホワイトボードマーカー 赤・黒	各5本	ホワイトボード用・記載事項・避難所状況・通知事項等	10	140	本
102		マジックペン (油性) 赤・黒	各5本	カルテ・その他記載及びマーキング等	10	140	本
103		蛍光ペン (5色セット)		マーキング	1	14	セット
104		ノート A5		保存記載事項	5	70	冊
105		付箋 75mm×75mm	100枚3パット	状況・ノート・見出し等	300	4200	枚
106		画鋲		掲示物	2	28	箱
107		のり	50m	一般的使用	3	42	本
108		ガムテープ 布製幅50mm×長さ50m		一般的使用	3	42	巻
109		セロテープ 幅18mm×長さ15m		一般的使用	2	28	巻
110		ダブルクリップ 特大	10個入り	一般的使用	30	420	個
111		ゼムクリップ 大	100個入り	一般的使用	200	2800	個
112		ゼムクリップ 小	100個入り	一般的使用	200	2800	箱
113		ホッチキス 20枚綴じ		一般的使用	2	28	個
114		ホッチキス針 NO, 10	1000本入り2箱	一般的使用	2	28	箱
115		輪ゴム	100g入り1箱	一般的使用	1	14	箱
116		模造紙 78cm×110cm		掲示用	10	140	枚

2-2-(8)-2 緊急医療救護所及び地域医療救護所一覧

令和4年4月1日現在

種別	開設場所	所在地
緊急医療救護所	市立病院（災害拠点病院）	水引1-16-36
	東名厚木病院	船子232
	湘南厚木病院	温水118-1
	厚木佐藤病院	小野759
	亀田森の里病院	森の里3-1-1
	愛光病院	松枝2-7-1
	相州病院	上荻野1682-3
地域医療救護所	厚木中学校	水引1-1-3
	厚木第二小学校	旭町5-38- 1
	藤塚中学校	上依知1289
	依知中学校	中依知364
	三田小学校	三田515
	清水小学校	妻田西3-18- 1
	荻野中学校	鳶尾5-1-1
	小鮎小学校	飯山南4-9-1
	ぼうさいの丘公園	温水783-1
	愛甲小学校	愛甲西1-17-1
	玉川小学校	七沢150-1
	相川中学校	酒井1981-1
	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1

※所在地は令和5年2月1日現在

2-2-(9)-1 災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書

厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学との連携及び協働に関する包括協定書第5条に基づき、厚木市（以下「市」という。）と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部（以下「大学」という。）は、災害時における相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するために、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は厚木市域に災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合等において、市と大学の相互協力等を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力等）

第2条 市と大学は、次に掲げる事項について相互協力等を実施するものとする。

（1）情報伝達に関すること。

災害時における迅速かつ適確な支援を実施できるよう連携体制を確立する。

（2）大学における帰宅困難者の受入れに関すること。

帰宅することができない学生等がいる時は、市又は大学相互での受入れができるよう連携体制を確立する。

（3）施設等の使用に関すること。

他市等から支援された物資を一時的に保管する場所として、大学施設を可能な限り使用できるものとする。

（4）ボランティア活動に関すること。

学生の行うボランティア活動について、市は学生と地域住民が連携して活動できるよう支援するものとし、大学は募集及びあつせんを積極的に行うものとする。

（連絡会の設置）

第3条 この覚書に基づき相互協力等を進めるため、市と大学の関係者による連絡会を設置し、平常時から情報交換をする。

（有効期間）

第4条 この覚書は、調印をもって発効し、有効期間は3年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに市及び大学から申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項については、連絡会において協議し、決定する。

本覚書の証として本覚書を6通作成し、署名の上、各々1通保有する。

平成23年9月30日

厚木市長	小林	常良
神奈川工科大学学長	小宮	一三
松蔭大学学長	松浦	正晃
湘北短期大学学長	米澤	健一郎
東京工芸大学学長	若尾	真一郎
東京農業大学農学部長	岡島	秀治

2-2-(10)-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領

1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 24 条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。）第 12 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 28 条第 2 項及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 155 条第 1 項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用される車両のうち知事が行う確認に係る事務処理を的確かつ円滑に行うことを目的とする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両

災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両、災対法施行令第 33 条第 4 項の規定により緊急通行車両とみなされる大震法施行令第 12 条第 1 項の規定による確認を受けた車両、原災法施行令第 8 条第 2 項の規定により災対法施行令第 33 条第 1 項の規定を読み替えて適用する確認を受けた車両及び国民保護法第 155 条第 1 項に規定する緊急通行車両をいう。

(2) 緊急輸送車両

大震法第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両をいう。

(3) 規制除外車両

緊急通行車両等以外の車両のうち神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定により緊急交通路における通行の禁止又は制限の対象から除外され、当該緊急交通路の通行が認められる車両をいう。

(4) 緊急交通路

公安委員会が、災対法第 76 条第 1 項、原災法第 28 条第 2 項及び国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限し、又は大震法第 24 条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限する区域若しくは道路の区間をいう。

(5) 災害応急対策等実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策、大震法第 21 条第 1 項各号に規定する地震防災応急対策、原災法第 26 条第 1 項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）の実施の責任を有する者等（神奈川県警察本部交通部長が災害応急対策等の実施の責任を有する者に準ずると認める者を含む。）をいう。

(6) 段階的交通規制

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、防災基本計画（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定）に基づき神奈川県警察本部交通部長が別に指示するところにより、段階的（第 1 段階、第 2 段階又は第 3 段階）に被害の状況、緊急交通路の交通状況、災害応急対策の緊急度、重要度、進捗状況等に応じた緊急通行車両及び規制除外車両の確認を行う交通規制をいう。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る取扱い

緊急通行車両等の事前届出に係る申請書類等は、各局及び各地域県政総合センターの所属長（以下「所属長」という。）で調整、取りまとめのうえ、危機管理防災課長に提出するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両等の事前届出

知事は、災害応急対策等を円滑に推進するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災対法施行令第 33 条第 1 項、大震法施行令第 12 条第 1 項、原災法施行令第 8 条第 2 項及び国民保護法施行令第 39 条の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出の対象となる車両

知事が確認する緊急通行車両等となる車両は、次のいずれにも該当する場合とする。

- ア 大規模災害が発生し、又は大規模災害が発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時等」という。）において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害応急対策等を実施するために使用される計画がある車両で、神奈川県内に使用の本拠の位置があること。
- イ 知事が保有し、若しくは契約等により常時県の活動のために専用で使用される車両又は大規模災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

知事は、緊急通行車両等として使用する計画がある車両の使用者（原則として、災害応急対策等実施責任者又はその補助機関）から事前届出があった場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(ア) 緊急通行車両等事前届出書（第 1 号様式） 2 通

(イ) 自動車検査証の写し 1 通

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 1 通

イ 審査

知事は、緊急通行車両等に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

(ア) (2) の対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途（緊急輸送車両にあつては、輸送の目的、人員、品名等）及び車両の使用者等が適正であること。

ウ 届出済証の交付

知事は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、事前届出を行った者に対し、段階的交通規制の第1段階、第2段階又は第3段階の区分を示した上、緊急通行車両等事前届出済証（第1号様式。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 確認証明書の事前の交付

知事は、大規模災害発生時等における事務の効率化を図るため、ウの届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対規則」という。）別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「緊急通行車両確認証明書」という。）又は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書（以下「緊急輸送車両確認証明書」という。）（以下「確認証明書」という。）を緊急通行車両等の確認に先立ち交付するものとする。

オ 届出済証等の再交付

知事は、届出済証及び事前の確認証明書（以下「届出済証等」という。）の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証等を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があり、届出済証等の再交付が必要と認める場合は、届出済証等の右上部に「再」と朱書きし、再交付を行うものとする。

カ 届出済証等の返還

(ア) 知事は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証等を返還させるものとする。

(イ) 知事は、(ア)により届出済証等の返還を受けた場合は、速やかに返還の手続をとるものとする。

(ウ) 所属長は、届出済証等の交付を受けた者からその返還を受けた場合は、確認標章送付書（第2号様式）に当該返還に係る届出済証等を添えて、危機管理防災課長に遅滞なく送付するものとする。

キ 処理経過の記録等

(ア) 知事は、事前届出の受理、届出済証等の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿（第3号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

(イ) 知事は、届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を行ったときは、確認車両台数等を、神奈川県警察本部交通規制課を経由して、公安委員会に報告するものとする。

4 大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る取扱い

大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る申請書類等は、危機管理防災課長又は各地域県政総合センター所長に提出するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 届出済証等の交付を受けている車両の確認
- ア 知事は、届出済証等の交付を受けた者から緊急通行車両等の確認の申請があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
 - イ 知事は、緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証とともに、3（3）エにより交付した確認証明書を提出させるものとする。
 - ウ 届出済証による緊急通行車両等の確認は、危機管理防災課及び各地域県政総合センターにおいて行うものとする。この場合において、緊急通行車両の確認における審査は省略するものとする。
 - エ 知事は、緊急通行車両等の確認を行った場合は緊急通行車両確認証明書と共に災対規則別記様式第3の標章（以下「災対標章」という。）を、緊急輸送車両の確認を行った場合は緊急輸送車両確認証明書と共に大震規則別記様式第6の標章（以下「大震標章」という。）をそれぞれ交付するものとする。
 - オ 緊急通行車両等の確認並びに災対標章及び大震標章（以下「確認標章」という。）の交付は特別な事情がない限り、3（3）ウによりあらかじめ指定した段階的交通規制の区分に従い行うものとする。
 - カ 知事が交付した届出済証は、神奈川県警察本部交通規制課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、警察署及び大規模災害発生時等に設置した交通検問所において、公安委員会が交付した届出済証と同様の取り扱いがされる。
- (2) 届出済証等の交付を受けていない車両の確認
- ア 知事は、届出済証等を受けていない車両について確認の申請があった場合は、(1)ウの場所において、次に掲げる書類の提出を求め、緊急通行車両の確認を求めるものとする。
 - (ア) 緊急通行車両等確認申請書（第4号様式）1通
 - (イ) 自動車検査証の提示
 - (ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通
 - イ 3（3）イ及びウの段階的交通規制に関する規定は、事前届出車両以外の車両に係る審査及び確認標章の交付等について準用する。
- (3) 確認標章交付時の留意事項
- ア 確認標章の記載事項を誤って記載した場合は、偽造、変造等を防止する観点から、訂正して使用させることなく、新たなものを交付するものとする。
 - イ 確認標章を交付する際、次の事項を指導するものとする。
 - (ア) 確認標章は、車両の前面の見やすい位置に掲出すること。
 - (イ) 確認証明書は車両に備え付けること。
 - (ウ) 使用目的が消滅したとき、緊急交通路を通行する必要性がなくなったとき又は確認標章の有効期限が終了したときは、速やかに確認標章及び確認証明書を返還すること。
- (4) 緊急通行車両等の確認標章の有効期限
- 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適正に設定するものとし、原則として発行の日の翌日から起算して1月後の日とする。
- (5) 確認標章の再交付

確認標章、届出済証又は確認証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書（第5号様式）により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。

(6) 確認標章の返還

ア 知事は、確認標章及び確認証明書の有効期限が終了したとき又は交付に係る車両が緊急通行車両等として緊急交通路を通行する必要性がなくなつたと認めるときは、確認標章及び確認証明書を返還させ、3（3）カ（イ）に準じた措置をとるものとする。

イ 所属長は、確認標章及び確認証明書の返還を受けた場合は、3（3）カ（ウ）に準じた措置をとるものとする。

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 知事は、緊急通行車両等の確認の申請の受理、確認標章及び確認証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、緊急通行等事前届出受理・交付簿及び緊急通行車両等確認申請受理・交付簿（第6号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ 各地域県政総合センターにおいて確認を行ったときは、各地域県政総合センター所長は、アで記録した確認標章及び確認証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により危機管理防災課長に報告するものとする。

ウ 知事は、危機管理防災課において、緊急通行車両等の確認車両台数等を取りまとめのうえ、神奈川県警察本部交通規制課を経由して、公安委員会に報告するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 8 年 11 月 26 日から施行するものとする。
- 2 この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行するものとする。
- 3 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 4 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 5 この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行するものとする。
- 6 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 7 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとする。

第1号様式（3、4関係）（用紙 日本工業規格A4横長型）

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 神奈川県知事 殿 届出者 機関等の所在地 機関等の名称 氏名 (担当者氏名 (電話 () -))		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 神奈川県知事 印
番号標に表示されている番号	備考 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所、神奈川県くらし安全防災局（危機管理防災課）又は各地域県政総合センターに提出して所要の手続を受けてください。 2 交付番号のA、B又はCの記号は、段階的交通規制の区分（Aは第1段階、Bは第2段階、Cは第3段階通行車両）を表示しています。 3 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、神奈川県知事（危機管理防災課経由）に届け出て再交付を受けてください。 4 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途		
使用者		
住所		
氏名		
業務の内容		
通行時期		
出発地		
備考		
備考		

年 月 日

危機管理防災課長 殿

所属長

確認標章送付書

次のとおり確認標章の返還を受けたので送付します。

指定行政機関又は所管機関 （機関、課、支部支局等名）	
番号標に表示されている番号	
返 還 の 受 理 日 時	
返 還 者 （ 住 所 ・ 氏 名 ）	
確 認 証 明 書 交 付 番 号	
返 還 の 理 由 等	<p>1 緊急通行車両等の別</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急通行車両 <input type="checkbox"/> 緊急輸送車両</p> <p>2 返還の理由</p> <p><input type="checkbox"/> 対象車両に該当しなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象車両として使用する必要がなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該車両を廃車にした（又は廃車にする予定である。）。</p>
備 考	

備考 該当する□内にレ印を付すこと。

第3号様式（3関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

緊急通行車両等事前届出受理・交付簿

受理(交付)号	受付年月日	番号標に表示されている番号	指定行政機関等	交付年月日	備考

第4号様式（4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

災 害
 地 震 防 災 応 急 対 策 用
 原 子 力 災 害
 国 民 保 護 措 置 用

緊急通行車両等確認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所
 電話
 氏名

㊟

機 関 等 の 名 称			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
輸 送 人 員 又 は 品 名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
業 務 の 内 容		1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究 10 飲食 料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他()	
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考	通行日時		
	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	

- 備考 1 この申請書は、神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課又は各地域県政総合センターに提出してください。
- 2 この申請書に次の書類を添付してください。
- (1) 確認申請に係る車両の自動車検査証の写し1通
- (2) 確認申請に係る車両が指定行政機関等が所有する車両以外のものである場合にあっては、指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書面

第5号様式（4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

標章等再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申 請 者 住 所

電 話 ()

氏名 ㊦ 次のとおり標章等の再交付を申請します。

標章等の交付番号	第 号
標章等の交付年月日	年 月 日
番号標に表示されている番号	
車両の使用者	住 所
	氏 名
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 緊急通行車両等事前届出済証 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両等確認証明書 の記載内容の ()を ()に 変更する。 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両等事前届出済証 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両等確認証明書 <input type="checkbox"/> 確認標章 を <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 した。

備考 該当する□内にレ印を記入し、必要事項を（ ）内に記入してください。

第6号様式（4関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

緊急通行車両等確認申請受理・交付簿

受理(交付) 番号	受付年月日	番号標に表示 されている番号	指定行政機関等	交付年月日	備考

備考 再交付した場合には、備考欄に「再交付」と記載すること。

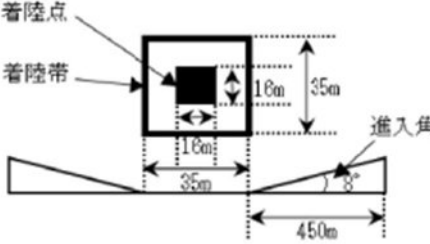
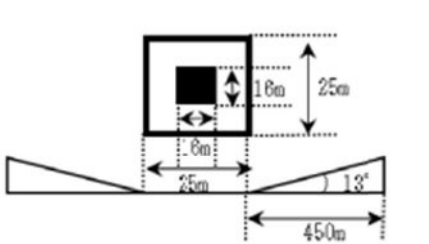
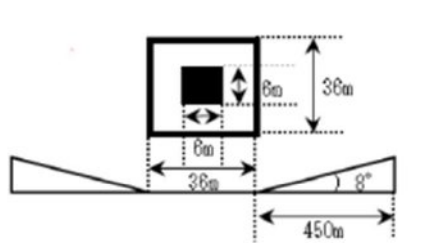
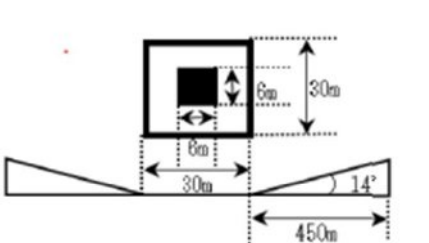
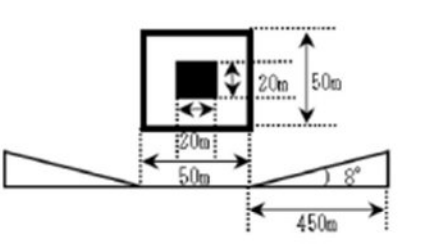
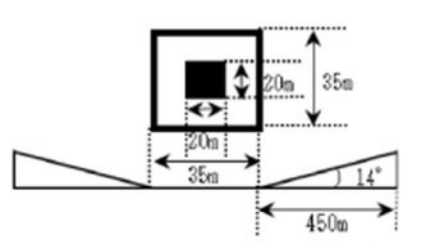
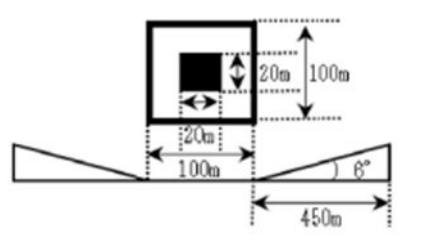
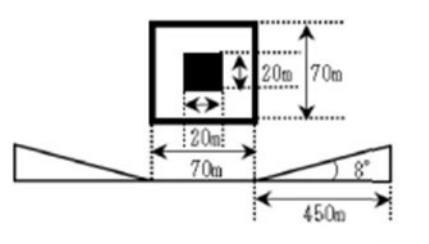
第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
神奈川県知事 印			
神奈川県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

第 号 平成 年 月 日 緊急輸送車両確認証明書 神奈川県知事 印 神奈川県公安委員会 印					
番号標に表示されている番号					
輸送人員又は品名					
使用者	住所 () 局 番 氏 名				
輸送日時					
輸送経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出発地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出発地	目的地		
出発地	目的地				
備考					

2-2-(10)-2 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積

令和3年4月1日現在

○陸上自衛隊ヘリコプター臨時着陸場細部選定基準

機 種	標 準	応 急
OH-1 (中型)		
UH-1 (中型)		
UH-60 (中型)		
CH-47 (大型)		
備 考	<p>1 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形にすることが必要 2 ダウン・ウォッシュ（離発着時における突風・横風）について考慮が必要（対策：着陸地が砂地である場合、消防車による十分な散水） 例：CH-47（大型ヘリ） 直径0.5mm～1cm程度の小石が半径100m～150mに飛散する。 天幕等（テント）がある地域では、さらに150m以上の距離が必要</p>	

2-2-(10)-3 県警ヘリコプター防災対応離着陸場選定基準

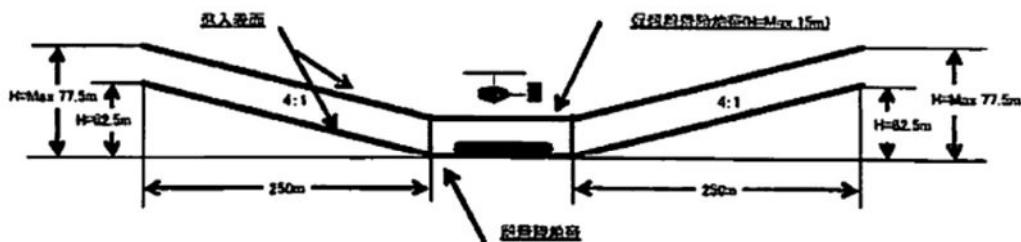
1 設定基準

ヘリコプターの性能・構造から、その安全性を確保するため、防災対応離着陸場の設定に当たっては、次の基準に従い検討すること。

- (1) 既存の施設、物件等を変更することなく、現状のまま使用できる場所であること。
- (2) 当該場所の使用について所有者(管理者)の承認が得られる場所であること。
- (3) 当該場所の使用に際し上空から容易に発見できる場所であること。
- (4) 当該場所の周辺に家屋が密集していない場所であること。
- (5) 安全な離着陸に必要な長さ 40m、幅 40m以上の広さを有する空地であること。
- (6) 地表面に極端な傾斜、凸凹及び小砂利等がなく、かつ取り除き不可能な固定的障害物がないこと。
- (7) 排水の便がよく、降雨後の水はけが良いこと。

2 防災対応離着陸場の具体的基準

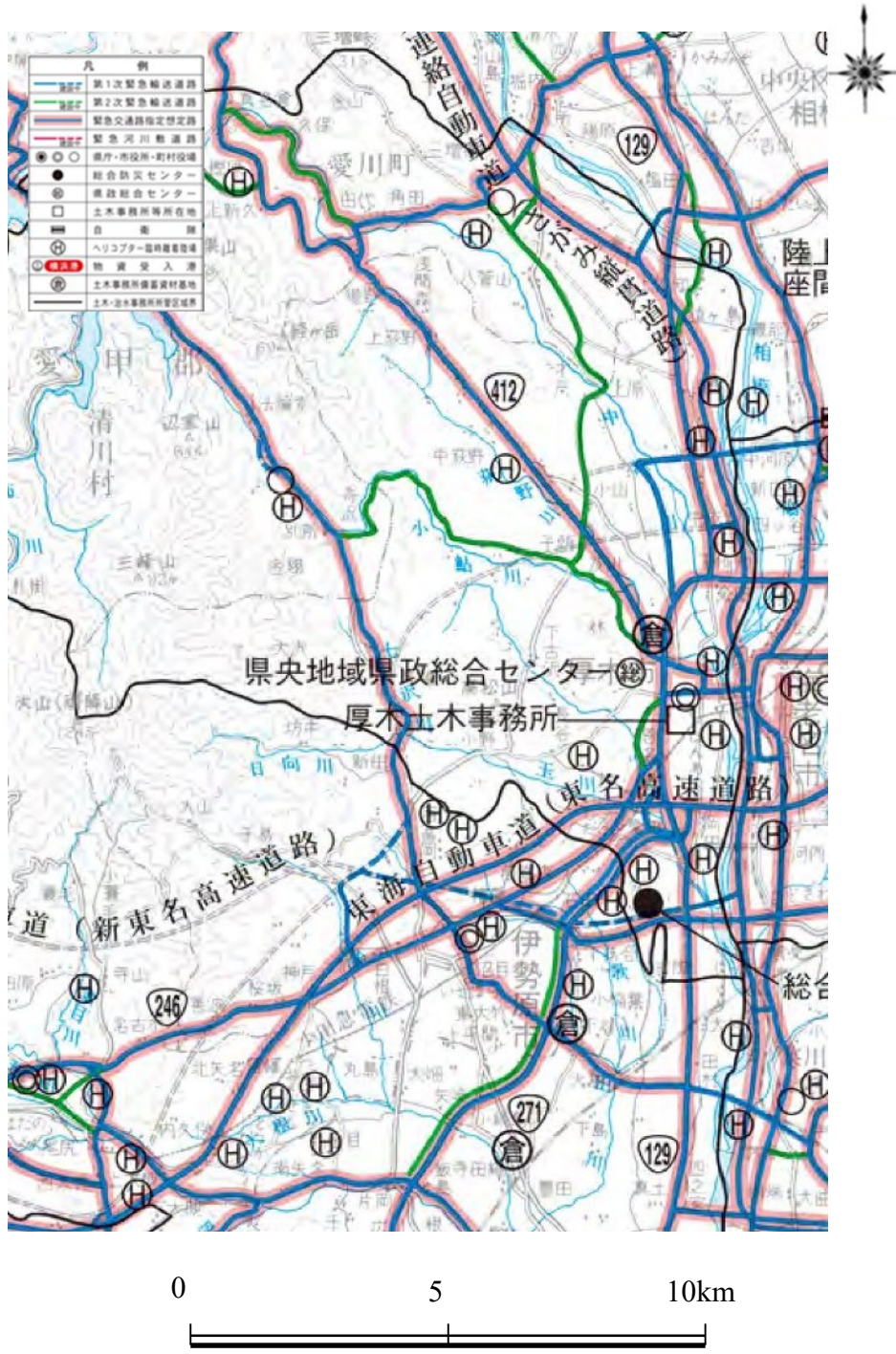
ヘリコプターの進入、出発方向については、離着陸地帯の一边から起算して 250mの範囲内に4分の1のこう配を超える物件等の障害物がないこと。



※離着陸地帯

離着陸地帯は障害物の程度により、離着陸地帯の上 15m までの高さを限度に、「仮想離着陸地帯」を設定することができる。

2-2-(10)-4 緊急輸送道路網図 (県指定)



2-2-(14)-1 神奈川県総合防災センター・消防学校の概要

(神奈川県地域地域防災計画―地震災害対策マニュアル・資料― (R4.3) 参考)

1 設置目的

総合防災センターは、東海地震等による大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急活動の中央基地として、また平常時には、広く県民に対し、防災に関する教育・研修、模擬災害の体験、防災情報の展示・提供を行うなど、防災知識の普及啓発の拠点施設として平成7年4月に開設された。併設する消防学校は、県内の消防職員、消防団員等の教育訓練の拠点として、多様化する都市災害等に対応した高度な訓練設備が整備されている。

2 設置場所等

所在地 厚木市下津古久 280 番地

敷地面積 66,283 m²

延床面積 26,970 m²

3 総事業費

247 億円 (建物 211 億円、土地 36 億円)

4 建物等の概要

- | | | | |
|--------|-----------|-----------|---------|
| ・防災管理棟 | ・教育棟 | ・宿泊棟 | ・第1訓練棟 |
| ・第2訓練棟 | ・屋内訓練棟 | ・水難救助訓練棟 | ・車庫棟 |
| ・機械室棟 | ・ガスバーナー棟 | ・脱水機棟 | ・道路上空通路 |
| ・救助訓練塔 | ・環境装置 | ・危険物屋内貯蔵所 | ・電車 |
| ・その他 | ・災害救助訓練施設 | | |

5 施設の内容

(1) 災害応急活動の中央基地

応急活動のための、各種の防災資機材や物資を備蓄するとともに、応急活動要員の集結・待機・出勤、応急物資の集積・仕分け、拠出の拠点となる。

[主な備蓄物資]

- | | |
|------------|---|
| ・人命救助用資機材 | ― 赤外線カメラ、ファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッター、ガス溶断機、削岩機など |
| ・応急活動用資機材 | ― 発電機、投光機、災害用テント、担架、簡易ベッド、バール、スコップ、組立式リヤカーなど |
| ・応急活動用生活物資 | ― 保存食、組立式煮炊レンジ、濾水機、カーペット、簡易型組立トイレなど |
| ・原子力防災資機材 | ― 防護服、サーバイメーターなど |

(2) 防災知識の普及啓発拠点 (防災情報・体験フロア)

一般県民や自主防災組織員等に対する教育訓練・学習施設として、日常体験することの少ない災害を疑

似体験できる各種の体験コーナーの他、映像や展示による防災情報の提供を行っている。

[主な内容]

- ・体験コーナー — 地震体験コーナー、風水害体験コーナー、消火体験コーナー、
煙避難体験コーナー、通報体験コーナー
- ・展示コーナー — 神奈川県災害コーナー、防災用品コーナー、家庭防災の知恵コーナー、
消防用具発達の歴史コーナー
- ・その他 — 防災シアター、ガイダンスコーナー、防災Q&A、ギャラリー、
コミュニケーション・ルーム

(3) 消防学校

全国有数の施設・設備により、複雑多様化する災害に立ち向かう消防職員や消防団員などに対する高度な教育訓練を行っている。

2-2-(15)-1 厚木市自主防災隊連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、厚木市自主防災隊連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、予想される大地震等の災害に備え、地域住民の生命及び財産を保護するため、自主防災隊の組織活動を強化促進し、その発展を期することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する意識の普及
- (2) 地震等に対する災害予防に関する調査研究
- (3) 地震等に対する自主防災隊の活動状況、総合企画の情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関する連絡調整並びに調査研究
- (4) 防災訓練の実施に関する助言指導
- (5) 防災資機材等の整備に関する助言指導
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、厚木市自治会連絡協議会（以下「自治連」という。）の理事をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 10名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 会長は自治連の会長を、副会長は自治連の副会長を、会計は自治連の会計を、庶務は自治連の庶務を充てるものとし、監事は会長が自治連の庶務の中から指名する者とする。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の会計経理に当たる。

4 庶務は、協議会の事業の運営に当たる。

5 監事は、協議会の会計監査に当たる。

(会議)

第7条 会議は、協議会とし、会長が招集し、会議の議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 防災総合訓練に関する事。
- (5) その他必要と認める事項

(経費)

第8条 協議会の運営に要する経費は、市補助金その他をもって充てる。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、会長宅に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定める。

附 則

この規約は、昭和55年8月13日から施行する。

(1) 第2条の改正規定は、昭和56年8月13日から適用する。

(2) 第4条第1項第5号及び第6条第1項第4号の改正規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成元年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成5年5月13日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年5月17日から適用する。

附 則

この規約は、平成11年5月14日から適用する。

附 則

この規約は、平成13年5月15日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から適用する。

2-2-(15)-2 厚木市自主防災隊防災推進員規程

(設置)

第1条 自主防災隊が保有する防災資機材等に係る技術の習得及び習得技術の普及を通じて、自主防災隊の災害対応力の一層の向上を図るため、各自主防災隊に厚木市自主防災隊防災推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 自主防災倉庫の資機材の取扱訓練の受講及び習得技術の普及に関すること。
- (2) 自主防災倉庫の資機材及びその他備蓄品の管理・点検に関すること。
- (3) 自主防災隊の実施する訓練の技術指導に関すること。
- (4) 自主防災隊研修会の開催の調整に関すること。
- (5) 応急給水用井戸水の検査及び検査結果の連絡に関すること。
- (6) 地震等災害時における特命事項の実施に関すること。
- (7) その他習得技術を通じた防災意識の高揚に関すること。

(定数)

第3条 推進員の定数は、各自主防災隊2人以内とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、市内に居住し、防災活動に興味と意欲を有する者のうちから自主防災隊長の推薦に基づいて、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2-2-(15)-3 厚木市自治会活動補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市自治会連絡協議会、地区自治会連絡協議会及び単位自治会（以下「自治会」という。）の健全な運営及び活動の推進に対し、補助金及び手数料（以下「補助金等」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の交付先)

第2条 補助金等の交付先は、別表第1に定めるところによる。

(補助金等の名称及び対象事業)

第3条 補助金等の名称及び内容は、別表第1に定めるところによる。

(補助金等の額及び算定資料の提出)

第4条 補助金等の額は別表第2に定めるところによる。

2 市長は、補助金等を算定するに当たり、必要と認めるときは、算定の基礎となる資料の提出を自治会に対して求めるものとする。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金等の交付時期は、別表第2に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 自治会等に対する交付金等支給要綱（平成13年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 厚木市自主防災隊活動交付金交付要綱（平成12年4月1日施行）及び防犯灯維持管理交付金交付要綱（平成15年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名 称	交付先	内 容
自治会連絡協議会補助金	厚木市自治会連絡協議会	市自治会連絡協議会の健全な運営及び活動に対する補助
地区自治会連絡協議会補助金	地区自治会連絡協議会	地区自治会連絡協議会の健全な運営及び活動に対する補助
自治会活動補助金	単位自治会	次に掲げる事項に対する補助 (1) 単位自治会の健全な運営及び活動に関すること。 (2) 年末美化清掃の実施に関すること。 (3) 地域防災対策事業の実施に関すること。
広報紙等印刷物配布手数料	単位自治会	広報紙等、行政刊行物の配布に係る役務の提供に要する経費

別表第2 (第4条関係)

補助金等の名称	補助金等額(基準単価)		算出方法	交付時期
自治会連絡協議会補助金	948,000 円			交付決定後、速やかに一括交付する。
地区自治会連絡協議会補助金	地区割	2,232,000 円	144,000 円×14 地区 216,000 円×1 地区	
自治会活動補助金	均等割	146,000 円	基準単価	
	(うち自治会活動分)	(80,000 円)		
	(うち年末美化清掃分)	(10,000 円)		
	(うち地域防災対策分)	(56,000 円)	基準単価	
	世帯割	510 円		
(うち自治会活動分)	(350 円)			
(うち地域防災対策分)	(160 円)			
広報紙等印刷物配布手数料	26 円		基準単価×12 月 ×配布世帯数	申請後、速やかに一括交付する。

- 備考 1 自治会活動補助金及び広報紙等印刷物配布手数料の額は、当該年度当初に存在する自治会を対象とするもので、年度途中で新設された自治会(既設自治会の分離及び分割による新設を除く。)については、設立月以降の月数であん分した額(広報紙等印刷物配布手数料については、設立月以降の配布回数に応じた額)とする。
- 2 世帯数を積算の根拠とする補助金等の算定基準日は、毎年5月1日とする。ただし、5月2日以降に新設された自治会については、設立日を算定基準日とする。

2-2-(17)-1 厚木市防災指導員規程

(設置)

第1条 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成等を図り、防災対策を推進するため、厚木市防災指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(職務)

第2条 指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災隊の実施する訓練及び研修会等の開催に係る指導に関すること。
- (3) 自主防災隊組織の育成に関すること。
- (4) 防災推進員に対する技術指導に関すること。
- (5) 避難所の運営に対する助言及び資機材に対する技術指導に関すること。
- (6) 地震等災害時における特命事項の実施に関すること。
- (7) その他技術指導を通じた防災意識の高揚に関すること。

(定数)

第3条 指導員の定数は、別表1に定める地区別指導員配置表の人員以内とする。

(委嘱)

第4条 指導員は、市内に居住し、防災活動に興味と意欲を有し、指導力のある者のうちから厚木市自主防災隊連絡協議会の地区会長の推薦に基づいて、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

(被服等の貸与)

第6条 指導員には、被服等を貸与する。

2 指導員は、その職を離れたときは、前項の被服等を返納しなければならない。

附 則

この規程は、昭和59年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

地区別指導員配置表

地区名	指導員定数	選出自主防災隊名	内訳人員	選出避難所
厚木北	3	松枝、元町、弁天、東町	1	厚木小学校
		大手西、大手北、大手南、天王町、西仲、仲町北	1	厚木中学校及び厚木中央公園
		世帯数割増分（吾妻町又は上記の自主防災隊から選出）	1	戸室小学校又は選出自主防災隊長が指定する避難所
厚木南	3	仲町南、幸町、泉町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目第1、旭町3丁目第2、旭町4丁目、旭町5丁目、南町、ひばり、厚木岡田団地	2	厚木第二小学校
		世帯数割増分（上記の自主防災隊から選出）	1	
依知北	4	上依知上町、上依知中町、上依知下町、猿ヶ島	1	上依知小学校
		藤塚団地、新開、下川入第1	1	藤塚中学校
		山ノ根、山際団地	1	北小学校
		下川入第2、下川入第3、中平、小平	1	依知小学校又は藤塚中学校
依知南	3	下依知、金田上部、金田中部、金田東部	1	依知南小学校
		中依知、本厚木スカイハイツ	1	依知中学校
		長坂、関口	1	依知小学校
睦合北	3	棚沢、上三田、中三田第1	1	三田小学校
		根岸、中三田第2	1	睦合中学校
		十日市場	1	清水小学校又は睦合東中学校
睦合南	3	及川住宅団地、白根、中村、田園	1	清水小学校
		市場、木売場、三家、妻田第一、三家南、妻田中央	1	妻田小学校
		反田、そりだハイツ、瀬戸睦	1	睦合東中学校
睦合西	3	及川第1、及川第2、及川第3	1	及川球技場
		林第1、林第2、林第4	1	林中学校
		世帯数割増分（林第3又は上記の自主防災隊から選出）	1	緑ヶ丘小学校又は選出自主防災隊長が指定する避難所
荻野	6	用野、北部、丸打、田尻、浅後、峰柄沢、荒井、真弓、清源、まつかげ台、泉	1	上荻野小学校
		東、桜谷、みはる野、鳶尾4丁目、鳶尾5丁目	1	荻野中学校
		久保、宮郷、馬場、本郷	1	荻野小学校
		鳶尾1丁目、鳶尾2丁目、とびお24街区、鳶尾3丁目、鳶尾3丁目2街区、公所、枅割	1	鳶尾小学校
		子中	1	神奈川工科大学
		世帯数割増分（新宿又は上記の自主防災隊から選出）	1	睦合中学校又は選出自主防災隊長が指定する避難所

地区名	指導員定数	選出自主防災隊名	内訳人員	避難所
小 鮎	4	台、日枝辻、白山、簾谷、旗月見台、 仲通り・南谷戸、矢崎・市道・野竹沢、 打越、下古沢上分、下古沢中分、下古沢下分	1	小鮎小学校
		千頭上、千頭中下、日枝上、日枝下、橋場、 山岸、上飯山、尼寺	1	飯山小学校
		古松台、南千頭、小金原、駒ヶ原、 本厚木ハイデンス、アメニティヒル本厚木	1	小鮎中学校
		宮の里中央、宮の里第一住宅、宮の里第二、 宮の里東	1	荻野運動公園
南毛利	7	戸室1丁目、戸室4丁目、戸室5丁目北、 戸室小田急住宅	1	戸室小学校
		戸室2丁目、戸室3丁目、戸室5丁目南	1	厚木高等学校
		恩名1丁目、恩名2丁目、恩名3丁目、 恩名4丁目、恩名5丁目、みらい文化川本、 エステ・スクエア本厚木、 ネオステージ本厚木、浅間山第1、浅間山第2	1	南毛利中学校
		温水第3、高坪第1、上長谷、長谷清水、 谷戸長谷、中長谷	1	南毛利小学校
		高坪第2、愛名第1、愛名第2、愛名第3、 グリーンハイツ愛名、毛利台ハイツ、 毛利台1丁目、毛利台2丁目、毛利台3丁目	1	毛利台小学校
		温水第1、温水第2、下長谷	1	ぼうさいの丘公園
		世帯数割増分（上記の自主防災隊から選出）	1	選出自主防災隊長が指 定する避難所
南毛利南	2	愛甲原、上愛甲、船子、坊中第二、 パークハイツ本厚木	1	愛甲小学校
		宿愛甲、坊中、片平、コープ野村、愛甲宮前、 サングレイス愛甲石田	1	東名中学校
玉 川	2	久保屋敷・日向川一部、大畑・日向川一部、 馬場・滝・深田・原、門口・大竹、神川、 観音谷戸、中沢・川久保、上谷戸・峰岸、 大沢・横畑・足ヶ久保	1	玉川小学校
		岡津古久、岩田・町屋・竹の内、川野・桂木、 堀合、中屋・榎田・櫛山、上村・神明前	1	玉川中学校
森の里	2	森の里1丁目、森の里2丁目	1	森の里小学校
		森の里3丁目、森の里4丁目、森の里5丁目	1	森の里中学校
相 川	4	岡田第1、岡田第2、岡田第3、岡田第4、 厚木リバーサイド、酒井宿、酒井新宿	1	相川小学校
		上戸田、中戸田、下戸田	1	相川中学校
		上落合、沖戸田、戸田下沖、下津古久、長沼	1	戸田小学校
		世帯数割増分（上記の自主防災隊から選出）	1	選出自主防災隊長が指 定する避難所
緑ヶ丘	2	王子2丁目、王子3丁目	1	厚木東高等学校及び厚 木商業高等学校
		緑ヶ丘1丁目、緑ヶ丘2丁目、緑ヶ丘3丁目、 緑ヶ丘4丁目、奥原地区	1	緑ヶ丘小学校
合 計	51		51	

※ 世帯数割増分は、地区世帯数が概ね 4,000 世帯を目安に 1 人とし、避難所の割り当ては、防災指導員の所属する自主防災隊長が指定する場所とする。

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 25 日
条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、厚木市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 19・平 24 条例 19・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市災害対策本部条例（昭和38年厚木市条例第42号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、厚木市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 本部に災害対策本部長付け（以下「本部長付け」という。）を置き、教育長をもって充てる。

3 本部長付けは、本部長を補佐し、本部長及び副本部長にともに事故があるとき又は欠けたときは、本部長の職務を代理する。

4 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別に定める配備計画（以下「配備計画」という。）に掲げる者をもって充てる。

(部等)

第3条 条例第3条第1項に規定する部に班を置く。

2 部に条例第3条第3項に規定する部長のほか、副部長を置き、班に班長を置く。

3 部長、副部長及び班長は、配備計画に掲げる者をもって充てる。

4 部及び班の分担事務については、配備計画に定めるところによる。

(本部会議)

第4条 次に掲げる事項を協議するため、本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置き、本部長、副本部長、本部長付け及び本部員をもって組織する。

(1) 災害対策の総合調整に関すること。

(2) 職員の配備体制に関すること。

(3) 高齢者等避難、避難指示等に関すること。

(4) 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 関係機関への応援要請に関すること。

(6) 災害対策に要する経費の処理に関すること。

(7) その他災害対策の重要事項の決定に関すること。

2 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関の出席を求めることができる。

(本部の設置)

第5条 本部長は、配備計画に基づき本部を設置する。

(配備体制)

第6条 本部長は、災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、配備計画に基づき配備体制を整えるものとする。

2 本部長は、前項の規定による配備体制を整えるため、配備計画に基づき、職員の招集を指令する。

3 職員は、前項の規定による招集の指令を受けたときは、あらかじめ指定した場所へ参集しなければならない。ただし、市内で震度4以上の地震を観測した場合は、招集の指令があったものとみなし、速やかに参集するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

2-3-(1)-3 災害時施設・空地利用計画（主なもの）

種別	名称	所在地
災害対策本部	市役所本庁舎4階	中町3-17-17
防災拠点	市役所本庁舎	中町3-17-17
	市役所第二庁舎・厚木ビジネスタワー	中町3-16-1
災害対策本部 (本庁舎使用不能時)	ぼうさいの丘公園センター施設	温水783-1
広域避難場所	ぼうさいの丘公園 (東京農業大学農学部厚木キャンパスを含む)	温水783-1
	本厚木カントリークラブ (厚木東高等学校・厚木商業高等学校を含む)	飯山1700
	荻野運動公園	中荻野1500
指定緊急避難場所	(資料編2-2-(5)-1参照)	
指定避難所		
帰宅困難者用一時滞在施設 (本厚木駅周辺)	東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木シティプラザ(5、6階)	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	県立厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンブラントホテル厚木	中町2-13-1
	公益財団法人 横浜YMCA	中町4-16-19
帰宅困難者用一時滞在施設 (愛甲石田駅周辺)	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田200
帰宅困難者用一時滞在施設 (上記施設使用不能時)	ぼうさいの丘公園	温水783-1
応急仮設住宅用地	戸室ハイツ広場	戸室5-1193-11外
物資供給・集積拠点	ぼうさいの丘公園	温水783-1
	厚木中央公園	寿町3-2
	荻野運動公園	中荻野1500
県央(厚木)広域防災活動拠点	県立厚木高等学校	戸室2-24-1
緊急医療救護所	市立病院(災害拠点病院)	水引1-16-36
	東名厚木病院	船子232
	湘南厚木病院	温水118-1
	厚木佐藤病院	小野759
	亀田森の里病院	森の里3-1-1
	愛光病院	松枝2-7-1
	相州病院	上荻野1682-3

種別	名称	所在地
地域医療救護所	厚木中学校	水引1-1-3
	厚木第二小学校	旭町5-38-1
	藤塚中学校	上依知1289
	依知中学校	中依知364
	三田小学校	三田515
	清水小学校	妻田西3-18-1
	荻野中学校	鳶尾5-1-1
	小鮎小学校	飯山南4-9-1
	ぼうさいの丘公園	温水783-1
	愛甲小学校	愛甲西1-17-1
	玉川小学校	七沢150-1
	相川中学校	酒井1981-1
	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1
ヘリコプター臨時離着陸場	県総合防災センター（常設、県指定）	下津古久280
	厚木野球場（仮設、県・市指定）	厚木2325
	酒井スポーツ広場（仮設、県指定）	酒井2537
	ぼうさいの丘公園（常設、市指定）	温水783-1
	旭町スポーツ広場（仮設、市指定）	厚木3014-2
	荻野運動公園競技場（仮設、市指定）	中荻野1500
	猿ヶ島青少年広場（仮設、市指定）	猿ヶ島195-129
	下依知青少年広場（仮設、市指定）	下依知822
	関口青少年広場（仮設、市指定）	関口1377
	棚沢スポーツ広場（仮設、市指定）	棚沢386-1
消防活動（緊急消防援助隊）活動拠点	県立厚木西高等学校	森の里青山12-1
警察活動（広域緊急援助隊等）活動拠点	県立厚木北高等学校	下荻野886
自衛隊活動拠点	文化会館	恩名1-9-20
後方医療機関	仁厚会病院	中町3-8-11
	近藤病院	東町3-3
	東名厚木病院	船子232
	亀田森の里病院	森の里3-1-1
	湘南厚木病院	温水118-1
感染症指定医療機関	厚木市立病院	水引1-16-36
ごみ処理施設	厚木市環境センター	金田1641-1
ガラス類処理施設	厚木市資源化センター	上古沢1013
し尿処理施設	厚木市衛生プラント	長谷626-1
遺体の安置・火葬	厚木市斎場	下古沢548
災害ボランティアセンター	保健福祉センター	中町1-4-1

2-3-(2)-1 公用車両一覧

令和4年4月1日現在

種類	所管	財産管理課	道路維持課	環境事業課	計
大型特殊			2		2
普通（特殊）		1	4		5
普通（ダンプ）		1	3	6	10
普通（トラック）					0
普通（貨物）		6	1		7
普通（塵芥）		2	1	49	52
普通（乗用）		9			9
小型（ダンプ）				2	2
小型（トラック）		7			7
小型（貨物）		12		1	13
小型（乗用）		5	1	1	7
軽（ダンプ）				5	5
軽（トラック）		1			1
軽（貨物）		85	1		86
軽（バン）				1	1
軽（乗用）		1		3	4
バス		2			2
その他車両					0
計		132	13	68	213

2-3-(2)-2 災害時非常無線通信の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市アマチュア無線非常通信協議会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）の発生又は発生の恐れがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 厚木市の地域において、災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合に、甲は災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とする場合は、文書により乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲若しくは乙の所有する無線機器並びに施設等を使用し、情報の収集及び伝達について協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規程により、乙に協力を要請する場合の申請手続は、厚木市防災主管部長（以下「主管部長」という。）が担当するものとする。

2 前項の協力要請の手続きを円滑に行うため、連絡責任者又は連絡者等を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（補 償）

第4条 第2条第2項の規程により、通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、厚木市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）に準じ、その都度協議して補償を行うものとする。

（報 告）

第5条 乙は、協力できる無線局に変更が生じた場合は、甲にその都度報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1 月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

乙 厚木市金田478
厚木市アマチュア無線非常通信協議会
会 長 石井 芳隆

2-3-(2)-3 神奈川県災害情報管理システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に基づく災害時の応急活動を円滑に実施するために整備した、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災関係機関 災害対策基本法第2条第1項第4号、第5号及び第6号に定められた指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに、その他の公益的事業を営む者をいう。
- (2) システム利用機関 システムを利用する県機関、市町村、防災関係機関をいう。
- (3) システム管理者 神奈川県くらし安全防災局総務室長をいう。

(利用できる情報)

第3条 システムにより利用できる情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害情報 システム利用機関が第4条の規定に基づき報告する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報
- (2) 防災基礎情報 災害時における応急対策の実施ために必要となる公共施設等の基礎的な情報
- (3) 文書情報 応急措置に関するマニュアル等の資料情報
- (4) 関連システム情報 他のシステムからオンライン結合により提供される雨量水位等の情報

(報告の依頼)

第4条 神奈川県くらし安全防災局（神奈川県災害対策本部統制部を含む。以下「県くらし安全防災局」という。）は、被害の発生又は被害の発生の可能性があると判断したときは、システム利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等によりシステムを利用した情報収集開始の通知及び第5条に基づく報告を依頼する。

(システム利用機関が行う報告)

第5条 市町村または消防本部は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、当該所管区域に係る被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、システムにより報告する。また、あわせて派遣された広域応援部隊等の状況及び災害対応の方針等もシステムへの入力により報告する。

2 市町村及び消防本部以外のシステム利用機関は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、県地域防災計画その他災害対策基本法の規定により各機関が定める防災計画に基づき、所管業務に関する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報をシステムに入力することにより報告する。

3 前3項の規定に基づく報告内容の詳細は、別に定める。

4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、システムによる報告が困難な場合にあつては、ファクシミリや電話等による県くらし安全防災局または地域県政総合センター（県現地災害対策本部を含む。以下「地域県政総合センター」という。）への報告をもって、システムによる報告に代えることができる。

5 前項の規定により、報告を受けた県くらし安全防災局または地域県政総合センターは、システム利用機関に代わってデータの入力を行う。

(報告内容の確認)

第6条 県くらし安全防災局は、システムにより報告された被害情報等を確認し、訂正等の必要がある場合は、当該システム利用機関に対して入力された情報の訂正等を求める。

(災害の終結)

第7条 システム利用機関は、第5条に基づく報告内容を終結する場合は、最終報告を行う。

2 最終報告後にシステム利用機関が報告内容の追加又は訂正を行う場合は、県くらし安全防災局に終結の解除を依頼し、終結が解除された後に、改めて最終報告を行う。

3 県くらし安全防災局は、すべてのシステム利用機関からの最終報告があつた場合は、災害の終結を行う。

(利用機関ID及びパスワードの設定)

第8条 システム管理者は、システムの適正な利用を図るため、利用機関ID及びパスワードを設定し、システム利用機関に通知する。

- 2 システム管理者が特に必要と認めた場合は、パスワードを変更し通知する。

(利用者の遵守事項)

第9条 システムを利用する者は、システムの利用により知り得た情報を防災に関する業務以外の目的で利用又は提供しない。

- 2 利用機関ID及びパスワードは、各機関が適切に保管し、管理する。
- 3 通信等に障害等が発生した場合は、遅滞なくシステム管理者に報告する。

(研修の実施)

第10条 システム管理者は、システムを利用する者が、システムを活用した防災業務を円滑に実施できるよう、利用マニュアル等の整備に努めるとともに、定期的な研修を実施する。

(調整)

第11条 システム管理者は、システムの円滑な利用が図られるよう、県機関、市町村及び防災関係機関との間で、必要な連絡調整を行う。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県災害情報管理システムの運営手順

平成20年4月1日施行

令和3年6月1日改正

1 趣旨

この運用手順は、神奈川県災害情報管理システム(以下「システム」という。)を利用して災害情報収集、報告を行うときに必要な手順を示すものである。

2 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、端末機利用機関はいつでもシステムを起動し、利用することができる。

3 システムを利用して情報を収集する事象

県くらし安全防災局(県災害対策本部統制部等を含む。以下同様。)は、次の事象が発生したときにシステムを利用して情報を収集する。

- (1) 県内で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) 津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報又は津波注意報が発表されたとき
- (3) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪または高潮警報のいずれかが発表されたとき
- (4) 県内に地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (5) その他、県くらし安全防災局が必要と認めるとき(大規模林野火災、大規模事故など)

4 情報収集の開始

県くらし安全防災局は、3に掲げる事象が発生したときは、直ちに災害名を命名し、システムに登録する。また、報告を求める端末機利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等により情報収集の開始及び報告依頼を通知する。

情報収集の開始及び報告依頼を通知された端末機利用機関は、速やかにシステムを起動するとともに県くらし安全防災局に登録した災害名を選択の上、災害関連情報の報告を開始する。

5 報告の依頼

県くらし安全防災局は、報告を求める端末機利用機関に対して、指定する時点(以下、「指定時点」という。)の情報報告を依頼することができる。なお、この依頼については、県防災行政通信網のファクシミリ及びシステム等を利用して通知するものとする。

【関連】第2号様式 被害情報の報告依頼

6 報告内容について

報告を行う機関は、システムの各機能を利用して、次のとおり情報の入力を行う。

(1) 県・市町村配備状況

県くらし安全防災局、地域県政総合センター(県現地災害対策本部等を含む)並びに市町村は、災害等の対応のために特別な配備体制をとったときは、その体制を入力する。

(2) 市町村別被害概況

市町村は、県内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、市町村庁舎内及びその周辺の被害有無等の概況を報告する。

他の災害においても市町村庁舎内及びその周辺で被害・異常等が発生している場合は、この報告を行うものとする。

(3) 被害数値情報(「被害なし報告」を含む)

ア 市町村は、県くらし安全防災局の依頼に応じて、指定時点の被害数値情報をシステム入力により報告する。

なお、被害数値情報を報告する際の認定基準は、「災害報告取扱要領(昭和45年4月消防防第246号消防庁長官通知)」の「第2 記入要領」によるものとする。(「被害の分類認定基準」として添付)

イ 市町村は、指定時点における被害数値を確認できないとき、又は、今後被害拡大が見込まれるときなどに推測値を報告することができる。

ウ 市町村は、指定時点において被害がないと確認されたときは「被害なし」の報告を行う。

エ 市町村は、指定時点において、被害の発生有無を確認できないときは、状況欄で「未確認」を選択する。

オ 最新の指定時点報告が、前回の指定時点報告から変更されている場合は、状況欄で「変更あり」を、変更がない場合は、「変更なし」を選択

する。なお、被害が発生しているときの第一報報告は、状況欄で「変更あり」を選択する。

カ 市町村は、当該事象について、今後、状況の変化がないと判断するときは、確定欄にチェックをする。

(4) 避難指示等の状況

ア 避難指示及び高齢者等避難情報について、発令・解除の権限を有する機関が、その権限を行使したときは、速やかにその状況を入力する。また、市町村は、自主避難の状況を確認したときも速やかにその状況を入力するものとする。

イ 県くらし安全防災局は、システム上に報告された避難指示及び高齢者等避難情報について、原則として速やかに県ホームページ等でその状況を公開するものとする。

(5) 災害文字情報

ア 端末機利用機関は、所管する業務に係る災害関連情報を判明次第、随時、文字入力により報告するものとする。

イ 市町村は、(3)により被害数値を報告したときは、その具体的な内容を文字入力により報告するものとする。

ウ 報告に当たっては、その内容に応じて、発生地域及び別表に示す分類、詳細分類を選択するものとする。なお、報告内容が人的被害に係るときには、詳細分類は「人的被害」を必ず選択するものとする。

エ 報告内容は、参照した際に内容が一覧でわかるように、原則として内容要旨欄のみを用いて端的に情報入力するものとする。なお、内容によりやむをえない場合は、内容詳細欄も利用して入力するものとする。

オ 既に報告した文字情報について、関連する情報及び時系列の状況変化などを報告するときは、適宜、報告済みの文字情報の「関連情報」として情報入力するものとする。

カ 原則として報告された内容は、県くらし安全防災局の判断で県ホームページ等に公開できるものとするが、次に該当するものについては、報告した機関（以下「報告機関」という）が、県ホームページ公開対象欄で「否」とすることにより非公開扱いとすることができる。

(ア) 伝聞、予測の域を出ない情報

(イ) 公開により、県民に混乱を生じさせるおそれのある情報

(ウ) 報告機関が非公開と判断する正当な理由がある情報

キ 報告機関は、既に報告した文字情報の内容を修正又は取り消すときは、その旨を関連情報として登録する。ただし、誤字の修正等で内容自体の修正にいたらない場合は、直接修正を行うことができるものとする。

- ク 報告機関は、報告内容を補うために1メガバイト以内の写真や文書ファイルを5個まで添付することができる。
- (6) 避難所管理
- ア 市町村は、管内にある避難所を開設又は閉鎖した場合は、その旨の情報入力を行うものとする。
- イ 市町村は、管内にある避難所に被害が発生した場合は、その旨の情報入力を行うものとする。
- ウ 本情報については、原則として、県ホームページ等を通じて速やかに公開するものとする。
- (7) 自衛隊派遣要請
- ア 市町村は、自衛隊派遣要請を要請するときその内容を入力するものとする。
- イ 県くらし安全防災局は、市町村からの要請に対する措置状況を入力するものとする。
- ウ 入力情報は、自衛隊派遣要請情報共有のために活用し、正式要請は、別に定められた方法で実施するものとする。
- (8) 緊急消防援助隊要請
- ア 市町村は、緊急消防援助隊を要請するときは、所定の様式をシステムから取得の上、必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。
- イ 県くらし安全防災局は、市町村からの要請に対する措置状況を災害文字情報機能を利用して登録するものとする。
- ウ 県くらし安全防災局の求めに応じて、市町村が緊急消防援助隊派遣可能隊数報告を行うときは、所定の様式に必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。
- エ 入力情報は、緊急消防援助隊要請情報共有のために活用し、正式要請は、別に定められた方法で実施するものとする。
- (9) 応援物資要請
- ア 市町村は、応援物資を要請するときは、所定の様式をシステムから取得の上、必要事項を入力し、災害文字情報機能を利用してその内容を登録するものとする。
- イ 県くらし安全防災局は、市町村の要請に対する措置状況を災害文字情報機能を利用して登録するものとする。
- (10) 公共施設等被害
- 県くらし安全防災局から公共施設等被害の入力を求められた機関は、予めシステムに登録されている所管の公共施設等の被害状況を入力するもの

とする。

7 代行入力

端末機利用機関は、諸般の事情により、システムを利用した報告ができないときは、ファクシミリや電話等の代替手段により報告を行うものとし、県くらし安全防災局及び地域県政総合センターは、収集した情報を当該機関に代行してシステムに入力できるものとする。なお、地域県政総合センターが代行入力を行うのは、原則として所管の市町村に関する情報とする。

8 災害報告資料の作成

県くらし安全防災局は、入力された情報をとりまとめ、記者発表資料をはじめとする災害報告資料を作成し、関係機関に提供するとともに、県ホームページ等を通じて公開するものとする。

9 連絡先一覧

報告機関は、災害等に備え、平時から連絡先として所属名、電話番号、ファクシミリ番号等を連絡先一覧に登録しておくものとする。また、災害時に連絡先等が変更された場合には、システム登録内容も変更するものとする。

10 端末相互間の連絡

端末機利用機関は、連絡文通知機能を利用し、特定の相手方に業務上必要な事項を通知することができるものとする。なお、連絡文の内容を補うために1メガバイト以内の写真、文書等の電子ファイルを5個まで添付することができるものとする。

11 情報掲示板について

端末機利用機関は、業務上必要な事項を情報掲示板に掲載し、情報の共有化を図ることができるものとする。ただし、災害文字情報で報告すべき事項を除くものとする。

端末機利用機関は、情報掲示板に掲載された事項に対して、関連情報を投稿することができるものとする。

県くらし安全防災局は、システム管理上、必要と判断するときは、予告なく情報掲示板に掲載された内容を削除することができるものとする。

12 システムによる情報収集終了

県くらし安全防災局は、発生した災害について、これ以上被害の拡大等が

ないと判断した場合は、県防災行政通信網のファクシミリや連絡文通知機能等を利用して、システムによる情報収集を一時、終了することを通知する。なお、報告機関は、被害情報の確定報告を行うまでの間は、当該災害に関して、随時、情報入力することができるものとする。

【関連】第3号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集の終了通知

13 被害情報の確定報告

県くらし安全防災局は災害の終結を行うため、報告機関に対して被害の確定報告依頼を通知する。報告機関は、県くらし安全防災局が指定する期日までに確定報告を行うものとする。

【関連】第4号様式 被害情報の確定報告依頼

14 災害の確定

県くらし安全防災局は、全報告機関の確定報告が完了したとき、災害の確定を行うものとする。

15 訓練モードの利用

端末機利用機関は、訓練モードを利用し、県くらし安全防災局が予め登録した訓練用の災害名を選択して、随時、システム操作訓練を行うことができるものとする。

2-3-(2)-4 被害状況等報告書

(部 処理番号No.)

1 通報者	氏 名
	住 所 厚木市
	電話番号 —
2 災害発生場	厚木市
	明細地図【 年度版】 南 ・ 北 ページ —
3 災害発生日	平成 年 月 日 ()
	午前 ・ 午後 時 分
4 被害の状況	<input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 土砂流出 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 家屋一部損壊 <input type="checkbox"/> 家屋半壊 <input type="checkbox"/> 家屋全壊
	<input type="checkbox"/> 道路冠水 <input type="checkbox"/> 道路破損 <input type="checkbox"/> 河川護岸洗掘 <input type="checkbox"/> 河川決壊
	<input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 水道断水 <input type="checkbox"/> 倒木 <input type="checkbox"/> 田畑被害
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	【応急措置の状況】
5 処理経過	
6 備考	

建物被害状況報告書（第 報）

令和 年 月 日 時 分 現在

施設名	
担当課名	
記入者名	

1 被害の状況	ライ フ ラ イ ン	電気	使用	可・不可	(被害状況)
		ガス	使用	可・不可	(被害状況)
		水道	使用	可・不可	(被害状況)
		下水道	使用	可・不可	(被害状況)
	通 信	電話	使用	可・不可	(被害状況)
		F A X	使用	可・不可	(被害状況)
		M C A無線	使用	可・不可	(被害状況)
	パ ソ コ ン	インターネット	使用	可・不可	(被害状況)
		グループウェア	使用	可・不可	(被害状況)
		共有フォルダ	使用	可・不可	(被害状況)
	施 設 設 備	放送設備	使用	可・不可	(被害状況)
		トイレ	使用	可・不可	(被害状況)
		プールの水漏れ	有・無		(被害状況)
エレベーター		使用	可・不可	(被害状況)	
2 被害の詳細	建築物は傾いているか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	構造物に大きなひび割れや柱・梁等の破断等があるか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	屋根・外壁、窓ガラス等の危険な落下物はあるか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	火事は発生しているか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	ガス漏れはあるか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	アクセス道路に障害はあるか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
	周辺地盤、隣接建物の破壊や周辺で火事が発生しているか。		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	(被害状況)	
3 処理経過	【応急措置の状況】				
4 避難状況	【人的被害・避難状況】				
5 その他 (周辺の状況等)					

2-3-(2)-6 各対策部職員配備状況

年 月 日

NO

NO	対策部	職員 実数	出勤 職員 数	通常 業務 対応 職員	災害対応職員数				報告時間
					対応職員	応援可能	受援要請	小計	
1	災害対策部								:
2	総務対策部								:
3	財務対策部								:
4	福祉対策部								:
5	市民健康対策部								:
6	こども未来対策部								:
7	協働安全対策部								:
8	環境農政対策部								:
9	産業振興対策部								:
10	まちづくり計画対策部								:
11	都市整備対策部								:
12	道路対策部								:
13	消防対策本部								:
14	市立病院対策部								:
15	教育総務対策部								:
16	学校教育対策部								:
17	社会教育対策部								:
18	議会対策部								:
19	協力部								:
	合計								:
合計									

2-3-(2)-7 災害時等における被害状況収集（航空写真）に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が実施する被害状況等の収集業務について、乙が協力するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲が、災害時等における被害状況把握のために、乙に航空写真等の情報収集を求める必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（1）特に被害の激しいと思われる地域

（2）情報を必要とする地域及び位置

（3）必要な資料等の枚数及び大きさ

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条による甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、被害状況に関する情報提供について適切な措置をとるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により航空写真等の情報収集を実施した場合は、次の事項を明らかにして、航空写真等による情報収集に関する報告書をもって、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被害情報のわかる航空写真を、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、できるが限り早急に甲に提出するものとし、事後報告書をもって報告するものとする。

（1）情報収集した年月日及び時間

（2）情報収集した場所

（3）被害状況のわかる航空写真等

（4）災害発生前の航空写真（写真がある場合のみ）

（連絡責任者）

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実を図るため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により、甲の協力要請に基づく業務を、乙が実施した場合の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とするものとする。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（適正価格の報告）

第8条 乙は、この協定締結と同時に、甲に第6条の経費に関する航空写真等撮影価格を報告するとともに、報告した価格に変動が生じた場合は、甲にその都度報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年1月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

乙 東京都新宿区新宿4丁目2番18号
新宿光風ビル
アジア航測株式会社
代表取締役 横田 直彦

2-3-(2)-8 災害時等における被害状況収集等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と相模中央交通株式会社厚木営業所（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が実施する情報収集業務等若しくは日常時において甲が行う、公共施設等の安全対策業務（以下「安全業務」という。）に必要な情報収集等を乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

（日常時等の協力）

第2条 乙は、乙の従業員が、日常業務中（以下「業務中」という。）に、次に掲げる事項を発見した場合は、甲に連絡するものとする。また、災害時も同様とするものとする。

- (1) 災害発生等に伴う、人命に係る場合。
- (2) 火災の発生若しくは発生が予想される場合。
- (3) 崖崩れの発生若しくは崖崩れの発生が予想される場合。
- (4) 家屋等の倒壊若しくは倒壊が予想される場合。
- (5) 崖崩れ、土砂崩れ、落下物、陥没、倒木、道路浸水、不法投棄物等により、道路の通行を妨げている場合。
- (6) 河川等の氾濫若しくは氾濫が予想される場合。
- (7) その他、災害等に関すること。

（災害時等の協力要請）

第3条 甲は、災害時に次に掲げる協力を必要と認めた場合は、乙に要請するものとする。

- (1) 甲が実施する応急対策業務で、有線通信等の利用が困難な場合、情報収集若しくは伝達に関して、乙の所有する無線機若しくは車両により協力を必要と認めた場合。
- (2) 甲が実施する災害弱者等の移動等に関する業務において、乙の協力が必要と認めた場合。

2 甲は、前項の規定に基づく協力要請が必要な場合は、次の事項を明らかにし、文書にて要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 協力の内容
- (2) 協力する場所
- (3) 連絡調整員
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条及び第3条の規定に基づく協力を実施する場合は、次の事項に基づき、実施するものとする。

- (1) 第2条の規定に基づく協力の実施については、乙の自主的判断に基づき、甲に連絡するものとする。
- (2) 乙は、第3条の規定に基づく協力要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について適切な措置をとるものとする。

（連絡の内容）

第5条 乙は、業務中に第2条の規定に基づく事項を発見した場合は、次の事項を明らかにし、甲に連絡するものとする。

- (1) 発見場所の所在地
- (2) 発見事項の状況
- (3) 連絡者の会社名及び担当者並びに連絡先
- (4) その他、必要な情報

2 前項に規定する連絡事項の連絡先は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(実施の確認)

第6条 乙は、第3条の協力要請を実施したときは、甲の指定する職員に報告するものとする。ただし、報告が困難な場合は、事後報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が第3条の規定に基づき、協力要請を実施した場合の運賃等の費用は、甲が支払うものとする。

2 支払の方法は、後日、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の内容に変更を生じた場合は、甲乙その都度報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年1月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

乙 厚木市妻田北1丁目17番18号
相模中央交通株式会社厚木営業所
所長 小島 利雄

2-3- (2) -9

災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書

神奈川県厚木市(以下「甲」という。)と厚木市内郵便局(以下「乙」という。)は、厚木市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、厚木市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る次の災害特別事務取扱い及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額の算出方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 甲 厚木市市長室危機管理課長

(2) 乙 日本郵便株式会社厚木郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(協定期間)

第9条 この協定の協定期間は、締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、協定有効期間最終日の翌日から起算して、本協定書を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 住所 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

氏名 厚木市長 小林 常良 印

乙 住所 神奈川県厚木市田村町2番18号

氏名 日本郵便株式会社
厚木郵便局長 大島 和典 印

2-3-(2)-10 災害発災時広報文

《地震発生の第一報》

厚木市役所からお知らせします。「只今、市役所の震度計によりますと震度〇の地震がありました。テレビ・ラジオの情報に注意し 落ち着いて行動してください。火の元を消してください。ガスの元栓をしめて下さい。」（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Initial Post-Earthquake Announcement》

Announcement from Atsugi City.

There has just been an earthquake of scale...

according to a seismic measurement in the city.

Listen to the information now on the radio and

television and act with great caution.

Turn off all heaters and gas mains.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《被害が著しい場合及び余震が続く場合の広報》

厚木市役所からお知らせします。「余震が続くと思われます。あわてて外に飛び出すと危険です。落ち着いて行動してください。火の元やガスの元栓を確認して下さい。火がでたら大声をだしてみんなで協力して消してください。」（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《In case of Major Disasters and Aftershocks》

Announcement from Atsugi City.

There may be some repeated aftershocks.

Please do not go outside before checking for safety.

Make sure that you take great care.

Turn off all heaters and gas mains.

In case of fire, please call out loudly for help.

Please cooperate with others to fight the fire.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《避難誘導の広報》・・・被害の発生している地区に限られている場合

厚木市役所からお知らせします。「地震による被害が出ています。〇〇地区の皆さんは〇〇小学校（〇〇中学校 e t c）に 避難してください。避難するさいには車は使わないでください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Limited Evacuation》

Announcement from Atsugi City.

There has been earthquake damage.

Residents living in the area of, please

evacuate to..... elementary school (..... junior high school or.....).

Please do not evacuate by car.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《避難誘導の広報》・・・被害の発生が市域全域の場合

厚木市役所からお知らせします。「地震による被害が出ています。最寄りの小学校・中学校に避難してください。避難するさいには車は使わないでください。」

(「 」の部分のみ2回繰り返す。)

こちらは 防災厚木です。

《Large Scale Evacuation》

Announcement from Atsugi City.

There has been damage due to earthquake.

Please evacuate to your nearest elementary or junior high school.

Please do not evacuate by car.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《要援護者の救助》

厚木市役所からお知らせします。「隣近所で助けを求めている人がいないか確かめてください。みんなで協力して助け合ってください。」

(「 」の部分のみ2回繰り返す。)

こちらは 防災厚木です。

《Rescue Services》

Announcement from Atsugi City.

Please check if your neighbors need help.

Your help and cooperation is needed.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《救急医療情報の広報》

厚木市役所からお知らせします。「けがをしている方は最寄りの医療救護所を利用してください。医療救護所は〇〇小学校〇〇中学校に設置してあります。」

(「 」の部分のみ2回繰り返す。)

こちらは 防災厚木です。

《Emergency Medical Information》

Announcement from Atsugi City.

If injured, please get to the nearest medical emergency center.

The medical emergency center is located at...

elementary school and/or..... junior high school.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・電気》

厚木市役所からお知らせします。「ただいま市内全域が（〇〇地区は）停電しています。

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわけ。

- 1 東京電力では復旧作業を急いでおります。
- 2 東京電力によりますと

復旧の見込は

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわけ。

- 1 今日（明日）〇〇時頃になるものと思われま。
- 2 〇〇日頃になるものと思われま。

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Electricity》

Announcement from Atsugi City.

The electricity has been cut off for the entire city
(for the..... district).

1. The Tokyo Electric Power Company is working to restore supply.
2. According to the Tokyo Electric Power Company, supply will start again
 - a) about..... am/pm today (tomorrow).
 - b) on.....

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・電話》・・・使用の抑制の協力を求める場合

厚木市役所から お知らせします。「ただいま電話が通じにくくなっています。緊急の用件以外はできるだけ使用を控えてください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Telephone》

Announcement from Atsugi City.

Telephone lines are now overloaded.

Please do not use the telephone unless for emergency purposes.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・電話》

厚木市役所からお知らせします。「ただいま市内全域が（〇〇地区は）電話が不通です。

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 NTTでは復旧作業を急いでおります。

2 NTTによりますと

復旧の見込は

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 今日（明日）〇〇時頃になるものと思われま

2 〇〇日頃になるものと思われま

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Telephone Information》

Announcement from Atsugi City.

Telephone lines are cut off for the entire city (for the..... district).

1. NTT is now working to restore services.

2. According to NTT, services will be resumed

a) about..... am/pm today (tomorrow).

b) on.....

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・ガス》・・・ガスの供給停止

厚木市役所からお知らせします。「ただいま 市内全域で（〇〇地区は）ガスの供給が停止しています。

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 厚木ガスでは復旧作業を急いでおります。

2 厚木ガスによりますと

復旧の見込は

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 今日（明日）〇〇時頃になるものと思われま

2 〇〇日頃になるものと思われま

ガス会社が 安全を確認するまでは 火を絶対に使用しないでください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Gas Information for Supply Cuts》

Announcement from Atsugi City.

The gas supply has been cut off for the entire city (for the..... district).

1. Atsugi Gas is now working to restore services.

2. According to Atsugi Gas, services will be resumed

a) about..... am/pm today (tomorrow).

b) on.....

Please do not use fires until safety has been confirmed by the gas company.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・ガス》・・・ガス漏れ

厚木市役所からお知らせします。「ただいま〇〇地区〇〇番地（〇〇丁目）付近でガス漏れが発生しました。

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 厚木ガスでは復旧作業を急いでおります。

2 厚木ガスによりますと

復旧の見込は

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 今日（明日） 〇〇時頃になるものと思われま

2 〇〇日頃になるものと思われま

付近住民の方は 当分の間 火を絶対に 使用しないでください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Gas Leakages》

Announcement from Atsugi City.

There are gas leakages at..... chome (..... banchi)..... district.

1. Atsugi Gas is now working to repair leaks.

2. According to Atsugi Gas, repairs will be completed

a) about..... am/pm today (tomorrow).

b) on.....

People the affected areas requested not to use fires until repairs are finished.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・ガス》・・・ガス漏れの解除

厚木市役所からお知らせします。「先程発生した〇〇地区〇〇番地（〇〇丁目）付近のガス漏れは厚木ガスによりますとその危険がなくなりました。ご協力 ありがとうございます。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Gas Leakage Information, Release》

Announcement from Atsugi City.

The gas leakage announced earlier for..... chome

(..... banchi)..... district has been stopped and there is now no danger of gas leakage.

Thank you for your cooperation.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・水道》

厚木市役所からお知らせします。「ただいま 市内全域が（〇〇地区は）断水しています。

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 水道局では復旧作業を急いでおります。

2 水道局によりますと

復旧の見込は

* 以下、次の1か2を状況に応じて使いわける。

1 今日（明日）〇〇時頃になるものと思われま

す。2 〇〇日頃になるものと思われま

す。（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Water Supply》

Announcement from Atsugi City.

Water supplies have been cut off to the entire city
(..... district)

1. The Water Works is now working to restore supply.

2. According to the Water Works, the supply will be
resumed

a) about..... am/pm today (tomorrow).

b) on.....

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《ライフライン・交通》・・・車の利用の抑制への協力を求める場合

厚木市役所からお知らせします。「現在、国道〇〇号線の〇〇と〇〇の間が不通になっています。緊急車両の通行のため車の利用は控えてください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《Traffic Information》

Announcement from Atsugi City.

At the moment the road is unusable between and.....
on route.....

All traffic, except for emergency vehicles,
are banned from these roads.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

《流言飛語の防止》

厚木市役所からお知らせします。「ただいま市内の一部でデマなどの誤った情報が流れています。ラジオ・テレビなどのニュースやこの無線放送で正しい情報を知るようにしてください。」

（「 」の部分のみ2回繰り返す。）

こちらは 防災厚木です。

《False Information Prevention》

Announcement from Atsugi City.

False information and rumours have been spreading
in parts of the city.

Please use only radio and television, or emergency
wireless for correct information.

This is Disaster Prevention for Atsugi City.

2-3-(2)-11 災害時等緊急放送の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域における地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が発信する災害に関する情報を、乙が所有する放送設備を使用して視聴者に提供する（以下「緊急放送」という。）ために必要な事項について、手続等を定めるものとする。

（緊急放送の要請等）

第2条 甲は、緊急放送を行う必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 放送する内容その他指示事項
- (3) 責任者及びその連絡先

（緊急放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、他の業務に優先し、当該要請に基づく緊急放送を直ちに行うものとする。

2 緊急放送で放送する内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請のあった放送内容の主旨
- (2) 緊急放送の情報発信源が甲である旨

3 乙は、緊急放送を行う場合は、その放送内容のすべてを可能な場合において録画するとともに甲から依頼があった場合は、当該録画物を甲に無償で提供するものとする。

4 乙は、甲からの要請に係る災害に関し、乙が別に取材した情報を放送する場合は、緊急放送と区別するため、乙が取材した情報である旨を明らかにするものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急放送を実施した場合は、次の事項を明らかにし、緊急放送実施報告書をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 放送した日時
- (2) 放送した内容

（協力体制）

第5条 乙は、甲から要請があった場合、直ちに緊急放送を行うことができるように社内体制を整えるよう努める。

2 乙は、次の事項を明らかにした緊急放送対応届出書を甲に提出するものとする。当該届出書の内容に変更があった場合も、同様とする。

- (1) 緊急放送担当者の氏名及びその連絡先
- (2) 緊急放送に対応する社内体制

（協定の効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定書を1年間更新し、以後同様とする。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年9月30日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市岡田3050番地
厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役 藤村 弘明

2-3-(2)-12

災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市内に所在する厚木新聞販売組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の地域住民の安心安全の確保のため、また平時から地域住民の防災意識を高める目的で、甲の要請により、乙が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（支援・協力要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、これに応じて協力するものとする。

（支援・協力内容）

第3条 前条の規定による甲が乙に支援・協力要請できる内容については、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する啓発情報の新聞折込みによる配布
- (2) 災害時に危険箇所等を発見した場合、危険箇所の場所、被害状況等を甲に報告
- (3) 災害時における市地域防災計画で指定する指定避難場所への新聞配布
- (4) 災害時における乙の加盟店舗内のトイレ使用、飲料水の提供

（経費の負担）

第4条 前条の規定に対し、乙が甲の要請に基づく活動に要した経費は乙が負担するものとする。

（連絡先）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡先として防災主管課長を、乙の連絡先として厚木新聞販売組合長を連絡先責任者として定める。

2 甲乙両者は、連絡先に変更が生じた場合はその都度、報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年9月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長

乙 厚木市水引1丁目8番6号
厚木新聞販売組合
組合長

2-3-(2)-13 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と厚木市長小林常良（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、厚木市の地域もこついで災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 厚木市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 厚木市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年9月8日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

2-3-(2)-14 災害時等緊急放送の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と海老名エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市において災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に想定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する災害に関する情報を、乙の協力を得て市民へ情報伝達を行うことで、被害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

（緊急放送の要請）

第2条 甲は、災害時における災害防止と被害の拡大防止を図るため、市民へ情報伝達の必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって放送の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）放送事項

（3）希望する放送日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、適切な放送の形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく乙の放送に関する費用については、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第5条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては防災対策所管課長、乙においては放送局長とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月 9日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長

乙 海老名市中央2丁目10番26号
海老名エフエム放送株式会社
代表取締役社長

年 月 日

代表取締役社長

殿

厚木市長

災害放送要請書

このことについて、次のとおり災害放送を要請します。

放送要請の理由	
放送事項	
	放送原稿 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 原稿枚数 枚
希望する放送日時	平成 年 月 日 () 時 分
要請連絡者	所属 氏名 電話
その他必要な事項	

2-3-(2)-15 災害時等緊急放送の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と横浜エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市において災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に想定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する災害に関する情報を、乙の協力を得て市民へ情報伝達を行うことで、被害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

（緊急放送の要請）

第2条 甲は、災害時における災害防止と被害の拡大防止を図るため、市民へ情報伝達の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって放送の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- （1）要請の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送日時
- （4）その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、乙の放送体制が整い次第、適切な形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては防災対策所管課長、乙においては放送局長とする。

(協定の効力及び更新)

第5条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月11日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー10階
横浜エフエム放送株式会社
代表取締役社長 藤 木 幸 夫

年 月 日

代表取締役社長

殿

厚木市長

災害放送要請書

このことについて、次のとおり災害放送を要請します。

放送要請の理由	
放送事項	
	放送原稿 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 原稿枚数 枚
希望する放送日時	平成 年 月 日 () 時 分
要請連絡者	所属 氏名 電話
その他必要な事項	

2-3-(2)-16 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県印刷工業組合湘北支部災害対策委員会（以下「乙」という。）とは、災害時における広報紙等の印刷について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条に定める災害が発生した場合に、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、印刷物を発行する必要があると認めたときは、乙に対してその旨を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障又はやむを得ない理由がない限り、甲が定めた職員の要請に従い業務を行う。

2 乙は、いつでも甲の要請に応ずることができるよう、平常時から乙の会員間で相互協力体制の確立に努めるものとする。

（運搬）

第4条 印刷物の運搬は、原則として乙が行うものとする。

（引渡し）

第5条 印刷物の引渡しは、甲の指定した場所とし、当該引渡し場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員等が確認の上、印刷物を引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第2条及び第3条の規定により、乙が納品した印刷物に係る一切の経費については、業務を行った乙の会員である事業者を支払うものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に印刷等の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（1）印刷等を要請する広報紙等の原稿、用紙サイズ、印刷枚数、仕分け数、梱包数等

(2) 印刷物等の納品場所等

(連絡責任者等)

第8条 この協定に関する連絡責任者等は、甲においては広報主管課を、乙においては別途定めるものとする。

2 甲と乙は、要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に伝達するため、連絡責任者等の連絡先を定め、書面で相互に通知するものとする。

3 乙は、乙の会員又は連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、乙が所有する資機材の提供等、応急対策実施のために必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による解除の申出のない限り継続するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月9日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 横浜市瀬谷区瀬谷5丁目38番1号
神奈川県印刷工業組合湘北支部
災害対策委員会
委員長 古 木 直 人

2-3-(2)-17

災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書

神奈川県厚木市(以下「甲」という。)と厚木市内郵便局(以下「乙」という。)は、厚木市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、厚木市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両を除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る次の災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による協力要請に対して、協力した者が要した経費について

は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額の算出方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 甲 厚木市市長室危機管理課長

(2) 乙 日本郵便株式会社厚木郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(協定期間)

第9条 この協定の協定期間は、締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、協定有効期間最終日の翌日から起算して、本協定書を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 住所 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
氏名 厚木市長 小林 常良

乙 住所 神奈川県厚木市田村町2番18号
氏名 日本郵便株式会社
厚木郵便局長 大島 和典

2-3-(2)-18 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

厚木市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書において「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。) 第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数は甲乙協議の上、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）は、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 前2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報適正利用管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第 6 条 甲は、設置場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、前 2 条の規定により行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第 7 条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所が存在する地域において、当該設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を別紙 2 により通知するものとする。

(利用者の誘導)

第 8 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 10 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第 11 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 3 に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第 12 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特

設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 25 日

甲 神奈川県厚木市中町 3 丁目 1 7 番 1 7 号

厚木市長 小林 常 良 印

乙 神奈川県横浜市中区山下町 1 9 8 番地

東日本電信電話株式会社

取締役 神奈川事業部長

原 田 清 志 印

2-3-(2)-19 災害に係る情報発信等に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内の地震、台風等の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、甲乙両者で協議し、具体的な内容及び方法について合意が得られた取組を実施するものとする。

- （1）甲が運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、乙が当該ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が市内の避難所等の情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に係る事項及びその他必要と認める事項についても、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、

この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 甲及び乙は、この協定締結の事実及びこの協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

2-3-(3)-1 災害時における医療救護活動に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社団法人厚木医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 甲と乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次の各号に掲げる事項について計画を策定するものとする。

（1）医療救護班の派遣体制

（2）医師の活動指針

（3）その他必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣及び市内医療機関（後方医療機関を含む。）の協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

（医療救護班等の業務）

第5条 医療救護班等は、甲が避難所に設置する医療救護所及び市内医療機関（後方医療機関を含む。以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

（1）被災傷病者の傷病程度の診断

（2）被災傷病者に対する応急処置及び医療

（3）被災傷病者の受入機関への転送の要否及び転送順位の決定

（4）救護所での死亡確認及び検案

（5）その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣した医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。ただし、当該医師が携行するものについては、これを使用するものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、第1項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班の派遣及び市内医療機関の活動等に要した経費

(2) 医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償(医事紛争の処理)

第9条 乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、甲の責任において適切な措置を講ずるものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第5条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市厚木町6番1号
社団法人厚木医師会
会長 笹生 正人

2-3-(3)-2 医療機関一覧（厚木医師会加盟医療機関）

令和4年11月1日現在

No	医療機関名	郵便番号	住所	TEL	病院長/診療所長
1	愛光病院	243-0005	厚木市松枝2-7-1	221-1737	竹内 知夫
2	厚木佐藤病院	243-0125	厚木市小野759	247-1211	佐藤 史朋
3	厚木市立病院	243-8588	厚木市水引1-16-36	221-1570	長谷川 節
4	AOI七沢リハビリテーション病院	243-0121	厚木市七沢1304	402-5511	磯谷 栄二
5	神奈川リハビリテーション病院	243-0121	厚木市七沢516	249-2503	杉山 肇
6	亀田森の里病院	243-0122	厚木市森の里3-1-1	247-2121	高木 敦司
7	近藤病院	243-0001	厚木市東町3-3	221-2375	近藤 勉
8	湘南厚木病院	243-8551	厚木市温水118-1	223-3636	黒木 則光
9	仁厚会病院	243-0018	厚木市中町3-8-11	221-3330	前田 清貴
10	相州病院	243-0201	厚木市上荻野1682-3	241-3351	小坂 淳
11	東名厚木病院	243-8571	厚木市船子232	229-1771	北野 義和
12	愛川北部病院	243-0301	愛川町角田281-1	284-2121	伊藤 忠弘
13	清川遠寿病院	243-0112	清川村煤ヶ谷3414	288-1511	増田 直樹
14	愛甲クリニック	243-0035	厚木市愛甲1-8-8	250-9162	松島 弘充
15	青木医院	243-0001	厚木市東町3-19	221-0031	青木 一真
16	あおぞらこどもクリニック	243-0031	厚木市戸室5-31-1	296-3330	田端 秀之
17	厚木いいだ眼科	243-0018	厚木市中町3-12-16 厚木中町行'イカルビル1階	206-5355	飯田 和之
18	厚木胃腸科医院	243-0814	厚木市妻田南1-16-36	223-1155	寒河江 三太郎
19	厚木こころのクリニック	243-0014	厚木市旭町1-32-9	226-7070	大沼 剛
20	厚木三田眼科	243-0211	厚木市三田517-2	404-3210	宮本 直哉
21	厚木産婦人科	243-0018	厚木市中町3-9-3	221-5166	佐藤 茂
22	厚木循環器・内科クリニック	243-0013	厚木市泉町3-5 厚木フォーラムビル3F	227-3015	吉川 広
23	あつぎ心療クリニック	243-0018	厚木市中町4-6-9	295-1300	太田 有光
24	厚木整形外科	243-0013	厚木市泉町3-5 厚木フォーラムビル2F	228-3336	田辺 研吉
25	あつぎ内視鏡・内科クリニック	243-0018	厚木市中町3-12-1 厚木国際ビル7階	223-4976	山中 茂
26	厚木中町クリニック	243-0018	厚木市中町4-10-2 ハラダ中町ビル1F	221-4114	古田 泉
27	厚木ハートケアクリニック	243-0203	厚木市下荻野1476-1	243-5533	伴野 富佐子
28	あつぎ皮膚科	243-0003	厚木市寿町2-6-22	225-6185	鳥飼 抄順
29	あつぎ美容クリニック	243-0018	厚木市中町4-16-18 ヤキビル6F	210-3222	市川 広太
30	あつぎファミリークリニック	243-0018	厚木市中町1-6-7	221-1115	岡村 悟
31	新井医院	243-0014	厚木市旭町1-27-5 MSEビル3F	229-4341	新井 裕二
32	あらかわクリニック	243-0201	厚木市上荻野1164-1	241-1616	新川 恒夫
33	有泉こどもクリニック	243-0018	厚木市中町2-13-16	224-8878	有泉 隆裕
34	イオン厚木オアシス診療所	243-0018	厚木市中町1-5-10 イオン厚木1F	297-4123	石川 憲司
35	池田クリニック	243-0041	厚木市緑ヶ丘1-6-5	221-5353	池田 正信
36	池田皮膚科医院	243-0018	厚木市中町2-14-11	224-0261	池田 榮一郎
37	石井医院	243-0038	厚木市愛名972-5	248-0082	石井 崇平
38	石垣整形外科	243-0036	厚木市長谷646-4	290-2020	石垣 正美
39	石橋眼科	243-0018	厚木市中町2-2-1 ミロード②7F	230-7123	石橋 朋和
40	井上耳鼻咽喉科医院	243-0013	厚木市泉町10-16	228-1162	井上 秀朗
41	今岡医院	243-0028	厚木市愛甲西3-2-6	248-1046	今岡 千栄美
42	内田医院	243-0011	厚木市厚木町4-14	221-0107	柚本 敦子
43	うめどの内科クリニック	243-0018	厚木市中町4-4-15 TMビル本厚木1F	224-7110	梅園 朋也
44	えんどう耳鼻咽喉科	243-0815	厚木市妻田西3-13-27	297-4187	遠藤 貴士
45	大森耳鼻咽喉科医院	243-0003	厚木市寿町2-4-6	221-2730	大森 剛哉

No	医療機関名	郵便番号	住所	TEL	病院長/診療所長
46	荻野クリニック	243-0203	厚木市下荻野1101-1	242-3062	太田 和年
47	小児科・内科 落合医院	243-0033	厚木市温水1016	247-1577	片山 文彦
48	小幡皮フ科クリニック	243-0803	厚木市山際615-7 TAKEOビル	245-8131	小幡 秀一
49	オバネ眼科	243-0014	厚木市旭町1-26-2	228-9227	尾羽澤 ヒナ
50	梶浦医院	243-0213	厚木市飯山3601	241-1932	梶浦 泰生
51	かとうクリニック	243-0014	厚木市旭町4-1-6-1	220-0330	加藤 秀一
52	かねこクリニック	243-0018	厚木市中町1-5-10 厚木ガーデンシティビル8F	259-5432	金子 雅彦
53	眼科松倉クリニック	243-0018	厚木市中町4-4-13	210-1181	松倉 修司
54	かんきクリニック	243-0014	厚木市旭町5-35-15	228-2002	神吉 利典
55	菊池医院	243-0037	厚木市毛利台2-2-7	247-1877	菊池 福三郎
56	内科・小児科 窪田医院	243-0041	厚木市緑ヶ丘2-5-5	221-2200	窪田 隆浩
57	クリニック原	243-0035	厚木市愛甲1-3-2	250-6995	原 武史
58	黄金井形成外科小児科クリニック	243-0121	厚木市七沢804	248-7777	黄金井 康巳
59	後藤整形外科	243-0815	厚木市妻田西2-17-27	223-6333	後藤 文聖
60	小林耳鼻咽喉科	243-0027	厚木市愛甲東1-8-5	229-3341	小林 良弘
61	酒井医院	243-0018	厚木市中町1-8-6	221-0121	酒井 隆光
62	栄クリニック	243-0014	厚木市旭町1-31-8 スマイルコート・本厚木201	220-6800	石原 さかえ
63	佐々木内科クリニック	243-0004	厚木市水引2-1-14	221-0088	佐々木 知也
64	笹生循環器クリニック	243-0014	厚木市旭町5-47-1	227-1919	笹生 正人
65	JA健康管理センターあつぎ	243-0022	厚木市酒井3132	229-7115	横山 剛義
66	塩塚クリニック	243-0014	厚木市旭町1-27-5 MSビル4F	228-4628	永瀬 絵里
67	塩塚産婦人科	243-0014	厚木市旭町2-12-15	228-0115	塩塚 重正
68	塩塚小児科	243-0014	厚木市旭町2-12-15	228-7639	伊東 建
69	重田内科医院	243-0035	厚木市愛甲1-5-9 芦川ビル2F	247-0027	重田 俊一
70	鈴木内科クリニック	243-0816	厚木市林3-6-38	297-3131	鈴木 康輔
71	住友内科医院	243-0201	厚木市上荻野269-3	242-4976	住友 建雄
72	せいきょうあつぎ診療所	243-0004	厚木市水引2-8-29	223-3325	旭 光一
73	相州メンタルクリニック	243-0013	厚木市泉町15-12	227-3600	田川 一郎
74	高野クリニック	243-0014	厚木市旭町1-15-16-801	227-1177	高野 秀雄
75	高橋内科医院	243-0022	厚木市酒井2537	229-0188	高橋 正信
76	田島外科	243-0212	厚木市及川1-12-15	241-8715	田島 雄介
77	立石皮膚科医院	243-0804	厚木市関口254-13	204-1121	立石 毅
78	田中クリニック	243-0212	厚木市及川572	242-3511	田中 信孝
79	田村町整形外科クリニック	243-0016	厚木市田村町9-31	296-1105	酒井 明彦
80	ちどりこどもクリニック	243-0812	厚木市妻田北3-17-33	297-7715	久保田 千鳥
81	つぐ脳神経外科・頭痛クリニック	243-0039	厚木市温水西1-13-27	248-2274	継 淳
82	妻田内科クリニック	243-0815	厚木市妻田西3-17-8	223-3121	鈴木 雅人
83	つるくぼ耳鼻咽喉科	243-0018	厚木市中町3-3-22	221-4187	鶴窪 一行
84	とうめい厚木クリニック	243-0034	厚木市船子237	229-3377	河野 昌史
85	東名厚木メディカルサテライトクリニック	243-0034	厚木市船子224	229-1937	中川 望
86	とうめい宮の里クリニック	243-0216	厚木市宮の里1-2-9	280-6222	間下 信昭
87	徳川ファミリークリニック	243-0801	厚木市上依知3002	281-8651	徳川 友彦
88	徳武クリニック	243-0122	厚木市森の里1-35-1	258-9029	徳武 巖
89	鳶尾診療所	243-0204	厚木市鳶尾2-25-2-106	241-7100	佐藤 昭治
90	とみた小児科	243-0807	厚木市金田569-1	222-3321	富田 博
91	戸室耳鼻科	243-0031	厚木市戸室1-32-3	223-8749	佐藤 靖夫
92	トレリス内科クリニック	243-0031	厚木市戸室5-31-1 アツキトレリス3F	200-9628	戸枝 弘之

No	医療機関名	郵便番号	住所	TEL	病院長/診療所長
93	ながお眼科	243-0035	厚木市愛甲1-4-3	248-6778	長尾 定美
94	中村医院	243-0032	厚木市恩名1517-3	248-0285	中村 驍
95	並木産婦人科クリニック	243-0815	厚木市妻田西2-17-12	223-1103	並木 俊始
96	並木産婦人科 本厚木駅前クリニック	243-0018	厚木市中町3-1-2 YDビル2F	224-1108	石黒 葉子
97	南毛利内科	243-0035	厚木市愛甲2-11-9	270-6661	内山 順造
98	ニケクリニック	243-0032	厚木市恩名1-6-68	205-4131	新藤 正
99	のじ脳神経外科・しびれクリニック	243-0018	厚木市中町3-12-16	225-4100	野地 雅人
100	のぞみ医院	243-0017	厚木市栄町2-6-18	224-7717	木我 修
101	はせべ内科医院	243-0031	厚木市戸室1-32-3 グレースビル3F	295-1241	長谷部 哲理
102	林医院	243-0203	厚木市下荻野421	241-1205	林 正博
103	林眼科クリニック	243-0816	厚木市林4-1-10	225-6820	田嶋 友子
104	光ヶ丘医院	243-0032	厚木市恩名2-23-26	221-1811	老山 大輔
105	ひだかクリニック	243-0203	厚木市下荻野1212-1	243-3800	日高 充
106	ふたば整形外科	243-0004	厚木市水引2-1-15	295-5449	阪元 政郎
107	古屋産婦人科医院	243-0813	厚木市妻田東2-3-3	224-8803	古屋 幹郎
108	ヘルスケアクリニック厚木	243-0014	厚木市旭町1-25-1 本厚木ミハラス3F	227-1131	神戸 義人
109	星こどもクリニック	243-0016	厚木市田村町6-39	294-5666	星 伸和
110	本厚木駅前内科皮膚科クリニック	243-0018	厚木市中町4-14-4 山口ビル3階	204-9735	大畑 恵之
111	本厚木かかりつけクリニック	243-0018	厚木市中町3-1-15 笹生ビル	297-1919	笹生 正樹
112	本厚木診療室 眼科	243-0014	厚木市旭町3-1-2	229-0057	緒方 雅郎
113	本厚木メディカルクリニック	243-0013	厚木市泉町3-14 東友ビル3階	227-6211	金重 秀明
114	馬嶋医院	243-0203	厚木市下荻野1120	241-1350	馬嶋 順子
115	松田内科クリニック	243-0213	厚木市飯山南5-27-24 クラウド1	243-5225	松田 百玉
116	丸山内科クリニック	243-0813	厚木市妻田東2-30-38	221-6480	丸山 健行
117	三橋整形外科リハビリテーションクリニック	243-0018	厚木市中町3-12-16 3F・4F	222-3284	三橋 成行
118	峯崎整形外科	243-0213	厚木市飯山南5-28-18	243-5522	峯崎 孝俊
119	箕浦メディカルクリニック	243-0804	厚木市関口823-1	245-0146	雨宮 寛彦
120	三宅眼科医院	243-0017	厚木市栄町1-13-20	221-3738	三宅 正敬
121	三宅皮膚科医院	243-0018	厚木市中町4-10-4-203	224-2256	三宅 啓之
122	もうえクリニック 内科・呼吸器科	243-0815	厚木市妻田西3-13-36	297-6222	馬上 喜裕
123	山口胃腸科クリニック	243-0018	厚木市中町3-18-19 SANビル5F	222-0526	山口 恵美
124	ゆみの内科クリニック	243-0018	厚木市中町2-8-7 グランデ本厚木中町1階	259-5217	弓野 邦彦
125	米澤外科内科	243-0213	厚木市飯山172	242-1111	米澤 博史
126	わたなべ泌尿器科クリニック	243-0018	厚木市中町1-5-10 イオン厚木店8F	222-8124	渡辺 聡
127	愛川クリニック	243-0303	愛川町中津2035-1	284-5225	村本 将俊
128	あいかわ心療クリニック	243-0303	愛川町中津1718-10	285-7871	若田部 博文
129	あいかわ皮ふ科	243-0303	愛川町中津973-2-2	285-8536	渡辺 宏数
130	あいはら耳鼻咽喉科	243-0303	愛川町中津1471-1F	285-7701	相原 均
131	石井医院	243-0307	愛川町半原2266-1	281-2105	石井 紀行
132	岡本医院	243-0307	愛川町半原4431	281-0114	岡本 六蔵
133	熊坂外科内科医院	243-0303	愛川町中津7417	285-1139	熊坂 謙一郎
134	さくらクリニック	243-0303	愛川町中津1814-1	284-1002	熊坂 英雄
135	関根医院	243-0301	愛川町角田1343-1	286-5431	関根 富佐夫

No	医療機関名	郵便番号	住所	TEL	病院長/診療所長
136	中村整形外科	243-0301	愛川町角田157-1	286-7400	中村 和久
137	八木クリニック	243-0307	愛川町半原2724-1	280-1888	八木 健太郎
138	ユノクリニック	243-0303	愛川町中津818-1	284-2111	新藤 裕実子
139	和田整形外科医院	243-0301	愛川町角田230-5	286-7751	和田 佳彦
140	神奈川県立煤ヶ谷診療所	243-0112	清川村煤ヶ谷1706	288-1352	佐々木 つぐ巳

2-3-(3)-3 災害時における医療救護活動に関する協定書

厚木市(以下「甲」という。)と社団法人厚木歯科医師会(以下「乙」という。)は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、厚木市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(計画の策定)

第2条 乙は、前条の定めによる医療救護活動の円滑な実施を図るため、次の各号に掲げる事項について計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣体制
- (2) 歯科医師の活動指針
- (3) その他必要な事項

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣及び市内歯科医療機関(後方医療機関を含む。)の協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班等を組織・派遣し、甲からの応援要請に応じるものとする。

(歯科医療救護班等の業務)

第5条 歯科医療救護班等は、甲が避難所に設置する医療救護所並びに市内歯科医療機関等(以下「救護所等」という。)において、医療救護活動を実施するものとし、その業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする被災傷病者の傷病程度の診断
- (2) 歯科医療を必要とする被災傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 歯科医療を必要とする被災傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 警察からの要請に基づく死体の個人識別、検案等への協力
- (5) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣した歯科医療救護班が使用する医薬品等については、甲が供給するものとする。ただし、当該医師が携行するものについては、これを使用するものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における応急的な被災傷病者の医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、第1項に該当する場合を除き、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、歯科医療救護班等が医療救護活動を実施した場合の次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣及び市内歯科医療機関の活動等に要した経費
- (2) 歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の損害賠償

(医事紛争の処理)

第9条 乙は、医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときはすみやかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第5条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年3月15日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市中町1丁目8番12号
社団法人厚木歯科医師会
会 長 村 山 正 之

2-3-(3)-4

医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木薬剤師会（以下「乙」という。）は、医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、医薬品の循環型備蓄及び厚木市地域防災計画に基づき甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（医薬品の循環型備蓄）

第2条 災害時に医療救護所において使用する医薬品は、乙が循環型備蓄により確保するものとする。

2 循環型備蓄により備蓄する医薬品（以下「備蓄医薬品」という。）は、災害時の医療救護活動において医療救護班が使用するため、甲及び乙は、災害時において医療救護班を組織する一般社団法人厚木医師会（以下「医師会」という。）及び一般社団法人厚木歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）と協議し、備蓄医薬品の品目及び数量を決定するものとする。

3 備蓄医薬品の品目及び数量は、必要に応じて見直すものとし、平常時から甲、乙、医師会及び歯科医師会で情報共有を図るものとする。

（派遣等の要請）

第3条 甲は、災害時の医療救護活動を実施する上で必要があると認める場合は、乙に対して医療救護所への薬剤師班の派遣及び備蓄医薬品の輸送を要請するものとする。

（派遣等の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を組織し、派遣等を行い、甲からの要請に応じるものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班は、甲が避難所に設置する医療救護所において、医療救護活動の支援を実施するものとし、その業務は、次のとおりとする。

- (1) 備蓄医薬品の輸送
- (2) 医療救護所における医薬品の管理
- (3) 被災傷病者等に対する調剤及び服薬指導

2 薬剤師班に係る指揮命令及び連絡調整は、市医療救護本部が行うものとする。

（調剤費）

第6条 医療救護所における被災傷病者等に対する調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、薬剤師班が医療救護活動を実施した場合の次に掲げる経費は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要した経費
- (2) 使用した備蓄医薬品の経費
- (3) 医療救護活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償

2 前項第2号に掲げる経費については、災害発生直前における適正な価格とする。

(医事紛争の処理)

第8条 乙は、医療救護活動により被災傷病者等との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(活動報告)

第9条 乙は、第5条の規定により医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月28日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市中町2丁目13番14号
厚木薬剤師会
会 長 井 上 哲 男

2-3-(3)-5 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が実施する応急医療活動等を、乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時等における医薬品等確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 支援を必要とする医薬品等の種類及び数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について適切な措置をとるとともに、その数量等を協議し、売買契約を締結の上、現品を引き渡すものとする。

2 供給する医薬品等は、乙が災害発生直前に保有している医薬品等若しくは調達できる医薬品等とする。

（価 格）

第4条 甲が乙に支払う医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（引取り）

第5条 医薬品等の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（報 告）

第7条 乙は、乙の会員に変更が生じた場合及び前条の連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（効 力）

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市東町1丁目21番
厚木薬剤師会
会 長 川 田 和 之

2-3-(3)-6 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン湘南営業部厚木支店（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が実施する応急医療活動等を、乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時等における医薬品等確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 支援を必要とする医薬品等の種類、数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について適切な措置をとるとともに、その数量等を協議し、売買契約を締結の上現品を引き渡すものとする。

2 供給する医薬品等は、乙が災害発生直前に保有している医薬品等若しくは調達できる医薬品等とする。

（価 格）

第4条 甲が乙に支払う医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（引取り）

第5条 医薬品等の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（報 告）

第7条 乙は、協定締結と同じに、保有若しくは取り扱を行っている医薬品等の内容を甲に報告するとともに、報告した内容又は前条の連絡責任者に変更を生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（効 力）

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1 月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市愛甲1710番地1号
株式会社スズケン湘南営業部厚木支店
支店長 石村 孝義

2-3-(3)-7 災害時等における応急物資の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において避難所生活に必要な応急物資等（以下「物資」という。）を調達することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るための物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に対し物資の調達について協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）調達を必要とする物資及び数量
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、保有物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

2 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙又は乙の指定する者に対して、運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が所有する応急物資とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（費用の負担等）

第5条 供給した物資の費用並びに乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費その他物資供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。ただし、物資等の価格については、災害発生時直前の適正価格とする。

（情報の共有）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく協力を実施するに当たり、被害の大きさ、被災地域、被災者、避難場所、不足物資等の災害状況に係る情報を収集したときは、必

要に応じて当該情報を両方で共有するものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく協力が円滑に実施されるよう連絡体制を定めるとともに、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月22日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号
中北薬品株式会社
代表取締役 中 北 馨 介

2-3-1(3)-8 災害時における厚木建築職組合への協力要請に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市自主防災隊連絡協議会（以下「乙」という。）及び厚木建築職組合（以下「丙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市域における地震災害、風水害、その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合に、倒壊した家屋等からの人命救助活動及び火災等の消火活動並びに倒壊防止等の対策（以下「対策」という。）を甲及び乙が実施する場合に、丙が協力することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲及び乙が災害の対策を実施するために丙に協力を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、丙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 対策に必要な人員、資機材等
- (3) 対策を必要とする場所、甲及び乙の機関名称

（協力の実施）

第3条 丙は、前条の要請を受けた場合は、直ちに丙が定めた連絡網及び動員計画に基づき、職業経験や知識を駆使し、資機材等により対策を実施するものとする。

2 丙は、対策を実施する場合は、甲及び乙と連携するものとする。

（対策内容の報告等）

第4条 丙は、前条の規定を受け、甲及び乙の要請事項を実施した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その要請事項が完了した時は、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲及び乙に報告するものとする。

- (1) 活動場所及び内容
- (2) 活動の人員及び期間
- (3) 活動の効果
- (4) 事故のあった場合は、その内容
- (5) その他、今後の参考となる事項

（連絡窓口等）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては厚木市総務部防災対策課、乙においては、厚木市自主防災隊連絡協議会事務局、丙においては厚木建築職組合事務局とする。

2 甲、乙及び丙は、連絡員を組織内であらかじめ指名し、三者相互に報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、この協定を実効あるものとするため、相互に連携して連絡体制・通信手段等の確保に努めるものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 甲、乙及び丙は、災害に備えた的確な対策を実施するため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

2 連絡会議の議事運営は、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の規定により甲及び乙の要請する対策を実施した場合にあっては、そのために丙が要した経費については、丙の負担とする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡、負傷もしくは疾病になった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）の定めに従い補償する。労働者災害補償保険法の適用がない場合は、厚木市消防団員等公務補償条例（昭和41年 厚木市条例第23号）の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

（疑義等の協議）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙三者で協議を行うとともに、

必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙丙のいずれかからの申出のない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙三者記名捺印のうえ、各自がその 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 6 月 15 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市下古沢 1 2 3 番地
厚木市自主防災隊連絡協議会
会 長 太 田 金太郎

丙 厚木市水引 1 丁目 15 番 18 号
厚木建築職組合
組合長 鈴 木 信 男

2-3-(3)-9 災害時における非常食の調達等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と愛川町（以下「乙」という。）と清川村（以下「丙」という。）と一般社団法人厚木医師会（以下「丁」という。）と横浜低温流通株式会社（以下「戊」という。）は、次のとおり災害時における非常食の調達等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に戊の有する物的資源を有効に活用することにより、甲、乙、丙及び丁が医療救護活動を円滑に実施できることを目的とする。

（協力内容）

第2条 戊は、災害が発生したときは、その緊急性に鑑み、甲、乙、丙及び丁の要請に基づき、業務に支障のない範囲内において、非常食の調達、輸送及び保管に関する内容について協力するものとする。

2 前項に定める協力内容の具体的な取組事項及び実施方法等は、甲乙丙丁戊五者での協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲乙丙丁戊五者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その五者での協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 戊は、第2条第1項の規定による協力をした場合又は協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲乙丙丁戊五者は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項に規定する協力内容に対して、戊が要した経費については、法律その他の定めがあるものを除き、適正な方法により算出した金額を当該施設のある甲、乙又は丙で負担するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了30日前までに、甲乙丙丁戊五者から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲乙丙丁戊五者は、正当な理由によって本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了30日前までに、書面により相手方に解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙丁戊五者で協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊五者による記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月19日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 愛甲郡愛川町角田251番地1
愛川町長 小野澤 豊

丙 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
清川村長 岩澤 吉美

丁 厚木市厚木町6-1
一般社団法人 厚木医師会
会長 三宅 正敬

戊 厚木市酒井3001番地
横浜低温流通株式会社
代表取締役社長 伊澤 進

2-3-(4)-1 被災者調査票 (避難所配布用・兼台帳用)

(年 月 日 現在)

世帯主名前	住所		避難先								
被害の程度	全焼	全壊	流失	半焼	半壊	一部破損	床上	浸水	土砂流入有無		
住家の状況	住家	棟	m ²	非住家	棟	m ²	住民票登録		有無		
	自家	借家	アパート1階	2階以上	下宿1階	2階	間借1階	2階			
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業	在学校名及び学年別	死亡	行方不明	重傷	軽傷	要助産	要支援
	(計 人)					小学生 人 中学生 人					

※要支援の欄には、一人暮らし、ねたきり、心身障がいの態様を記入。

2-3-(4)-2 広域避難場所使用に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と厚木開発株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体を守るための広域避難場所として本厚木カンツリークラブゴルフ場を使用することについて、次の条項により協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福

祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	面積
厚木市飯山 1700 番地外	本厚木カンツリークラブゴルフ場	約 582,000 m ²

2 使用物件の範囲等については、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

（使用目的等）

第2条 甲は、使用物件を大地震時等災害が広域にわたる場合の広域避難場所とし

て、市民を避難させるため使用するものとする。

2 甲は、使用物件を広域避難場所として使用する場合は、事前に、又は使用開始後直ちに乙に通知するものとする。

3 前項の場合、乙はいかなる場合にも直ちに使用させ、又は使用を承認するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（原形復旧及び補償義務）

第4条 甲は、使用物件を使用した後は、原形復旧しなければならない。

2 乙において原形復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたときは、甲は災害対策基

本法第 82 条第 1 項に基づき、その損失を補償するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。た

だし、有効期間満了の日までに甲と乙とのいずれからも何らの申し出もないときは、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議をして定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市飯山1700番地
厚木開発株式会社
代表取締役社長 沢 邦彦

2-3-(4)-3 広域避難場所使用に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と学校法人東京農業大学（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体を守るための広域避難場所として東京農業大学農学部厚木キャンパスを使用することについて次の条項により協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	面積
厚木市船子1737番地	東京農業大学農学部厚木キャンパス	約167,479㎡

2 校舎等建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的）

第2条 甲は、使用物件を大地震時等災害が広域にわたる場合の広域避難場所として市民を避難させるために使用するものとする。

2 甲は、使用物件を、広域避難場所として使用する場合は事前に、または使用開始後直ちに乙に通知するものとする。

3 前項の場合、乙はいかなる場合にも直ちに使用させまた使用を承認するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧並びに保証義務）

第4条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたときは甲は災害対策基本法第82条第1項に基づきその損失を補償するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から30年間とする。ただし、有効期間満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議をして定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成12年4月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号
学校法人 東京農業大学
理事長 松田 藤四郎

2-3-(4)-4 指定避難場所使用に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と 神奈川県立厚木商業高等学校（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体を守るための避難場所として神奈川県立厚木商業高等学校施設を使用することについて次の条項により協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	面積
厚木市王子3丁目1番1号	神奈川県立厚木商業高等学校	27,863.36 平方メートル

- 2 校舎等建物の使用範囲についてはそのつど甲乙協議をして定めるものとする。
- 3 甲は、使用物件を、避難場所として使用する場合は事前に、または使用開始後直ちに乙に通知するものとする。
- 4 前項の場合、乙は直ちに使用を承認するものとする。

（施設使用目的）

第2条 甲は、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民、または被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所として使用するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧並びに保証義務）

第4条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

- 2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。
- 3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたときは甲は災害対策基本法第82条第1項に基づきその損失を補償するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から30年間とする。

ただし、有効期限満了の日までに甲と乙とのいずれからもなんらの申し出もないときは、この協定はさらに30年間延長されたものとし、以降もまた同様とする。

- 2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議をして定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年 4 月 1 日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市王子3丁目1番1号
神奈川県立厚木商業高等学校
校長 中里 伸 吾

2-3-(4)-5 指定避難場所使用に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と 神奈川県立厚木東高等学校（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体を守るための避難場所として神奈川県立厚木東高等学校施設を使用することについて次の条項により協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	面積
厚木市王子1丁目1番1号	神奈川県立厚木東高等学校	43,608.19平方メートル

- 2 校舎等建物の使用範囲についてはそのつど甲乙協議をして定めるものとする。
- 3 甲は、使用物件を、避難場所として使用する場合は事前に、または使用開始後直ちに乙に通知するものとする。
- 4 前項の場合、乙は直ちに使用を承認するものとする。

（施設使用目的）

第2条 甲は、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民、または被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所として使用するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第3条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧並びに保証義務）

第4条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

- 2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。
- 3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたとき、甲は災害対策基本法第82条第1項に基づきその損失を補償するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から30年間とする。

ただし、有効期限満了の日までに甲と乙とのいずれからもなんらの申し出もないときは、この協定はさらに30年間延長されたものとし、以降もまた同様とする。

- 2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議をして定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年 4 月 1 日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市王子1丁目1番1号
神奈川県立厚木東高等学校
校 長 三 浦 光 広

2-3-(4)-6

災害時における広域防災活動拠点施設及び指定避難場所の施設使用に係る覚書

神奈川県安全防災局災害消防課（以下「甲」という。）、厚木市（以下「乙」という。）及び神奈川県立厚木高等学校（以下「丙」という。）は、神奈川県広域防災活動拠点運営要綱及び厚木市地域防災計画に基づき、災害時に丙の施設を広域防災活動拠点及び指定避難場所として使用するにあたり、次のとおり定める。（別紙参照）

- 1 甲が広域防災活動拠点として使用できる丙の管理する施設は、原則としてグラウンド西側部分及び旧体育館とする。
- 2 乙が避難施設として使用できることのできる丙の管理する施設は、原則としてグラウンドの東側部分及び新体育館とする。
- 3 その他の施設の使用については、被害の規模、広域防災活動拠点の救援体制、避難住民の状況等を総合的に勘案して、丙が甲及び乙と協議の上決定する。

この覚書の締結を証するため、この覚書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

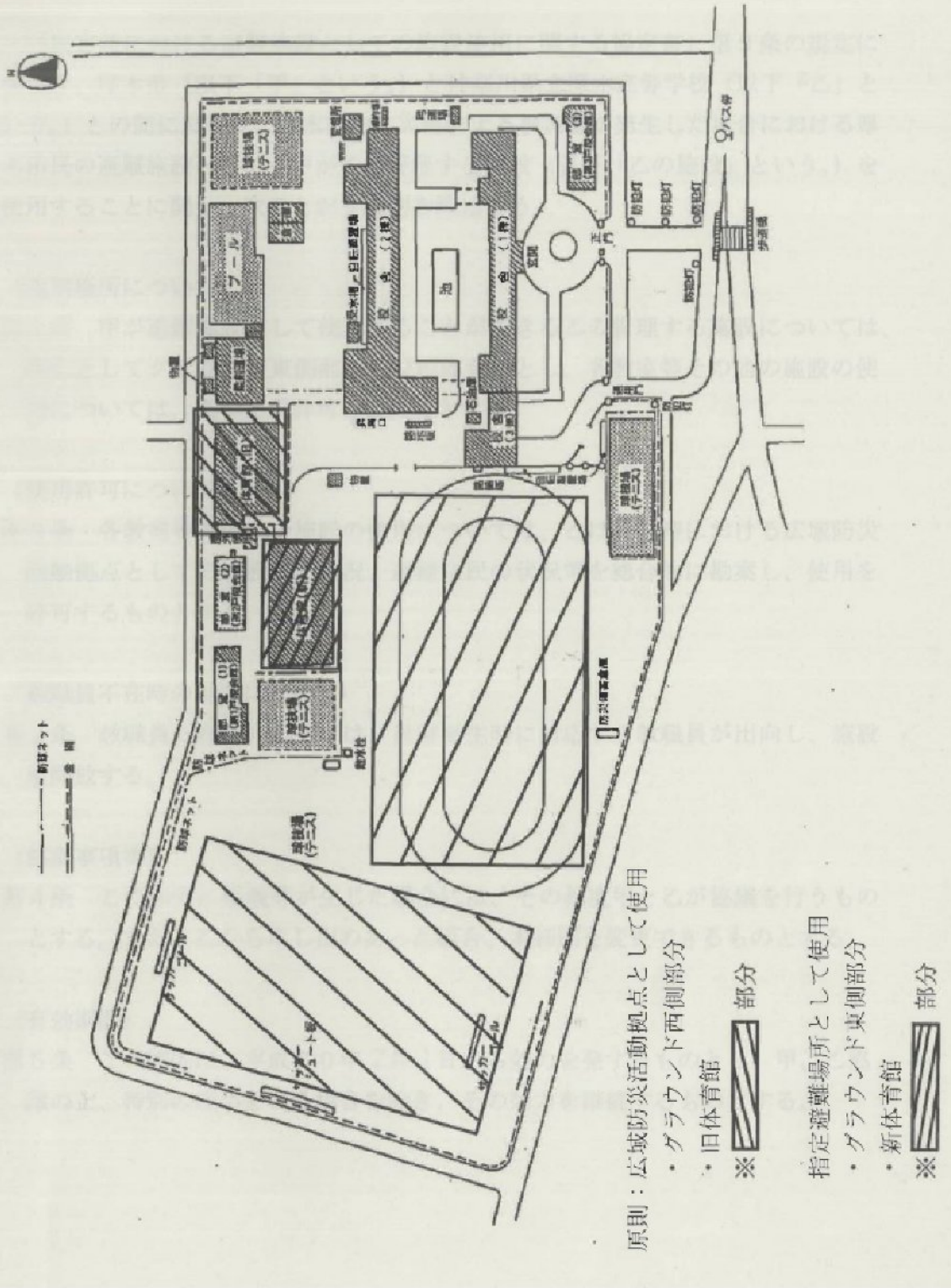
平成19年12月20日

甲 神奈川県安全防災局災害消防課長

乙 厚木市長

丙 神奈川県立厚木高等学校校長

厚木高等学校校舎平面図



2-3-(4)-7

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県立厚木高等学校（以下「乙」という。）との間において、厚木市内に災害による被災者が発生した場合における厚木市民の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。

また、施設使用に当たり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。

（避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。

（避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第5条 使用期間は、原則として7日以内とする。

ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議の上延期することができるものとする。

（使用料）

第6条 避難施設の使用料は、無料とする。

ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料については、原則として甲が負担する。

（使用施設等の現状復旧）

第7条 避難施設として使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行わなければならない。

（施設変更等の報告）

第8条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

（協議事項等）

第9条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成20年2月1日から効力を発するものとし、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月1日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市戸室二丁目24番1号
神奈川県立厚木高等学校
校長 堀 英雄

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定細則

「災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書」第9条の規定に基づき、厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県立厚木高等学校（以下「乙」という。）との間において、厚木市内に災害による被災者が発生した場合における厚木市民の避難施設として、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することに関し、次のとおり細則を締結する。

（使用場所について）

第1条 甲が避難施設として使用することができる乙の管理する施設については、原則としてグラウンド東側部分及び新体育館とし、各教室等その他の施設の使用については、乙の使用許可を得た後とする。

（使用許可について）

第2条 各教室等その他の施設の使用については、乙は災害時における広域防災活動拠点としての施設使用状況、避難住民の状況等を総合的に勘案し、使用を許可するものとする。

（教職員不在時の対応について）

第3条 教職員不在時にあつては、災害発生時に対応する教職員が出向し、施設を開放する。

（協議事項等）

第4条 この細則に疑義等が生じた場合には、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、乙から申し出のあった場合、本細則を変更できるものとする。

（有効期間）

第5条 この細則は、平成20年2月1日から効力を発するものとし、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

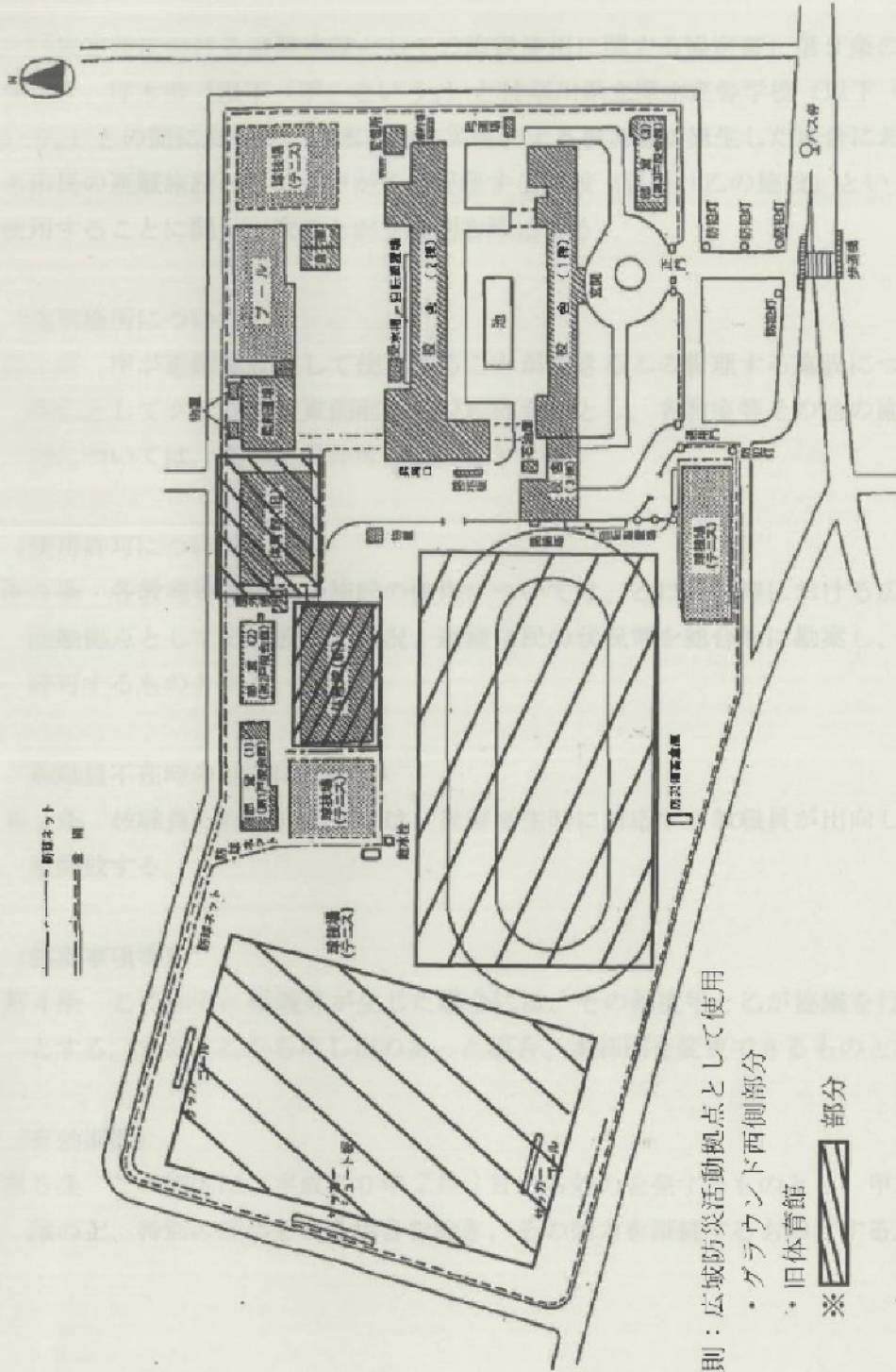
この細則の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする

平成20年2月1日


甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市戸室二丁目24番1号
神奈川県立厚木高等学校
校長 堀 英 雄


厚木高等学校校舎平面図



原則：広域防災活動拠点として使用

- ・グラウンド西側部分
 - ・旧体育館
- ※  部分

指定避難場所として使用

- ・グラウンド東側部分
 - ・新体育館
- ※  部分

2-3-(4)-8 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県立厚木清南高等学校（以下「乙」という。）は、大規模災害時又は災害の発生するおそれがある場合における市民等の生命、身体を守るための避難施設等として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。

また、施設使用に当たり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。

（避難対象者）

第3条 本協定に基づく避難の対象者は、地域住民及び帰宅困難者とする。

（避難者の管理）

第4条 収容した避難者の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第5条 使用期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議の上延期することができるものとする。

（使用料）

第6条 避難施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料については、原則として甲が負担する。

(使用施設等の現状復旧)

第7条 避難施設として使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行わなければならない。

(施設変更等の報告)

第8条 乙は、建築物の増改築等により当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

(協議事項等)

第9条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月1日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市岡田一丁目12番1号
神奈川県立厚木清南高等学校
校長 森 慎二

2-3-(4)-9

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東京工芸大学（以下「乙」という。）は、市内に災害による被災者が発生した場合における避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の指定する施設とする。

また、施設使用に当たり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができるものとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、連絡員を組織内であらかじめ指名し、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定を実効あるものとするため、相互に連携して連絡体制・通信手段等の確保に努めるものとする。

（避難対象者）

第4条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として市民とする。

（避難者の管理）

第5条 収容した避難者の管理は、甲が行うものとする。

2 甲は、避難施設の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 甲は、避難施設を開設している期間に、必要に応じて飲料水、食料等の手配を行うものとする。

4 甲は、避難施設を閉鎖した場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に促すものとする。

（使用期間）

第6条 避難施設の使用期間は、原則として7日以内とする。

ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議の上延期することができるものとする。

（使用料）

第7条 避難施設の使用料は、無料とする。

ただし、避難者が使用した光熱水費については、原則として甲が負担するものとする。

2 甲は、乙が早期に従前の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等と

しての使用の早期解消に努めるものとする。

(使用施設等の現状復旧)

第8条 避難施設として使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行うものとする。なお、現状復旧にかかる費用は、原則として甲が負担するものとする。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

(協議事項等)

第10条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも申し出がないときは更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市飯山1583
東京工芸大学
学 長 吉 野 弘 章

2-3-(4)-10 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、市内に災害による被災者が発生した場合における避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用する施設は、乙の施設とする。

また、施設使用に当たり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは乙に対し、乙の施設を使用することについて要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災者の要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができるものとする。なお、事後において、甲に対し、施設を使用した旨の連絡をするものとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は、連絡員を組織内であらかじめ指名し、相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定を実効あるものとするため、相互に連携して連絡体制・通信手段等の確保に努めるものとする。

（避難対象者）

第4条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として市民とする。

（避難者の管理）

第5条 収容した避難者の管理は、甲が行うものとする。

- 2 甲は、避難施設の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。
- 3 甲は、避難施設を開設している期間に、必要に応じて飲料水、食料等の手配を行うものとする。
- 4 甲は、避難施設を閉鎖した場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に促すものとする。

（使用期間）

第6条 避難施設の使用期間は、原則として7日以内とする。

ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議の上延期することができるものとする。

（使用料）

第7条 避難施設の使用料は、無料とする。

ただし、避難者が使用した光熱水費については、原則として甲が負担するものとする。

（使用施設等の現状復旧）

第8条 避難施設として使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復旧を行うものとする。なお、現状復旧にかかる費用は、原則として甲が負担するものとする。

(施設変更等の報告)

第9条 乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

(協議事項等)

第10条 この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和3年3月31日から効力を発するものとし、甲、乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月31日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市船子1737
東京農業大学
学長 高野 克己

2-3-(4)-11 災害時における動物救護事業に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木愛甲獣医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合において、災害時における動物救護事業（以下「事業」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震等による大規模災害が発生した場合、甲が実施する事業について、乙が協力することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 事業の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫等の愛玩動物（以下「動物」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、事業を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して第5条に掲げる事項に係る協力の要請をするものとする。

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、協力要請に応じるものとする。

（事業内容）

第5条 乙は前3条の規定により甲の協力要請に応じた場合、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 負傷している動物の保護及び応急処置に関する事項
- (2) 飼育されている動物の健康相談に関する事項
- (3) その他動物救護事業に必要な処置に関する事項

（必要物資等の要請）

第6条 乙は、事業実施のために必要な物資等の配布を、甲に要請することができる。

（活動報告）

第7条 乙は、第4条の規定により事業を実施した場合は、その活動実績を甲へ報告するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年1月30日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市妻田北1丁目6番11号
厚木愛甲獣医師会
会長 金井道広

2-3-(4)-12 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社レンブラントホテル厚木（以下「乙」という。）は、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための一時滞在施設の使用及び地下水活用システムによる給水に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市中町2丁目13番1号	レンブラントホテル厚木 2階3階バンケットルーム	1,874 m ²
	レンブラントホテル厚木 地下水活用システム	

2 建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）

第2条 甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民、被害を受けるおそれがある市民及び帰宅困難者を一時的に収容するために使用するものとする。

2 一時滞在施設の提供期間は、おおむね3日間とし、収容人数については、既に利用している方を優先として1,000人を上限とする。

3 乙は、一時滞在施設として2階及び3階のバンケットルームを提供するが、水害による浸水被害時にも施設の利用を許可する。

4 地下水活用システムによる給水の対象者は、一時滞在施設の利用者及び市民とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、使用物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときには乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）要請内容

（3）指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

(現状復旧)

第5条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月5日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市中町2丁目13番1号
株式会社 レンブラントホテル厚木
代表取締役社長 小松 尚久

2-3-(4)-13 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社リラフル（以下「乙」という。）は、河川等の氾濫及び台風等による水害により、市民等の生命、身体を守るための一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市林5丁目8番12号	湯花楽 厚木店 屋内施設	1640.15 m ²

2 建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）

第2条 甲は、河川等の氾濫及び台風等による水害により浸水などの被害を受けた市民、又は被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するために使用するものとする。

2 一時滞在施設の提供期間は、おおむね3日間とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、使用物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）要請内容

（3）指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、または所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧）

第5条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月8日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市岡田3050番地
厚木アクストメインタワー8階
株式会社 リラフル
代表取締役社長 杉本 邦洋

2-3-(4)-14 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と三蔵商事株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市岡田3丁目17番10号	東名厚木健康センター	1,440 m ²

2 施設の使用範囲については、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）

第2条 甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民、被害を受けるおそれがある市民及び帰宅困難者を一時的に収容するために使用するものとする。

2 一時滞在施設の提供期間は、おおむね3日間とし、収容人数については、既に利用している方を優先として600人を上限とする。

3 乙は、水害による浸水被害時にも施設の利用を許可する。

（協力の要請）

第3条 甲は、使用物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときには乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）要請内容

（3）指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧）

第5条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市岡田3丁目17番10号
三蔵商事株式会社
代表取締役社長 岡村 篤秀

2-3-(4)-15 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と伊勢原市（以下「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害時又は災害の発生するおそれがある場合における市民等の生命、身体を守るための一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（使用貸借）

第1条 丙は、地震、暴風、豪雨その他の自然現象に起因する災害（以下総称して「災害」という。）の発生時又は災害の発生するおそれがある場合に本協定第3条の規定に基づく甲又は乙の協力要請を受け、次に掲げる施設・設備等（以下「本物件」という。）の利用が可能と判断した場合、本物件を本協定の条件に従い無償で甲及び乙に使用させるものとする。

物件名	所在地	床面積	利用可能人数
日産自動車テクニカルセンター内 体育館	厚木市岡津古久 560-2	1,050 m ²	約 200 人
丙所有バス	—	—	

2 本物件の使用範囲・態様の詳細については甲乙丙協議の上定めるものとする。

（使用目的等）

第2条 甲及び乙は、本物件を災害等により帰宅困難となった市民等を一時的に収容する一時滞在施設として使用するものとする。

2 甲及び乙による本物件の使用期間は、別途の合意がない限り3日間を上限とする。

3 本物件の最大収容人数は、甲及び乙の要請前に丙が使用せしめていた人数を含み200人を上限とする。

（協力の要請）

第3条 甲又は乙は、本物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときは、丙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請を書面により提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲又は乙は書面によらず電話その他の方法をもって協力要請を行うことができる。なお、この場合でも甲又は乙は事後遅滞なく応援要請を書面により丙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 要請内容

(3) 指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 丙は、本物件の所有権を第三者に移転しようとする場合には、事前に文書をもって甲及び乙に対してその旨を通知するものとする。

（禁止事項）

第5条 甲及び乙は、次の事項の行為をすることができない。

(1) 本物件を本協定第2条に記載する以外の目的に使用すること。

(2) 本協定の権利を他人に譲渡し、またはこれを担保の用に供すること。

(3) 本物件に造作及び設備を乙の事前の承諾なく新設すること。

(4) 本物件の一部、または全部を第三者に転貸すること。

（原状回復）

第6条 甲、乙又は本物件の使用者（以下「使用者」という。）がその責に帰すべき事由により、本物件を毀損した場合、甲又は乙は、直ちにその旨を丙に通知し、自己の費用負担で本物件を原状に復するものとする。

2 前項の場合において、本物件を原状に復してもなお丙に損害があるときは、甲又は乙は、当該損害を賠償するものとする。

(第三者に対する責任)

第7条 甲及び乙は、本物件の使用により使用者を含む第三者に損害を及ぼした場合には、自己の責任と費用負担において解決するものとし、丙に対し何らの補償を求めないものとする。また、当該損害を受けた第三者より丙に対しなんらかの請求がなされた場合、甲及び乙は、その費用と責任で、裁判上また裁判外の防御、補償等を行うものとする。ただし、甲又は乙の帰責事由によらず、丙のみの帰責事由により生じた損害若しくは請求について、甲及び乙は本条に定められた義務を負わない。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本物件の使用に基づき知得した丙の技術上、経営上の秘密情報をいかなる第三者にも開示又は漏洩してはならない。

(有効期限)

第9条 本協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲、乙又は丙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、有効期限満了前に本協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年6月10日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 伊勢原市田中348
伊勢原市長 高山 松太郎

丙 厚木市岡津古久560-2
日産自動車株式会社 テクニカルセンター
事務所長 中畔 邦雄

2-3-(4)-16 災害時における一時滞在施設に関する協定書

伊勢原市（以下「甲」という。）と厚木市（以下「乙」という。）と株式会社アマダ（以下「丙」という。）は、大規模災害時等における市民等の生命、身体を守るための一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（使用貸借）

第1条 丙は、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に本協定第3条の規定に基づく甲又は乙の協力要請を受け、次に掲げる施設・設備等（以下「本物件」という。）の利用が可能と判断した場合、本物件を本協定の条件に従い無償で甲及び乙に使用させるものとする。

物件名	所在地	床面積	利用可能人数
アマダ246ラウンジ棟 1階フロア	伊勢原市石田350番地	414㎡	200人

2 本物件の使用範囲・態様の詳細については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（使用目的等）

第2条 甲及び乙は、本物件を災害時等に帰宅困難となった市民等を一時的に収容する一時滞在施設として使用するものとする。

2 甲及び乙による本物件の使用期間は、別途の合意がない限り3日間を上限とする。

3 本物件の最大収容人数は、甲及び乙の要請前に丙が使用せしめていた人数を含み200人を上限とする。

（協力の要請）

第3条 甲又は乙は、本物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときは、丙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請を書面により提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲又は乙は、書面によらず電話その他の方法をもって協力要請を行うことができる。なお、この場合でも甲又は乙は、事後遅滞なく応援要請を書面により丙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 要請内容

(3) 指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 丙は、本物件の所有権を第三者に移転しようとする場合には、事前に文書をもって甲及び乙に対してその旨を通知するものとする。

（禁止事項）

第5条 甲及び乙は、次の事項の行為をすることができない。

(1) 本物件を本協定第2条に記載する以外の目的に使用すること。

(2) 本協定の権利を他人に譲渡し、又はこれを担保の用に供すること。

(3) 本物件に造作及び設備を丙の事前の承諾なく新設すること。

(4) 本物件の一部又は全部を第三者に転貸すること。

(原状回復)

第6条 甲、乙又は本物件の使用者（以下「使用者」という。）が帰責事由により、本物件を毀損した場合、甲又は乙は、直ちにその旨を丙に通知し、自己の費用負担で本物件を原状に復するものとする。

2 前項の場合において、本物件を原状に復してもなお丙に損害があるときは、甲又は乙は、当該損害を賠償するものとする。

(第三者に対する責任)

第7条 甲及び乙は、本物件の使用により使用者を含む第三者に損害を及ぼした場合には、自己の責任と費用負担において解決するものとし、丙に対し何らの補償を求めないものとする。また、当該損害を受けた第三者より丙に対し何らの請求がなされた場合、甲及び乙は、その費用と責任で、裁判上また裁判外の防御、補償等を行うものとする。ただし、甲又は乙の帰責事由によらず、丙のみの帰責事由により生じた損害若しくは請求について、甲及び乙は、本条に定められた義務を負わない。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本物件の使用に基づき知得した丙の技術上、経営上の秘密情報をいかなる第三者にも開示又は漏洩してはならない。

(有効期限)

第9条 本協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲、乙又は丙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、有効期限満了前に本協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月10日

甲 伊勢原市田中348番地
伊勢原市長 高山 松太郎

乙 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

丙 伊勢原市石田200番地
株式会社 アマダ
代表取締役社長 岡本 満夫

2-3-(4)-17 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）とA X T合同会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民等の生命及び身体を守るため、一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）があったときにおける甲及び乙の相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模な災害から市民の生命及び身体を守ることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、災害時にその所有する次の表に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市岡田 3050 番地	厚木アクストメインタワー 1階 市民ホール	424 m ²

2 使用物件の使用範囲については、その都度甲乙が協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）

第3条 甲は、災害により家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民、被害を受けるおそれがある市民及び帰宅困難者を一時的に收容するために使用物件を使用するものとする。

2 一時滞在施設の提供期間は、おおむね3日間とし、收容人数については、既に利用している者を優先として100人を上限とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、使用物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式。以下「応援要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話その他の方法をもって要請し、事後に応援要請書を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請内容
- (3) 指示事項その他必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（現状復旧）

第6条 甲は、使用施設を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(経費の負担)

第7条 相互協力等に対して、要した経費については甲が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適切な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互協力等に関する事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、相互協力等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両社署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月30日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 東京都港区元赤坂一丁目1番8号
株式会社赤坂国際会計内
A X T 合同会社
代表社員 一般社団法人A X T
職務執行者 池 田 勉

2-3-(4)-18 災害時における一時避難施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社レンブラントホテルマネジメント（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民等の生命、身体、財産を守るため、一時避難施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における甲及び乙の相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市岡田 3060 番地	厚木アクストガーデンプラザⅡ 2階 レンブラントガーデン（飲食店舗）	1,315.26 ㎡

2 建物の使用範囲についてはその都度甲乙協議をして定めるものとする。

（施設使用目的等）

第3条 甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受けた市民、被害を受けるおそれがある市民及び帰宅困難者を一時的に收容するために使用するものとする。

2 一時避難施設の提供期間は、おおむね3日間とし、收容人数については、既に利用している方を優先として320人を上限とする。

3 乙は、一時避難施設としてガーデンプラザⅡ2階のレンブラントガーデンを提供するが、水害による浸水被害時にも施設の利用を許可する。

（協力の要請）

第4条 甲は、使用施設を一時避難施設として使用する必要があると認めたときには乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）要請内容

（3）指示事項その他必要な事項

（協力の実施）

第5条 甲及び乙は、前条による規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（現状復旧）

第6条 甲は、使用施設を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

(経費の負担)

第7条 相互協力等に対して、要した経費については甲が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適切な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互協力等に関する事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、相互協力等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両社署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月30日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市中町2丁目13番1号
株式会社 レンブラントホテルマネジメント
代表取締役 小 卷 公 平

2-3-(4)-19 災害時における一時滞在施設に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と公益財団法人横浜 YMC A（以下「乙」という。）は、大規模災害時における市民等の生命及び身体を守るための一時滞在施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる施設（以下「使用物件」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。

所在地	施設名	床面積
厚木市中町 4-16-19	公益財団法人 横浜 YMC A 体育室及び黙想室	約 400 m ²

（使用目的等）

第2条 甲は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により家屋の倒壊、焼失、浸水等の被害を受け、又は被害を受けるおそれがある市民及び帰宅困難者を一時的に收容するために使用物件を使用するものとする。

2 使用物件の提供期間は、おおむね3日間とし、收容人数については、既に利用している者を優先として100人を上限とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、使用物件を一時滞在施設として使用する必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした応援要請（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話その他の方法をもって要請し、事後に要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請内容
- (3) 指示事項その他必要な事項

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合は、事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（現状復旧）

第5条 甲は、使用物件を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は、甲が負担する。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年7月22日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 横浜市中区常盤町1丁目7
公益財団法人 横浜YMCA
総主事 佐竹 博

2-3-(4)-20 災害時等における包括的連携に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と鴻池運輸株式会社厚木流通センター営業所（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり災害時等における包括的な連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における甲及び乙の相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目的とする。

（相互協力等）

第2条 甲及び乙は、厚木市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）物資輸送に関すること。
- （2）地域住民の一時避難場所としての利用に関すること。
- （3）帰宅困難者の受入れに関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力のできる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条による規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 相互協力等に対して、要した経費については甲が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適切な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互協力等に関する事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、相互協力等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 千葉市中央区末広5丁目10番14号
鴻池運輸株式会社 関東支社
支店長 赤木茂則

2-3-(4)-21 災害時等における包括的連携に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と白銅株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり災害時等における包括的な連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における甲及び乙の相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目的とする。

（相互協力等）

第2条 甲及び乙は、厚木市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）地域住民の一時避難場所としての利用に関すること。
- （2）帰宅困難者の一時避難所として、飲料提供およびトイレの使用に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力のできる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条による規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 相互協力等に対して、要した経費については甲が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適切な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互協力等に関する事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、相互協力等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年7月27日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
白銅株式会社
代表取締役 角田浩司

2-3-(4)-22 災害時における包括的連携に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛川舜寿会（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり災害時における包括的な連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲及び乙の相互協力及び相互支援（以下「相互協力等」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

（相互協力等）

第2条 甲及び乙は、厚木市内に災害が発生し、次に掲げる項目について必要が生じた場合は、相互協力等を要請することができる。

- (1) 地域住民の一時避難場所としての利用に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち相互協力等を行うことができる事項に関すること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲において相互協力等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 相互協力等に要した経費については甲が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適切な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互協力等に関する事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、相互協力等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 愛甲郡愛川町角田140-3
社会福祉法人愛川舜寿会
理事長 馬 場 學 郎

2-3-(5)-1 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 敬和会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力

を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避

難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支

援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

(連絡責任者)

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書(第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 厚木市下荻野2117番地の2
社会福祉法人 敬和会
理事長 小島 操

2-3-(5)-2 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 神奈川やすらぎ会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書(第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
 - ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
 - ③ 視覚障がい者（1級、2級）
 - ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
 - ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者
- ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

令和 元年 7月 24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市飯山3425番地
社会福祉法人 神奈川やすらぎ会
理事長 西迫 哲

2-3-(5)-3 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 厚木慈光会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力

を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避

難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支

援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

(連絡責任者)

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書(第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

=全体計画の2(2)から抜粋=

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 厚木市下川入1296番地
社会福祉法人 厚木慈光会
理事長 天利 俊介

2-3-(5)-4 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清琉会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力

を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避

難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支

援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

(連絡責任者)

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書(第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

=全体計画の2(2)から抜粋=

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 厚木市小野734番地の2
社会福祉法人 清琉会
理事長 原田 忠洋

2-3-(5)-5 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 誠々会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力

を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避

難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

(連絡責任者)

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林常良

乙 厚木市山際1350番地の1
社会福祉法人 誠々会
理事長 甘利 広子

2-3-(5)-6 災害時等における要援護者等の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東丹沢七沢旅館組合（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者等の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の会員の運営する宿泊施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災した要援護者等及び厚木市地域防災計画で指定する指定避難場所に避難した要援護者等の2次避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、甲乙協議をして調整を図るものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要援護者等に係る緊急受入れに伴う一切の経費を受け入れ施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害発生時直前における適正な価格とし、別に協議する。

（手続等）

第6条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（1）受入れを要請する要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）受入れを要請する要援護者等の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（3）受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 乙は、要援護者等の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、宿泊施設ごとの要援護者等の受入れ可能人員、必要物資の備蓄及び調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（報告）

第9条 乙は、乙の会員又は連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年1月22日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 東丹沢七沢旅館組合
組合長 山本 淳一

2-3-(5)-7

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）と厚木ホテル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における要援護者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲と乙が丙の会員の運営する宿泊施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲と乙は、被災した要援護者及び各市地域防災計画で指定する指定避難場所に避難した要援護者の2次避難場所として、丙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受託）

第3条 丙は、前条の規定により甲又は乙からの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲と乙が定めた職員の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、甲乙丙協議をして調整を図るものとする。

（費用の負担）

第5条 甲と乙は、要援護者に係る緊急受入れに伴う一切の経費を受け入れ施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害発生時直前における適正な価格とし、別に定める。

（手続等）

第6条 甲と乙は、第2条の規定により丙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を丙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 受入れを要請する要援護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れを要請する要援護者等の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

第7条 丙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲

又は乙に報告するものとする。

(事前の協議調整)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定締結後、宿泊施設ごとの連絡責任者等について、別に定める実施細目により定めておくものとする。

2 丙は、丙の会員又は連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度甲又は乙に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲、乙又は丙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月25日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常 良

乙 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市長 内 野 優

丙 厚木ホテル協議会

会長 小 杉 伸 夫

災害時における要援護者の受入れに関する協定書実施細目

厚木市（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）と厚木ホテル協議会（以下「丙」という。）は、災害時における要援護者の受入れに関する協定書（以下「協定」という。）各条文の細則について、次のとおり定める。

（適用範囲）

第1条 協定第1条の規定による「大規模な災害が発生した場合」とは、災害救助法施行令第1条（市域内で100世帯の住家が滅失）が適用され、当該市域内において地域防災計画で指定する指定避難場所の開設がされた場合をいう。

2 協定第2条の規定による「要援護者」とは、妊産婦及び乳幼児とその介助をする者のことをいう。

（受入れの要請）

第2条 協定第2条の規定による「2次避難場所として、丙に対して緊急の受入れを要請する」とは、被災した市民が指定避難場所に避難した際、甲又は乙が「要援護者」として2次避難場所での生活が適当と判断した市民について、緊急の受入れを要請するものとする。

（受入れの受託）

第3条 協定第3条の規定による「可能な範囲で受諾する」とは、丙の被災状況、空室状況により、客室が提供できることをいい、甲乙両者は要援護者の受入れ要請をする際に丙に受入れ可能客室数をその都度確認するものとする。

2 甲乙両者が要請した要援護者への生活必要物資等（食糧を含む）については、原則として甲乙が供給するものとする。

3 協定第3条の規定による「甲・乙の定めた職員」とは、各市防災主管課長とする。

（費用の負担）

第4条 協定第5条の規定による「緊急受入れに伴う一切の経費」とは、本協定に基づく要援護者の受入れを行った際の客室料のことをいい、通常時行われるサービスを求めるものではない。

ただし、丙の被災状況等により、通常時同様のサービスが行うことができ、食事等のサービスが行われた場合は、サービス料、食事料等の経費は甲・乙で負担するものとする。

2 協定第5条第2項の規定による「適正な価格」については、別に定める。

（その他）

第5条 本協定に基づく要援護者の受入れに際して、甲乙両者は要援護者に対して宿泊先の被災状況等により通常時の宿泊とは違うことを充分説明し、要援護者から出た苦情、要望等は甲又は乙が対応するものとする。

(協 議)

第6条 この細目に定めのない事項及びこの細目について疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月25日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市長 内 野 優

丙 厚木ホテル協議会
会長 小 杉 伸 夫

2-3-(5)-8 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 紅梅会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市上荻野5303番地
社会福祉法人 紅梅会
理事 土屋 宏

2-3-(5)-9 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 すぎな会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市小野2136番地
社会福祉法人 すぎな会
理事 三浦 公男

2-3-(5)-10 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第 8 条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第 10 条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第 1 号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第 5 条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第 11 条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第 2 号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第 3 号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第 12 条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に 1 年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市七沢516番地
社会福祉法人
神奈川県総合リハビリテーション事業団
理事 富田 輝司

2-3-(5)-11 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 愛の森（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市森の里青山14番2号
社会福祉法人 愛の森
理事 渡邊 宏一

2-3-(5)-12 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 野百合会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第 8 条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第 10 条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第 1 号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第 5 条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第 11 条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第 2 号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第 3 号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第 12 条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に 1 年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市上荻野5160番地
社会福祉法人 野百合会
理事 北條 昌彦

2-3-(5)-13 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 かながわ共同会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連

絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市上荻野4835番地1
社会福祉法人 かながわ共同会
理事 草光 純二

2-3-(5)-14 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 康仁会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

令和 元年 7月 24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市戸室5丁目9番15号
社会福祉法人 康仁会
理事長 立石 せい子

2-3- (5) -15 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と医療法人社団 藤和会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努

めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

=全体計画の2(2)から抜粋=

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市小野763
医療法人社団 藤和会
理事長 佐藤 一守

2-3- (5) -16 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と医療法人 聖和会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努

めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市上古沢1915
医療法人 聖和会
理事長 後藤 典彦

2-3- (5) -17 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と医療法人社団 福寿会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努

めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市下荻野941番地1
医療法人社団 福寿会
理事長 伊藤 忠弘

2-3-(5)-18 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団 三思会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第 8 条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第 10 条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第 1 号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第 5 条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第 11 条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第 2 号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第 3 号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第 12 条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に 1 年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市船子322番地の1
社会医療法人社団 三思会
理事長 野村 直樹

2-3-(5)-19 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と特定医療法人 仁厚会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

（物資の供給）

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書(第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。)により要請するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿(第2号様式)及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書(第3号様式)を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用(以下「費用」という。)を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で1
8歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市温水1845番地
特定医療法人 仁厚会
理事長 近藤 脩

2-3-(5)-20 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と医療法人 徳洲会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるこの運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第 8 条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第 10 条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第 1 号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第 5 条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第 11 条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第 2 号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第 3 号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第 12 条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に 1 年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
 - ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
 - ③ 視覚障がい者（1級、2級）
 - ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
 - ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者
- ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

令和 3年 11月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 大阪府大阪市北区
梅田1丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 安富祖 久明

2-3-(5)-21

災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 聖和むつみ会（以下、「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市及川793
社会福祉法人 聖和むつみ会
理事長 後藤 典彦

2-3-(5)-22 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 みどり会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共

相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で
18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、
本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

=全体計画の2(2)から抜粋=

平成30年7月24日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市戸室3-3-11
社会福祉法人 みどり会
理事長 山崎 隆史

2-3-(5)-23

災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 藤雪会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第 8 条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第 10 条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第 1 号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第 5 条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第 11 条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第 2 号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第 3 号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第 12 条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第 13 条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の 1 箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に 1 年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
 - ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
 - ③ 視覚障がい者（1級、2級）
 - ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
 - ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
 - ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者
- ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

=全体計画の2(2)から抜粋=

令和 2年 4月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市旭町2丁目3番13号
社会福祉法人 藤雪会
理事長 又木 京子

2-3-(5)-24 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する 協定書

厚木市（以下「甲」という。）と医療法人社団 静寿会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乙の運営する施設への避難行動要支援者の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者の定義）

第2条 この協定において、「避難行動要支援者」とは、別表に例示するとおり、厚木市避難行動要支援者避難支援計画（以下「全体計画」という。）の2(2)に定める避難行動要支援者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、当該避難行動要支援者を通常介護している者（以下「介助者」という。）の付添いを原則として、乙に受入れを要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、乙に受入れの要請をすることができるものとする。

（受入れの受託）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項に基づき業務を行うものとする。

2 避難行動要支援者の移送については、原則として当該介助者が行うものとする。ただし、移送する者がいない場合は、甲乙協議するものとする。

（直接受入）

第5条 乙は、避難行動要支援者が、指定避難所を経由せず、直接避難してきた場合には、介助者の付添いを原則として、可能な範囲で受入れをすることができるものとする。

2 乙は、直接避難してきた一人暮らし等何らかの事由により介助者が付添わない避難行動要支援者について、やむを得ない事由がある場合は、可能な範囲で受け入れをすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が受入れを必要と認める場合は、この限りでない。

（受入期間）

第6条 甲が、乙に緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。

（連絡責任者）

第7条 要請事項の伝達及びこれに関連する連絡を円滑に行うため、甲乙共

相互に連絡責任者を事前に定めるものとする。

(物資の供給)

第8条 甲は、乙に対し、乙からの要請に基づき、食糧、飲料水等の物資の供給に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき避難行動要支援者を受入れた場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令の定めるところにより、所要の費用を負担するものとする。

2 前項に規定するもの以外の費用が発生した場合は、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入手続等)

第10条 甲は、乙に受入れを要請する場合は、避難行動要支援者受入要請兼報告書（第1号様式。以下「受入要請兼報告書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日、速やかに受入要請兼報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、速やかに受入れできる体制を整えるものとする。

3 乙は、第5条の規定により直接受入れを行った場合は、受入要請兼報告書にその旨を記載し、甲に報告するものとする。

(実績報告及び費用請求)

第11条 乙は、避難行動要支援者の受入れを行った場合は、避難行動要支援者受入名簿（第2号様式）及び災害時等における避難行動要支援者の緊急受入費用負担報告書（第3号様式）を甲に提出し、避難行動要支援者の受入れに係る費用（以下「費用」という。）を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(受入人数等の協議)

第12条 甲は、本協定締結後、乙の受入可能人数、災害時の支援計画、必要物資の調達等について協議を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、締結したその日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときには、更に1年間更新するものとし、以降においても同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表（第2条関係）

避難行動要支援者の要件

- ① 要介護認定者（3～5）
- ② 下肢又は体幹機能障がい者（1級、2級）
- ③ 視覚障がい者（1級、2級）
- ④ 療育手帳（A1、A2）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者（重度認定）
- ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した者

※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とする。

＝全体計画の2(2)から抜粋＝

令和 4年 3月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 静岡県静岡市駿河区小坂376番地1
医療法人社団 静寿会
理事長 積 惟 貞

2-3-(5)-25 災害時等における災害弱者等の移動等の支援に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社丸新（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が実施する災害弱者等の支援活動等を、乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲が、災害時等において災害弱者等の支援活動が必要と認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況及び活動内容
- (2) 災害弱者等支援活動に必要とする車種及び人員
- (3) 災害弱者等支援活動に必要とする場所又は機関等

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、災害弱者等支援活動について適切な措置をとるものとする。

2 乙が行う災害弱者等支援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害弱者等の移動等に関すること。
- (2) 支援物資等の輸送に関すること。
- (3) 緊急患者輸送に関すること。
- (4) その他、災害弱者等支援に関すること。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により、災害弱者等支援活動を実施した場合は、次の事項を明らかにし、災害弱者等支援活動報告書をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の場所
- (3) 使用した車種、台数及び人員
- (4) 活動の効果
- (5) 事故にあった場合は、その内容

（連絡責任者）

第5条 災害弱者等支援活動の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、厚木市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

（適正価格の報告）

第9条 乙は、所有する車種、災害弱者等の支援体制、活動人員、使用料金等を甲に報告するとともに、報告した内容に変動を生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1 月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市下川入862番地
株式会社 丸 新
代表取締役 鳥屋尾 新 次

2-3-(6)-1 行方不明者搜索申出受付票

年 月 日

申出者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

行 方 不 明 者	本籍			
	現住所			
	氏名			
	年齢		性別	男・女
	身長			
	着衣			
	特徴 (具体的に)			

2-3-(6)-2 行方不明者搜索申出受付処理表

受付 番号	行方不明者住所	行方不明者氏名	年齢	性別	着衣	申出者氏名	備考

2-3-(6)-3 遺体取扱票

		整理番号				
氏名			性別	男・女	年齢	歳
住所						
死亡原因						
遺体発見日時	年	月	日	午前・午後	時	分
遺体発見場所						
検案、洗淨等の取扱状況						
遺体の特徴						
遺留品の状況						
遺族又は身元引受人	氏名					
	住所					
	電話					
	職業					
	死亡者との関係					
	遺体引渡年月日					

2-3-(6)-4 遺体受付取扱表 (完全遺体 1～)

整理 番号	発見日時	発見場所	発見状況	遺体氏名	遺体住所	備考
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					

2-3-(6)-5 遺体受付取扱表 (不完全遺体 0001～)

整理 番号	発見日時	発見場所	発見状況	遺体氏名	遺体住所	備考
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					

2-3-(6)-6 遺体受付取扱表 (部分遺体 A1～)

整理 番号	発見日時	発見場所	発見状況	遺体氏名	遺体住所	備考
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					
	日 時 分					

2-3-(6)-7 埋・火葬台帳

整理 番号	死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行ったもの		埋葬費				備考		
			氏名	年齢	死亡者と の関係	氏名	棺(付属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計			
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	
								円	円	円	円	円	

(注)

- 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

2-3-(6)-8 所持品一覧表

整理 番号	所持品名	発見日時 日 時 分	発見場所	特徴等	備考
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			
		日 時 分			

2-3-(6)-9 身元不明者一覧表

整理番号	発見日時	発見場所	発見状況	特徴等	所持品	着衣	備考
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						

2-3-(6)-10 身元判明者一覧表

整理 番号	氏名	住所	年齢	性別	身長	所持品 の有無	連絡先	備考

2-3-(6)-11

災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市葬祭業協会（以下「乙」という。）及び神奈川県霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、厚木市域において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙及び丙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、厚木市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

2 甲は、乙及び丙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する霊きゅう自動車の台数又は葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲に協力をしたときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 霊きゅう自動車の台数及び葬祭用品の供給数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があったときは、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力体制が図れるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては本部長、乙にあつては厚木市葬祭業協会代表、丙にあつては神奈川県霊柩自動車協会会長とするものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車待機場所、葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙丙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義等の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙丙のいずれかから申出のない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙三者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 神奈川県厚木市中町3丁目13番1号
厚木市葬祭業協力会
代 表 鈴木 輝 夫

丙 神奈川県三浦市三崎1丁目2番23号
神奈川県霊柩自動車協会
会 長 藤 喜 代 司

災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等についての協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙及び丙が事前に指名する乙及び丙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

協 力 要 請 書

様

厚木市長

㊟

災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり葬祭用品の供給等協力を要請します。

担当者名及び連絡先	電話
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は葬祭用品の供給数 (内訳)	
履行期間及び 履 行 場 所	
備 考	

協 力 実 績 報 告 書

厚木市長

様

㊞

年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連絡先	電話
霊きゅう自動車の台数又は葬祭用品の供給数 (内訳)	
履行期間及び履行場所	
従事者	別添名簿のとおり
備考	

災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品等の供給に関する協定書の協定先一覧

乙・・・厚木市葬祭業協力会

厚木市中町3丁目13番1号

代表 鈴木 輝 夫

構成会員 9社

業 者 名	葬祭施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号	責任者
(株)神奈川県民斎場白雲閣	厚木白雲閣	243-0032	厚木市恩名 122	046-222-0012	村松 様
(株)神奈川葬祭	県央会館	243-0034	厚木市船子 1060-1	046-248-2222	前田 様
(株)県央互助会	紫雲閣	243-0018	厚木市中町 3-13-1	046-223-0606	鈴木 様
(株)辰美屋葬祭店	愛甲石田斎場	243-0035	厚木市愛甲 1131-2	046-229-1238	辰尾 様
(株)相典社	プレアホール	243-0036	厚木市長谷 1175-1	046-250-7100	太田 様
厚木市農業協同組合	J Aホール	243-0004	厚木市水引 2-10-38	046-221-0454	柏木 様
あつぎ典礼(有)		243-0122	厚木市森の里 4-13-4	046-248-7552	白石 様
神誠(株)		243-0816	厚木市林 4-13-18-E	046-296-3322	宮下 様
ヤマトコフィン		243-0806	厚木市下依知 1010	046-246-2926	三谷 様

丙・・・・・・神奈川県霊柩自動車協会

会長 藤 喜代司

神奈川県三浦市三崎1丁目2番23号

協会員 3社

業 者 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	責任者
横礼自動車(株)	236-0051	横浜市金沢区富岡東 1-19-16	046-231-0492	村木 様
東礼自動車(株)	252-0002	座間市相模が丘 1-38-14	046-251-1232	木村 様
(有)藤屋	238-0243	三浦市三崎 1-2-23	046-881-2301	藤 様

2-3-(6)-12 厚木市内葬祭業者一覧

令和5年2月1日現在

業者名	所在地	電話番号	所有葬祭施設の名称
厚木市農業協同組合	厚木市水引 2-10-38	221-1800	グリーンホール
(株) 神奈川葬祭	厚木市船子 1060-1	248-2222	県央会館
(株) 県央冠婚葬祭互助会	厚木市岡田 3-4-10	223-0606	紫雲閣
(株) サンライフ	厚木市水引 2-11-38	297-4001	ファミリーホール厚木
(株) 神誠	厚木市旭町 1-8-4	220-0503	セレモニーホール本厚木
(株) 辰美屋葬儀店	厚木市愛甲東 2-3-12	229-1238	愛甲石田斎場
平安レイサービス(株)	厚木市旭町 2-8-17	220-1220	湘和会堂 本厚木
(有) あつぎ典礼	厚木市中荻野 133-1	241-2500	—
(株) 一心葬	厚木市妻田西 3-17-2	205-0123	—
(有) 大川商店	厚木市山際 554-4	245-3252	—
(有) トミヤマ典礼	厚木市愛名 1035-5	247-2004	—

2-3-(7)-1 食料確保の状況（速報・中間）報告書

報告日時	日 時 分	発信日時	日 時 分
発信場所		発信機関	
発信者名		発信者名	

物資名	現在集積数量	過不足の状況	
		他へ搬出可能数量	不足数量

2-3-(7)-2 義援物資の状況（速報・中間）報告書

報告日時	日 時 分	発信日時	日 時 分
発信場所		発信機関	
発信者名		発信者名	

物資名	現在集積数量	過不足の状況	
		他へ搬出可能数量	不足数量

2-3-(7)-4 飲料水配分計画表

発信日時	月 日 時 分	受信者	
発信者名		発信者名	
源水の場所	施設名	配分量	
本厚木カンツリークラブ(100 t)	飯山小学校		
	小鮎小学校		
	小鮎中学校		
厚木第二小学校(100 t)	厚木第二小学校		
	厚木清南高等学校		
厚木中央公園(100 t)	厚木中央公園		
	厚木小学校		
	厚木中学校		
ぼうさいの丘公園(100 t)	ぼうさいの丘公園		
	戸室小学校		
	南毛利小学校		
	毛利台小学校		
	南毛利中学校		
	厚木高等学校		
	愛甲小学校		
	東名中学校		
相川中学校(100 t)	相川中学校		
	相川小学校		
	戸田小学校		
厚木低区配水池(8,510 t)	緑ヶ丘小学校		
	厚木商業高等学校		
	厚木東高等学校		
	及川球技場		
	清水小学校		
	妻田小学校		
	林中学校		
中荻野配水池(2,480 t)	鳶尾小学校		
	睦合中学校		
	三田小学校		
	睦合東中学校		
	神奈川工科大学		
	荻野運動公園		
中津配水池(11,500 t)	北小学校		
	上依知小学校		
	藤塚中学校		
	依知小学校		
	依知南小学校		
	依知中学校		
森の里高区配水池(3,490 t)	あつぎ郷土博物館		
	森の里小学校		
	森の里中学校		
	若宮公園		
	玉川小学校		
	玉川中学校		
上荻野東部配水池(510 t)	自然環境保全センター		
	上荻野小学校		
	荻野小学校		
	荻野中学校		

2-3-(7)-5 食料配分計画表

発信日時		月	日	時	分	受信先				
発信者名						発信者名				
集積基地	指定避難場場所	米穀	パン	弁当	乾パン					備考
厚木中央公園	厚木第二小学校									
	厚木清南高等学校									
	厚木中央公園									
	厚木小学校									
	厚木中学校									
	北小学校									
	上依知小学校									
	藤塚中学校									
	依知小学校									
	依知南小学校									
	依知中学校									
	中央青年の家跡地自然園									
	小計									
ぼうさいの丘公園	ぼうさいの丘公園									
	戸室小学校									
	南毛利小学校									
	毛利台小学校									
	南毛利中学校									
	厚木高等学校									
	愛甲小学校									
	東名中学校									
	相川中学校									
	相川小学校									
	戸田小学校									
	森の里小学校									
	森の里中学校									
	若宮公園									
	玉川小学校									
	玉川中学校									
自然環境保全センター										
小計										
荻野運動公園	荻野運動公園									
	神奈川工科大学									
	荻野中学校									
	荻野小学校									
	蔦尾小学校									
	上荻野小学校									
	睦合中学校									
	三田小学校									
	睦合東中学校									
	及川球技場									
	清水小学校									
	妻田小学校									
	林中学校									
	緑ヶ丘小学校									
	厚木商業高等学校									
	厚木東高等学校									
飯山小学校										
小鮎小学校										
小鮎中学校										
小計										
合計										

2-3-(7)-6 生活用品（義援物資等）配分計画表

発信日時		月	日	時	分	受信先				
発信者名						発信者名				
集積基地	指定避難場所	毛布	布団	下着	生理用品	紙おむつ	トイレットペーパー			備考
厚木中央公園	厚木第二小学校									
	厚木清南高等学校									
	厚木中央公園									
	厚木小学校									
	厚木中学校									
	北小学校									
	上依知小学校									
	藤塚中学校									
	依知小学校									
	依知南小学校									
	依知中学校									
	中央青年の家跡地自然園									
	小計									
	ぼうさいの丘公園	ぼうさいの丘公園								
戸室小学校										
南毛利小学校										
毛利台小学校										
南毛利中学校										
厚木高等学校										
愛甲小学校										
東名中学校										
相川中学校										
相川小学校										
戸田小学校										
森の里小学校										
森の里中学校										
若宮公園										
玉川小学校										
玉川中学校										
自然環境保全センター										
小計										
荻野運動公園	荻野運動公園									
	神奈川工科大学									
	荻野中学校									
	荻野小学校									
	鳶尾小学校									
	上荻野小学校									
	睦合中学校									
	三田小学校									
	睦合東中学校									
	及川球技場									
	清水小学校									
	妻田小学校									
	林中学校									
	緑ヶ丘小学校									
	厚木商業高等学校									
	厚木東高等学校									
	飯山小学校									
小鮎小学校										
小鮎中学校										
小計										
合計										

2-3-(7)-7 生活用品調達内訳表

※配分計画表に基づく数量

種別・品目		種類等	総数 (A)	義援分 (B)	調達分 (A - B)
寝具類	毛布				
	布団				
衣服・見廻品	作業衣				
	婦人服				
	紳士服				
	子供服				
	シャツ	婦人用			
		紳士用			
		子供用			
	パンツ	婦人用			
紳士用					
子供用					
日用品	タオル				
	手拭				
	石鹸				
	ちり紙				
	歯ブラシ				
	歯磨粉				

2-3-(7)-8 生活用品（協定締結先及び小売店）調達確認表

No.	店名	品目	数量	金額

2-3-(7)-10 生活必需物資の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社 ケーヨー（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲等）

第3条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類 (2) 衣料 (3) 炊事用具 (4) 日用品雑貨 (5) 食器類
(6) 光熱材料 (7) 食料品 (8) その他甲が指定する物資

2 物資の調達数量は、乙の厚木店において現に保有し、かつ確保できる数量とする。

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取）

第6条 物資の引渡し場所は、乙の店舗とし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（未使用物品の引取）

第7条 前条の規定により甲が引取った物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を提供した乙がこれを引き取るものとする。ただし、著しく価格が低下したものについては、この限りでない。

（保有数量の報告）

第8条 乙は、甲から物資の保有数量の確認依頼があったときは、別紙「生活必需物資の保有数量表」により、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成7年7月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号
株式会社 ケーヨー
代表取締役 梶 野 悦 三

生活必需物資保有数量表

社 名

報告者

年 月 日現在

物 品 名	数 量	備 考

2-3-(7)-11 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲と乙とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るための、生活必需品物資（以下「物資」という。）等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）協力を必要とする物資、数量
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

- 2 物資の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙又は乙の指定する者に対して、運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が所有する食料品及び生活必需品とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（費用の負担等）

第5条 供給した物資の費用並びに乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費、その他物資供給に係わる乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。ただし、物資等の価格については、災害発生時直前の適正価格をもって乙は、甲に請求するものとする。

（情報の収集・提供）

第6条 被害の大きさ、被災地域、被災者、避難場所、不足物資、生活物資の価格などの災害状況を、甲は乙に対し、出来る限り提供するものとし、乙はこれらの情報を収集したときは、出来る限り甲に提供するものとする。

（物資の安定供給）

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し生活物資の高騰等防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう努めるものとし、甲は、それに協

力するものとする。

(ボランティア活動への支援及び協力)

第8条 乙は、乙に所属する組合員等が実施するボランティア活動を支援するものとし、甲は、出来る限り協力するものとする。

(法令等の遵守)

第9条 この協定の締結及び履行にあたり、消費生活協同組合法等関係法令を遵守するものとする。

(連絡責任者)

第10条 協力要請等、この協定に基づく事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は連絡責任者を別途定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月15日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 横浜市港北区新横浜2丁目5番11号
生活協同組合コープかながわ
理事長 木下 長義

2-3-(7)-12 応急給水支援に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と厚木市（以下「乙」という。）は、地震災害時において、他の都県市水道事業者による応急給水支援を受ける場合の取り扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（支援要請）

第1条 乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請をするものとする。

ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都県市水道事業者へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都県市水道事業者へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第2条 甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業者の支援）

第3条 甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都県市水道事業者の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、原則として他の都県市水道事業者が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都県市水道事業者と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保等）

第5条 乙は、他の都県市水道事業者の宿泊場所・駐車スペースの確保、食糧の供給に可能な限り努めるものとする。

（疑義の決定）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月30日

甲 神奈川県企業庁公営企業管理者
企業庁長 石田 稔

乙 厚木市
厚木市長 山口 巖雄

2-3-(7)-13 災害時等における調理飲食等提供に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市食品衛生協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生に際し、被災市民に対する緊急に必要な調理された飲食物等（以下「調理飲食物等」という。）を確保するため、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時等における応急措置のため、緊急に飲食物等の確保を図る必要が生じた場合は、文書により乙に被災市民に対する調理飲食物等の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかに、別添「調理飲食物等提供店舗名簿」に記載する会員が保有する食材を活用し、会員店舗及び避難場所等において調理・加工したての衛生的な調理飲食物等を被災市民に優先的に配達・提供するものとする。

（調理飲食物等の価格）

第4条 調理飲食物等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（調理飲食物等提供の場所、数量、期間、方法）

第5条 調理飲食物等提供の場所、数量、期間及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（衛生の確保）

第6条 乙は、調理飲食物等の調理・加工にあたっては、電気、ガス、水道等のライフラインの停止等により不衛生になる恐れが生じるため、衛生面の安全確保については十分に配慮するものとする。

（連絡責任者）

第7条 協力要請の手續きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、「調理飲食物等提供店舗名簿」及び「連絡責任者」に変更を生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（効力）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1 月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市東町1-13
厚木市食品衛生協会
会長 山本 幸 男

2-3-(7)-14

災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場（以下「乙」という。）と緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会（以下「丙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生に際し、緑ヶ丘地区の被災市民に対する生活用水等を確保するため、甲が乙と丙に協力を求める場合の手続きを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緑ヶ丘地区に対し、生活用水等の確保を図る必要が生じた場合は、文書により乙に被災市民に対する生活用水等の確保するため、乙の給水所（井戸水）の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

2 甲は、乙の給水所からの生活用水等の取水が生じた場合は、丙に対し、文書により取水を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

3 丙は、甲の取水要請に際し、乙に対して、電話又はその他の方法をもって取水の実施連絡等を行うとともに、乙の立ち会い等の協力を要請するものとする。

（提供及び取水の実施）

第3条 乙は、甲及び丙から前条の要請を受けた場合は、速やかに給水所を提供するとともに、取水時に立ち会い等を行うものとする。

2 丙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかに人員及び資機材を整え、乙の給水所へ出動し、取水を行うものとする。ただし、乙からの取水は、乙の稼働時間内とするものとする。

3 工場操業時の場合は、乙の指定する消火栓より取水するものとする。

（提供の内容）

第4条 乙は、飲料水製造用の井戸水を提供する。ただし、丙の取水や市民への給水を実施するため生活用水等としての使用に限定し、甲に提供するものとする。

（衛生の確保）

第5条 乙は、生活用水等を提供するにあたり、各井戸並びに井戸設備の日常管理及び定期的点検整備並びに水質検査について十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条に係る経費は無償で協力するものとする。

（資機材等の提供）

第6条 甲は、取水を実施するため、次の各号に掲げる資機材等を丙に対し、無償で貸与する。

- (1) 可搬ポンプ1台
- (2) 消防ホース3本
- (3) 給水タンク1基
- (4) その他、取水に必要と認める資機材等

（甲の責務）

第7条 甲は、乙から提供を受けた井戸水の利用について、市民への給水を丙が行うときは、生活用水等への利用に限定するよう丙を指導するものとする。

（乙の任務）

第8条 乙は、丙による取水の実施にあたって、乙への進入経路等を事前に甲丙両者へ指導するものとする。

（丙の任務）

第9条 丙は、甲の要請による取水の実施にあたって、必要となる人員及び運搬車両等の体制を整えるものとする。

2 丙は、甲の貸与した資機材の管理及び保管場所を確保するものとする。

3 丙は、資機材の点検を常に実施するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 協力要請の手続きを円滑に行うために、甲乙丙の三者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡員調整員を速やかに定めるものとする。

(報告)

第 11 条 乙丙の両者は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(会議)

第 12 条 丙の要請により取水訓練等を実施する場合は、丙が甲乙両者に対し、会議の招集を行うものとする。

2 会議の進行は、丙が行うものとする。

(協議事項)

第 13 条 この協定の実施について疑義が生じたとき又は、この協定に定めない事項があるときは、その都度、甲乙丙三者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙丙のいずれかからの申出のない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙丙三者記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 14 年 8 月 28 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市緑ヶ丘 5 丁目 18 番 2 号
愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場
工場長 城戸 信 夫

丙 厚木市緑ヶ丘 3 丁目 1 番 2-103 号
緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会
会 長 佐藤 信 雄

災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社えひめ飲料（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における生活用水等の提供及び取水の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生に際し、被災市民の生活用水等を確保するため、甲が乙の協力を求める場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、市民に対し、生活用水等の確保を図る必要が生じた場合は、文書により乙に対して、乙の給水所（井戸水）の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を提出することができるものとする。

（提供及び取水の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかに給水所を提供するとともに、取水時に立ち会い等を行うものとする。ただし、乙からの取水は、乙の稼働時間内とするものとする。

（提供の内容）

第4条 乙は、飲料水製造用の井戸水を提供する。ただし、市民への給水を目的とした生活用水等としての使用に限定し、甲に提供するものとする。

（衛生の確保）

第5条 乙は、生活用水等を提供するに当たり、各井戸、井戸設備の日常管理、定期の点検整備及び水質検査について十分に配慮するものとする。

2 前項の管理等に係る経費は乙の負担とするものとする。

（乙の任務）

第6条 乙は、甲による取水の実施に当たって、乙への進入経路等を事前に甲に対して指導するものとする。

（連絡責任者）

第7条 協力要請の手続を円滑に行うために、甲乙の両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡員及び調整員を速やかに定めるものとする。

する。

(報告)

第8条 乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意のある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙のいずれかからの申出のない限り、その効力を継続するものとするとともに、本協定の締結により、平成14年8月28日に甲乙及び緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会で締結した災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書はその効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市緑ヶ丘5丁目18番2号
株式会社えひめ飲料 東京工場
工場長 野澤 幸 市

2-3-(7)-16

災害時における食肉等食糧及び井戸水等の提供に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社神奈川食肉センター（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害時（以下「災害時」という。）に、食肉等の食糧、井戸水の提供及び冷凍庫等の設備の使用について、甲が乙に協力を要請する場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時において食肉等の食糧や井戸水及び冷凍庫等の確保が必要な場合、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請ができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条の要請に基づき、乙が可能な範囲において協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請時点において乙が管理する食肉等及び井戸水の提供
- (2) 乙が所有する冷凍庫等の設備の使用
- (3) その他、災害時において乙が協力可能な事項

（食肉等の取引価格、食糧等提供の場所、数量、期間、方法）

第4条 食肉等の取引価格、食肉等提供の場所、数量、期間及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

2 前項に定める連絡責任者に変更があった場合は、甲乙速やかに通知するものとする。

（提供等の報告）

第6条 乙は、甲から協力内容等の確認依頼があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、引き続き1年間更新したものと見なし、以降もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市酒井900番地
株式会社 神奈川食肉センター
代表取締役社長 金宮 國雄

2-3-(7)-17 災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社日東ディート（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等、甲が実施する避難所等運営活動等を、乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時等における避難所等運営活動等に簡易トイレ等の必要があると認めた場合は、文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、要請に当たっては、供給を要する必要な簡易トイレ等の個数及び必要事項を乙に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条による甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について適切な措置をとるものとする。

2 乙は、納品できる簡易トイレ等の個数及び引渡しできる日時等について、甲と調整するものとする。

3 供給する簡易トイレ等は、乙が災害時直前に保有している簡易トイレ等若しくは調達できる簡易トイレ等とする。

（物資の引渡）

第5条 簡易トイレ等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣し、簡易トイレ等を確認の上、これを引き取るものとする。

（報 告）

第6条 乙は、この協定に基づいて簡易トイレ等を供給した場合は、次の事項を甲に報告するものとする。

（1）納品場所

（2）納品日時

（3）受渡し担当者

（4）受理者

（5）納品した簡易トイレ等の個数

（6）その他、必要事項

（価 格）

第7条 甲が乙に支払う簡易トイレ等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

2 乙は、協定締結と同時に、簡易トイレ等の価格を甲に報告するとともに、報告した価格に変動が生じた場合は、甲にその都度報告するものとする。

（効 力）

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年 1 月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 横浜市港北区箕輪町2丁目6番43号
株式会社 日東デイト
代表取締役 松 浦 政 興

2-3-(7)-18 災害時における防災資機材等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市消防設備安全協会（以下「乙」という。）との間に、地震、風水害、その他の災害時に際し防災資機材等（以下「機材」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時における機材の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する機材等の調達及び動員を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（機材の調達）

第3条 機材の調達数量は、現に保有し、かつ確保できる数量とする。

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる機材の調達要請は、原則として文書によるものとする。

（物資の価格）

第5条 機材の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取）

第6条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達機材を確認のうえ、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 乙は、甲から機材の保有数量の確認依頼があったときは、別紙「機材保有数量表」により、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年1月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市愛甲567番地2
厚木市消防設備安全協会
会長 菱山 謹 司

防災資機材等保有数量表

社 名 _____

報告者 _____

年 月 日現在

品 名	数 量	備 考

(第4条関係)

災害時における防災資機材等依頼書

年 月 日

様

厚木市長

災害時における防災資機材等の調達に関する協定書第4条の規程に基づき、物資の調達を受けたいので、次のとおり依頼します。

品 名	数 量	備 考

2-3-(7)-19 災害時における機材等の提供に関する協定書

厚木市(以下「甲」という。)と**東京機材工業株式会社**(以下「乙」という。)
は、災害時における活動に必要となる機材等(以下「機材等」という。)の提供
について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生
し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙がその保有し、又は
管理する機材等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったときは、乙は、特段の理由がない
限り、保有し、又は管理する機材等の優先的な提供による協力を行うものとし
る。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条の規定による協力を要請するときは、文書をもって
行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、
事後、速やかに文書をもって依頼するものとする。

(機材等の引渡し)

第4条 機材等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該機材
等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(機材等の返却)

第5条 甲は、機材等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返
還するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 甲は、機材等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合におい
て、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の
上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うもの
とする。

(機材等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における機材等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 甲の要請に基づき協力等に従事した乙の従事者が死亡し、負傷し、疾病に罹り、又は廃疾となった場合における補償については、乙の加入する補償等において対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年5月27日

甲 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 東京都中央区日本橋室町1-9-12 共同ビル
東京機材工業株式会社
代表取締役 岩 下 幹

2-3-(7)-20 災害時における緊急設備支援に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）とは、地震災害が発生した場合における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、厚木市内に地震災害が発生した場合において、乙が保有するテント等の資材で迅速に避難所等を開設し、被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害発生時に乙のテント等資材の必要があると認めたときは、乙にその貸与について要請することができる。

2 テント等資材の要請における甲の支援要請窓口及び乙の要請連絡先について、できる限り年一回以上は書面により確認しあうこととし、変更があった場合はその都度報告することとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

2 甲が乙に行う数量の連絡は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、事後速やかに書面により提出するものとする。

（物資の範囲等）

第4条 物資の範囲は、次のとおりとし、甲が指定する避難場所へ要請後可能な限り速やかに搬入、設置を行うものとする。ただし、甲が指定する避難場所の箇所数は最大で5箇所までとする。

(1) 震災サポート（テント20張、テーブル20台、養生シート40張）

(2) その他物品

（物資の価格等）

第5条 甲は、緊急設備支援に関する一切の経費を乙に支払うものとする。

2 物資の取引価格は、地震災害発生時直前における適正な価格とし、その都度協議する。

（損害等の免除）

第6条 乙は、甲の指示による物資の撤去時において、甲の責めに帰さない理由により、物資の汚損、破損、紛失などの損害が発見または確認したときは、甲に対

して損害に対する請求を行わないものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成30年4月1日から3年間をもって終了することとし、更新する場合は改めて協定を締結するものとする。

2 協定内容を変更する場合は、甲乙協議の上、改めて協定を締結するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
株式会社 セレスポ
代表取締役社長 稲葉 利彦

2-3-(7)-21

災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社ダイレクトカーズ（以下「乙」という。）は、災害時に必要となるキャンピングカー（以下「車両」という。）の貸出しについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙が保有し、又は管理する車両の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲から要請があったときは、乙は、特段の理由がない限り、保有し、又は管理する車両の優先的な貸出しによる協力を行うものとする。

（車両の要請手続及び引渡し）

第3条 甲は、乙に対して前条の規定による協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書をもって依頼するものとする。

2 乙は、甲から車両の貸出要請があったときは、できる限り速やかに必要な台数を整え、適切な保険を付した上で貸し出すものとする。

3 車両の引渡しは、原則として甲が指定する場所へ乙が車両を搬入するものとする。ただし、乙が自ら甲の指定する場所での引き渡しができない場合は、甲又は甲の指定する方法により引渡しを受けるものとする。

4 甲が乙に対して車両を要請する場合は、緊急又は優先車両として通行できるよう、可能な範囲で支援するものとする。

5 甲は、乙から車両を借り受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第3条の規定により車両の貸出しを実施したときは、車両提供（報告・実績）報告書により甲に報告するものとする。また、車両の貸出しが終了した時は実績報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第2条の規定により乙の協定に基づく車両の貸出費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する、甲が負担すべき車両提供の価格等は、乙が提出する実績報告書に基づき甲乙協議の上、災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(損害賠償等)

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は車両の貸出等に損害が生じた場合、甲及び乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置については甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙の連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から更に1年間延長され、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月14日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 神奈川県厚木市妻田東3丁目33-10
株式会社ダイレクトカーズ
代表取締役 百 田 雅 人

2-3-(7)-22

災害時における電気自動車からの電力供給等の協力に関する協定

厚木市と日産自動車株式会社は、「環境先進都市」及び「交通先進都市」の構築を目指し、平成25年11月1日に「厚木市・日産自動車グリーンモビリティ・プロジェクト協定」を締結し、当該協定に基づき、電気自動車の蓄電機能等の利点を活かした災害対応等における「電気自動車活用モデル」を構築し、連携して電気自動車の普及を推進してきた。

今般、電気自動車の蓄電機能に着目し、厚木市(以下「甲」という。)と神奈川県日産自動車株式会社、株式会社日産サテリオ湘南及び日産プリンス神奈川販売株式会社(以下3社を併せて「乙」という。)と日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)の使用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲による電気自動車の計画的な整備に加え、乙及び丙が協力することで、市内に風水害による大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される公民館等での電気自動車からの電力供給(以下「電力供給」という)により、市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

なお、大規模な地震災害が発生した場合においても、市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とし、同様に避難所等へ電力供給を行うものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模な地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、電力供給のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、乙に対して、電気自動車の貸与等の協力要請について(第1号様式)により協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

(電気自動車の貸与)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に貸与し、電力供給のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

2 電力供給の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により電力供給の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受

けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に電力供給を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了後において、電力供給の必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、期間を延長するものとする。

4 甲は、電力供給の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用するものとする。

(2) 電気自動車または充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙に対して速やかに連絡を行い、対応を協議するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、この協定により乙が協力した場合は、次の各号に係る費用を負担するものとする。

(1) 乙が貸与した電気自動車の使用料

(2) 乙が貸与した電気自動車の電力供給に要した電気代

(3) 乙が使用を許諾した充電スタンドの使用料

2 前項の使用料の額は、甲乙が別途協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、貸与した電気自動車による電力供給及び充電スタンドの使用が終了した後、甲に対し、電気自動車の使用に関する費用請求書（第2号様式）により、前条に規定する費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求について、適正な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとし、支払手数料は甲が負担するものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(訓練への協力)

第10条 乙及び丙は、甲が実施又は後援する訓練に自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

(災害時協力登録車制度の構築)

第11条 甲は、災害時の長期停電に対応した体制づくりのため、避難所における電源の確保状況を踏まえ、市民や事業者が所有する電気自動車等を、避難所等の電源として活用するための災害時協力登録車制度を構築するものとする。

る。

2 丙は、甲が災害時協力登録車制度を構築したときには、厚木市内在住の電気自動車を所有する従業員へ登録の促進に努めるものとする。

(広報活動)

第12条 前条に規定する災害時協力登録車制度を効果的に運用することを目的に、甲、乙及び丙は、災害時において、より多くの電気自動車を確保するため、平常時において広報活動に努めるものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙は、災害時に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、電力供給に必要な範囲において、甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第15条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第16条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲、乙及び丙のいずれからも期間満了の1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月10日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 横浜市西区花咲町6丁目139
神奈川日産自動車株式会社
代表取締役社長 横 山 明

平塚市宮松町3丁目23
株式会社日産サティオ湘南
代表取締役社長 加 山 利根夫

横浜市神奈川区東神奈川2丁目47番地7号
日産プリンス神奈川販売株式会社
代表取締役社長 山 田 裕

丙 厚木市岡津古久560番地2
日産自動車株式会社テクニカルセンター
執行役副社長 中 畔 邦 雄

2-3-(7)-23 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市農業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害から市民の生命及び財産を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙は相互に協力して被害等の状況を把握した上で、市民の生活安定を早期に確保できるよう生活必需物資（以下「物資」という。）の調達について必要事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に対し物資の調達について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請できるものとし、後日書面でその要請の内容を乙に通知するものとする。

- (1) 被害の状況及び協力要請を求める事由
- (2) 協力を必要とする事項、物資及び数量
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けたときは、乙が保有及び集荷することができる物資について積極的に市民に供給するものとする。

2 物資の納入先及び運搬については、原則、甲の指定する場所までの納入は、乙が行うものとする。

また、被害状況に応じて市民への物資の供給については、協力可能な範囲で供給するための協議を甲乙で行うものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲の協力要請する物資の範囲は、乙の指定する施設で保有する物資等で、協力可能な範囲内で行うものとし、状況に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項で定める乙の指定する施設は以下のとおりとする。

1. 本所
2. 依知支所
3. 相川支所
4. 夢未市
5. グリーンセンター
6. (仮称) 営農・経済センター(令和6年5月竣工)

（費用の負担等）

第5条 甲の協力要請に基づき供給した物資、運搬に係る費用については、甲が負担とするものとする。ただし、物資及び運搬等に係る費用については、被害発生時直前の適正価格とするが、状況に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(情報の収集・提供)

第6条 甲は、被害状況等に関する情報を、乙とできる限り敏速に共有した上で、相互協力の下、市民が受ける被害を最小限になるよう対応するものとする。

(物資の安定協力)

第7条 乙は、被害時にその組織、第4条第2項に掲げる施設を最大限に活用し、物資の供給の確保を行い、被災時、被災後の市民生活の早期安定に寄与できるよう、相互に協力するものとする。

(法令等の遵守)

第8条 この協定の締結及び履行に当たっては、甲と乙は、それぞれの所管する関係法令を遵守するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく協力要請等に係る内容の伝達を適切かつ円滑に実施するため甲及び乙は、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

(1) 甲の連絡責任者 防災対策所管課長

(2) 乙の連絡責任者 総務部 庶務課長

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から2年間とする。ただし、協定書満了日3か月前までに、甲又は乙が、相手方に対し書面による協定を解除する申し入れがない場合は、本協定書を1年間更新し、以後も同様にするものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙は協議を行うものとする。この際、協議事項については、必要に応じて覚書等適切な処置を行うものとする。

以 上

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 厚木市中町3丁目17番7号

厚木市長 小林 常良

乙 厚木市水引2丁目9番2号

厚木市農業協同組合

代表理事組合長 大貫 盛雄

2-3-(7)-24 災害時における物資供給に関する協定書

厚木市(以下「甲」という。)と株式会社イトーヨーカ堂(以下「乙」という。)
とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害時における必要な物資(以下「物資」という。)の供給について、次のとおり「災害時における物資供給に関する協定」(以下「本協定」という。)を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、厚木市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

(協力)

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

(物資の範囲及び報告)

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。この場合において、乙は、甲から物資供給の要請を受けたときは、当該物資について供給の可否、供給可能な日時、数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- (1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

(物資の引渡し)

- 第4条 物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先(以下総称して「乙等」という。)が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡し場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

(車両の通行)

- 第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資等の費用)

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。

3 第4条第1項の物資の運搬について、乙が引渡し場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(効力)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解約)

第9条 本協定は、解約日の1か月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附則

甲乙間で、平成7年8月29日付締結された「生活必需物資の調達に関する協定書」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 山 本 哲 也

2-3-(7)-25

災害時等における段ボール製品の調達に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）とタイヨー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模な災害時において、市民生活の安定を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の地域住民の生活の安定を図るため、甲の要請により、乙が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙の協力が必要と認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲が乙に要請する物資の範囲は、乙が製作する災害用段ボール製品とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、これに応じて協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第3条の規定により甲の要請する支援を実施した場合、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とするものとする。

（連絡責任者）

第5条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては防災対策主管課長、乙においては営業部開発営業課長とする。

（協定の効力及び更新）

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月12日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市温水1961番地
タイヨー株式会社
代表取締役 中 野 容

2-3-(7)-26 災害時等応急用段ボールベッドの供給に関する協定書

厚木市（以下「甲」という）と株式会社トーモク厚木工場（以下「乙」という）は、厚木市内において地震、風水害その他による甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が災害時等応急用段ボールベッド（以下「段ボールベッド」という）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（生産の要請）

第1条 甲は、災害時等において、段ボールベッドを調達する必要があるときは、乙に対しその製造が可能な範囲内で段ボールベッドの供給を要請するものとする。

（段ボールの規格）

第2条 甲が要請する段ボールベッドの規格については、別紙に定めるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が段ボールベッドの要請をするときは、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は、要請後速やかに書面を提出するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、段ボールベッドの供給及び配送等に関し必要な措置を講じるとともに、その結果を甲に通知するものとする。

（段ボールベッドの引渡し）

第5条 段ボールベッドの引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うこととする。

2 甲は、指定場所に職員を派遣し、乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、指定場所への段ボールベッド配送を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

（対価等）

第6条 乙が供給した段ボールベッドの対価及び引渡し場所までの配送に係る費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価及び費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支払）

第7条 前条第1項に係る対価及び費用は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に甲が乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第1条の要請に基づき乙が物資を配送する際に、「緊急通行車両」として緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(連絡窓口)

第9条 本協定に関する連絡窓口は、甲においては「厚木市役所市長室危機管理課」、乙においては「株式会社トーモク厚木工場管理課」とする。

(協議解決)

第10条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙信義誠実をもって協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも書面による何ら申出がない場合には、同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有る。

令和3年9月1日

甲 厚木市中町3-17-1
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市上依知3008番
株式会社トーモク厚木工場
執行役員工場長 伊 藤 登

2-3-(7)-27 災害時における飲料の確保に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体等を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に想定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的として行う飲料の提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を必要とする物資及びその数量
- (3) その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対して次に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 備蓄用として、飲料水（ペットボトル500ミリリットル相当入り）を甲が指定する公共施設等に、甲、乙協議の上定めた数量を無償運搬、無償提供するものとし、賞味期限等を考慮し、補充するものとする。
- (2) 災害が発生した場合等において、甲から飲料の提供要請があったときは、乙は、要請に基づく必要数量の飲料を甲に提供するものとする。

（費用の負担等）

第4条 前条第2号の規定による甲の提供要請に基づき、提供した飲料の費用、乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費その他飲料の供給に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、飲料の価格については、災害発生時直前の適正価格とし、その都度協議する。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月13日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

災害時における飲料水の提供に関する覚書

厚木市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、平成25年5月15日に甲と乙が締結した「災害時における飲料の確保に関する協定書」により乙が災害時等における非常用物資確保の一助として、甲に対して災害備蓄用飲料水（ペットボトル500ミリリットル相当入り）を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 乙は、厚木市内に大規模な災害発生、又は発生するおそれがある場合への備えとして、甲に備蓄用飲料水は無償運搬、無償提供し、賞味期限等を管理するものとする。

- 乙が提供する備蓄用飲料水は、災害備蓄用飲料水ペットボトル500ミリリットル相当（1箱24本入り）とする。
- 乙が提供する数量は、471箱（11,304本）とし、賞味期限等を管理するものとする。ただし賞味期限を考慮し補充する際、差し替え前の飲料水は甲が有効活用し、返品しないものとする。
- 乙は飲料水を甲が指定する公共施設等にそれぞれ指定する数量を無償提供し、無償で運搬のうえ備蓄するものとする。

（覚書の効力及び更新）

第3条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。

- 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月13日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 海老名市社家730-1
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディング鎌倉支店 海老名セールスセンター
支店長 狩 野 定 夫

2-3-(7)-28 災害時における飲料の確保に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、平成30年3月1日に甲と乙が締結した「災害時における飲料の確保に関する協定書」により乙が災害時等における非常用物資確保の一助として、甲に対して災害備蓄用飲料水（ペットボトル500ミリリットル入り）を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 乙は、厚木市内に大規模な災害発生、又は発生するおそれがある場合への備えとして、甲に備蓄用飲料水が無償運搬、無償提供し、賞味期限等を管理するものとする。

- 2 乙が提供する備蓄用飲料水は、「エビアン 500 ミリリットルペットボトル」（1箱 24本入り）とする。
- 3 乙が提供する数量は、417箱（10,008本）とし、賞味期限等を管理するものとする。ただし賞味期限を考慮し補充する際、差し替え前の飲料水は甲が有効活用し、返品しないものとする。
- 4 乙は飲料水を甲が指定する公共施設等にそれぞれ指定する数量を無償提供し、無償で運搬のうえ備蓄するものとする。

（覚書の効力及び更新）

第3条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。
- 3 本協定の締結により、甲乙間において平成25年10月9日付で締結した「災害時における飲料水の提供に関する覚書」は、失効するものとする。

（疑義等の解決）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 1 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 小 林 常 良

乙 東京都渋谷区本町 3 丁目 47 番 10 号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

災害時における飲料水の提供に関する覚書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、平成 年 月 日に甲と乙が締結した「災害時における飲料の確保に関する協定書」により乙が災害時等における非常用物資確保の一助として、甲に対して災害備蓄用飲料水（ペットボトル500ミリリットル入り）を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供の内容）

第2条 乙は、厚木市内に大規模な災害発生、又は発生するおそれがある場合への備えとして、甲に備蓄用飲料水は無償運搬、無償提供し、賞味期限等を管理するものとする。

- 乙が提供する備蓄用飲料水は、「エビアン 500 ミリリットルペットボトル」（1箱 24本入り）とする。
- 乙が提供する数量は、417箱（10,008本）とし、賞味期限等を管理するものとする。ただし賞味期限を考慮し補充する際、差し替え前の飲料水は甲が有効活用し、返品しないものとする。
- 乙は飲料水を甲が指定する公共施設等にそれぞれ指定する数量を無償提供し、無償で運搬のうえ備蓄するものとする。

（覚書の効力及び更新）

第3条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。

- 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。
- 本協定の締結により、甲乙間において平成25年10月9日付で締結した「災害時における飲料水の提供に関する覚書」は、失効するものとする。

（疑義等の解決）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 1 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 小 林 常 良

乙 東京都渋谷区本町 3 丁目 47 番 10 号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

2-3-(7)-29 災害時における飲料の確保に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社 ジャパンビバレッジホールディングス（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体等を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に想定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的として行う飲料の提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を必要とする物資及びその数量
- (3) その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対して次に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 備蓄用として、飲料水を甲が指定する公共施設等に、甲、乙協議の上定めた数量を無償運搬、無償提供するものとし、賞味期限等を考慮し、補充するものとする。
- (2) 災害が発生した場合等において、甲から飲料の提供要請があったときは、乙は、要請に基づく必要数量の飲料を甲に提供するものとする。

（費用の負担等）

第4条 前条第2号の規定による甲の提供要請に基づき、提供した飲料の費用、乙及び乙の指定した者が行った運搬に係る経費その他飲料の供給に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、飲料の価格については、災害発生時直前の適正価格とし、その都度協議する。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目13番13号
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
京浜中部支社 井 上 和 久

災害時における飲料水の提供に関する覚書

厚木市(以下「甲」という。)と株式会社ジャパンビバレッジホールディングス(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水の提供について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、平成26年3月17日に甲と乙が締結した「災害時における飲料の確保に関する協定書」により乙が災害時等における非常用物資確保の一助として、甲に対して災害備蓄用飲料水(ペットボトル500ミリリットル入り)を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供の内容)

- 第2条 乙は、厚木市内に大規模な災害発生、又は発生するおそれがある場合への備えとして、甲に備蓄用飲料水は無償運搬、無償提供し、賞味期限等を管理するものとする。
- 乙が提供する備蓄用飲料水は、「クリスタルガイザー」(1箱24本入り)とする。
 - 乙が提供する数量は、459箱(11,016本)とし、賞味期限等を管理するものとする。ただし賞味期限を考慮し補充する際、差し替え前の飲料水は甲が有効活用し、返品しないものとする。
 - 乙は飲料水を甲が指定する公共施設等にそれぞれ指定する数量を無償提供し、無償で運搬のうえ備蓄するものとする。
 - 乙は厚木市内に大規模な災害が発生した場合、厚木支店を開放し、飲料や食料等は無償提供するものとする。なお、甲は、災害時における飲料提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により本協定を履行できない場合であっても、乙に対し責任を問わないものとする。

(覚書の効力及び更新)

- 第3条 この協定は、締結の日から3年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定書を3年間更新し、以後も同様とする。
- 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 17 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 小 林 常 良

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 13 番 13 号
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス
京浜中部支社 井 上 和 久

2-3-(7)-30 災害時における飲料水等の提供に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社プレシア（以下「乙」という。）は、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における飲料水等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生に際し、被災市民の飲料水等を確保するため、甲が乙の協力を求める場合の手続を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、市民に対し、飲料水等の確保を図る必要が生じた場合は、文書により乙に対して、乙の災害用飲料水設備（井戸水のろ過水）等の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を提出することができるものとする。

（提供及び取水の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかに飲料水等を提供するとともに、取水時に立ち会い等を行うものとする。ただし、乙からの取水等は、乙の稼働時間内とするものとする。

（提供の内容）

第4条 乙は、災害用飲料水設備から取水した飲料水等を提供する。ただし、市民への給水を目的とした飲料水としての使用に限定し、甲に提供するものとする。

（衛生の確保）

第5条 乙は、飲料水等を提供するに当たり、災害用飲料水設備の日常管理及び定期の点検整備並びに水質検査等について十分に配慮するものとする。

2 前項の管理等に係る経費は乙の負担とするものとする。

（乙の任務）

第6条 乙は、甲による取水等の実施に当たって、進入経路等を事前に甲に対して指導するものとする。

(連絡責任者)

第7条 協力要請の手続を円滑に行うために、甲乙の両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡員及び調整員を速やかに定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が誠意ある協議を行うとともに、必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙のいずれかからの申出のない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月5日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常良 ⑩

乙 厚木市戸室5丁目32番1号

株式会社 プレシア

代表取締役社長 花井 秀年 ⑩

2-3-(7)-31 災害時における畳の提供に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じて、乙が畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、文書により乙に要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）甲が指示した避難所等までの畳の輸送

（2）使用後の畳の処理

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者を別表のとおり定めるものとする。なお、連絡責任者等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月16日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 小林 常 良

2-3-(7)-31_2

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会

委員長 前田 敏 康

別表（第6条関係）

1 甲（厚木市）

連絡責任者

所 属	危機管理部危機管理課	職名・氏名	課長 梅津 昌信
電 話	(046) -225-2190	F A X	(046) -223-0173
メールアドレス	0900@city.atsugi.kanagawa.jp		

2 乙（「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会）

第1連絡責任者

会社名	株式会社丸清	役職・氏名	代表取締役 佐藤 清孝
電 話	(046) -241-1138	携 帯	(090) -1991-9360
F A X	(046) -241-7416	メールアドレス	kiyo@kiyokiyomaru.com

第2連絡責任者

会社名	株式会社前田豊製作所	役職・氏名	代表取締役 前田 敏康
電 話	(078) -578-0172	携 帯	(090) -8983-0353
F A X	(078) -578-0173	メールアドレス	info@tataminoyakusoku.net

2-3-(7)-32 災害時等における食事等の提供に関する協定書

厚木市（以下「発注者」という。）と株式会社（会社名）____（以下「受注者」という。）とは、大規模な災害時に被災市民の食事提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害発生に際し、被災市民に対する応急的に必要な食事等（以下「食事等」という。）を調理し提供するため、発注者が受注者に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 発注者は、災害時等における応急措置のため、食事等の提供の必要が生じた場合は、文書により受注者に被災市民に対する食事等の提供を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請して、事後に文書を提出するものとする。

（調理従事者の確保）

第3条 受注者は、発注者から前条の要請を受けた場合は、速やかに、調理従事者に連絡をとり、人員を確保するものとする。

（連絡責任者）

第4条 協力要請の手続きを円滑に行うため、両者は、事前に連絡責任者を定めるとともに（第1号様式）、災害が発生した場合は、連絡調整員を速やかに定めるものとする。

また、連絡責任者に変更を生じた場合は、その都度発注者に報告するものとする。

（献立及び食数）

第5条 発注者は、災害時等における被災市民と食材確保の状況により、献立及び食数を決定し、受注者に連絡するものとする。

（調理及び提供の実施）

第6条 受注者は、発注者から第2条の要請を受けた場合は、発注者が所有する給食施設・設備を使用して、発注者が用意した食材を活用して調理及び配食のうえ、被災市民に提供するものとする。

また、上記業務を実施する場所は、発注者と受注者で締結している小学校給食調理等業務委託の履行場所とする。

（衛生管理）

第7条 受注者は、被災市民に対する食事等の調理工程において、厚生労働省「大量調理衛生管理マニュアル」を遵守した衛生管理に配慮するものとする。

(食事等提供の場所、期間、方法)

第8条 調理飲食物等提供の場所、期間及び方法は、その都度、両者協議の上、定めるものとする。

(食事等調理提供業務の代金)

第9条 食事等調理提供業務の代金については、提供日数及び食数等を踏まえ両者協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第10条 受注者は、業務終了後、別紙食事等提供報告書(第2号様式)に基づき、発注者に報告する。

(効力)

第11条 この協定の効力は、発注者と受注者で締結している小学校給食調理等業務委託の履行期間内とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和____年____月____日

発注者 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

受注者 (業者所在地)
(業者名)
(業者代表者氏名)

厚木市立小学校学校給食調理等業務委託契約一覧表

No.	小学校名	調理業務委託業者名	履行期間
1	厚木小学校	(株)馬淵商事	令和2年4月1日～令和5年3月31日
2	依知南小学校	日本国民食(株)	令和2年4月1日～令和5年3月31日
3	北小学校	フジ産業(株)	令和3年4月1日～令和6年3月31日
4	荻野小学校	(株)サンユー	令和3年4月1日～令和6年3月31日
5	上依知小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
6	清水小学校	(株)メフォス	令和3年4月1日～令和6年3月31日
7	三田小学校	一富士フードサービス(株) 南関東支社	令和2年4月1日～令和5年3月31日
8	南毛利小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
9	妻田小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
10	上荻野小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
11	鳶尾小学校		令和2年4月1日～令和5年3月31日
12	小鮎小学校	(株)東洋食品	令和2年4月1日～令和5年3月31日
13	緑ヶ丘小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
14	厚木第二小学校	葉隠勇進(株)	令和2年4月1日～令和5年3月31日
15	飯山小学校		令和3年4月1日～令和6年3月31日
16	依知小学校	(株)安田物産	令和3年4月1日～令和6年3月31日
17	南部学校給食センター ※受配校6校 玉川、相川、戸室、 愛甲、森の里、戸田小 学校	(株)サンユー	令和4年8月1日～令和7年7月31日

(第1号様式)

緊急時連絡責任者報告書

令和 年 月 日

厚木市長 あて

所在地
会社名
受注者 代表者
電 話
F A X
担当者

印

緊急時における連絡責任者を次のとおり報告いたします。

(学校名 : 小学校)

No.	氏 名	住 所	連絡先
1			
2			

(第2号様式)

食事等提供報告書

令和 年 月 日

厚木市長 あて

所在地
受託者 会社名
代表者
電 話

印

災害時における食事等提供業務について、次のとおり報告いたします。

- 1 請負件名 災害時食事等調理・提供業務
- 2 提供請負日 令和 年 月 日
- 3 履行内容 災害時における被災市民への応急的な食事等調理・提供業務
- 4 提供日数 日
- 5 提供食数 延べ 食
- 6 業務責任者

2-3-(7)-33

災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社厚木学校給食サービス（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が厚木市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、食料品の調理、配送等（以下「調理・配送等業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民への食事の提供が必要とされる災害時に、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力事項の要請及び発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が厚木市災害対策本部を設置し、調理・配送等業務を必要と認めた場合に、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、厚木市北部学校給食センター（以下「共同調理場」という。）の施設設備の安全な稼働が確認でき、対応可能な人材が確保される範囲において、調理・配送等業務に関する協力を優先して行うものとする。

（調理・配送等業務内容）

第4条 乙が協力する調理・配送等業務は、次に掲げる事項とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 調達可能な食材等を調達すること。
- (2) 甲又は乙が調達した食材を調理すること。
- (3) 甲又は乙が調理した食材又は物資等を配送すること。
- (4) 甲による配送車両の活用について、調整すること。

（災害支援型自動販売機の設置等）

第5条 甲は、乙と協議の上、共同調理場において、乙に自動販売機を設置させるものとし、その手続きは厚木市市有財産規則（昭和56年厚木市規則第53号）によるものとする。

2 前項の規定による自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、厚木市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和56年厚木市条例第25号）第5条の規定により減免するものとする。

3 第1項の規定により設置する自動販売機の仕様は、一定の操作を行うことにより、自動販売機内の在庫飲料製品を無償で提供する機能を有するものとし、乙は、

その設置及び管理の責任を負うものとする。

(費用負担等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が調理・配送等業務を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙の自主的な協力に伴う経費は無償とする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに当該経費を乙に支払うものとする。

4 乙は、前条第3項に係る費用及び自動販売機の電気使用料を負担するものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、調理・配送等業務に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲、乙ならびに乙が業務を委託している企業と協議の上決定する。

(連絡責任者等)

第8条 調理・配送等業務に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定め相手方に報告するものとする。

2 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における防災啓発に協力するものとする。

2 甲は前項の協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和20年3月31日までとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月1日

甲 神奈川県厚木市3丁目17番17号

厚木市長 小林 常良

乙 神奈川県厚木市妻田北一丁目12番6号

株式会社厚木学校給食サービス

代表取締役 山本 徳憲

災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定細目

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社厚木学校給食サービス（以下「乙」という。）とが、令和4年9月1日をもって締結した「災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定書」第11条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請手続）

第1条 協定書第2条に規定する要請は、調理・配送等業務要請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、口頭を持って協力要請することができるものとする。この場合は、甲は、乙に対し事後に前項の調理・配送等業務要請書を提出するものとする。

（災害支援型自動販売機に関する事項）

第2条 乙は、設置する自動販売機に空容器回収箱を設置し、乙の責任で空容器回収箱内及びその周辺の衛生管理に努めるものとする。

2 乙が負担する電気料金は、甲との協議により決定し、甲に納入するものとし、乙はその金額等を甲に報告しなければならない。

（完了報告）

第3条 乙は、調理・配送等業務を完了したときは、調理・配送等業務完了報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭を持って報告し、事後に調理・配送等業務完了報告書を提出するものとする。

（請求）

第4条 協定書第6条第3項による請求は、別紙請求書（第3号様式）により行うものとする。

第1号様式

第 号
年 月 日

株式会社 厚木学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲 様

厚木市長

調理・配送等業務要請書

災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定細目第1条の規定により、次のとおり協力を要請します。

1 件 名	
2 協 力 期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
3 協 力 内 容	
4 提 供 先	
5 配 送 の 有 無	有 ・ 無
6 そ の 他	
7 担 当 者 等	所属 職氏名 電話
8 要 請 先 担 当 者 等	所属 職氏名 電話

第2号様式

年 月 日

厚木市長 様

株式会社 厚木学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲

調理・配送等業務完了報告書

年 月 日付け 第 号により要請のありました件について、次のとおり業務完了しましたので、災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定細目第3条の規定により、報告します。

1 件 名	
2 完了年月日	年 月 日
3 協力内容	
4 提供先	
5 配送の有無	有 ・ 無
6 その他	
7 担当者等	所属 職氏名 電話
8 報告先担当者	所属 職氏名 電話

2-3-(8)-1 市立小中学校一覧

No.	学校名	所在地	電話番号
1	厚木小学校	厚木市寿町3-15-34	221-2017
2	依知南小学校	厚木市下依知2-7-1	245-1166
3	北小学校	厚木市山際658	245-1137
4	荻野小学校	厚木市上荻野8	241-1454
5	三田小学校	厚木市三田515	241-1040
6	清水小学校	厚木市妻田西3-18-1	221-4210
7	小鮎小学校	厚木市飯山南4-9-1	241-1452
8	玉川小学校	厚木市七沢150-1	248-0015
9	南毛利小学校	厚木市長谷1085	248-1679
10	相川小学校	厚木市岡田5-10-1	228-2610
11	厚木第二小学校	厚木市旭町5-38-1	228-0690
12	緑ヶ丘小学校	厚木市緑ヶ丘4-1-1	221-2368
13	戸室小学校	厚木市戸室4-4-1	224-7888
14	愛甲小学校	厚木市愛甲西1-17-1	247-9371
15	妻田小学校	厚木市妻田南1-14-1	224-5911
16	鳶尾小学校	厚木市鳶尾2-12-1	241-7312
17	毛利台小学校	厚木市毛利台1-23-1	247-9351
18	上荻野小学校	厚木市上荻野1429	241-0861
19	飯山小学校	厚木市飯山4400	241-2851
20	森の里小学校	厚木市森の里1-27-1	248-3611
21	依知小学校	厚木市関口872-1	245-4611
22	戸田小学校	厚木市戸田545	228-9805
23	上依知小学校	厚木市上依知1657	246-2884
小学校 計23校			
1	厚木中学校	厚木市水引1-1-3	221-3227
2	依知中学校	厚木市中依知364	245-1167
3	荻野中学校	厚木市鳶尾5-1-1	241-1710
4	睦合中学校	厚木市三田3-1-1	241-1450
5	小鮎中学校	厚木市飯山南4-9-2	241-1428
6	玉川中学校	厚木市小野301-10	248-0329
7	南毛利中学校	厚木市恩名2-16-1	221-4340
8	東名中学校	厚木市愛甲1809	228-4052
9	林中学校	厚木市林5-5-1	224-4933
10	藤塚中学校	厚木市上依知1289	245-3371
11	森の里中学校	厚木市森の里3-35-1	248-0727
12	睦合東中学校	厚木市三田3472	221-5956
13	相川中学校	厚木市酒井1981-1	229-5516
中学校 計13校			

2-3-(8)-2 応急教育実施校一覧

No.	被災校	応急教育実施場所		
1	厚木小学校	厚木中学校	厚木第二小学校	
2	依知南小学校	依知中学校	依知小学校	
3	北小学校	藤塚中学校	依知小学校	上依知小学校
4	荻野小学校	鳶尾小学校	荻野中学校	
5	三田小学校	睦合中学校	睦合東中学校	清水小学校
6	清水小学校	睦合中学校	睦合東中学校	三田小学校
7	小鮎小学校	小鮎中学校	飯山小学校	
8	玉川小学校	玉川中学校	森の里小学校	森の里中学校
9	南毛利小学校	南毛利中学校	毛利台小学校	愛甲小学校
10	相川小学校	戸田小学校	東名中学校	相川中学校
11	厚木第二小学校	厚木小学校	厚木中学校	東名中学校
12	緑ヶ丘小学校	戸室小学校	林中学校	南毛利中学校
13	戸室小学校	緑ヶ丘小学校	林中学校	南毛利中学校
14	愛甲小学校	玉川中学校	東名中学校	南毛利小学校
15	妻田小学校	清水小学校	睦合東中学校	林中学校
16	鳶尾小学校	荻野小学校	荻野中学校	
17	毛利台小学校	南毛利小学校	玉川中学校	
18	上荻野小学校	荻野小学校	荻野中学校	
19	飯山小学校	小鮎小学校	小鮎中学校	
20	森の里小学校	森の里中学校	玉川小学校	
21	依知小学校	依知南小学校	北小学校	藤塚中学校
22	戸田小学校	相川小学校	東名中学校	相川中学校
23	上依知小学校	北小学校	藤塚中学校	依知小学校
24	厚木中学校	厚木小学校	厚木第二小学校	南毛利中学校
25	依知中学校	依知南小学校	依知小学校	
26	荻野中学校	荻野小学校	鳶尾小学校	上荻野小学校
27	睦合中学校	三田小学校	清水小学校	睦合東中学校
28	小鮎中学校	小鮎小学校	飯山小学校	
29	玉川中学校	毛利台小学校	玉川小学校	愛甲小学校
30	南毛利中学校	南毛利小学校	戸室小学校	
31	東名中学校	相川小学校	愛甲小学校	戸田小学校
32	林中学校	戸室小学校	緑ヶ丘小学校	
33	藤塚中学校	北小学校	依知小学校	上依知小学校
34	森の里中学校	森の里小学校	玉川小学校	
35	睦合東中学校	妻田小学校	清水小学校	三田小学校
36	相川中学校	相川小学校	東名中学校	戸田小学校

2-3-(8)-3 市立保育所一覽

No.	所名	所在地	電話
1	厚木市立相川保育所	〃 下津古久710-1	225-2257
2	厚木市立小鮎保育所	〃 飯山4232-1	225-2259
3	厚木市立玉川保育所	〃 七沢162	225-2260
4	厚木市立南毛利保育所	〃 長谷1247	225-2261

2-3-(8)-5 保育園 (民間) 一覧

No.	園名	所在地	電話
1	厚南幼稚園	厚木市愛甲3-14-1	247-0139
2	依知保育園	// 関口390	245-0531
3	荻野すみれ愛児園	// 鳶尾2-25-6	241-1306
4	妻田保育園	// 妻田西2-20-5	222-2632
5	みどり保育園	// 戸室3-3-11	223-7555
6	三田保育園	// 三田350-3	241-9127
7	岡田保育園	// 岡田1-7-8	228-6480
8	かねだチャイルド園	// 金田254	296-4152
9	YMCAあつぎ保育園ホサナ	// 中町3-2-6 Tビル4F	222-8619
10	保育園ViVi	// 水引2-12-29 YMビル1階	294-3003
11	けいわ保育園	// 中町3-3-9 厚木アーバンプラザ3階	221-4570
12	あゆのこ保育園	// 恩名1-10-38	296-5177
13	キンダーガーデンこぼと	// 旭町3-7-3	220-6333
14	けいわ星の子保育園	// 中町3-3-9 厚木アーバンプラザ2階	296-2040
15	愛歩保育園	// 下荻野1284-1	243-4500
16	おひさまっこ保育園	// 東町7-2-2 2階	297-7789
17	はぐくみの丘保育園	// 長谷1128-1	290-2033
18	もみじ保育園	// 松枝1-1-3	244-4670
19	保育園コスモス	// 愛名31-12	248-1919
20	本厚木ふたば保育園	// 田村町7-3 レジェンド本厚木2階	295-2525
21	厚木こぼと保育園	// 中町3-11-20 ケイビル4階	222-5810
22	本厚木さくらんぼ保育園	// 田村町1-29-2	224-3184
23	湘南カトリア保育園	// 田村町2-20 三橋ビルアネックス1・2階	223-8876
24	みらくる保育園	// 飯山南1-31-17	270-3888
25	子中保育園	// 下荻野729-7	242-1668
26	くれよん保育室	// 飯山南5-28-10	281-8056
27	ナーサリースクールT&Y 本厚木	// 中町3-18-5 ソーケン本厚木ビル2階	204-7103
28	厚木ふじの花保育園	// 旭町2-4-15	265-0503
29	厚木・あさひ保育園	// 旭町5-42-32 ウィン本厚木2・3階	258-6385
30	翼咲保育園	// 妻田南1-17-34	200-9966
31	カミヤト凸凹保育園	// 上依知425-1	245-7878
32	ポノ保育園	// 田村町1-26 ヨークフーズ厚木店2階	225-7540
33	厚木こぼと保育園 (水引園)	// 水引2-7-16	222-1174
34	ちっちゃな保育園たろうとはなこ	// 中町2-10-20 プリス本厚木レジデンス1階	240-6008
35	瑠璃光寺保育園	// 上依知1747	245-0336
36	ひばり幼稚園	// 戸室2-21-9	224-6394
37	どんぐり保育園	// 妻田北2-24-11 1階	294-5775
38	こひつじ愛児園	// 温水西2-1-1	280-5534
39	そよかぜ保育園	// 田村町5-9	296-5055
40	マーガレット保育園	// 中町4-9-14	240-6071
41	ぽとふ厚木	// 長谷677-3 武井商事ビル101	270-7007
42	妻田フェルマータ小規模保育園	// 妻田北1-6-13	280-6129

2-3-(8)-6 私立小学校一覧

No.	学校名	所在地	電話
1	七沢希望の丘初等学校	厚木市七沢433-1	270-6123

2-3-(8)-7 高等学校一覧

No.	学校名	所在地	電話
1	県立厚木高等学校	厚木市戸室 2-24-1	221-4078
2	県立厚木東高等学校	〃 王子 1-1-1	221-3158
3	県立厚木清南高等学校	〃 岡田 1-12-1	228-2015
4	県立厚木商業高等学校	〃 王子 3-1-1	223-6669
5	県立厚木北高等学校	〃 下荻野 886	241-8001
6	県立厚木西高等学校	〃 森の里青山 12-1	248-1705
7	厚木中央高等学校	〃 恩名 1-17-18	221-5678
8	クラーク記念国際高等学校	〃 旭町 1-32-7	220-5539
9	星槎国際高等学校	〃 中町 3-16-8	296-5252

2-3-(9)-1 地震等の災害応急活動に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社団法人厚木市建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害が発生した場合の応急安全対策に係る活動（以下「災害応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、厚木市の地域において災害が発生した場合に、甲が必要と認める災害応急活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、災害応急活動要請書（第1号様式）により乙に協力を要請する。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

3 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

4 甲は、乙が災害応急活動を実施するために必要な情報を提供する。

（活動の内容）

第3条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

（1）安全等確保のための災害応急対策を行う。

（2）災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。

（3）必要に応じて現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

（災害応急活動時の体制）

第4条 災害応急活動を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとする。

2 乙は、甲の災害時応急対策計画の配備体制に基づき、事前に配備体制を定めるものとする。

（活動の報告）

第5条 乙は、第3条の活動を行った場合には、速やかに甲に災害応急活動報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書の提出があった場合は、速やかに現場確認立会いを実施しなければならない。

（費用の支払い）

第6条 乙は、前条第2項の立会い後、実施費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、速やかに実施費用を支払わなければならない。

（費用の額）

第7条 甲は、乙から前条の支払請求があった場合には、神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額により支払いをする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、厚木市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）の規定の例により補償するものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、引き続き1年間更新したものと見なし、以降もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

（その他）

第11条 この協定は、締結の日から施行する。なお、平成4年3月3日に締結した「地震・風水害・その他

の災害における業務協定」については廃止する。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市栄町1丁目2番2号
社団法人 厚木市建設業協会
会 長 山口 光 正

災害応急活動要請書

要請番号		要請者		要請月日		作業担当者		
NO		氏名 ㊟		年 月 日		氏名		
要 請 内 容								
災害状況		-----						
活動内容		-----						
必要人員								
必要機材								
その他								
災 害 応 急 活 動 場 所								
厚木市			地内		明細地図 北・南 P		—	
応 急 活 動 指 示 工 種								
工種区分	数量	単位	工種区分	数量	単位	工種区分	数量	単位
A-1		m	C-3		箇所	I-1		箇所日
A-2		m	D-1		m ²	I-2		箇所日
A-3		m ²	E-1		m ³	J-1		現場
B-1		m ³	E-2		m ³	K-1		回
B-2		m ³	E-3		m ³	L-1		台
B-3		m ³	F-1		箇所	L-2		台
C-1		箇所	G-1		箇所			
C-2		箇所	H-1		人			
その他指示事項								

A-1	土嚢積み工（2段）	E-2	土砂埋め戻し工（BH0.1+ﾀﾝﾊﾟ）
A-2	土嚢積み工（3段）	E-3	土砂埋め戻し工（BH0.2+ﾀﾝﾊﾟ）
A-3	土砂取除（人力）	F-1	通行止め工
B-1	土砂取除（人力）	G-1	迂回路看板設置工
B-2	土砂取除（ﾊﾞｯｸﾙ0.1）	H-1	保安工（交通整理員）
B-3	土砂取除（ﾊﾞｯｸﾙ0.2）	I-1	照明工（1箇所当たり1基使用）
C-1	水替え工（水中ポンプ2ｲﾝﾁ）	I-2	照明工（1箇所当たり2基使用）
C-2	水替え工（水中ポンプ4ｲﾝﾁ）	J-1	現場監督費
C-3	水替え工（水中ポンプ6ｲﾝﾁ）	K-1	現場使用資材等運搬
D-1	ブルーシート設置工	L-1	建設機械等回送費（往復10tまで）
E-1	土砂埋め戻し工（人力）	L-2	建設機械等回送費（往復5tまで）

災害応急活動報告書

要請番号	要請者 (厚木市)	要請月日	作業担当者 (建設業協会)					
NO	氏名 ㊟	年 月 日	氏名					
災害応急活動場所								
厚木市		地内	明細地図	北・南P —				
災害応急活動報告								
1. 活動内容（活動月日 月 日～ 月 日）								
.....								
.....								
.....								
.....								
2. 特記事項								
.....								
.....								
積算確認 <small>(建設業協会)</small>	㊟	応急活動報告工種			出来高確認 <small>(厚木市)</small>	㊟		
工種区分	数量	単位	工種区分	数量	単位	工種区分	数量	単位
A-1		m	C-3		箇所	I-1		箇所日
A-2		m	D-1		m ²	I-2		箇所日
A-3		m ²	E-1		m ³	J-1		現場
B-1		m ³	E-2		m ³	K-1		回
B-2		m ³	E-3		m ³	L-1		台
B-3		m ³	F-1		箇所	L-2		台
C-1		箇所	G-1		箇所			
C-2		箇所	H-1		人			
概算見積額		(直工 ×経費率) 千円止×1.05=合計						円

A-1	土嚢積み工（2段）	E-2	土砂埋め戻し工（BH0.1+ﾀﾝﾊﾟ）
A-2	土嚢積み工（3段）	E-3	土砂埋め戻し工（BH0.2+ﾀﾝﾊﾟ）
A-3	土砂取除（人力）	F-1	通行止め工
B-1	土砂取除（人力）	G-1	迂回路看板設置工
B-2	土砂取除（ﾊﾞｯｸﾙ0.1）	H-1	保安工（交通整理員）
B-3	土砂取除（ﾊﾞｯｸﾙ0.2）	I-1	照明工（1箇所当たり1基使用）
C-1	水替え工（水中ポンプ2ｲﾝﾁ）	I-2	照明工（1箇所当たり2基使用）
C-2	水替え工（水中ポンプ4ｲﾝﾁ）	J-1	現場監督費
C-3	水替え工（水中ポンプ6ｲﾝﾁ）	K-1	現場使用資材等運搬
D-1	ブルーシート設置工	L-1	建設機械等回送費（往復10tまで）
E-1	土砂埋め戻し工（人力）	L-2	建設機械等回送費（往復5tまで）

2-3-(9)-2 災害時等における応急対策に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が行う応急対策業務について、乙が協力するための必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲が、災害時において応急対策業務を実施するため、乙に協力を求める必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び活動内容
- （2）応急対策に必要とする人員、資機材
- （3）応急対策を必要とする場所、機関

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して要請事項について適切な措置をとるとともに、甲の定めた職員の指示に従い又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定を受け、甲の要請事項を実施する場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了した場合は、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動の人員と期間
- （3）活動の場所
- （4）活動の効果
- （5）事故のあった場合はその内容
- （6）その他今後参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の円滑を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に、そのために乙が要し

た経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とするものとする。

(経費の請求)

第7条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めにより補償する。労働者災害補償保険法の適用がない場合は、厚木市消防団員等公務補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

(報告)

第9条 乙は、乙の会員及び職員等又は連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市戸室1丁目3番10号
安藤ビル210
厚木管工事業協同組合
理事長 長 友 正 次

2-3-(9)-3 災害時における応急対策に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市造園業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が管理する公園・緑地等（以下「公園緑地等」という。）の緊急巡回及び応急措置等（以下「応急活動」という。）について、乙が協力するための必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めるときには、災害応急活動要請書（第1号様式）により乙に協力を要請する。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

3 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

4 甲は、乙が災害応急活動を実施するために必要な情報を提供する。

（活動の内容）

第3条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

（1）安全等確保のための応急活動を行う。

（2）応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。

（3）必要に応じて現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

（災害応急活動時の体制）

第4条 応急活動を円滑に行うため、甲の連絡責任者は公園緑地課長とし、乙の連絡責任者は厚木市造園業協会会長とする。

（活動の報告）

第5条 乙は、第3条の活動を行った場合には、速やかに甲に災害応急活動報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書の提出があった場合は、速やかに現場確認立会いを実施しなければならない。

（費用の支払い）

第6条 乙は、前条第2項の立会い後、実施費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、速やかに実施費用を支払わなければならない。

（費用の額）

第7条 甲は、乙から前条の支払請求があった場合には、神奈川県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額により支払いをする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、厚木市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）の規定の例により補償するものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、引き続き1年間更新したものと見なし、以降もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年 6月19日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市下荻野483番地
厚木市造園業協会
会長 内田 卓弘

2-3-(9)-4 災害時における工具、器具、機械類等の提供等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社団法人 神奈川県自動車整備振興会厚木支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、工具、器具、機械類等の提供及び放置車輛等の撤去など、協力を要請することについて、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第1条 災害時において甲の要請に基づき、乙が提供する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救出救助、被災物件等の除去、二次災害の危険除去及び道路通行に支障となる放置車両等の撤去（以下「活動等」という。）に必要な工具、器具、機械類（以下「機具類等」という。）の提供及びその操作
 - (2) その他、災害時における活動等のうち乙が提供を可能と判断する協力及び役務
- 2 災害により被害を受けた者のため活動等を行おうとする者（以下「救助活動者等」という。）からの申出に基づき乙が貸与することに支障ないと判断する機具類等は、甲の要請を必要とせず、乙は無償で直接、救助活動者等に貸与するものとする。

（要請方法）

第2条 甲は、市内に災害が発生、又は乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請できるものとし、また、第3号、第4号の項目について具体的に示すことが困難であり、かつ緊急を要するときは省略することができるものとする。

- (1) 災害の状況及び応援又は協力を要請する理由
 - (2) 応援を必要とする内容
 - (3) 応援を必要とする人員
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 甲は、前項ただし書きの規定により口頭で要請を行った場合は、後日、文書をもって乙に提出するものとする。

（乙の協力等）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して協力するものとする。

- 2 乙は、第1条第2項に定める内容について、平常時から速やかに提供できる機具類等の保管に努めるものとし、適宜、その内容を文書をもって甲に通知するものとする。この場合、甲は、その内容を乙の業務に支障のない範囲で広く市民に対し周知を図るよう努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は前条第1項に基づき協力を実施した場合は、事後に文書をもって速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に出動した人員
- (2) 応援の従事地域
- (3) 応援に従事した期間及び活動結果
- (4) その他応援に従事した内容を把握するために必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した協力等の提供に要した経費は甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(補償)

第6条 甲の要請に基づき協力等に従事した乙の従事者が死亡、負傷、疾病に罹りまたは廃疾となった場合における補償については、厚木市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年厚木市条例第23号)を準用する。

2 第1条第2項に定める場合において、貸与した機具類等が救助活動者等に故意、過失なく破損、故障等が生じたときは、乙は、救助活動者等との連名による書面をもって、甲に対し、その補償を請求することができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、甲においては厚木市防災担当課長を、乙においては社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部長を連絡責任者とする。

2 前項に定める乙の連絡責任者に変更があった場合は、乙は、速やかに甲に通知するものとする。

(提供等の報告)

第8条 乙は、甲から役務提供及び協力内容の確認依頼があったときは速やかに甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の内容について疑義が生じたとき及び定めのない事項に関し疑義が生じたときは、災害時等のやむを得ない場合を除き、その都度、甲乙、誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙いずれかの別段の意思表示がない限り効力を維持するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年8月31日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 厚木市関口848番地3
社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部
支部長 長谷川 勝利

2-3-(9)-5 災害時等における応急措置の協力要請に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川建設重機協同組合・社団法人全国クレーン建設業協会神奈川支部・神奈川県クレーン建設業協同組合（以下「三団体」という。）の三団体代表神奈川建設重機協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から厚木市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）等が発生した場合、甲が行う応急措置について、乙が協力することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲が、応急措置を実施するため乙に対し協力を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要請するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況、及び活動内容
- (2) 応急措置に必要とする人員、資機材
- (3) 応急措置を必要とする場所、機関

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定を受けた時は、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。ただし、人命に係るなど緊急を要する場合は、この限りでない。

（業務内容・報告等）

第4条 乙は、前条の規定を受け、甲の要請事項を実施した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了した時は、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の場所、及び内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の効果
- (4) 事故のあった場合は、その内容
- (5) その他、今後の参考となる事項

（連絡窓口等）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては厚木市総務部防災対策室、乙においては神奈川建設重機協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、この協定を実効あるものとするため、相互に連携して連絡体制・通信手段の整備、確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡、負傷もしくは疾病になった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）の定めに従い補償する。労働者災害補償保険法の適用がない場合は、厚木市消防団員等公務補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）の規定の例により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

（事故等）

第9条 乙は業務に際し、業務に従事した者の責に帰する理由により、第三者に事故等の損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第 10 条 業務を要請した甲は、その責めに帰する理由により、業務に使用中の車両が損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を補償するものとする。

(報告)

第 11 条 乙は、乙の組合員等に変更が生じた場合は、毎年 3 月末日までに甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第 12 条 この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了 1 箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが誠意を持って協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 1 月 17 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 三団体代表
川崎市川崎区宮前町 8 丁目 11 番
神奈川建設重機協同組合
理事長 内田 靖 夫

(三団体)

- ・神奈川建設重機協同組合
理事長 内田 靖 夫
- ・(社) 全国クレーン建設業協会神奈川支部
支部長 内田 靖 夫
- ・神奈川県クレーン建設業協同組合
理事長 内田 靖 夫

2-3-(9)-6 災害時等における物資の輸送等に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害」という。）が発生した場合又は厚木市外で災害が発生し、被災地に対して支援を行う場合において、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下「物資」という。）の輸送
- (2) 前1号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

- 2 物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対し、厚木市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年厚木市条例第23号）を準用し補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

- 2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。
- 3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、そ

の事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

- 第7条 乙は、その業務に関し、厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号。以下「市条例」という。)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等が指定したもの又は市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)を使用してはならない。
- 2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。
- 3 乙は、その業務に関し、県条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(疑義等の解決)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。なお、平成8年3月15日に締結した、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月27日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目11番1号
一般社団法人神奈川県トラック協会
会長 吉田 修一

2-3-(9)-7

災害時等における自動車等の燃料供給に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合厚木支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域における地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が行う応急対策に必要な自動車等の燃料に関し、乙が供給するために必要な事項について、次のとおり手続き等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時において業務に従事する自動車に燃料等を供給する必要があると認めた場合は、文書により乙に協力要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、要請に当たっては、供給を要する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

2 前項の供給を要する期間、その他必要な事項は、災害の状況により甲が必要と認めた場合は、乙と協議の上、変更ができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条による甲の要請を受けた場合は、やむを得ない理由のない限り燃料等を供給するものとする。

（連絡責任者）

第5条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

（報 告）

第6条 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる厚木市内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号等に変更が生じた場合及び連絡責任者の変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（燃料等の価格）

第7条 甲が乙に支払う燃料の価格は、その年度において別に契約した単価契約の価格とする。ただし、大幅な仕入価格の変動がある場合は甲乙が協議をするものとする。

る。

(効 力)

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市妻田西2丁目14番18号
神奈川県石油商業組合厚木支部
支部長 原 寿美

2-3-(9)-8

災害時における生活必需物資（L P ガス）の調達に関する協定書

厚木市長（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県L P ガス協会厚木支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙のL P ガス及びL P ガス使用器具等（以下「L P ガス等」という。）を確保するため、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第1条 甲は、災害時におけるL P ガス等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有するL P ガス等の調達を文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が保有するL P ガス等を調達ができるよう速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（L P ガス等の価格）

第3条 L P ガス等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（L P ガス等の引取）

第4条 L P ガス等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、要請したL P ガス等を確認の上、これを引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し、運搬の協力を求めることができるものとする。

（保有数量の報告）

第5条 乙は、甲からL P ガス等の保有数量の確認依頼があったときは、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市戸田490
公益社団法人
神奈川県LPガス協会厚木支部
支部長 大貫 健善

2-3-(9)-9 道路補修事務所備品一覽

令和4年4月1日現在

種別	品名	数量	品質・形状・寸法	取得年月日	備考
破砕 ・ 切断	エンジンカッター	4	K700 ACTIVE2	H12.5.30	
	エンジンカッター		ダイワ EC-90 径226	H13.2.26	
	エンジンカッター			H20.2.25	
	エンジンカッター		EC7500S	H18.11.7	
	鉄筋カッター	1		H3.5.27	
	コンクリートカッター	1	MCD-214DX	H7.10.3	
	電動はつりハンマー	1	H50SA	H19.2.19	
	ガス溶接切断機	1	KSコンシャン	H7.7.31	
	防じんマルノコ	1	5036DRA 充電式	H14.1.17	
	インパクトレンチ	1	マキタ 6905H	H12.11.14	
	エンジン溶接機	1	ダイワ EGW-181MS	H14.12.2	
ブースターチャージャー	1	SP1-24-25ZS	H7.7.14		
発電機	ガソリンタイプ発電機	1	北越工業(株)製HP3000-53	H11.1.29	
	発動発電機	1	EM4500	H19.2.19	
伐採 ・ 除草	バスクバーナーチェーンソー	7	I36	H12.5.30	
	チェーンソー		共立 CS2600 T125	H13.1.31	
	チェーンソー		ダイワ E395D(新型)	H13.11.15	
	エンジンチェーンソー		E1027TS-250SP	H16.12.8	
	エンジンチェーンソー		E1027TS-250SP	H16.12.8	
	エンジンチェーンソー		E1027TS-250SP	H17.3.3	
	エンジンチェーンソー		E1027TS-250SP	H17.3.3	
	刈り払機(両手ハンドル)	8	新ダイワRM451-2E	R2.3.25	
	刈り払機(両手ハンドル)		新ダイワRM451-2E	R2.3.25	
	刈り払機(両手ハンドル)		新ダイワRM451-2E	R3.2.1	
	刈り払機(両手ハンドル)		新ダイワRM451-2E	R3.2.1	
	刈り払機(両手ハンドル)		ゼノアBC4410DW1	R4.3.11	
	刈り払機(両手ハンドル)		ゼノアBC4410DW1	R4.3.11	
	草払機一式		肩掛式 BL26DU	H13.12.5	
	刈り払機		R2200-S2BY	H16.12.8	
エンジンブロワ	1		H20.2.25		
舗装	ハンドガイドローラー	1	TMR65YDS	H16.12.8	
	プレートコンパクター	4	MVC40G	H18.11.7	
	プレートコンパクター		MVC40G	H18.11.7	
	プレートコンパクター		三笠産業株式会社 MVC-40GA	H21.11.19	
	プレートコンパクター		株式会社明和製作所 VP80	H21.11.19	
	タンピングランマー	1		H20.2.25	
	バイブレーションローラー	1	MRH-700DS三笠産業(株)	H10.12.14	
浚渫 ・ ポンプ	エンジンポンプ	1		H4.10.30	
	水中ポンプ	5	寺田 SA-400 100m	H12.11.17	
	水中ポンプ		HSN2.4S	H19.2.19	
	水ポンプ(エンジンポンプ)		WB30XT HONDA	H26.6.10	
	水ポンプ(エンジンポンプ)		WB30XT HONDA	H26.6.10	
	水ポンプ(エンジンポンプ)		WB30XT HONDA	H26.7.8	
	カンツールPBBブラマーズセット	2		H17.3.3	
	カンツールPBBブラマーズショートセット			H17.3.3	
除雪	除雪機	4	SGW801	H27.1.29	愛甲石田駅
	除雪機		SGW801	H27.1.29	厚木バスセンター
	除雪機		SGW801	H27.1.29	厚木バスセンター
	除雪機		SGW801	H27.1.29	厚木バスセンター

2-3-(10)-1 神奈川県警察本部災害時応急活動計画

(警察本部警備部危機管理対策課)

【警備対策関係】

1 県警察の基本方針

大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

2 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大地震発生と同時に警察本部に警察本部長を警備本部長とする県警備本部を、警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊等の編成及び部隊運用

県警察は別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

3 災害応急対策の実施

県警察が実施する災害応急対策は、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・連絡

- ア 県警察は、災害警備活動上必要な情報を収集する。
- イ 県警察は、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

(2) 救出救助活動等

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を被災地を管轄する警察署に出动させ、救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行うものとする。

(3) 避難誘導等

- ア 警察官は、災害対策基本法第 61 条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第 4 条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。
- イ 避難誘導に当たっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮する。
- ウ 県警察は、津波注意報及び警報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波注意報及び警報の伝達並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(4) 交通規制

県警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、大震災の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路確保など必要な交通規制を実施する。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害の危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。

(6) 社会秩序の維持

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力

団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) 自発的支援の受入れ

ア ボランティアの受入れ

県警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

イ 海外からの支援受入れ

県警察は、警察庁から海外の支援受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講じるものとする。

4 広域的な応援体制の確立

県公安委員会は、大地震発生後県内の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。また、県警察は、本県以外において大規模災害の発生を認知した場合は、広域緊急援助隊の応援体制を確立し、派遣する。

2-3-(10)-2 災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と愛川町（以下「乙」という。）と清川村（以下「丙」という。）と神奈川県厚木警察署（以下「丁」という。）と株式会社エーブレイン（以下「戊」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙丙の市町村域内において地震災害、風水害その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙、丙又は丁の要請により、戊が行う無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による被災状況等の調査（以下「支援活動」という。）について必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲乙丙の市町村域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、甲、乙、丙又は丁は、戊に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援活動を要請するものとする。この場合において、丁が支援活動を要請するときは、当該要請する市町村域内に応じて、甲、乙又は丙を介して戊に行うものとする。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）その他必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 戊は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（支援活動の内容）

第3条 戊は、航空法第132条の3に規定する国土交通省令で定める者として、同条の規定による救助又は捜索を目的に、次の支援活動を行うものとする。

（1）無人航空機による被災状況の調査及び要救助者の捜索等

（2）無人航空機により撮影した情報の甲、乙、丙及び丁への提供

（3）その他甲乙丙丁戊五者による協議が整った支援活動

（映像等の所有権等）

第4条 本協定に基づく支援活動による映像、画像等の所有権及び著作権は、甲、乙、丙及び丁に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第5条 戊は、支援活動により知り得た甲、乙、丙、丁又は第三者の秘密を漏らしてはならない。支援活動終了後も同様とする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による甲、乙、丙又は丁の要請に基づく活動に要した経費は、当該活動した市町村域内に応じて、甲乙丙のそれぞれが負担する。この場合において、活動範囲が広範囲（市町村間をまたがる活動に限る。）に渡るときは、甲、乙又は丙で協議し、負担するものとする。

2 前項の規定により、甲乙丙が負担する経費は、戊が甲、乙、丙又は丁が要請した支援活動に係る消耗品費及び通信費とし、その額は、災害発生時直前における適正な価格により算定するものとする。

（災害補償等）

第7条 第2条の規定に基づき支援活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に著しい障害を負った場合における本人、その遺族若しくは被扶養者等に対する災害補償は、戊が負担するものとする。

2 戊が支援活動中に第三者に被害を与えた場合には、その損害の賠償に要する費用は、戊が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙丙丁戊のいずれかから何らの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲乙丙丁戊は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、1箇月前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(この協定に定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(厚木市の条例、規則等を含む。)の定めによるもののほか、甲乙丙丁戊五者で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙丁戊五者で署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 愛甲郡愛川町角田251番1号
愛川町長 小野澤 豊

丙 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番
清川村長 岩 澤 吉 美

丁 厚木市水引1丁目11番10号
神奈川県厚木警察署長 河 辺 裕 司

戊 厚木市愛甲東1丁目22番30号
株式会社 エーブレイン
代表取締役社長 古座野 良 一

2-3-(11)-1 停電情報の提供に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、広域停電発生時における情報提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において広域停電が発生した場合、停電情報の提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

（停電情報提供の協力）

第2条 乙が提供する停電情報は、厚木市における継続停電を対象とし、情報連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙共に事前に連絡先及び連絡方法を別紙一「停電発生時の連絡ルート」・別紙二「停電情報連絡表」のとおり定めるものとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、乙から得た情報について市民の安全安心以外の業務に使用しないこととする。

（報 告）

第4条 甲および乙は、別紙一「停電発生時の連絡ルート」・別紙二「停電情報連絡表」に変更が生じた場合には、その都度相手方に対し、報告するものとする。

（効 力）

第5条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協 議）

第6条 この協議に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

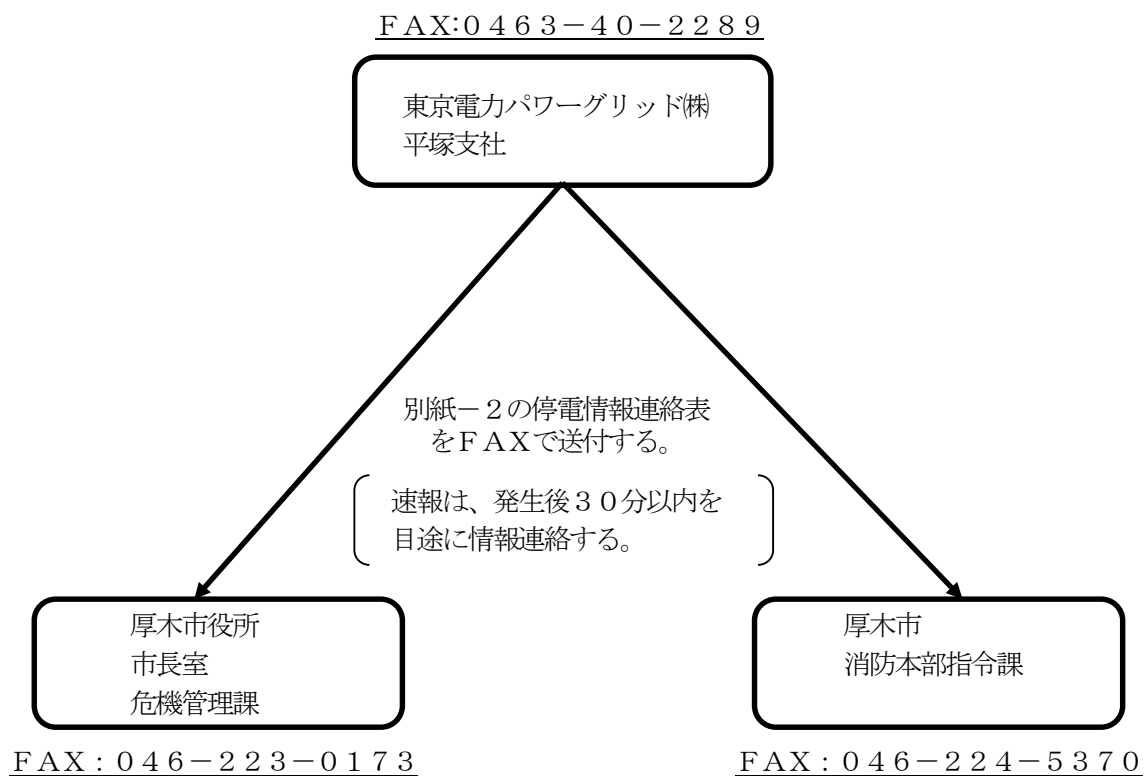
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

乙 平塚市追分1番4号
東京電力株式会社 平塚支社
支社長 町 田 和 義

停電発生時の情報連絡ルート



[速報] ・ [第 報]

別紙-2

年 月 日

厚木市 市長室 危機管理課

(連絡先:046-225-2190、FAX:046-223-0173)

御中

消防本部 指令課

(連絡先:046-221-2331、FAX:046-224-5370)

東京電力パワーグリッド(株) 平塚支社

連絡者:

連絡先:0463-40-

F A X :0463-40-

停電情報連絡表

1. 発生日時	年 月 日() 時 分 (天候:晴れ・曇り・雨・雪・雷・強風・台風・)
2. 主な停電地域(時 分現在)	
厚木市	町 丁目(番地) 番地付近 停電時間 分
	町 丁目(番地) 番地付近 停電時間 分
	町 丁目(番地) 番地付近 停電時間 分
	町 丁目(番地) 番地付近 停電時間 分
※停電時間未記入は現在も停電中です。	
3. 停電原因・復旧見込み等(該当する項目[]にチェックをいたしました。)	
<input type="checkbox"/>	現在、全力をあげて復旧作業を進めております。
<input type="checkbox"/>	復旧は、___時___分頃となる見込みです。
<input type="checkbox"/>	現在、上記2. の一部地域において送電が出来ております。
<input type="checkbox"/>	すべての地域におきまして、送電できました。
<input type="checkbox"/>	現在、停電原因の調査中です。
<input type="checkbox"/>	停電原因は、(当社設備・お客さま設備・調査中・不明・)と判明しました。
<input type="checkbox"/>	備考・その他

2-3-(11)-2 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は市民の生命・財産の保護、生活支援等の役割、乙は早期電力復旧等の役割を相互に確認し、災害時等において甲及び乙の連携による防災力強化と早期電力復旧に資する活動を行うことを目的に締結する。

（災害時等の相互協力）

第 2 条 甲及び乙は、早期電力復旧を図るため、次に掲げるとおり相互に協力する。

- (1) 乙は、電力復旧計画策定にあたり、甲が提供する重要施設の優先復旧について十分に配慮するものとし、早期電力復旧が困難な場合については、甲及び乙は実態を踏まえ、協議するものとする。
- (2) 電力復旧の支障となる道路啓開及び障害物等の除去について、甲及び乙が所有する資機材等の活用。この場合において、甲が電線等に接触している障害物等を除去する場合は、甲は乙に対し、現場の安全確認を依頼することができるものとし、乙は災害時等の復旧対応に支障を来さない範囲で技術員を派遣する。
- (3) 甲及び乙が所有する土地、施設、駐車場等の利用
- (4) 甲及び乙が所有する広報手段による市民への停電状況等の情報発信

（情報の提供）

第 3 条 甲及び乙は、災害時等における早期電力復旧を図るため、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）、市民が避難している地域、避難所の情報を提供すること。
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供すること。
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断等の情報、それに伴う復旧の状況を提供すること。

（連絡体制）

第 4 条 甲及び乙は、災害時等の迅速かつ円滑な連携を図るため、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。
- 3 甲は、迅速かつ正確な情報を取得することを目的に、乙に対して、甲の指定する場所へ連絡員

の派遣要請をできるものとする。

(有事の際への備え)

第5条 災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電の発生を未然に防止する観点から、甲及び乙は、平時から、計画的な樹木の巡視・伐採等について相互に協力する。

2 災害時等に円滑な連携を図るため、甲及び乙は、出水期前等に、連絡体制の確認及び情報共有のための会議を開催することができるものとする。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の具体的な役割や実施事項、相互利用する施設その他の事項について、覚書等により別に定めることができるものとする。

(秘密事項)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を生じ、甲又は乙のいずれかから協定の解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙にて協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年3月18日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 平塚市追分1番4号
東京電力パワーグリッド株式会社
平塚支社長 吉 村 陽

2-3-(11)-3 災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市電設協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が管理する公共施設の電気設備が被災した場合の応急復旧に必要な調査、その他の応急措置（以下「応急活動」という。）について、乙が協力するための必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲が、災害時において応急活動を実施するため、乙に協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要請する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（1）被災場所又は応急復旧を要する場所

（2）被災の概要

（3）協力要請の内容

（4）その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して要請事項について適切な措置をとるとともに、甲の定めた職員の指示に従い又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定を受け、甲の要請事項を実施する場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了した場合は、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

（1）活動の内容

（2）活動の人員と期間

（3）活動の場所

（4）事故のあった場合はその内容

（5）その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の円滑を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とするものとする。

(経費の請求)

第7条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(報告)

第9条 乙は、乙の会員及び職員等又は連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、引き続き1年間更新したものと見なし、以降もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月8日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市金田606-3
厚木市電設協会
会長 鈴木 八郎

2-3-(11)-4 災害時等における応急対策活動の協力に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会厚木支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合の地域住民の安心安全の確保のため、甲の要請により、乙が行う支援・協力について必要な事項を定めるものとする。

（支援・協力内容）

第2条 前条の規定による甲が乙に支援・協力要請できる内容については、次のとおりとする。

- （1）震災建築物応急危険度判定士の参集要請及び安全確認支援に関すること
- （2）前号に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

（応急対策活動業務の基準）

第3条 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）による安全確認支援は「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」により認定された判定士が応急危険度判定を行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、判定士による支援協力が必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）判定士による安全確認支援の実施内容
- （3）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において書面を提出する。乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、判定士による安全確認支援を実施したときは、速やかに判定結果を当該施設の管理者等に対し報告するものとする。

（災害補償）

第6条 安全確認支援に従事した者が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、神奈川県建築物震後対策推進協議会

が加入する保険において対応するものとする。

(連絡先)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を別表のとおり定めるものとする。なお、連絡責任者等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意志表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月18日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市飯山4744-1
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
厚木支部
支部長 内 藤 照 永

2-3-(11)-5 災害用特設公衆電話(特設公衆電話)設置場所一覧

No	施設名	住所
1	厚木小学校	厚木市寿町3-15-34
2	依知南小学校	厚木市下依知2-7-1
3	北小学校	厚木市山際658
4	荻野小学校	厚木市上荻野8
5	三田小学校	厚木市三田515
6	清水小学校	厚木市妻田西3-18-1
7	小鮎小学校	厚木市飯山南4-9-1
8	玉川小学校	厚木市七沢150-1
9	南毛利小学校	厚木市長谷1085
10	相川小学校	厚木市岡田5-10-1
11	厚木第二小学校	厚木市旭町5-38-1
12	緑ヶ丘小学校	厚木市緑ヶ丘4-1-1
13	戸室小学校	厚木市戸室4-4-1
14	愛甲小学校	厚木市愛甲西1-17-1
15	妻田小学校	厚木市妻田南1-14-1
16	鳶尾小学校	厚木市鳶尾2-12-1
17	毛利台小学校	厚木市毛利台1-23-1
18	上荻野小学校	厚木市上荻野1429
19	飯山小学校	厚木市飯山4400
20	森の里小学校	厚木市森の里1-27-1
21	依知小学校	厚木市関口872-1
22	戸田小学校	厚木市戸田545
23	上依知小学校	厚木市上依知1657
24	厚木中学校	厚木市水引1-1-3
25	依知中学校	厚木市中依知364
26	荻野中学校	厚木市鳶尾5-1-1
27	睦合中学校	厚木市三田3-1-1
28	小鮎中学校	厚木市飯山南4-9-2
29	玉川中学校	厚木市小野301-10
30	南毛利中学校	厚木市恩名2-16-1
31	東名中学校	厚木市愛甲1809
32	林中学校	厚木市林5-5-1
33	藤塚中学校	厚木市上依知1289
34	森の里中学校	厚木市森の里3-35-1
35	睦合東中学校	厚木市三田3472
36	相川中学校	厚木市酒井1981-1
37	神奈川工科大学	厚木市下荻野1030
38	厚木高等学校	厚木市戸室2-24-1
39	厚木東高等学校	厚木市王子1-1-1
40	厚木商業高等学校	厚木市王子3-1-1
41	厚木清南高等学校	厚木市岡田1-12-1
42	ぼうさいの丘公園	厚木市温水783-1
43	荻野運動公園	厚木市中荻野1500
44	及川球技場	厚木市及川1-17-1

2-3-(12)-1

災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定書

厚木市(以下「甲」という。)と公益財団法人厚木市環境みどり公社(以下「乙」という。)とは、大規模災害に備え、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震災害、風水害、その他の災害時(以下「災害時」という。)に、避難場所等から出されるし尿や道路等に溢れた雨水等の収集運搬及び乙が所有する仮設トイレの提供について、甲が乙に協力を要請する場合の手續等を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、災害時において、し尿や雨水等の収集運搬及び仮設トイレの確保が必要な場合は、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請できるものとし、事後に文書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 前条の要請に基づき、乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路等に溢れた多量の雨水や汚水等の収集及び甲が指定する施設等への運搬
- (2) 避難所等の運営において、仮設トイレ(汲取り式)の設置が必要とされる場合の提供
- (3) 災害時に必要となるし尿の収集及び甲が指定する施設等への運搬

(経費の負担)

第4条 甲の要請に基づき乙が実施した協力等の提供に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(協力の範囲、期間、数量、方法)

第5条 協力の範囲、期間、数量及び方法は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 協力に関する事項の伝達及びこれらに関する連絡の确实を図るため、乙は、事前に緊急時の連絡先を防災主管課長に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、引き続き1年間更新したものとみなし、以降もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市長谷626番地1
公益財団法人
厚木市環境みどり公社
理事長 大津 博

2-3-(12)-2 災害時におけるごみ等の処理に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と厚木市廃棄物処理業協同組合（以下「乙」という。）及び協同組合厚木市資源再生センター（以下「丙」という。）は、市内で大規模な地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災地域のごみ及び資源物（以下「ごみ等」という。）の収集、運搬及び処分等に係る業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、被災地域の環境衛生の保全を図るために、甲が乙及び丙に依頼する業務に係る必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲が乙及び丙に依頼する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）ごみ等の収集及び運搬
- （2）ごみ等の一時保管
- （3）ごみ等の処理に必要な人員の確保及び機材等の提供
- （4）その他特に必要な事項

2 乙及び丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準及び第4条の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に基づき、業務を実施する。

（業務依頼の手続き）

第3条 甲が乙及び丙に業務を依頼する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- （1）被災地域の被害の状況
- （2）業務依頼の内容

2 前項の規定にかかわらず、文書による業務依頼が困難な場合は口頭で依頼し、後日文書により依頼する。

（情報の共有）

第4条 甲と乙及び丙は、被災地域の被害状況及び環境衛生上の措置が必要な地域等知り得た情報を相互に共有する。

（報告）

第5条 乙及び丙は、業務が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した文書により甲に報告する。

- （1）業務の実施内容
- （2）業務の実施場所
- （3）業務に使用した車両、機材及び人員
- （4）業務に伴って事故が発生した場合には、その内容
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙及び丙が業務に要した経費は、後日請求書をもって甲に請求する。

また、業務に要した経費は、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

（事前調整）

第7条 甲と乙及び丙は、災害発生に備え、業務が円滑に行われるよう実施事項の詳細な調整を図る。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙協議の上、定める。

（締結期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙又は丙が意思表示しないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年4月28日

甲 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市中町二丁目14番10号
厚木市廃棄物処理業協同組合
理事長 井上 重壽

丙 厚木市温水西二丁目36番37号
協同組合厚木市資源再生センター
理事長 尾島 忠

2-3-(12)-3

県央 8 市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書

相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村および高座清掃施設組合（以下「協定市町村

」という。）の各市町村および組合の長（以下「市町村長」という。）は、廃棄物の処理に関して、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、協定市町村のごみ処理施設において、不測の事故により廃棄物の適正処理に重大な支障が生じたとき等の場合、協定市町村のごみ処理施設を相互に活用して、廃棄物の適正処理を保持し、もって清掃事業の円滑な遂行と環境の保全に寄与することを目的とする。

（適 用）

第 2 条 本協定の適用および援助の期間は、次のとおりとする。

（1）本協定の適用は、ごみの焼却施設または破碎施設の事故が発生し、または発生が予想されるときで、自己の施設による処理のみでは廃棄物の適正処理に重大な支障が生じると市町村長が判断した場合とする。

（2）援助の期間は、施設の復旧までの必要最小限の期間とする。

（要 請）

第 3 条 援助を必要とする協定市町村は、受託可能な協定市町村を選び、文書により要請する。

（受 託）

第 4 条 援助の要請を受けた協定市町村は、業務に支障のない限り、これを受託するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(実 施)

第5条 援助の実施にあたっては、当該協定市町村間において別途細目を協議のうえ実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 援助の実施に要した経費は、援助を要請した協定市町村が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村は、必要の都度、処理施設の稼動状況等のごみ処理に係る必要情報を相互に交換するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、市町村長協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、昭和58年 4月 1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するために本書10通を作成し、各市町村長記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

昭和58年3月17日

協 定 者

相 模 原 市 長 館 盛 静 光

厚 木 市 長 足 立 原 茂 徳

大 和 市 長 遠 藤 嘉 一

海老名市長	左藤 究
座間市長	本多 愛男
綾瀬市長	鈴木 進
愛川町長	相馬 晴義
清川村長	山本 務本
高座清掃施設組合長	左藤 究

立会者

神奈川県県央地区行政センター所長

横内 好雄

2-3-(12)-4

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に關し、厚木市（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 要請内容
- (2) その他必要な事項

2 甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難しい場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告

する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員(以下「乙会員」という。)を甲が定める規則等に基づき決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の関係法令等による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(平時における協力体制)

第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会の状況等の情報提供を求めることができる。

2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては厚木市環境農政部環境

事業課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、令和 4 年 10 月 3 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和 4 年 10 月 3 日から適用する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 10 月 3 日

甲 厚木市中町三丁目 17 番 17 号
厚木市長 小林 常良

乙 横浜市中区山下町 1 番地
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会 長 藤枝 慎治

別表

種 類	内 容	
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	畳、冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿	

2-3-(14)-1 災害時等における相互応援に関する協定書

(防災姉妹都市協定)

厚木市と狭山市とは、防災姉妹都市（災害時に相互に応援することを目的として協定を結んだそれぞれの都市をいう。）として、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、厚木市と狭山市のいずれかの市域で大規模な災害が発生した場合における両市間の相互応援に関して、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- (6) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(連絡調整の窓口)

第3条 両市は平常時において、あらかじめ相互応援に関する連絡窓口となる担当部課を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 災害が発生した場合に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、災害応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名等数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名等と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入を希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(自主的応援)

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援するものとする。

2 前条の応援は、第2条第1号から第4号までに定める事項とし、その内容は、応援しようとする市が必要と認めるものとする。

3 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項にかかわらず当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の応援に要する経費は、応援を行う市が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市が負担する。

2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成8年7月24日

厚木市中町3丁目17番17号
厚木市 厚木市長 山 口 巖 雄

狭山市入間川一丁目23番5号
狭山市 狭山市長 町 田 潤 一

2-3-(14)-2 災害時等における相互応援に関する協定書

厚木市と横手市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続き)

第3条 災害が発生し応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等と数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間
- (5) その他応援を必要とする事項等

(自主的応援)

第4条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。

3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費及び前条第1項の自主的応援に要する経費 応援を行う市
- (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市

2 応援を行った市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動中に損害を受けた場合は、原則として応援を行った市が補償するものとする。

2 派遣された職員が当該応援活動中、第三者(被災者を含む。)に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任において対処するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第8条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じて両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

厚木市長 小林 常良

横手市長 五十嵐 忠悦

2-3-(14)-3 災害時における友好都市相互応援に関する協定書

厚木市と網走市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合に、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 災害が発生した場合に応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する被災した児童及び生徒の人数及び期間
- (5) その他必要な事項

(自主的応援)

第4条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費及び前条第1項の自主的応援に要する経費 応援を行う市
- (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市

- 2 応援をした市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定による応援要請により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動に従事したため損害を受けた場合の補償は、原則として応援をした市が行うものとする

- 2 前項の職員が当該応援活動に従事したため、第三者(被災者を含む。)に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任と負担により対処するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第8条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年 2月10日

厚木市長

網走市長

2-3-(14)-4 災害時における相互応援に関する協定書

糸満市と厚木市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 災害が発生した場合に応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間
- (5) その他応援を必要とする事項等

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

(自主的応援)

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、第3条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市
 - (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市
 - (3) 前条第1項に規定する自主的応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。
- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が負担すべき経費を支弁する暇がなく、かつ、応援

を受けた市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第7条 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が、応急対策及び復旧等の応援活動中に損害を受けた場合は、原則として応援を行った市が補償するものとする。

2 派遣職員が当該応援活動中、第三者（被災者を含む。）に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任において対処するものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第9条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じて両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市

糸満市長 當 銘 真 栄

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

厚木市

厚木市長 小 林 常 良

2-3-(14)-5 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。
- 3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

- 2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。
- 3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。
- 4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。
- 5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数

量等

- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。
- 3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。
- 4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中におい

て生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第10条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

- 2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

- 2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第12条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その3か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

- 2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

(協議)

第13条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

- 2 本協定は、令和2年4月1日より効力を有する。

令和2年2月17日

別表 1

(第 1 条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表 2

(第 3 条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

2-3-(14)-6 大規模災害時における相互援助に関する協定書

県央やまなみ地域の秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「県央市町村」という。）は、地震等による大規模災害時の相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、県央やまなみ地域で発生した大規模災害に関し、県央市町村間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）県央市町村の職員の災害復旧活動
- （2）県央市町村の被害状況の把握と救助活動
- （3）医療活動における情報交換
- （4）備蓄品救援物資の相互支援
- （5）ボランティアの応援体制のネットワーク化
- （6）県央市町村の防災訓練の実施

（応援の窓口等）

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やか連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の手段）

第4条 応援は、情報収集等を行い県央市町村内の市町村が被災したと確認又は判断されるとき、自主的に応援体制をとるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担する。
- （2）救助に要する経費は、救助を行う市町村が負担する。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、避難場所の位置、防災備蓄品その他必要な資料の情報交換会(会議)を年に1回以上行うものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施 行）

第8条 この協定は、平成8年7月5日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成8年7月5日

秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 二宮 忠夫
厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄
伊勢原市田中348番地
伊勢原市長 堀江 侃
愛甲郡愛川町角田251番地の1
愛川町長 相馬 晴義
愛甲郡清川村煤ヶ谷221番地
清川村長 城所 章

大規模災害時における相互援助に関する協定の申合せ事項

平成8年7月5日 県央やまなみ
防災会議において県央市町村了承

県央やまなみ地域の秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「県央市町村」という。）で締結した「大規模災害時における相互応援に関する協定書」に関する事項等を定めるものとする。

1. 県央市町村の職員の災害復旧活動

県央市町村に居住する職員は、災害時の初動期に居住する市町村において避難所等での災害復旧活動及び人命救助活動に従事するものとし、その基準等は、次のとおりとする。

- (1) 地震の発災時の災害復旧活動に従事する基準は、震度6以上の場合とする。
- (2) 対象職員は、係長職以下とする。ただし、消防職員及び技能労務職員、防災担当課職員、消防団員に任命されている職員、係長権限を有する職員は除く。
- (3) 災害復旧活動の期間は、2日間とする。また、この間の職員の取扱は応援とする。
- (4) 本項の復旧活動に関しては、発災と同時に職務命令が出たものとする。
- (5) 職員が応援に出動した場合、避難所等の責任者に出動した旨を申し出るものとする。

2. 県央市町村の被害情報の把握

県央市町村の被害情報の把握は、現状システムの消防無線、携帯無線、県防災情報ネットワークシステム、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送の覚知等で対応するものとし、それらを通じて得た情報の交換を行うものとする。

3. 医療活動における情報交換

医師会や県等の協力を得ながら、後方医療機関への搬送や受入医療機関の把握を行うとともに各団体間においてそれらに関する情報交換を行い、後方医療応援体制のネットワーク化を図り、医療救護活動を行うものとする。

4. 備蓄品救援物資の相互支援

県央市町村に被害が発生した場合は、可能な範囲で、備蓄品を救援物資として提供するものとする。

5. ボランティアの応援体制のネットワーク化

県央市町村それぞれのボランティアに被災した市町村の応援を呼び掛け、相互に助け合いの協力要請を行うものとする。

6. 県央市町村の防災訓練の実施

住民に安心感を与えるとともに相互応援を確実にを行うため、各市町村の防災訓練に協力し合える体制を整えながら、実施可能なものから行うものとする。

2-3-(14)-7

災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と学校法人東京工芸大学（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

（施設使用目的）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、次の目的で乙が所有する施設を使用するものとする。

- （1）災害派遣隊の宿泊地
- （2）ヘリコプター臨時離発着場所
- （3）災害派遣隊車両基地
- （4）災害派遣隊救助物資基地

（使用施設）

第3条 乙は、乙が所有する厚木市所在の東京工芸大学（以下「大学施設」という。）の内、次に掲げる施設を公共福祉の立場から無償で貸付け、甲はそれを借り受けるものとする。

- （1）体育館
- （2）グラウンド
- （3）駐車場

（ボランティア活動への支援等）

第4条 乙は、施設の使用に関する外、大学生が行うボランティア活動を支援し、またボランティアの募集及び斡旋に積極的に取り組むものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙が行うボランティアの募集及び斡旋に極力協力するものとする。

（手続）

第5条 甲は、乙の施設を使用するときは、第2条及び第3条に掲げる事項を明らかにし、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請するものとする。ただし、口頭の場合は、事後文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、信義誠実の原則に則り、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

2 甲は、施設を使用する場合は、乙の立会いの上、指示に従うものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第7条 乙は、第3条に該当する施設の所有権その他の財産を移転又は現状を変更し

ようとする場合は、事前に文書により甲に通知するものとする。

(施設の管理)

第8条 甲が、乙の施設を使用する場合は、施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(経費負担)

第9条 甲は、前条の施設管理及び運営に係る経費を負担するものとする。

(開設期間)

第10条 施設の開設期間は、災害発生の日から10日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(施設の終了及び原状復旧)

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、施設の早期解消に努め、終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、原状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡しをするものとする。

(連絡担当部局)

第12条 第4条に規定するボランティアの募集及び斡旋又は第5条に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うための連絡担当部局を定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 東京都中野区本町2丁目9番5号
学校法人 東京工芸大学
理事長 岩居 文雄

2-3-(14)-8 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川工科大学（以下「乙」という。）は、厚木市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合に、厚木市民の生命及び財産を守る責務を果たし、市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が大学の使命及び社会的責務に基づき協力する施設使用及びボランティア支援等について協定を締結する。

（施設使用目的）

第1条 甲は災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、次の目的で大学施設（以下「施設」という。）を使用するものとする。

- (1) 災害派遣隊の宿泊地
- (2) ヘリコプター臨時離発着場所
- (3) 災害派遣隊車両基地
- (4) 災害派遣隊救助物資基地

（使用施設）

第2条 乙は、その所有する次に掲げる施設を公共福祉の立場から無償で貸付け、甲はそれを借り受けるものとする。

- (1) 体育館
- (2) グラウンド
- (3) 駐車場

（ボランティア活動への支援等）

第3条 乙は、施設の使用に関する外、大学生が行うボランティア活動を支援し、またボランティアの募集及び斡旋に取り組むものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙が行うボランティアの募集及び斡旋に極力協力するものとする。

（手続）

第4条 甲は乙の施設を使用するときは、第1条及び第2条に掲げる事項を明らかにし、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請するものとする。ただし、口頭の場合は、事後文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、信義誠実の原則に則り、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

2 甲は、施設を使用する場合は、乙の立会いの上、指示に従うものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第6条 乙は、第2条に該当する施設の所有権その他の財産を移転又は現状を変更しようとする場合は、事前に文書により甲に通知するものとする。

（施設の管理）

第7条 甲が、乙の施設を使用する場合は、施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（経費負担）

第8条 甲は、前条の施設管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 施設の開設期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲と乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（施設の終了及び原状復旧）

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、施設の早期解消に努め、終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、原状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡担当部局）

第11条 第3条に規定するボランティアの募集及び斡旋又は第4条に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うための連絡担当部局を定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年1月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

乙 厚木市下荻野1030番地
神奈川工科大学
学 長 赤池 志郎

2-3-(14)-9

災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と湘北短期大学（以下「乙」という。）は、厚木市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合に、厚木市民の生命及び財産を守る責務を果たし、市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が大学の使命及び社会的責務に基づき協力する施設使用及びボランティア支援等について協定を締結する。

（施設使用目的）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、次の目的で大学施設（以下「施設」という。）を使用するものとする。

- （1）災害派遣隊の宿泊地
- （2）災害派遣隊救助物資基地

（使用施設）

第2条 乙は、その所有する次に掲げる施設を公共福祉の立場から無償で貸付け、甲はそれを借り受けるものとする。

- （1）5号館（体育館）
 - （2）6号館
 - （3）駐車場及びテニスコート
- （ボランティア活動への支援等）

第3条 乙は、施設の使用に関するほか、大学生が行うボランティア活動を支援し、またボランティアの募集及び斡旋に積極的に取り組むものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙が行うボランティアの募集及び斡旋に極力協力するものとする。

（手続）

第4条 甲は、乙の施設を使用するときは、第1条及び第2条に掲げる事項を明らかにし、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請するものとする。ただし、口頭の場合は、事後文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、信義誠実の原則に則り、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

2 甲は、施設を使用する場合は、乙の立会いの上、指示に従うものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第6条 乙は、第2条に該当する施設の所有権その他の財産を移転又は現状を変更しようとする場合は、事前に文書により甲に通知するものとする。

（施設の管理）

第7条 甲が、乙の施設を使用する場合は、施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、前条の施設管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 施設の開設期間は、災害発生の日から10日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(施設の終了及び原状復旧)

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、施設の早期解消に努め、終了する際は、乙に使用終了届を提出するとともに、原状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡しをするものとする。

(連絡担当部局)

第11条 第3条に規定するボランティアの募集及び斡旋又は第4条に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うための連絡担当部局を定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月14日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市温水428番地
湘北短期大学
学長 宮下 次衛

2-3-(14)-10 災害時等における応急対策に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社フジタ技術センター（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体、財産を守るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、厚木市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合、甲が実施する応急対策業務を乙が協力する場合に関して、必要な事項を定めるものとする。

（施設使用目的）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合等に、次の目的で厚木市小野字宝蔵山2025番地の1株式会社フジタ技術センター施設（以下「センター」という。）内の設備及び資機材等を使用するものとする。

- (1) 広域応援部隊の宿泊地及び拠点としての利用
- (2) 災害弱者等の一時避難場所としての利用
- (3) 通信機器の借用及び確保
- (4) 飲料水等の供給
- (5) 機械・工具等資機材の提供
- (6) 地域住民の一時避難場所としての利用

（使用施設及び機材等）

第3条 乙が甲に協力する施設及び資機材等は、次に掲げるセンター内の乙が所有する施設及び資機材等とするものとする。

- (1) 研究棟1階プレゼンテーションルーム、カフェテリア
- (2) 駐車場及び敷地内の空き地
- (3) 電話・無線等の機器及び施設
- (4) 広域応援部隊及び災害弱者等が使用する電力及び飲料水等設備
- (5) 災害発生時に所有している利用可能な資機材等
- (6) 地域住民へ供給するための飲料水及び設備

（使用期限等）

第4条 施設等の使用期限等は次の掲げるものとする。

- (1) 乙は、第2条第1項(1)から(5)までの目的で使用する施設の使用期間は、災害発生時から14日間以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長するものとする。
- (2) 乙は、第2条第1項(6)地域住民の一時避難場所の取扱については、災害発生時から24時間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長するものとする。

（要請）

第5条 甲は、乙の施設を使用する場合は、第2条から第4条に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、特に業務上支障、その他やむを得ない事由のない限り、要請事項について適切な措置に努めるものとする。また、乙は、業務に支障のない限り、甲が実施する応急対策業務に協力するものとする。

2 甲は、施設等を使用する場合は、乙の指示に従うとともに甲の責任において管理を行うものとし、

乙は甲に協力するものとする。

3 第2条第1項(6)地域住民の一時避難場所の取扱については、乙の施設内に市民等の避難者を確認した場合は、乙は避難者を保護するとともに甲に連絡するものとする。

(所有権移転等の場合の措置)

第7条 乙は、施設の所有権その他の財産を移転又は現状を変更しようとする場合は、事前に文書により甲に通知するものとする。

(原状復旧義務)

第8条 甲は、施設を使用した後は、原状復旧をするものとする。

2 甲と乙が協議した場合においては、乙が原状復旧することもできるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が第2条及び第3条又は第7条に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が施設を使用することによって、乙に係る経費の損失は、甲と乙が、信義誠実の原則に基づき協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 応急対策に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の円滑を図るため、甲乙共に事前に連絡責任者を定めるとともに、災害が発生した場合は、連絡調整員をすみやかに定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、この協定の発効した日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意志表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月 1日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市小野2025-1
株式会社フジタ
執行役員 技術センター所長
小林 勝巳

2-3-(14)-11 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市等」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村（以下「被災構成市町村」という。）又は被災した友好都市等（以下「被災友好都市等」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、

かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

相模原市長	加山	俊夫
厚木市長	小林	常良
大和市長	大木	哲
海老名市長	内野	優
座間市長	遠藤	三紀夫
綾瀬市長	笠間	城治郎
愛川町長	山田	登美夫
清川村長	大矢	明夫

2-3-(14)-12 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。
- 3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長
茅ヶ崎市長 服 部 信 明

神奈川県町村会会長
箱根町長 山 口 昇 士

神奈川県市長会 横浜市長 林 文 子
川崎市長 阿 部 孝 夫
相模原市長 加 山 俊 夫

	横須賀市長	吉田雄人
	平塚市長	落合克宏
	鎌倉市長	松尾崇
	藤沢市長	鈴木恒夫
	小田原市長	加藤憲一
	茅ヶ崎市市長	服部信明
	逗子市長	平井竜一
	三浦市長	吉田英男
	秦野市長	古谷義幸
	厚木市長	小林常良
	大和市長	大木哲
	伊勢原市長	長塚幾子
	海老名市長	内野優
	座間市長	遠藤三紀夫
	南足柄市長	加藤修平
	綾瀬市長	笠間城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山梨崇仁
	寒川町長	木村俊雄
	大磯町長	中崎久雄
	二宮町長	坂本孝也
	中井町長	尾上信一
	大井町長	間宮恒行
	松田町長	島村俊介
	山北町長	湯川裕司
	開成町長	府川裕一
	箱根町長	山口昇士
	真鶴町長	青木健
	湯河原町長	富田幸宏
	愛川町長	山田登美夫
	清川村長	大矢明夫

2-3-(14)-13

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域ブロック)

第2条 協定第2条に規定する地域ブロックは、次のとおりとする。

地域ブロック	構成市町村
横浜地域	横浜市
川崎地域	川崎市
横須賀三浦地域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

(地域調整本部の設置)

第3条 協定第6条に規定する地域調整本部は、次の場合に設置するものとする。

- (1) 被災市町村から応援の調整を求められたとき
 - (2) 被害が甚大であることが明白なとき
 - (3) 広域災害時情報収集先遣隊が収集した情報等により、知事が必要と認めるとき
- 2 県は、地域調整本部を設置したときは、当該地域ブロック内の市町村に対して、その旨を通知するものとする。なお、他の地域ブロックの地域県政総合センターに対しても、同様に通知するものとする。
- 3 地域調整本部は、次の業務を行う。
- (1) 地域ブロック内の市町村の被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び県災害対策支援本部への報告
 - (2) 地域ブロック内の被災市町村からの応援ニーズの取りまとめ、及び地域ブロック内の他の市町村の応援申し出の取りまとめ
 - (3) 地域ブロック内の市町村による応援だけでは対応できない場合に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を災害対策支援本部へ依頼
 - (4) 県外の被災地への応援にあたり、地域ブロック内市町村の応援の申し出の取りまとめ

(市町村応援本部等の設置)

第4条 市町村は、市町村応援本部又は市町村災害対策本部を設置したときは、当該地域ブロックの地域調整本部(地域調整本部が設置されていない場合は地域県政総合センター。以下「地域調整本部等」という。)へ報告を行うものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第5条 市町村連絡員は、派遣された市町村において次の業務を行う。

- (1) 派遣先市町村の被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び地域調整本部等への報告
- (2) 派遣先市町村の応援ニーズの把握、応援の調整に関する要請の受伝達
- (3) 地域調整本部等への定時報告

(県内市町村間の相互応援の手続)

第6条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で地域調整本部等へ応援の調整を要請する。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資の品目、数量、搬入場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等
- 2 被災市町村は、地域調整本部から応援可能な市町村について連絡があったときは、応援要請書（様式1）を応援市町村へ送付する。なお、地域調整本部は、被災市町村の状況を踏まえ、必要に応じて被災市町村と応援市町村との間の連絡調整を行う。
- 3 応援市町村は、次の事項について被災市町村と連絡調整の上、応援を実施することとし、後日、速やかに応援通知書（様式2）を被災市町村及び地域調整本部に送付する。
- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
 - (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員の出発予定日時及び到着予定日時
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 4 応援市町村は、応援要請に基づく応援を終了した場合、又は、被災市町村からの応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、被災市町村及び地域調整本部に対し応援終了報告書（様式3）により、その旨を報告するものとする。
- 5 協定第9条の規定に基づき、自主的に応援を実施したときは、後日、第3項に定める応援通知書を被災市町村に送付するものとし、前項の規定を準用する。

附 則

この実施細目は、平成24年4月1日から適用する。

2-3-(15)-1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令抜粋）

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- ② 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表1

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
(厚木市)		
300,000人以上		150世帯

別表2

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯
(神奈川県)		

別表3

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
(厚木市)		
300,000人以上		75世帯

別表4

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯
(神奈川県)		

2-3-(15)-2 災害救助法施行細則による救助の程度等

昭和40年9月10日神奈川県告示第561号
最近改正 令和4年7月1日第293号

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和33年神奈川県告示第558号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和33年神奈川県告示第559号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所等の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等 雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。
- (カ) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、同項の規定による救助を終了する旨を公示した日）までの期間とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

- a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628万5,000円以内とすること。
- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。

- f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。
- g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。
- (イ) 賃貸型応急住宅
 - a 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)b に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
 - b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
 - c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア)f と同様の期間とすること。
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ア 炊き出しその他による食品の給与
 - (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
 - (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1, 180 円以内とする。
 - (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
 - イ 飲料水の供給
 - (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
 - (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - (ア) 被服、寝具及び身の回り品
 - (イ) 日用品
 - (ウ) 炊事用具及び食器
 - (エ) 光熱材料
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季(4月から9月までの期間をいう。いかに同じ。)	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	53,900円に5人を超える世帯員1人につき7,800円を加算した額
冬季(10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ)	31,300円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	82,200円に5人を超える世帯員1人につき11,300円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	18,900円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	27,400円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下これらを「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への入院
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

(エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

イ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 65万5,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 31万8,000円

ウ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。

(7) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(8) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもつて行う。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人21万3,800円、小人17万9,000円以内とする。
エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(9) 死体の捜索

- ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の処理

- ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (イ) 死体の一時保存
 - (ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は1体当たり3,500円以内とする。
- (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時安置するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。
この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。
- (ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万8,300円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 応急救助のための輸送及び作業員の雇用は、次に掲げるものを行うためのものとする。

- (ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあっては、避難者）の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の捜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償の程度

実費弁償の程度は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

(ア) 医師及び歯科医師	1人1日当たり	2万3,600円以内
(イ) 薬剤師	1人1日当たり	1万7,900円以内
(ウ) 保健師及び看護師	1人1日当たり	1万7,200円以内
(エ) 助産師	1人1日当たり	1万8,100円以内
(オ) 准看護師	1人1日当たり	1万4,100円以内
(カ) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	1人1日当たり	1万6,200円以内
(キ) 救急救命士	1人1日当たり	1万6,000円以内
(ク) 歯科衛生士	1人1日当たり	1万5,300円以内
(ケ) 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	1万5,800円以内
(コ) 大工	1人1日当たり	2万5,600円以内
(サ) 左官	1人1日当たり	2万7,400円以内
(シ) とび職	1人1日当たり	2万8,000円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(シ)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

(2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(2) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

2-3-(15)-3 災害救助法による被害状況認定基準

被害区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
負傷 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち、「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
全壊 全焼 全流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう に建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2-3-(15)-4 被害の分類認定基準

被害状況を報告する際の人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

- 1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
 - (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
 - (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
 - (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月以上で治療を要する見込みのものとする。
 - (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
- 2 住家被害
 - (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
 - (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
 - (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
 - (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
 - (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
 - (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
- 3 非住家被害
 - (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
 - (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎・公民館・公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
 - (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
 - (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
- 4 その他
 - (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
 - (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
 - (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の埋没」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
 - (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同住宅を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・魚貝・漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

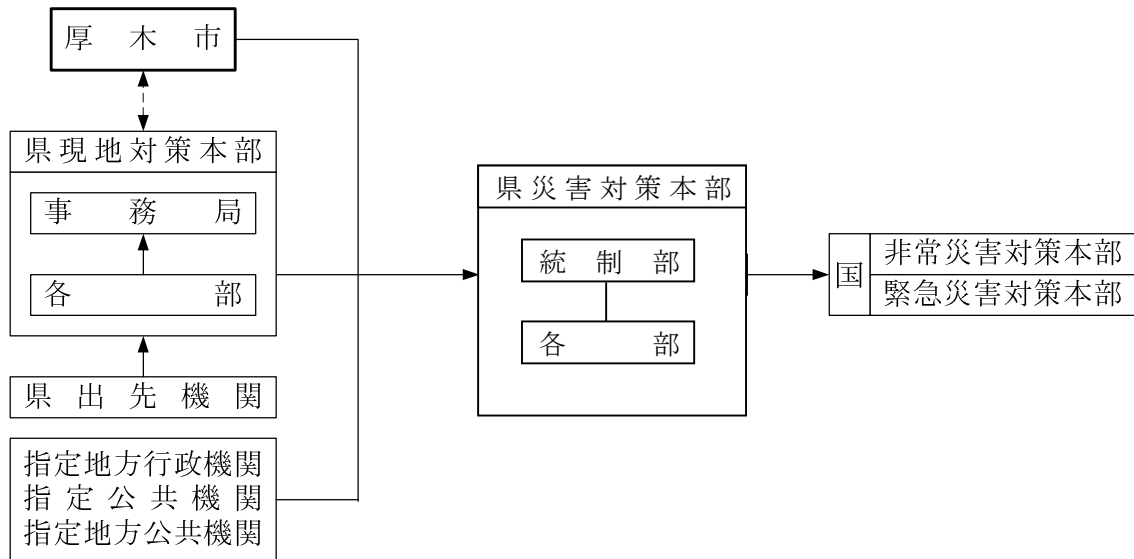
7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

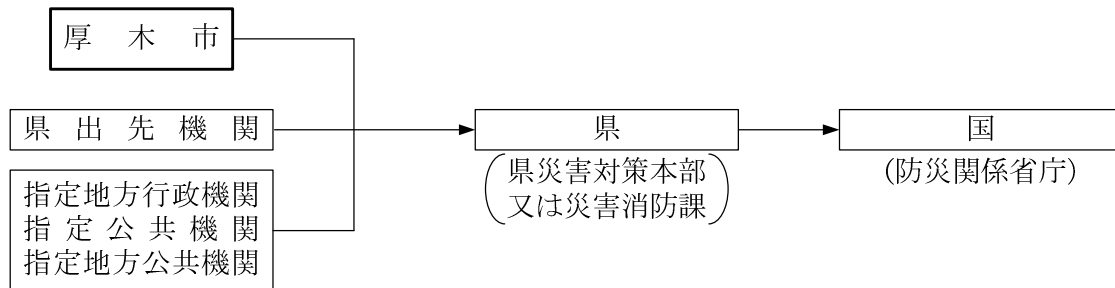
2-3-(15)-5 神奈川県被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図

1 被害状況等の報告

(1) 県現地対策本部が設置された場合

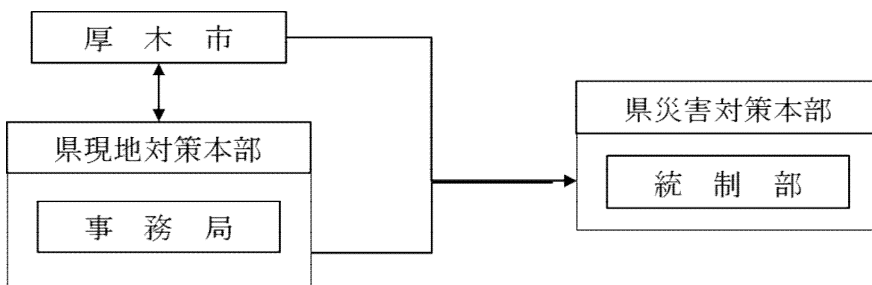


(2) 県現地対策本部が設置されない場合

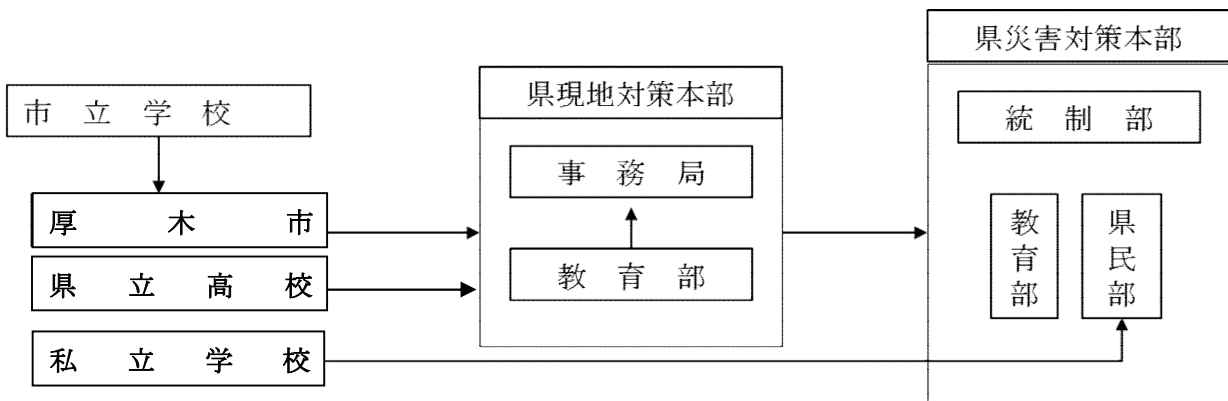


2 被害区分別報告系統

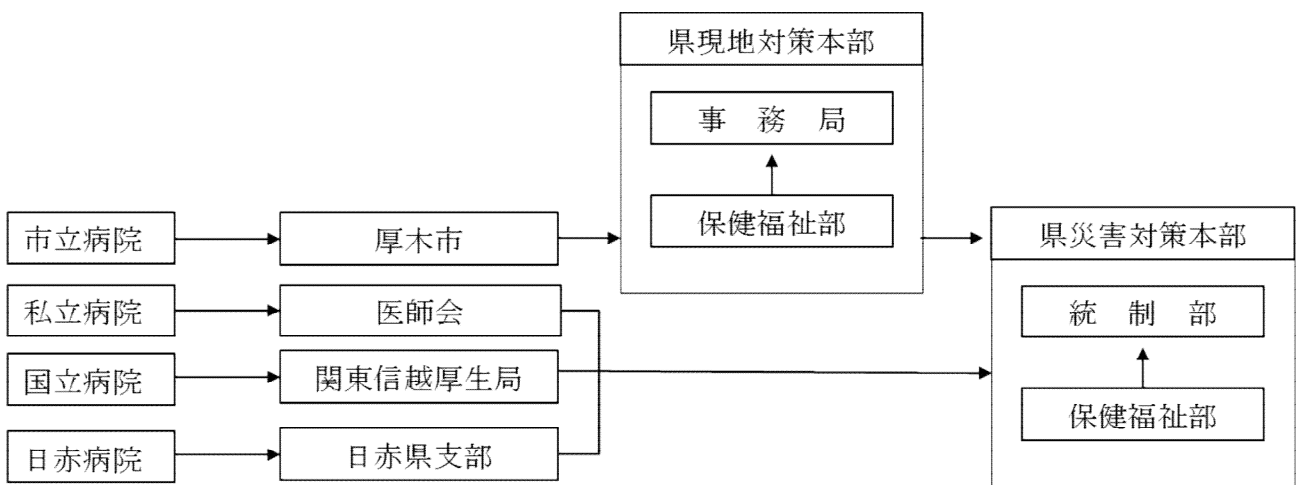
(1) 人的被害、建物被害等



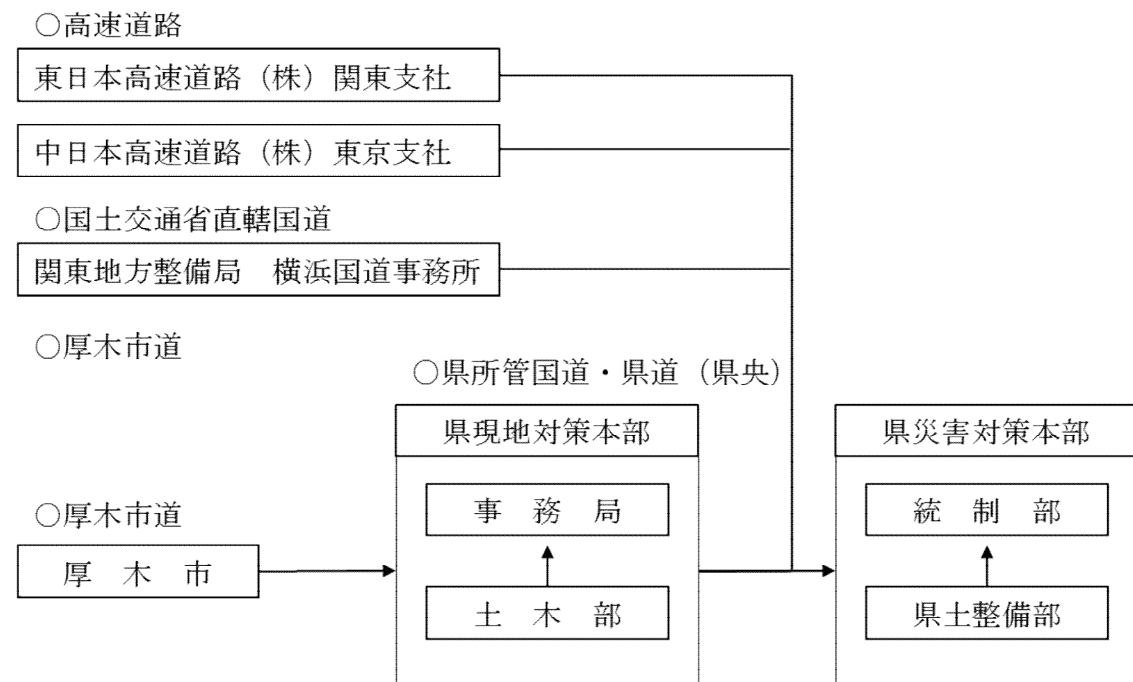
(2) 文教施設被害



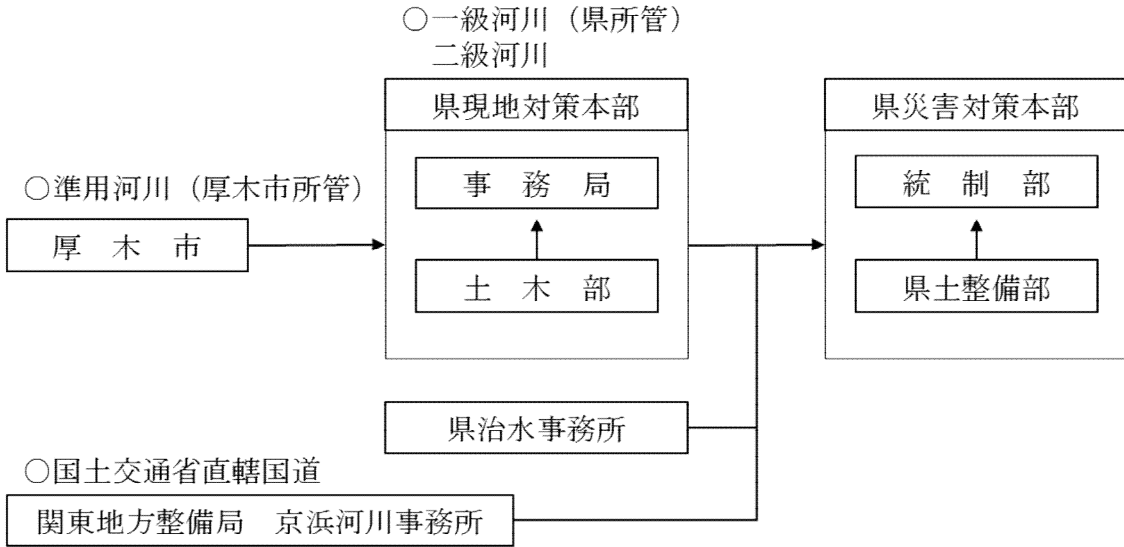
(3) 病院被害



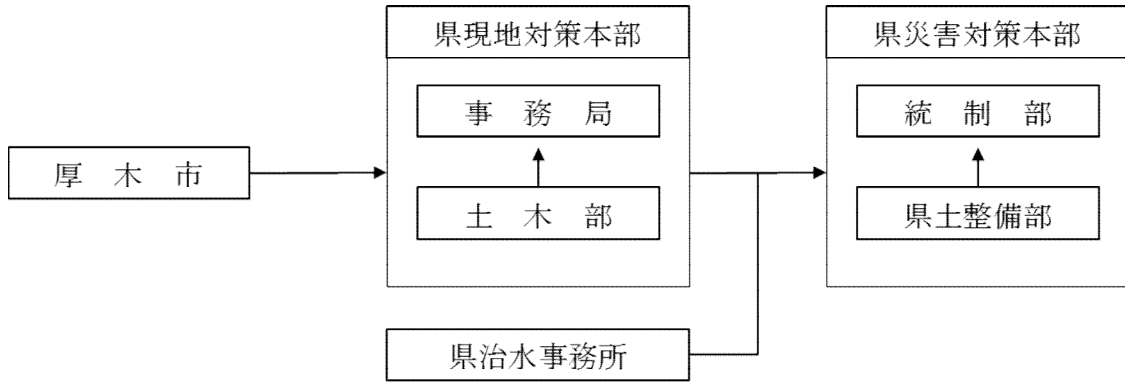
(4) 道路、橋りょう被害



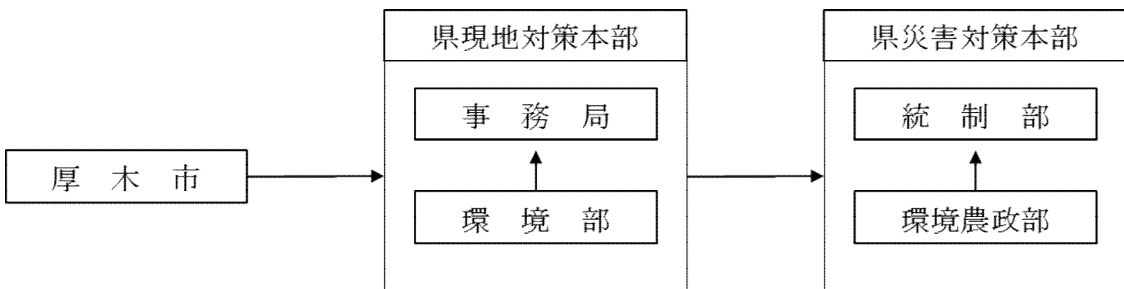
(5) 河川被害



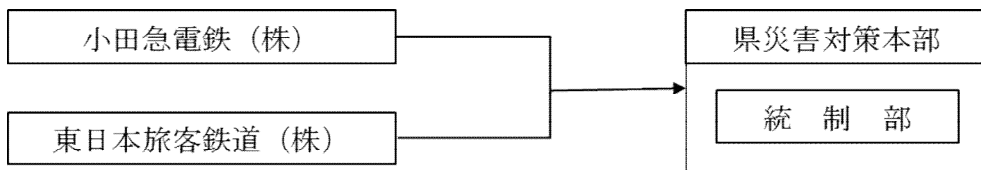
(6) 砂防、がけ崩れ被害



(7) 清掃被害



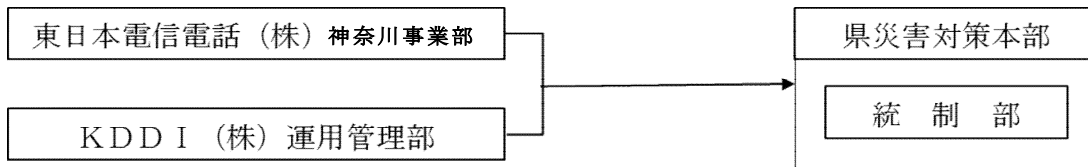
(8) 鉄道施設被害



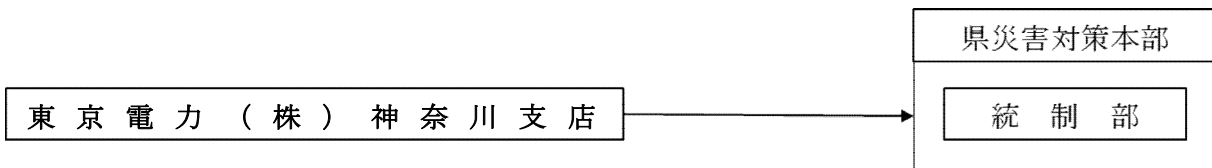
(9) 水道被害



(10) 電話施設被害



(11) 電力施設被害



(12) ガス被害



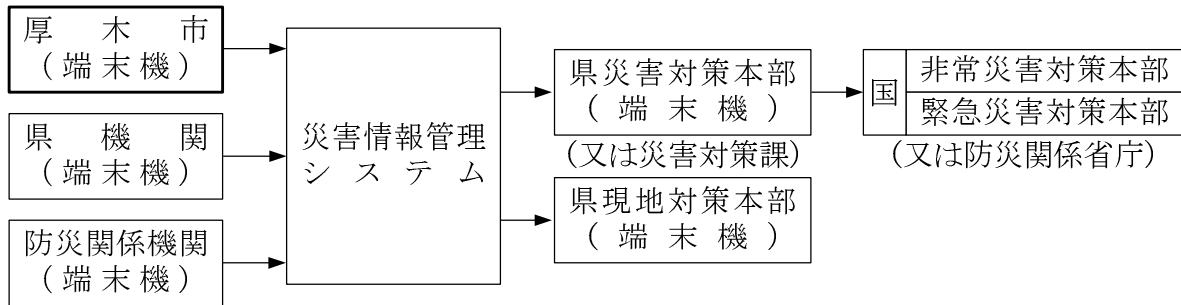
3 報告の種類

報告の種類及び様式は次のとおりとする。

- (1) 災害発生報告
- (2) 被害中間報告
- (3) 確定報告
- (4) 避難状況・救護所開設状況報告

4 災害情報管理システムによる被害情報の収集・報告

災害情報管理システムを利用した被害状況等の収集・報告系統は次のとおりである。



別表

被害区分	報告種類	(報告内容)	報告主体	報告系統
人的、建物被害等	災害発生・被害中間 確 定	(様式1, 2)	市町村	「2 被害区分 別報告系統」 による
文教施設				
病院				
道路、橋りょう				
河川				
砂防、がけ崩れ				
清掃施設				
避難勧告	速報・中間	様式4	市町村	「2 被害区分 別報告系統 (1)」による
救護所解説状況	確 定	様式3		

2-3-(15)-6 【様式1】人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)	人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積			m ²	
	階層	延べ面積			m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台			人	
	消防団	台			人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機			人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重症 人(人)	
			中等症 人(人)	
			軽症 人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟				
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟			
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

2-3-(15)-7 【様式2】 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告

〔第 報〕

報告の時限	月 日 時 分現在	受信時刻	月 日 時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
被害区分	<input type="checkbox"/> 文教施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 橋りょう <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港 <input type="checkbox"/> 砂防 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 清掃施設 <input type="checkbox"/> 鉄道施設 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 水道施設 <input type="checkbox"/> 電話施設 <input type="checkbox"/> 電力施設 <input type="checkbox"/> ガス施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
発生	日時	日 時 分	
	場所		
	原因		
状況	被害区域 区 間		
	管理者	(TEL)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
その他 参考事項			

2-3-(15)-9【様式4】避難所・医療救護所開設状況（速報・中間）報告

〔第 報〕

報告の時限		日 時 分 現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名		TEL		受信者名			
内 容							
避難状況	避難場所	地区名	避難の勧告・指示警戒区域の種別及び日時 <small>(指示・警戒区域・自主・解除)</small>	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救護所名		設置場所		収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		
緊急医療救護所開設状況	1	東名厚木病院					
	2	湘南厚木病院					
	3	厚木佐藤病院					
	4	亀田森の里病院					
	5	愛光病院					
	6	相州病院					
地域医療救護所開設状況	1	厚木中学校					
	2	厚木第二小学校					
	3	藤塚中学校					
	4	依知中学校					
	5	三田小学校					
	6	清水小学校					
	7	荻野中学校					
	8	小鮎小学校					
	9	ぼうさいの丘公園					
	10	愛甲小学校					
	11	玉川小学校					
	12	相川中学校					
	13	緑ヶ丘小学校					

2-3-(16)-1 災害時における相互支援に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害により、厚木市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、厚木市地域防災計画に基づき、災害応急対策を円滑に遂行するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び厚木市地域防災計画の規定により災害対策本部が設置され、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、速やかに乙に対し災害救援ボランティア支援センター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がある場合を除き、他の業務に優先して協力するものとする。

（設置場所）

第4条 乙は、甲が指定する場所にセンターを設置するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、その設置の場所の確保に努めるものとする。

3 センターの設置の終期は、復旧状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

（センターの活動）

第5条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 災害時の避難所内における避難者の支援に関すること。
- (5) その他、センターの運営に当たり必要と認められる事項

（平常時の協力）

第6条 乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協方体制

の確立を図るものとする。

(経費負担)

第7条 第5条各号に規定する業務に関し、必要な経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲と乙は、センターの設置に関し、必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき業務に従事した者及び災害ボランティアが、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは障がい又は傷病となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、厚木市災害救援ボランティア活動保険等によりその損害を補償するものとする。

2 前項に規定する厚木市災害救援ボランティア活動保険等の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対してセンターの運営状況について、随時報告を求めることができる。

(個人情報の取扱)

第11条 乙は、本協定に基づきセンターの運営に際して発生する個人情報の取扱いは、乙の個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理しなければならない。

(協定の効力及び更新)

第12条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及び、この協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の誌として4本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
厚木市長 小林 常 良

乙 厚木市中町 1 丁目 4 番地 1 号
社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
会 長 佐 藤 信 雄

2-3-(16)-2 災害時における協力に関する協定書

厚木市(以下「甲」という。)、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び公益社団法人厚木青年会議所(以下「丙」という。)は、厚木市内に地震・風水害・その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、厚木市内で大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ効果的な災害救援活動支援を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲及び乙は、丙に対して厚木市災害救援ボランティア支援センターの情報を提供するとともに、協力要請を行うものとする。丙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次の事項について、協力を行うものとする。

- (1) 被災地の状況とニーズの把握
- (2) 物資等の調達、仕分け及び輸送の協力
- (3) 必要に応じた人的支援
- (4) 1号から3号のほか、甲、乙及び丙が協議して定める活動

2 災害時の活動については、甲、乙及び丙が相互に連絡を密にし、連携を図るものとする。

(情報交換)

第3条 甲、乙及び丙は、災害時において、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙による会議を、原則年1回開催するものとする。

(平常時における活動)

第4条 甲及び乙は、災害時における活動が円滑に遂行できるよう訓練等を行うとともに、丙は、甲及び乙が行う訓練等に必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 災害救援ボランティア支援センター 所管課長
- 乙 事務局長
- 丙 事務局長

(体制の引継ぎ)

第6条 甲、乙及び丙の連絡責任者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、以後は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも解除又は変更の申入れがないときは、更に1年延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名押印の上各自その1通を有するものとする。

平成29年8月31日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 厚木市中町1丁目4番1号
社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
会 長 前場 政行

丙 厚木市栄町1丁目16番15号 厚木商工会議所4F
公益社団法人 厚木青年会議所
理事長 小澤 伸悟

2-4-(3)-1 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上と生活の安定に資することを目的とする。

(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（第5条、第6条、第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に定める遺族の範囲とし、支給を受ける順位は、次に掲げる順序とする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、法第3条第2項に掲げる順序とする。

2 前項第2号の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭50条例29・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例29・全改、昭52条例10・昭53条例22・昭56条例30・昭57条例39・平4条例10・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(昭57条例39・一部改正)

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(昭56条例30・昭57条例39・一部改正)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例39・追加)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(昭57条例39・追加、平4条例10・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例39・追加)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害(次条において単に「災害」という。)により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭56条例30・一部改正、昭57条例39・旧第9条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下第2号において「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)がない場合及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。

(昭50条例29・昭52条例10・昭53条例22・昭56条例30・一部改正、昭57条例39・旧第10条繰下・一部改正、昭62条例11・平4条例10・一部改正)

(据置期間経過後の利率)

第14条 法第10条第4項に規定する条例で定める率は、年零パーセントとする。

(令元条例5・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元金均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(昭57条例39・旧第12条繰下・一部改正、令元条例5・令元条例21・一部改正)

(災害弔慰金等支給審査会)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、厚木市災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(令元条例21・追加)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭57条例39・旧第13条繰下、令元条例21・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、適用する。

附 則(昭和53年条例第22号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和53年1月14日(以下「適用日」という。)以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて、適用する。

3 この条例の施行前に改正前の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第5条の規定に基づいて、既に適用日からこの条例の施行の日の前日までの期間に当該災害により死亡した市民の遺族に対して支給された災害弔慰金は、改正後の条例第5条の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附 則(昭和56年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項および第2項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

附 則(昭和62年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年条例第10号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2-4-(3)-2 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 25 日
規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年厚木市条例第 31 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 57 規則 59・令元規則 26・一部改正)

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査表（第 1 号様式）により調査し、支給を行うものとする。

(昭 57 規則 59・一部改正)

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）で死亡した市民の遺族に災害弔慰金を支給しようとするときは、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給を受ける遺族が市民でない場合には、当該遺族に対し遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、災害障害見舞金支給調査表（第 2 号様式）により調査し、支給を行うものとする。

(昭 57 規則 59・追加)

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、他の市町村で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(昭 57 規則 59・追加、令元規則 26・一部改正)

(災害援護資金の借入申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養費の概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間に受けた場合は前前年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(昭 57 規則 59・旧第 4 条繰下・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討し、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(昭57規則59・旧第5条線下・一部改正)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

(昭57規則59・旧第6条線下・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 資金を貸し付ける旨の通知を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(昭57規則59・旧第7条線下・一部改正、令元規則5・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引きかえに貸付金を交付するものとする。

(昭57規則59・旧第8条線下)

(繰上償還)

第11条 借受人は、資金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書を市長に提出しなければならない。

(昭57規則59・旧第9条線下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第12条 借受人は、法第13条第1項の規定に基づき、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払の猶予を認める旨を決定したときは、償還金支払猶予承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還金の支払の猶予を認めない旨を決定したときは、償還金支払猶予不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(昭57規則59・旧第10条線下・一部改正、令元規則5・令元規則26・一部改正)

(償還免除)

第13条 法第14条の規定に基づき、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証明する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったときは、その旨を証明する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(昭57規則59・旧第11条線下・一部改正、令元規則26・一部改正)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第9条ただし書の規定に基づき、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 12 条線下・一部改正、令元規則 5・令元規則 26・一部改正)

(督促)

第 15 条 市長は、借受人が資金を償還期限までに償還しないときは、督促状を発行するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 13 条線下)

(償還の完了)

第 16 条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた借受人の印鑑登録証明書を返還するものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 14 条線下・一部改正、令元規則 5・一部改正)

(氏名等の変更届)

第 17 条 借受人は、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、遅滞なく氏名等変更届により市長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は相続人が代わってその旨を届け出るものとする。

(昭 57 規則 59・旧第 15 条線下・一部改正、令元規則 5・一部改正)

(災害弔慰金等支給審査会の組織及び運営)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項に規定する厚木市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 審査会の会議は、会長が招集する。

5 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審査会の庶務は、条例主管課で処理する。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(令元規則 26・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害について適用する。

附 則 (令和元年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

災害弔慰金支給調査表				決定番号	第	号	
死亡に関する事項	ふりがな			男	生	年	
	死亡した者の氏名			女	月	日	
	死亡した年月日	年 月 日		住	所		
死亡(行方不明)の状況	災害名			死亡した	場	所	
	状況						
遺族に関する事項	氏名	死亡した者との続柄	住		所	備	
					考		
支給に関する事項	支給金額	円		支給日	年 月 日		
	支給場所						
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名			死亡した者との続柄		
		住所					
	先順位者の有無	有	無	同順位者の有無	有	無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由						
支給制限理由に該当の有無	有(その理由) 無						
備考							

第2号様式(第4条関係)

災害障害見舞金支給調査表

ふりがな		性 別	男 女	生 年 月 日	年 月 日
氏 名					
災害年月日	年 月 日	災害の場所			
災害の状況					
傷 病 名					
障害の部位 及び状態					
支給金額	円				
支給月日	年 月 日				
備 考					

2-4-(3)-3 厚木市災害見舞金給付要綱

昭和49年9月21日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害の被災者に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(災害)

第2条 この要綱で「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年厚木市条例第31号）に定める災害に該当しない火災、地震、風水害その他の自然災害をいう。

(昭58告示28・一部改正)

(被災者)

第3条 この要綱で「被災者」とは、災害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者で、災害により次の各号のいずれかに該当する被害を受けたものをいう。

- (1) 現に住居し使用している建物（以下「住家」という。）の全焼、全壊又は流失
- (2) 住家の半壊、半壊又は床上浸水
- (3) 死亡若しくは行方不明又は6日以上入院加療を要すると診断された負傷
- (4) 前3号に掲げるもの以外で市長が認めたもの

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

(世帯)

第4条 この要綱で「世帯」とは、生計を同じくしている実際の生活単位をいい、学生寮、会社の独身寮等に居住する者で、共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものについては、その宿舍の全部をもって単独世帯とみなす。

(対象)

第5条 見舞金は、次の各号に掲げる災害の区分により、それぞれの当該各号に定める者に給付する。

- (1) 住家の全焼、全壊、半焼、半壊、流失及び床上浸水、被災者の世帯の世帯主又はこれに準ずる者
- (2) 死亡 遺族
- (3) 行方不明 被災者の世帯の世帯主又は同居している親等の近い親族（同居の親族がないときは、他の親等の近い親族）
- (4) 負傷 被災者
- (5) 第3条第4号に該当するもの その都度市長が定める者

(昭58告示28・一部改正)

(見舞金の額)

第6条 見舞金の額は、別表のとおりとする。

(被害の程度)

第7条 前項の見舞金は、おおむね次の各号に定める災害の程度により給付するものとする。

- (1) 全焼、全壊、流失
 - ア 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したもの
 - イ 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が7割に達しないが、その住家を改築しなければ居住できない状態になったもの
- (2) 半焼、半壊
 - 住家の焼失又は損壊した部分の床面積が2割以上7割未満の場合で、その部分の修繕をすることによって住家として使用できる程度のもの
- (3) 床上浸水
 - ア 浸水がその住家の床上に達したもの
 - イ 土砂、竹木等がたい積し、その住家が一時的に使用できないもの
- (4) 死亡

ア 災害により死亡したもの

イ 災害により負傷し、その原因により災害発生後10日以内に死亡したもの

(5)行方不明

災害の際、現にその場に居合わせ当該災害により死亡と推定されたが、遺体の確認又は発見ができないもので30日を経過したもの

(6)負傷

災害により負傷し、6日以上入院加療を要すると診断されたもの

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

(調 査)

第8条 市長は、この要綱に該当すると認められる災害が発生したときは、速やかに災害現場を調査し、災害発生状況調査表(別記様式)を作成するものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(給 付)

第9条 見舞金は、前条の調査をし、該当するものについて速やかに給付するものとする。

(昭58告示28・一部改正)

(給付の除外)

第10条 市長は、見舞金の給付をすることが適当でないと思えられる者に対しては、見舞金を給付しないことができる。

(昭58告示28・一部改正)

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 厚木市小災害見舞金等給付要綱(昭和47年厚木市告示第109号)は、廃止する。

附 則(昭和58年告示第28号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成3年告示第143号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表(第6条関係)

(昭58告示28・平3告示143・一部改正)

災害の区分	見舞金の額			
	単身世帯	2~3人世帯	4~5人世帯	6人以上の世帯
住家の全焼、全壊又は流失	20,000円	50,000円	70,000円	100,000円
住家の半焼又は半壊	15,000円	30,000円	40,000円	50,000円
住家の床上浸水	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
死亡又は行方不明	生計中心者の死亡 750,000円			
	上記以外の者の死亡 500,000円			
6日以上入院加療を要する負傷	1人につき 30,000円			
第3条第4号に該当するもの	災害の状況に応じ、その都度市長が定める額			

災害発生状況調査表

1 災害発生日時		年 月 日() 午前 時 分 午後				
2 災害発生場所		厚木市				
3 災害の種類		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他()				
4 被 害 の 状 況	区分	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 第3条第4号適用()				
	世帯構成	氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先	被害の内容
			世帯主			
5 調査		年月日	年月日			
		担当者	職	氏名	Ⓜ	
上記のとおり調査したので、次のとおり処理してよろしいか。						
決定 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 給付の除外に該当 理由 ()						
給付金額		1	につき	円	給付年月日	
		2	につき	円	. .	
受給者		住所				
		氏名	世帯主との続柄			

2-4-(3)-4 厚木市自然災害援護資金給付要綱

昭和52年8月11日

告示第91号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した自然災害の被災者に対し、自然災害援護資金（以下「援護資金」という。）を給付し、もって被災者の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする。

(災害)

第2条 この要綱で「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年厚木市条例第31号）に定める災害に該当しない地震、風水害その他の自然災害をいう。

(昭58告示29・一部改正)

(被災者)

第3条 この要綱で「被災者」とは、災害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者で、災害により現に所有者が自ら居住の用に供している建物（以下「住家」という。）の全壊、流失又は半壊の被害を受けたものをいう。

(昭58告示29・一部改正)

(給付の対象)

第4条 援護資金は、住家の改築又は修繕を行う被災者に対し給付する。

(昭58告示29・一部改正)

(災害の程度)

第5条 援護資金は、おおむね次の各号に定める災害の程度により、住家の改築又は修繕をする場合に給付する。

(1)全壊、流失

ア 住家の損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したもの

イ 住家の損壊又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割に達しないが、その住家を改築しなければ居住できない状態になったもの

(2)半壊

住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満で、その部分の修繕をすることによって住家として使用できる程度のもの

(昭58告示29・一部改正)

(援護資金の額)

第6条 援護資金の額は、住家の改築又は修繕に要する経費の4分の1の額（その額が25万円を超えるときは25万円）とする。

(昭58告示29・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、この要綱に該当すると認められる災害が発生したときは、速やかに災害現場を調査し、自然災害援護資金給付調査表（別記様式）を作成するものとする。

(昭56告示87・一部改正)

(給付の決定)

第8条 市長は、前条の調査に基づいて給付を決定するものとする。

(昭56告示87・旧第9条繰上・一部改正)

(給付の除外)

第9条 市長は、援護資金の給付が適当でないと認められるものに対しては、援護資金を給付しないことができる。

(昭56告示87・旧第10条繰上)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援護資金の給付について必要な事項は、市長が定める。

(昭56告示87・旧第11条繰上)

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和52年7月1日以降の災害から適用する。

附 則 (昭和56年告示第87号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和58年告示第29号)

この要綱は、公表の日から施行する。

自然災害援護資金給付調査表

(No.)

1	災害発生日時	年 月 日()		午前	午後	時	分	ころ
2	災害発生場所	厚木市						
3	災害の種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他()						
4	被害の内容	区分	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 半壊					
		被害の内容						
	状況等	区分	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕					
		(工事概要)						
		見積額	円					
5	調査	年月日	年 月 日					
		担当者	職	氏名				(印)

2-4-(3)-5 局地激甚災害指定基準

(昭和43年11月22日中央防災会議決定)

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日
同 二十八年二月 九日

激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害^{じん}の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準^{じん}（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村

(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八

月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

2-4-(3)-6 罹災証明請求書

(宛先) 厚木市長

令和 年 月 日申請

罹災証明請求書			
申請者	住所		電話番号
	氏名 <small>(事業所名・代表者)</small>		
	罹災者との関係	本人・配偶者・子・父・母・代理人・その他()	
罹災者	世帯主住所 <small>(事業所所在地)</small>	厚木市	電話番号
	世帯主氏名 <small>(事業所名・代表者)</small>		生年月日
証明を必要とする世帯構成員 <small>氏名・続柄・生年月日</small>	氏名	続柄	生年月日
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場へ提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> 学校へ提出 <input type="checkbox"/> その他()		請求枚数
その他	<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「一部損壊(10%未満)」と証明されることに同意します。		
※初めて証明を請求する場合は、罹災届に記入してください。2回目以後は記入の必要はありません。 ※本人が確認できる運転免許証、保険証等をご持参のうえ、受付で提示願います。			
罹災届			
罹災場所	<input type="checkbox"/> 罹災証明請求書(罹災者住所欄)と同じ <input type="checkbox"/> 厚木市		
罹災者の氏名	<input type="checkbox"/> 罹災証明請求書(罹災者氏名欄)と同じ <input type="checkbox"/>		
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()		
罹災年月日	令和 年 月 日		
罹災原因			
罹災の状況			

〈罹災証明について〉

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 *民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 *家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区分、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 *表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

2-4-(3)-7 罹災証明書

(整理番号)

第 号

罹災証明書

令和 年 月 日

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項①	

罹災原因	令和 年 月 日の による
------	---------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

追記記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

厚木市長 山口 貴裕

2-4-(3)-8 災害時における復旧支援協力に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は厚木市都市整備部下水道施設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部神奈川県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間をもって終了とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月1日

甲 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良 ㊟

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 ㊟

2-4-(3)-9 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

- 第1条 甲は、厚木市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（第1号様式）により協力を要請することができる。ただし、要請書を提出する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（第2号様式）により派遣した者を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

- 第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査すること。
 - （2）り災証明について、市民からの相談を補助すること。
 - （3）建物滅失登記申請手続に関する相談に応じること。
 - （4）土地境界復元等に関する相談に応じること。

（費用の負担）

- 第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。
- 2 甲は、認定調査等に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会等への参加）

- 第4条 甲が認定調査等に関する研修会等を開催する場合は、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

- 第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、乙の会員が認定調査等に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(この協定に定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（厚木市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長

乙 横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会

会長

2-4-(3)-10 宅地防災等に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「乙」という。）は、平時における宅地防災に資する業務及び大規模又は広域的な地震、風水害等の災害（甲が認定したものに限り。以下同じ。）が発生した場合における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、予防対策業務及び復旧支援業務（以下これらを「支援業務」という。）を迅速・円滑に行い、もって市民の宅地安全確保に向けた迅速な宅地復旧の支援を図ることを目的とする。

（支援業務の内容）

第2条 本協定において「予防対策業務」とは、次に掲げる事項に関する業務をいう。

- (1) 乙の相談制度等を用いた市民向けの宅地の地盤相談に関すること。
- (2) 甲の市民向けの宅地防災に関する普及啓発事業等に関すること。
- (3) その他、災害時におけるリスクや被害を未然に防止する等の災害に強い、安心・安全なまちづくりに関すること。

2 本協定において「復旧支援業務」とは、次に掲げる事項に関する業務をいう。

- (1) 甲の災害復旧に資する地盤工学専門家の立場からの援助及び協力に関すること。
- (2) 市内の災害時における宅地の復旧支援の相談等に関すること。
- (3) その他甲と乙が協議し、復旧支援に資すると判断した活動に関すること。

（支援の方法）

第3条 甲は、支援業務を必要と認めたときは、乙に支援業務の実施を要請することができる。

2 乙の連絡窓口は、地盤品質判定士会神奈川支部が当たる。

3 甲から乙への支援要請は、文書で行う。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話、FAX等で行うことができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に発行する。

4 乙は、甲からの支援要請があった場合は、直ちに甲と連絡を取り、支援に要する人員、設備、協力機器、費用等について協議し、支援業務を行う。

5 甲及び乙は、前項の規定による甲が負担する費用、支払時期等について協議を行い、両者合意の上、定めるものとする。

（責任及び損害の負担）

第4条 支援業務の実施に伴い発生した第三者との紛争は、次のとおりとする。

- (1) 乙の支援業務に故意または重過失が認められない場合に乙は責任を負わないこと。
- (2) 乙の技術者等に損害が生じた場合に、乙は速やかにその状況を書面により甲に報告し、甲乙協議してその措置を定めること。
- (3) 甲と乙は、第三者との紛争を解決するため、相互に、誠意をもって協議し、解決を目指すこと。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに甲又は乙から特段の申出がないときは、この協定は同一内容で更に1年間更新される。以降、有効期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定める実施事項の詳細、及び本協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して、合意の下定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月10日

甲 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 小林 常良

乙 東京都文京区千石4丁目38番2号
一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北詰 昌樹

2-5-(2)-1 東海地震に関する事前対策計画

(平成31年3月時点)

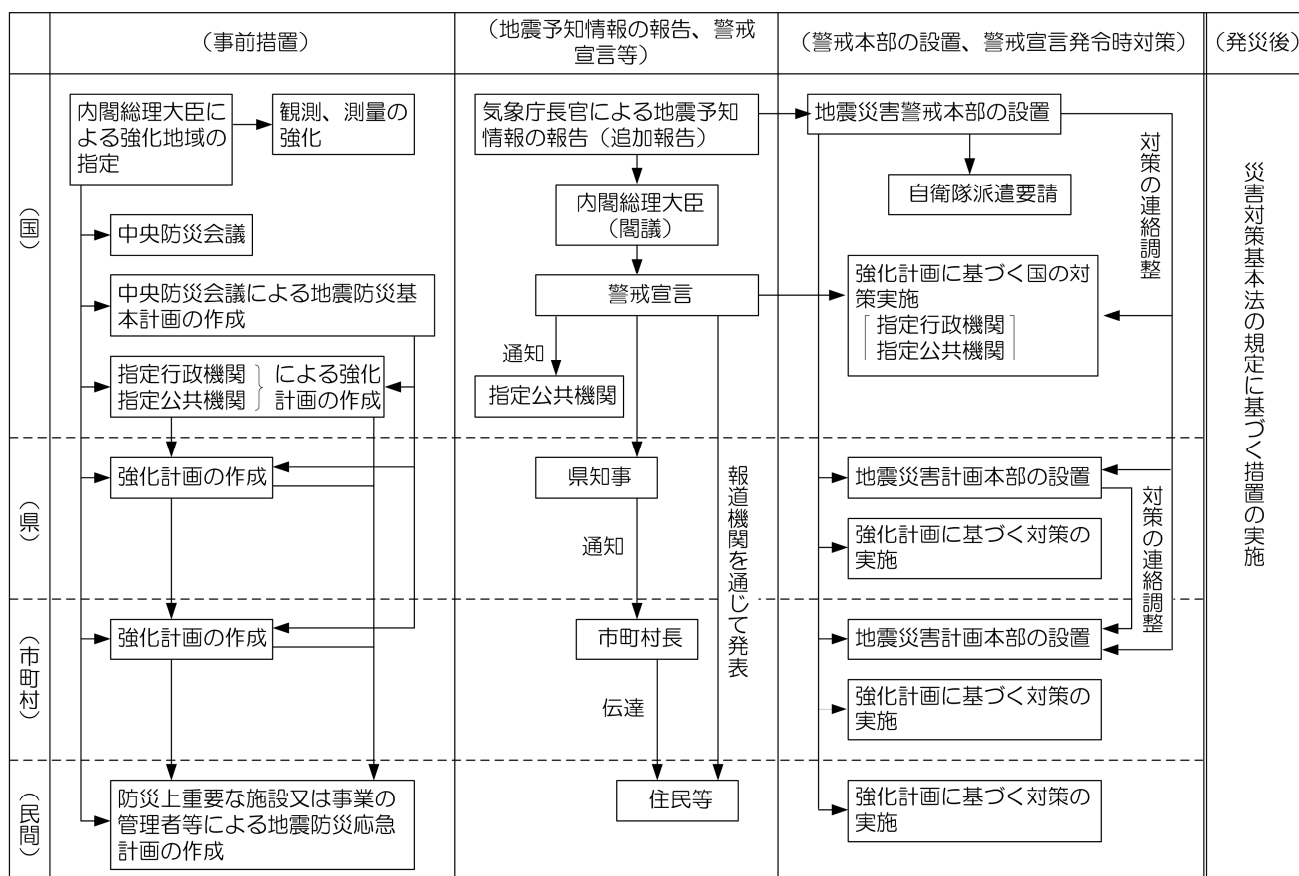
第1節 計画の目的

第1項 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの間における事前応急対策を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

第2項 東海地震に関する事前対策の体系

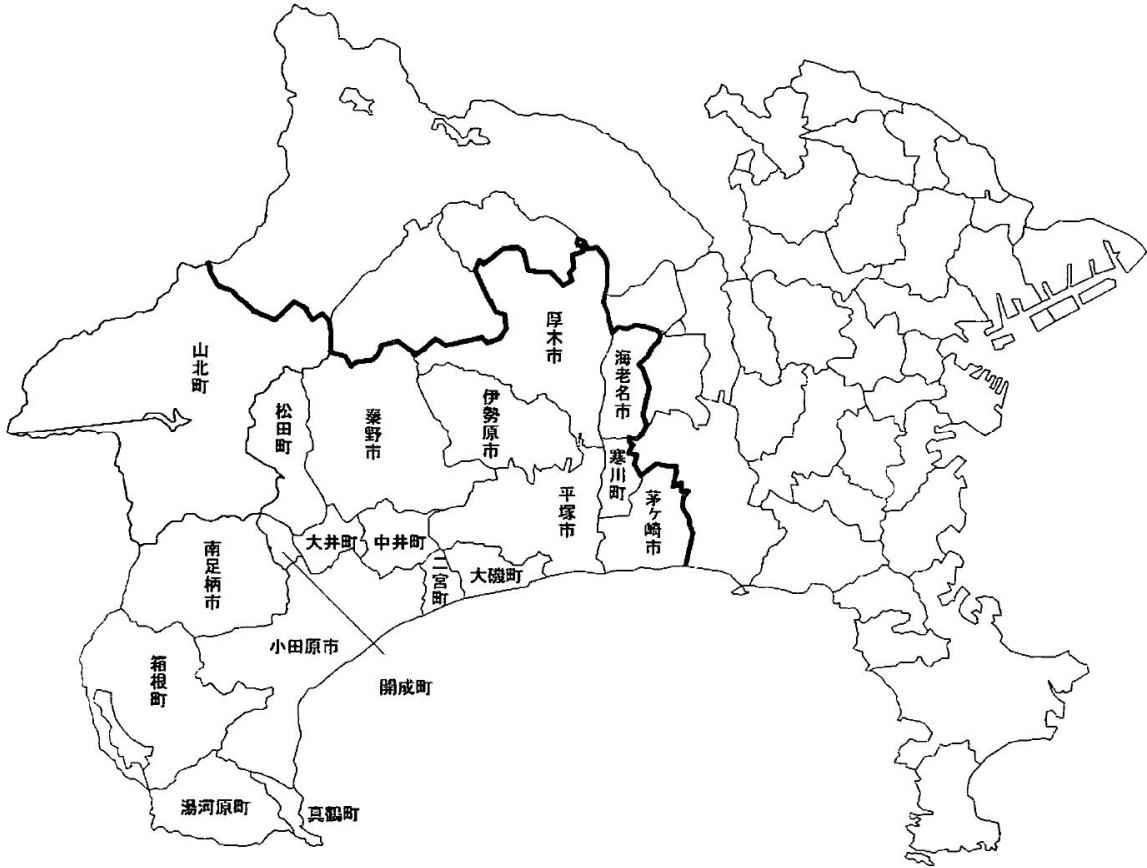
東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりです。



第3項 地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定（昭和54年8月7日）されています。

<地震防災対策強化地域指定市町（8市11町）>



第2節 予防対策

第1項 市の対策

警戒宣言発令時等における体制を、防災訓練や防災教育を通して市民に周知するとともに、避難計画の整備や防災体制の拡充などに努めます。

また、避難所、避難路、消防用設備を始め、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設など、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震対策緊急整備事業計画において年次計画を定め、その整備推進を図ります。

第2項 学校、病院等不特定多数の者が出入りする施設の対策

市立小・中学校は、東海地震注意情報の発表時や警戒宣言の発令時及び災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定め、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

また、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

第3項 東海地震に関連する情報の知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、次のような防災知識の普及啓発に努めます。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、予想される震度等に関する知識
- (4) 東海地震に関連する情報が出された場合、又は地震発生時にとるべき行動
- (5) その他正確な情報の入手方法、崖崩れ等の危険地域、避難場所、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等

第4項 防災総合訓練

東海地震に関連する情報の伝達や警戒宣言発令前からの準備体制、警戒宣言発令時及び大規模地震が発生した場合を想定し、市、防災関係機関及び自主防災隊が一体となり、通信、避難、救助、消防、警備、ライフライン復旧及び災害対策本部の運営訓練等各種訓練を総合的に実施します。

第3節 警戒宣言発令時等対策

市は、警戒宣言が発令されたときから地震が発生し、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施します。

また、警戒宣言が発令された場合には、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。

なお、警戒宣言発令時対策の実施に際しては、市民の日常生活への影響や地域社会の経済的影響及び高齢者、障がい者等災害時要配慮者への配慮に努めます。

第1項 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

市は、南海トラフ地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関連する調査情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">● 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合● 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合● 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">● 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 東海地震に関する情報の停止に伴い、現行の法律に基づく警戒宣言は出されないこととなります。暫定的な処置として「南海トラフ地震に関連する情報(平成29年11月)」(気象庁が運用開始となりました。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

市は、気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、災害対策連絡会を設置します。

また、東海地震発生のおそれなくなったと認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、災害対策連絡会を解散します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、その業務は災害対策本部に引き継がれるものとします。

(1) 災害対策連絡会議の構成

災害対策連絡会議は、市長、副市長、教育長及び関係部長で構成します。

(2) 災害対策連絡会議の協議事項

東海地震に関連する情報を収集し、関係機関へ連絡するとともに、市民へ東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたことを広報します。

(3) 市職員の動員

あらかじめ定めている配備編成計画に基づき指定されている職員が参集します。

2 東海地震注意情報が発表された場合の対応

気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、市は警戒宣言発令時の事前の準備行動を実施するため、災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部長（市長）は、情報の解除に係る情報が発表された場合、災害対策本部を解散します。

なお、大震法第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合も同様としますが、その業務は地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に引き継がれるものとします。

第2項 警戒宣言が発せられた場合の対応

1 警戒本部の設置等

(1) 警戒本部の設置基準

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条に基づき警戒本部を設置します。

また、警戒本部長（市長）は、警戒解除宣言が発せられた場合、警戒本部を解散します。

(2) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置します。

(3) 配備体制

市職員の動員・配備基準については、次のとおりとします。

＜市職員の動員・配備基準＞

	事前配備	1号配備 (警戒体制)	3号配備 (非常体制)
地震災害警戒本部等の設置	災害対策連絡会の設置	災害対策本部の設置	警戒本部の設置
配備基準	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき。	「東海地震注意情報」が発表されたとき。	「警戒宣言」が発令されたとき。 ※ほぼ同時に東海地震予知情報の発表
配備内容	東海地震に関連する情報の収集・伝達を主体とする体制	警戒宣言時の事前の準備行動を主体とする体制	総力を挙げて地震発生までの事前の防災措置を実施する体制

(4) 市職員の動員

ア 警戒本部長の命により各本部員が動員を指令します。各部長は、動員の状況を本部長に常に報告します。

イ 動員について各部に調整の必要があるときは、警戒本部長が行います。

ウ 職員は、東海地震予知情報が発表されたことを覚知したときは、直ちに登庁します。

第3項 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合は、国は、その旨を公表します。その場合、市は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

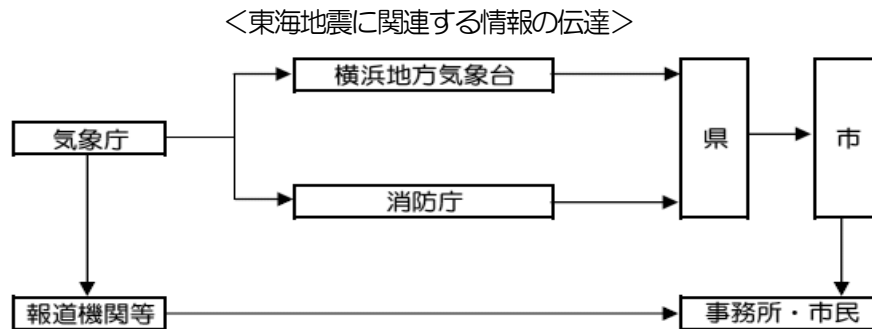
なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は、準備体制の解除を発表します。その場合、市は、準備行動を終了します。

第4項 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地域の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。

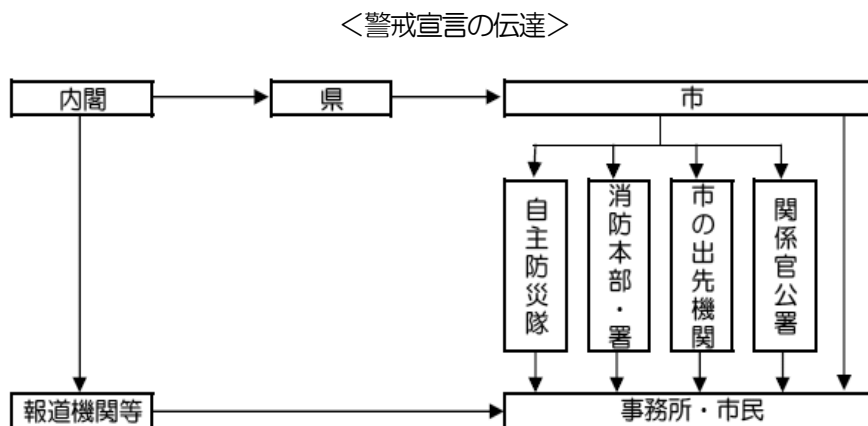
県は、東海地震に関連する情報の伝達を受けた場合、県防災行政通信網により、速やかに市町村に伝達します。



2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達されます。

県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、県防災行政通信網により、速やかに各市町村に伝達します。



第5項 地震発生までの事前防災措置

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常ふくそう等の発生が考えられます。これらに対処するため、市は、次の事項に留意して、迅速かつ、的確な広報活動を実施します。

また、災害時要配慮者等の情報伝達など特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、防災行政無線放送のほか、広報紙、広報車、懸垂幕など様々な手段を活用するよう努めます。

なお、市民等に対する東海地震に関連する情報の広報に関しては、具体的に取るべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

1 市民等に対する広報等

(1) 広報内容

市は、市民等に対し、次の事項に留意した広報を実施します。

ア 冷静な行動をとること。

イ 不要な火気の始末をすること。

ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。

エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。

オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。

カ 自動車による移動を自粛すること。

キ 避難対象地区として市から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確認された自宅での待機等安全な場所で行動すること。

ク 電話の使用は自粛すること。


ケ 東海地震に関連する情報の内容

コ その他生活関連情報等、市民が必要とする情報

(2) 広報手段

ア テレビ、ラジオ

イ 防災行政無線、警鐘、サイレン

警 鐘	サイレン
(5 点) ○○○○○ ○○○○○	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をします。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用します。	

ウ 広報車（消防車、パトロールカー含む。）

エ 自主防災隊等の活用

なお、特に重要な広報はあらかじめ定めた広報例文、広報手段により実施します。

2 駅周辺等の混乱（パニック）防止

市は、駅周辺等における不特定多数の市民の情報の不足による不安や、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、防災行政無線等による広報を行います。

3 警戒宣言発令時の地震防災対策実施状況の報告

市長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部に報告します。

4 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

市長は、警戒宣言が発せられた場合、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された地区（以下「避難対象地区」という。）の市民等に対し、避難の勧告又は指示を行います。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地や避難地までの距離が長く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

【資料編】2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第26条の規定に基づき、次により避難の指示を行います。

(ア) 市長の措置

市長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに避難対象地区の市民等に対して避難の指示を行います。

(イ) 警察官の措置

警察官は、市長が（ア）の措置を講ずるとまかないとき又は市長から要請があったときは、直ちに避難対象地区の市民等に対し立退きを指示することができるものとします。

イ 避難の勧告・指示の内容

(ア) 避難をする理由

(イ) 避難勧告指示対象地域

(ウ) 連絡先とその場所

(エ) 避難経路

(オ) 注意事項

ウ 避難措置の周知等

市長は、速やかに県に対して避難の勧告又は指示をした旨を連絡するとともに、避難対象地区の市民等に対してその内容の周知を図ります。

(ア) 避難対象地区市民等への周知徹底

市長は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の市民に対し、防災行政無線、広報車、消防車両や自主防災隊等を通じて周知徹底を図ります。

(イ) 警察等との連絡

市長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡を取ります。

(ウ) 避難対象地区市民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた市民等は、自主防災隊等の単位で互いに協力しつつ、速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。市は、避難した市民等が自主防災隊を中心として円滑に避難生活を運営できるよう必要な支援を行います。

(2) 避難所における措置

ア 市長は、避難者に対し次の措置を講ずるよう努めます。

(ア) 東海地震予知情報の伝達

- (イ) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (エ) 施設の秩序維持
- (オ) その他の避難生活に必要な措置

イ 市長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備します。また、避難者に対して、避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

(3) 事前避難体制の確立等

ア 市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。

(ア) 避難に当たっては、警戒宣言が発令された時から地震の発生までは比較的短時間であるということ为前提に避難体制の確立を図ります。

(イ) 市は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等災害時要配慮者の避難については、自主防災隊等の協力の下、実施します。また、外国人、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(ウ) 災害時要配慮者のための屋内での避難生活の運営

避難所で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、障がい者、子ども、病人等災害時要配慮者の保護のため、総合福祉センター及び「社会福祉施設等への緊急受入れに関する協定」を締結している社会福祉施設等において、避難生活を運営できるものとしします。

イ 避難計画の見直し

市は、各種防災施設の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、避難計画を見直します。

(4) 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続については、第3章第14節の定めにより行います。

5 救急・救助、消火活動対策

市消防本部は、東海地震注意情報が発表され、国から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合又は警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止し、又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を講じます。

- (1) 地震に備えての消防部隊の編成強化
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 資機材及び救急資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (6) 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 火災、水災等の防除のための警戒
- (9) その他必要な事項

6 施設、設備等の点検及び緊急にとるべき措置

市は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じ緊急の措置を講じます。

7 警備対策

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速かつ的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、県警察本部に県警察東海地震警戒警備本部を、厚木警察署に厚木警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、厚木警察署東海地震警戒警備本部と市地震災害警戒本部とは必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警察部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警察部隊の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じて迅速かつ、的確な部隊運用を行います。

(2) 警戒宣言発令時対策等

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合に県警察が講ずべき措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とします。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速かつ、的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

(ア) 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 市地震災害警戒本部及び関係機関等との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動

(エ) 犯罪の予防等のための市民がとるべき行動

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等の犯罪を防止するため、県警察は、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防圧

(イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り

(ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り

(エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

- (オ) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備え、必要な機能を保持するため、点検及び整備を実施します。

8 交通対策

市は、警戒宣言発令時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供し、不要・不急の旅行等の自粛を要請します。

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑化と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑化を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、地震応急防災対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとします。

(1) 基本方針

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
- イ 強化地域内への一般車両流入は極力抑制します。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- オ 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、各インターチェンジからの流入を制限します。

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通対策

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域の迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び通行制限の交通規制を実施します。

イ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定が想定される道路（指定想定路）54路線の中から、交通の状況に応じて確保します。

(3) 運転者のとるべき行動

ア 走行中の車両は、次の要領により行動することとします。

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - (イ) 車両を置いて避難するときは、可能な限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
 - (ウ) 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。

9 緊急輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

市は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

ア 警戒宣言発令時対策要員

イ 食料、医薬品、防災資機材等の物資

ウ その他警戒本部長（市長）が必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 緊急輸送道路等の確保

市は、緊急輸送を実施するため、第3章第9節で指定された緊急輸送道路を、関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路の確保に当たっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の手段も考慮します。

(3) 緊急輸送車両等の確保

ア 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行います。

イ 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請、調達及びあっせんを依頼します。

10 鉄道等の公共輸送対策

(1) 鉄道

ア 運行方針

警戒宣言発令時には、原則として次の方針により対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

(ア) 強化地域内への進入を禁止します。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で、津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とします。

(ウ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

イ 列車運行措置

小田急電鉄株は、原則として最寄りの駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止します。

ウ 旅客に係る措置

鉄道事業者は、警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置についてあらかじめ定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとしします。

また、不要・不急の旅行等を控えるよう要請します。

11 駅周辺の混乱防止対策

市は、駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱の防止及び保護を行うため、次の帰宅困難者用一時滞在施設を開設します。また、強化地域内の自宅等に徒歩で帰宅する者に対し、休憩所、救護所等を開設し、必要な救護活動を実施します。

＜帰宅困難者用一時滞在施設＞

駅名	名称	所在地
本厚木駅周辺	厚木市営東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木市シティプラザ（5階、6階）	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンプラントホテル厚木	中町2-13-1
愛甲石田駅周辺	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田200

※ 一時滞在施設が被災等により開設できない場合等は、ぼうさいの丘公園とします。

※ 厚木清南高等学校については、指定避難所等と重複しているため、運用において競合しないように相互に配慮します。

12 児童・生徒保護対策

(1) 東海地震予知情報が発表された場合

市立小・中学校においては、校内災害対策本部を設置し休校措置をとることとし、児童・生徒が登校後の場合は、保護者による引渡し下校とします。

登校途中に防災行政無線等により情報が伝えられた場合は、児童・生徒は自身の安全を確保し、原則として登校した後、保護者による引渡し下校とします。

下校途中の場合は、家までの距離や家人の有無等により、家に帰るか学校に戻るかを判断させます。

校外学習時においては、学校と現地の警戒本部等と連絡を取り合い、即時帰校とするが、交通状況等により帰校が危険と判断される場合は、近隣の学校等安全な場所に避難します。

休日・時間外においては、情報を得た段階で全教職員が参集するものとします。休日・時間外における参集教職員は、再任用職員、臨時的任用職員を含みますが、病弱者、身体不自由者、妊娠中又は育児休業取得中の職員は、原則として除くものとします。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合

市立小・中学校においては、予知情報と同様の対応を行います。

登下校途中・校外学習時についても、予知情報と同様の対応を行います。休日・時間外においては、校長・教頭及び連絡調整員（市教育委員会、地区市民センター等と学校施設の状況等について連絡調整に当たる教職員。原則として、校長及び教頭を除く教職員のうち、居住地から学校までの到着時間が早い順に3人選任する。）が情報を得た段階で参集するものとします。

(3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表された場合

通常データと異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況が発表されます。特別な防災対応はなく、平常時の活動を継続しながら情報収集を行います。

13 医療機関、福祉施設対策

(1) 医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、災害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努めます。

ア 警戒宣言発令時の措置

(ア) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

(イ) 院（所）の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

(ウ) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期します。

(エ) 診察

地域医療の確保を図るため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとし、

(オ) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行います。また、医師を始めとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、人員確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送又は家族等への引渡しを実施します。

イ 救護班の編成

市は、発災後、第3章第3節で定める医療救護活動を実施します。

(2) 社会福祉施設対策

ア 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命、身体の安全確保に万全を期すため、次の措置を講じます。

(ア) 施設設備の点検

(イ) 落下物の防止

(ウ) 飲料水、食料等の確保

(エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

イ 発災後の備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設への移送あるいは家族等への引渡しを実施します。

14 不特定多数が出入りする施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言発令時における、デパート、スーパーマーケット及び小売店等における対応状況は、おおむね次のとおりとします。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるため可能な限り営業の継続に努めます。

また、市は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講ずるよう努めます。

ア デパート（百貨店協会）

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性が確保されている場合には営業を継続できるものとし、

イ スーパーマーケット（チェーンストア協会）

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断します。

なお、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、営業を継続することができるものとし、

ウ 小規模小売店舗（市商店会連合会）

強化地域内で避難対象地区以外に立地し、食料等の生活必需品などを取り扱う小規模小売店舗で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。

(2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入する施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

ア 情報の収集

イ 利用者等への情報伝達

ウ 退避誘導の確保

(ア) 非常出入口、退避方向の指示

(イ) 顧客の整理、誘導

(ウ) 退避場所及び経路の指示

エ 施設の点検

(ア) 火気使用器具の使用停止

(イ) ボイラー等のバルブ閉鎖、燃料停止の確認

(ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認

(エ) 消防用設備等の点検、作動確認

(オ) 受水槽の確認、給水

(カ) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置

(キ) 非常持ち出し品の準備

(ク) その他必要な措置

15 生活関連施設対策

(1) 電話（通信）の確保

東日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通措置、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を講じます。

(2) 電力施設の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、非常災害対策本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を講じます。

(3) ガス施設の確保

厚木ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を講じます。

(4) 上水道施設の確保

ア 上水道

県企業庁は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する供給の確保、継続を図るとともに、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を講じます。

イ 下水道

市は、地震発生に備えて、被害を最小限にするために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

16 金融機関の措置

(1) 民間金融機関に係る措置

県、関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、それぞれ所掌事務に応じて次に掲げる措置を講じるよう指導します。

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所（以下「営業所等」という。）を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む。）の払戻しを除く全ての業務を停止します。普通預金の払戻しについては、来店中の顧客の払戻しが終了次第停止します。ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等（現金自動支払機等を含む。）の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。また、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可能な限り速やかに再開します。

(ウ) 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行います。

(2) 郵便局

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取扱いを停止します。ただし、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行います。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱いを行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を開始します。

17 事業所等の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し、又は軽減するための体制を確立します。

イ テレビ、ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達します。

ウ 地震防災応急計画、消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し、又は軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止します。

(イ) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。

(ウ) 薬品類、危険物などの流出・漏えい防止を行います。

(エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止を行います。

エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。

オ 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。

カ その他必要と思われる措置を講じます。

(2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上で時差退社させます。

この場合、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では、原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

18 救援対策等

(1) 食料

市は、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いもの、調達に時間の掛かるもの等について、事前の調達に努めるとともに、これらの活動を実施するため、「被害想定」や「大災害時に備えた物資の確保・供給の在り方に関する調査」に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

また、警戒宣言発令が発せられた場合、地震災害の発災に備えて備蓄物資等を確認し、及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

(2) 給水

市は、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨を公表した場合には、緊急性の高いもの、調達に時間の掛かるもの等について、事前の調達に努めるとともに、これらの活動を実施するため、「被害想定」や「大災害時に備えた物資の確保・供給の在り方に関する調査」に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

ア 飲料水の事前確保

市は、警戒宣言の発令とともに、防災行政無線及び広報車等によるほか、関係機関の協力を得て、需要家（一般家庭、その他の施設）に対して、飲料水確保のための緊急貯水と呼び掛けます。

イ 給水量の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水の確保のための緊急貯水に相應る体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

市は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、及び自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

(3) 生活必需物資等

市は、警戒宣言が発せられた場合、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定等を締結している関係業者、団体等と連絡を取り、生活物資の調達体制を整えます。また、物資保有数量を把握して物資供給のための要員、運搬手段等を確保します。

(4) 物価高騰の防止等のための要請

市は、警戒宣言が発せられた場合に、食料等の生活必需物資等の売惜しみ、買占め又は物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者に対して必要な要請、指導等を行います。

2-5-(2)-2 厚木市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月24日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、厚木市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2)市の教育委員会の教育長

(3)市長がその部内の職員のうちから指名する職員

(4)市の消防長および消防団長

(5)市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が委嘱する者

(6)市の区域において業務を行う公共的団体の役員または職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長および本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員および本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-5-(2)-3 厚木市地震災害警戒本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、厚木市地震災害警戒本部条例(昭和54年厚木市条例第39号、以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、厚木市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

(本部長付)

第3条 本部に地震災害警戒本部長付け(以下「本部長付け」という。)を置き、教育長をもって充てる。

2 本部長付けは、地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)を補佐し、本部長及び副本部長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(市長が指名又は委嘱する本部員)

第4条 条例第2条第5項第1号に規定する者は、厚木警察署から派遣された警察官とする。

2 条例第2条第5項第3号に規定する職員は、別に定める配備計画によるものとする。

3 条例第2条第5項第5号に規定する者は、別表第1に掲げる者とする。

4 条例第2条第5項第5号に規定する者は、別表第2に掲げる者とする。

(組織及び事務分掌)

第5条 警戒本部に、対策部及び班を置き、各対策部の分担事務については、別に定める配備計画によるものとする。

2 部に部長及び副部長、班に班長を置き、各対策部長等は別に定める配備計画によるものとする。

3 班員は、各部長が定める者とする。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条の規定による警戒宣言が発令されたときは、速やかに地震災害警戒本部を設置する。

2 警戒解除宣言が発令され、警戒解除宣言発令に伴う措置がおおむね完了したと認めるときは警戒本部を廃止する。

3 警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の規定に基づき厚木市災害対策本部が設置されたときは、警戒本部は廃止されたものとし、その業務は、厚木市災害対策本部に引き継ぐものとする。

(本部会議)

第7条 本部長は、警戒宣言発令時の応急対策上の重要な指示又は総合調整を行うため、必要があるときは、警戒本部会議(以下「本部会議」という。)を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付け及び地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)をもって構成する。

3 本部員は、本部会議に出席困難なときは、代理者の出席又は連絡者の派遣に努めるものとする。

(配備体制等)

第8条 本部長は、警戒宣言が発令されたときは、総力を挙げて災害警戒活動を実施する配備体制(市職員全員体制)を整えるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第3項関係）

- (1) 神奈川県企業庁厚木水道営業所長
- (2) 厚木市消防団長
- (3) 東日本電信電話株式会社神奈川支店設備部災害対策室長
- (4) 東京電力株式会社平塚支社長
- (5) 厚木瓦斯株式会社社長
- (6) 小田急電鉄株式会社本厚木駅長
- (7) 神奈川中央交通株式会社厚木営業所長
- (8) 厚木医師会会長

別表第2（第4条第4項関係）

- (1) 厚木商工会議所役員
- (2) 厚木市農業協同組合役員
- (3) 社団法人厚木市建設業協会役員

2-5-(2)-4 東海地震に関する知事の談話

(1) 東海地震注意情報発表時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。
ただいま、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報ですが、すぐにこの地震が発生することを意味するものではありません。
今後の観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発表されることとなります。
従って、県民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。
「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害をできる限り小さく抑える措置や、応急対策活動の準備を始めています。
そこで、私から皆さんに、是非お願いしたいことがあります。
一つ目は、市町村やテレビ・ラジオなどの公共機関を通じて、正確な情報を把握してください。
特に、今後の状況の変化や、国、県、市町村からのお知らせやお願いに、十分注意を払ってください。
二つ目は、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えてください。
三つ目は、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定の確認など、地震への備えを始めていただくとともに、津波警報の発表にも注意してください。

(2) 警戒宣言発令時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は県知事の黒岩です。
先程、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
現在、県や市町村では、警戒本部を置いて交通規制や広報活動を開始しました。県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。
そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。
第一は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。デマや流言に惑わされないでください。
第二は、地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害です。海岸のそばには近づかないようにしていただくとともに、火の取扱いには十分に気をつけてください。
第三は、まず水を貯えてください。次にラジオ、懐中電灯、当座の食糧や医薬品などの非常持出し品を確かめておいてください。
そして、身のまわりの安全を確かめてください。
繰り返し申し上げます。
私は県知事の黒岩です。
先程、東海地震の警戒宣言が発令されました。
これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。
県民の皆さんお一人おひとり冷静な行動をお願いいたします。

2-5-(2)-5 警戒宣言（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が發見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が發生する恐れがあるとの報告を受けました。この地震が發生すると、東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予測されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸では、大津波の恐れがあります。強化地域内の公的機関は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。強化地域内の居住者、滞在者は、警戒体制を取り、防災関係機関の指示に従って、落ち着いて行動してください。


なお、強化地域への旅行や電話は差し控えてください。詳しい地震予知情報は気象庁長官に説明させますから、ラジオ、テレビに注意してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2-5-(2)-6 警戒宣言発令広報文

(最初に警戒宣言を知らせるサイレンを吹鳴します。)

警 鐘	サイレン
(5 点) ○○○○○ ○○○○	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続をします。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用します。	

こちらは厚木市役所です。ただいま、内閣総理大臣から「地震の警戒宣言」が発令されました(2回)。
テレビやラジオのスイッチを入れて、正しい情報のもとに、落ち着いて行動してください。火の元に注意して、地震の発生に備えてください(3回)。
こちらは、防災厚木です。

3-2-(1)-1 宮ヶ瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長(以下「甲」という。)と、厚木市長(以下「乙」という。)は、乙が厚木市域における中津川周辺の住民等に対して、甲所管の放流警報設備及び河川情報表示設備等河川管理施設(以下「警報設備等」という。)により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民等に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が乙から要請を受け警報設備等を利用して実施するものである。

(伝達する情報の内容)

第2条 甲が乙に代わって住民等に伝達する内容は、厚木市域の中津川において乙が自ら発する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難情報等とする。

(費用負担)

第3条 費用負担については、原則として洪水時に乙が行う住民等への災害情報等の伝達を、甲が支援することに鑑み、伝達に係わる費用は、甲の負担とする。

(伝達方法)

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

(2) 甲が設置しているダム情報表示設備を用いた電光表示情報

2 前項の設備において伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

(警報設備の配置)

第5条 警報設備等の配置は別図-1 のとおりとし、所在は別表-1 に示すとおりとする。

(警報設備利用の制限)

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として中津川が洪水時の場合以外には、警報設備等を使用できない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改築及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

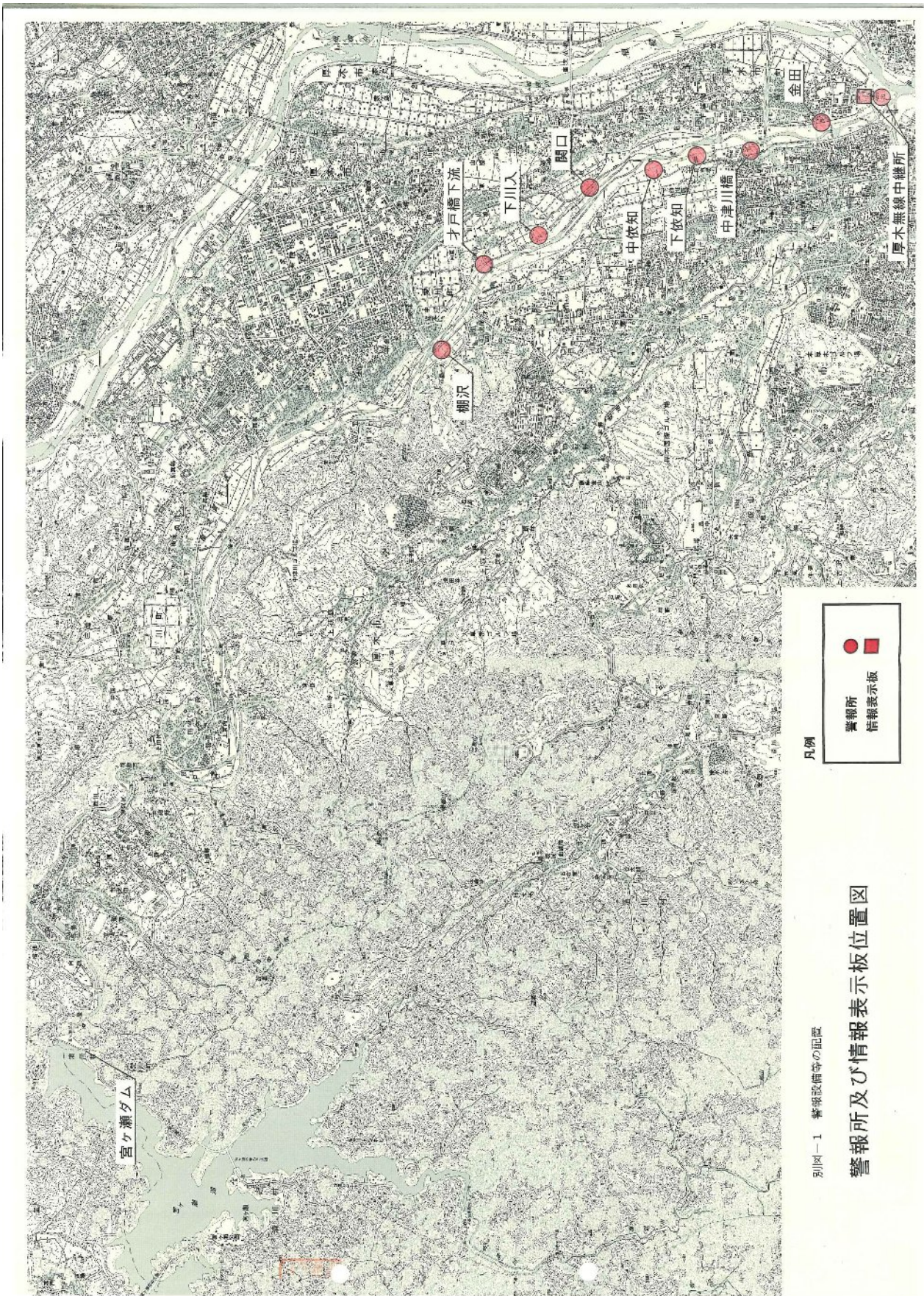
この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年6月1日

甲 国土交通省関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長

乙 厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 巖 雄

別図-1 警報所及び情報表示板位置図



別表－1 警報所等所在地

警報所等の名称	警報所の所在
棚 沢 警報所	神奈川県厚木市棚沢地先
才戸橋下流 〃	神奈川県厚木市下川入地先
下 川 入 〃	神奈川県厚木市下川入 1 2 8 5 - 1
関 口 〃	神奈川県厚木市関口 1 2 6 3
中 依 知 〃	神奈川県厚木市三田 2 0 0 2 - 4
下 依 知 〃	神奈川県厚木市三田 1 9 5 3
中 津 川 橋 〃	神奈川県厚木市妻田北 2 丁目地先
金 田 〃	神奈川県厚木市金田 8 4 5 - 2
厚木無線中継所	神奈川県厚木市金田字下河内 9 4 7 番 1
厚木無線中継所ダム情報表示板	神奈川県厚木市金田字下河内 9 4 7 番 1

3-2-(2)-1 地域気象観測所一覧

令和3年4月1日現在（横浜地方気象台）

観測所名	種類	所在地	標高
相模湖	雨	相模原市緑区与瀬	188m
相模原中央	雨	相模原市中央区中央	149m
日吉	雨	横浜市港北区日吉	57m
丹沢湖	雨	足柄上郡山北町神尾田	330m
海老名	四	海老名市中新田	18m
横浜	官	横浜市中区山手町 横浜地方気象台	39m
平塚	雨	平塚市公所	20m
辻堂	四	藤沢市辻堂西海岸	5m
箱根	雨	足柄下郡箱根町芦ノ湯	855m
小田原	四	小田原市扇町	14m
三浦	四	三浦市初声町下宮田	42m

種類と観測種目

官 (◎) : 降水量、気温、風向、風速、日照時間、積雪の深さ

四 (○) : 降水量、気温、風向、風速、日照時間

雨 (△) : 降水量



図 観測所配置図

3-2-(2)-2 主な気象等観測地点の一覧

種類	主管	名称	所在地	付近の施設等	河川名	備考
風向、風速、雨量、気温	厚木市	厚木市本庁舎	中町3-17-17	厚木市本庁舎	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	北消防署	下荻野135-1	北消防署	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	玉川分署	七沢751-1	玉川分署	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	相川分署	下津古久602-1	相川分署	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	依知分署	関口869-1	依知分署	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	玉川中学校	小野301-10	玉川中学校	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	上依知小学校	上依知1657	上依知小学校	-	テレメータ
風向、風速、雨量、気温	厚木市	小鮎小学校	飯山南4-9-1	小鮎小学校	-	テレメータ
雨量観測所	県土整備局	厚木土木	田村町	厚木南合同庁舎	相模川	テレメータ
雨量観測所	県土整備局	七沢	七沢	神奈川県総合リハビリテーションセンター	玉川	テレメータ
雨量観測所	企業庁	荻野	中荻野	中津川カントリークラブ	中津川	テレメータ
雨量観測所	企業庁	小鮎	妻田南	-	玉川	テレメータ
水位観測所	国土交通省	才戸橋	三田	才戸橋下流(右岸)	中津川	テレメータ
水位観測所	国土交通省	相模大橋	海老名市河原口	相模大橋右岸	相模川	テレメータ
水位観測所	県土整備局	玉川橋	小野	玉川橋下流3m	玉川	テレメータ
水位観測所	県土整備局	森の里	森の里	-	細田川	テレメータ
水位観測所	県土整備局	千頭橋	飯山	千頭橋下流4m	小鮎川	テレメータ
水位観測所	県土整備局	荻野橋	及川	荻野橋	荻野川	テレメータ
水位観測所	企業庁	相川	戸田	-	玉川	テレメータ
水位観測所	企業庁	小鮎	妻田南	堺橋下流12m	小鮎川	テレメータ
水位観測所	企業庁	上依知	上依知	新昭和橋上流30m	相模川	テレメータ
水位観測所	県土整備局	小野橋	小野	-	玉川	量水標
水位観測所	県土整備局	境橋	妻田南1丁目	-	小鮎川	量水標
水位観測所	県土整備局	白根橋	妻田西3丁目	-	荻野川	量水標

参考資料

- ・国土交通省 【川の防災情報】 <http://www.river.go.jp/>
- ・令和4年度 神奈川県水防計画

3-2-(2)-3 水防・資材倉庫設置場所一覧

令和4年4月1日

	No.	名称	所在地	建築面積	設置年月	構造
水防倉庫	1	厚木水防倉庫	旭町2-4-18	29.60㎡	平成29年3月	鉄筋コンクリート
	2	依知水防倉庫	中依知661-6	26.50㎡	平成2年3月	木造カラー石綿葺
	3	林水防倉庫	林3-1567先	33.12㎡	昭和54年4月	木造亜鉛葺
	4	睦合水防倉庫	三田2727-2	29.40㎡	平成21年12月	鉄骨造ガルバリウム鋼板葺
	5	荻野水防倉庫	上荻野1203-2	41.10㎡	令和2年3月	鉄骨造
	6	小鮎水防倉庫	飯山1433-1	33.12㎡	昭和57年3月	木造亜鉛葺
	7	玉川水防倉庫	小野2161	39.74㎡	昭和60年3月	木造カラー鉄板瓦棒葺
	8	南毛利水防倉庫	温水612	31.05㎡	昭和63年3月	鉄骨造
	9	相川水防倉庫	戸田366-3	45.54㎡	昭和63年1月	鉄骨造
資材倉庫	1	関口資材倉庫	関口31	100.00㎡	平成16年3月	鉄骨造カラー鉄板
	2	毛利台資材倉庫	毛利台1-28-8	31.10㎡	昭和62年12月	鉄骨造炭酸マグネシウム板

3-2-(2)-4 水防資機材備蓄品一覧

令和4年4月1日現在

番号	品名	単位	合計	厚木 水防倉庫	林 水防倉庫	南毛利 水防倉庫	相川 水防倉庫	玉川 水防倉庫	荻野 水防倉庫	依知 水防倉庫	小結 水防倉庫	陸合 水防倉庫	清川分署
1	土のう	枚	35,870	3,800	10,400	400	7,500	1,000	2,000	4,100	5,470	700	500
2	カマス	枚	1,120	0	0	0	20	400	0	0	700	0	0
3	なわ	巻	100	10	18	13	9	10	11	9	8	12	0
4	くい	本	1,565	260	100	84	186	300	35	160	160	240	40
5	鉄くい	本	6,625	0	740	900	900	490	1,000	1,115	740	740	0
6	丸太	本	482	74	120	15	48	45	0	100	45	35	0
7	鉄線	巻	103	10	10	10	17	13	9	8	10	15	1
8	空俵	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	じやかご	本	141	0	100	2	5	5	4	13	6	6	0
10	ロープ	本	17	0	1	0	2	0	4	1	6	3	0
11	スコップ	本	173	19	16	25	18	15	21	15	15	23	6
12	ジョレン	本	43	5	3	5	6	4	5	5	5	5	0
13	かけや	本	58	10	7	6	7	5	6	6	5	5	1
14	ハンマー大	本	50	6	8	5	5	3	5	5	7	5	1
15	ハンマー小	本	54	12	6	5	6	6	5	4	5	5	0
16	おの	挺	52	7	5	5	6	6	6	5	6	6	0
17	つるはし	本	60	9	5	5	6	7	7	6	8	7	0
18	シノ	本	79	2	10	7	7	12	6	17	6	6	6
19	のこぎり	本	68	9	8	7	8	6	7	11	5	7	0
20	ペンチ	本	82	18	12	5	10	5	9	10	7	6	0
21	なた	丁	63	14	7	5	6	5	5	6	9	6	0
22	かま	丁	61	8	5	18	10	5	0	5	5	5	0
23	唐くわ	丁	18	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
24	番線カッター	本	39	5	7	3	3	2	6	4	6	3	0
25	もっこ	組	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	一輪車	台	27	3	3	4	3	3	0	3	5	3	0
27	空気入れ	本	14	1	1	2	1	2	1	1	2	2	1
28	越水止シート	枚	20	0	2	0	0	9	0	6	2	1	0
29	ブルーシート	枚	102	5	23	12	8	0	7	12	12	12	11
30	ソフトロープ	巻	41	4	9	1	4	0	9	4	8	2	0
31	水中ポンプ	組	17	1	3	2	2	2	1	2	2	2	0
32	ノーリツ番線	本	5,090	600	800	400	200	970	520	400	600	600	0
33	非常線ロープ	巻	27	5	3	4	1	0	4	5	3	2	0
34	砂入土のう	袋	2,264	149	600	230	250	150	150	297	290	148	0

備考 玉川水防倉庫には、山林災害用資材として（鉄パイプ：65ミリ37本）、（木ぐい：130本）、（ブルーシート（30枚）備蓄する。

消防署所属所有分

品名	単位	合計	厚木署	南毛利	相川	玉川分署	北署	依知分署	小結分署	陸合分署	清川分署
水中ポンプ	組	11	2	1	1	1	1	1	1	1	2
砂入り土のう	袋	1,409	149	126	100	200	230	151	235	150	68

3-2-(2)-5 神奈川県重要水防区域（厚木市内）

河川名	番号	重要度		右岸 左岸	地先名 (厚木市)	延長 (m)	重要な理由
		種別	階級				
玉川	1	堤防高	B	右	酒井	540	流下能力不足
	2	堤防高 堤防強度	B	左	酒井	420	流下能力不足 護岸老朽
	3	堤防強度	B	右	愛甲～船子	266	護岸老朽
	4	堤防強度	B	左	愛甲～船子	463	護岸老朽
	5	工作物	A	左右	愛甲～船子	1箇所	川久保橋
	6	堤防強度	B	右	愛甲～船子	70	護岸老朽
	7	堤防高 堤防強度 工作物	B	右	小野	1,100 (1箇所)	流下能力不足 護岸老朽 宮前橋
	8	堤防高 堤防強度	B	左	小野	1,100	流下能力不足 護岸老朽
	9	堤防強度	B	右	小野	1,200	護岸老朽
	10	堤防強度	B	左	小野	1,200	流下能力不足 護岸老朽
	11	堤防強度	B	左	長谷	550	すべり発生のおそれ
計					6,909 1箇所	A：1箇所 B：6,909m	

小鮎川	1	堤防強度 水衝・洗掘	B	右	厚木	250	流下能力不足 護岸老朽
	2	堤防強度 漏水	B	左	妻田南1丁目～ 妻田	1,000	護岸老朽 漏水発生の恐れ
	3	破堤跡	要注意	左	及川	100	洗掘実績
	4	堤防高 工作物	B	右	及川～飯山	1,170 (1箇所)	流下能力不足 小鮎橋他1橋
	5	堤防高	B	左	及川～飯山	1,140	流下能力不足
	6	漏水	B	右	飯山	275	漏水発生の恐れ
	7	堤防強度	B	左	飯山	150	護岸老朽
	8	堤防高	B	右	飯山	820	流下能力不足
	9	堤防強度	B	左	飯山	100	護岸未施工
	10	堤防高 工作物	B	左	飯山	920 (1箇所)	流下能力不足 栗矢橋
計					5,925	B：5,825m 要注意：100m	

荻野川	1	堤防断面	B	右	及川	210	断面不足
	2	堤防強度	B	右	下荻野	1,160	護岸老朽
	3	堤防強度 漏水	B	左	下荻野	1,160	護岸老朽 漏水発生の恐れ
	4	堤防高	B	右	中荻野	210	流下能力不足
	5	堤防高	B	左	中荻野	210	流下能力不足
	6	堤防強度	B	右	上荻野	740	護岸老朽
	7	堤防強度 工作物	B	左	上荻野	740 (1箇所)	護岸老朽 下清田谷橋
	8	堤防強度	B	右	上荻野	780	護岸老朽
	9	堤防強度	B	左	上荻野	780	護岸老朽
計					5,990	B：5,990m	

(令和4年度神奈川県水防計画より)

3-2-(3)-1 厚木市火災警報規則

昭和53年3月31日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報(以下「火災警報」という。)の発令および解除について、必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令等)

第2条 火災警報は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令し、該当しなくなった場合に解除する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象状況により発令しないことができる。

(1) 実効湿度が60パーセント以下であって最小湿度が35パーセントを下り、最大風速7メートルを超える見込みのとき。

(2) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。

(平19規則42・一部改正)

(火災警報の信号)

第3条 火災警報の発令および解除の信号は、別表により消防本部、消防署(分署を含む。)、消防団器具置場その他消防長が指定する場所において行うものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

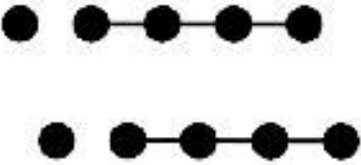
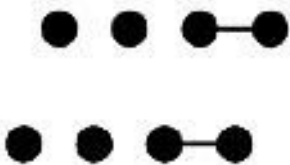


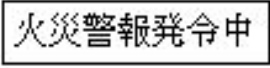

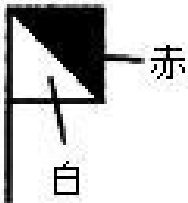
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第42号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	火災警報発令信号		火災警報解除信号
打鐘信号			
余いん防止付サイレン信号	<p data-bbox="608 506 751 551">約30秒</p>  <p data-bbox="703 685 826 730">約6秒</p>		<p data-bbox="1059 506 1342 551">約10秒 約1分</p>  <p data-bbox="1129 685 1252 730">約3秒</p>
その他の信号	掲示板		
	<p data-bbox="485 875 884 943">赤地に白字 形状および大きさは、適宜とする。</p>		
	吹流し		
旗			
<p data-bbox="178 1458 236 1491">備考</p> <ol data-bbox="213 1496 1011 1568" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="213 1496 1011 1529">1 信号は、それぞれの1種または2種以上を併用することができる。 <li data-bbox="213 1534 603 1568">2 信号継続時間は、適宜とする。 			

3-2-(3)-2 県知事が水防警報を行う河川（厚木市内）

河川名	区域	
	自	至
相模川	市内全区間	
玉川	左岸：七沢174番地先 右岸：七沢161番地先 (七沢川・日向川合流点) から	相模川合流点まで
細田川	左岸：小野字若宮1414番地先 右岸：小野字若宮1415番地先から	玉川合流点まで
小鮎川	市内全区間	
荻野川	左岸：上荻野3317番地先 右岸：上荻野3375番地先 (設置した標柱) から	小鮎川合流点まで
中津川	市内全区間	

(令和4年度神奈川県水防計画より)

3-2-(3)-3 一般資産水害調査準備表（風水害時）

名称 屋号 アパート名 商店名 工場名 事業所名 学校名 など	被害家屋の使用												産業区分			
	被害家屋棟数						居住世帯数							土砂被害		
	被害家屋棟数		被害家屋棟数		被害家屋棟数		居住世帯数		居住世帯数		居住世帯数					
	床下浸水	1～49cm	50～99cm	1m以上	半壊	全壊・流出	床下浸水	1～49cm	50～99cm	1m以上	半壊	全壊・流出	農家・漁家活動	事業所活動	産業区分	
													農家・漁家戸数	従業者数		
															土砂被害	イ. 鉱業 ロ. 建設業 ハ. 製造業 ニ. 卸・小売業 ホ. 運輸・通信業 ヘ. 電気・ガス業 ト. サービス・その他

(注)

1 「名称」欄

建物の使用主の氏名等を次により記入する。ただし、一般の住家、農家、漁家については、氏名を省略することができる。

(イ) アパート、マンション等のように1棟の家屋に数世帯が居住している場合。(アパート名・マンション名、ビル名等)

(ロ) 一般の商店、理髪店、クリーニング店、医院等々。(〇〇店、〇〇屋、〇〇医院といった屋号等【屋号がない場合は、世帯主の氏名】)

(ハ) (ロ) 以外の事業所建物

(工場・病院の名称、事業所の名称、病院の名称、学校の名称等【自営業等で特に名称のない場合には世帯主、営業主の氏名】)

2 床下浸水と床上浸水との基準

(1) 「被害家屋棟数」欄の場合：住家の場合には、畳面を基準とする。非住家の場合にも住家にも住家基準に準じて扱う(すなわち、仮に住家であったと仮定して畳面を想定し、その畳面を基準とする。)

(2) 「被害家屋の使用」欄の場合：農具、漁具、農収獲物・漁獲物、商品、工場機械・器具、原材料、半製品、生産品等が置かれている土間・板間コンクリート間の面を基準とする。(「被害家屋棟数」欄と「被害家屋の使用」欄とは、基準が異なることに注意する。)

3 「居住世帯数」欄

被害家屋が居住に使用されている場合(農・漁業活動との併用の場合、多くの商店・クリーニング業・理髪業等々のように事業所活動との併用の場合を含む。)には、居住世帯数を記入する。

4 「被害家屋の使用」欄

被害家屋が農家・漁家活動又は事業所活動に用いられている場合(居住との併用の場合を含む。)には、農家・漁家戸数又は従業者数産業界区分を記入

(裏)

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中学校児童、生徒の有無についてはもれなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全焼、全壊、流失とは、延床面積の70%以上が焼失、損壊、流失したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 半焼、半壊とは、延床面積の20%以上70%未満が、焼失、損壊したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。但し、修理しても住宅として使用不能のものは全焼、全壊、流失に含めること。
 - ハ 床上浸水とは、住家が床上浸水、土砂の推積等により一時的に居住できなくなったもの。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に〇印を付すこと。
- 4 重・軽傷の区分は下記による。
 - イ 重傷とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。又は担送、入院を要するもの。
 - ロ 軽傷とは1ヶ月未満で治癒できる見込みのもの。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。

3-2-(3)-4 住家・非住家等被害調査表（風水害時）

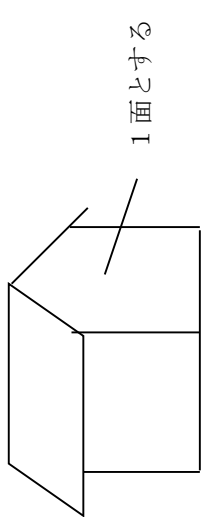
No.

地区

調査員氏名

整理番号	世帯主名	住所	区分	人的被害	世帯構成			住宅被害										非住家被害							
					計	男	女	倒壊流出	床上浸水	床下浸水	屋根	外壁	その他	瓦	野	天	3/4	1/2	1/4	一部	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部被害
			持・借(下欄) 所有者氏名 住所	無・有				無・有 (床上米糶)	無・有	無・流 倒・流 全部 3/4 1/2	屋根	全部	瓦	野	天	3/4	1/2	1/4	一部						千円
			持・借(下欄) 所有者氏名 住所	無・有				無・有 (床上米糶)	無・有	無・流 倒・流 全部 3/4 1/2	屋根	全部	瓦	野	天	3/4	1/2	1/4	一部						千円
			持・借(下欄) 所有者氏名 住所	無・有				無・有 (床上米糶)	無・有	無・流 倒・流 全部 3/4 1/2	屋根	全部	瓦	野	天	3/4	1/2	1/4	一部						千円
			持・借(下欄) 所有者氏名 住所	無・有				無・有 (床上米糶)	無・有	無・流 倒・流 全部 3/4 1/2	屋根	全部	瓦	野	天	3/4	1/2	1/4	一部						千円

第1号様式の記入要領

- 1 整理番号欄
一連番号で記入する。ただし、1世帯で住家が2以上あり場合は、その棟ごとに記入し、世帯ごとに一連番号を付する。
 - 2 世帯主名
住民票の筆頭者をできるだけ記入する。
 - 3 区分
持家、借家のいずれかに○印をもって記入する。借家である場合、所有者の住所、氏名を記入する。
 - 4 人的被害
有、無のいずれかに○印をもって記入する。
 - 5 世帯構成
同居している者を全て記入する。
 - 6 床上浸水
有、無のいずれかに○印をもって記入する。
 - 7 倒壊、流出
有の場合は、床上から何メートル何センチ（10センチ単位）と浸水の状況を記入するとともに2-23「被災者調査票」を作成する。
 - 8 屋根外壁の被害
倒壊は、その1棟の延面積に対する損壊程度により、全部、3/4、1/2、1/4に区分判定等を2-23「被災者調査票」に記入する。
倒壊、流出はしないが、屋根、壁が損壊している場合、その被害を記入する。
 - 瓦・・・・・・・・・・
瓦とは、屋根に使用する瓦、ストレート金属板等を含むものである。この瓦のみがはく離、損壊した場合は、○印をもって記入する。
 - 野・・・・・・・・・・
野とは、野地板を示すものである。この野地板、瓦がはく離し、破損した場合、○印をもって記入する。
 - 天・・・・・・・・・・
天とは、屋根の天井を示すものである。この天井と野地板、瓦がはく離し、破損し、いわゆる青空天井になった場合、○印をもって記入する。
 - 全部、3/4、1/2、1/4、一部
はく離、破損の程度を2-23「被災者調査票」に記入する。
 - 外壁・・・・・・・・・・
窓ガラスおよび玄関の格子戸は除き、ベニヤ板、羽目板、漆喰塗、真壁等を示す。
- 

1面とする
- 9 その他
上記8以外の被害があった場合記入する。
例・・・テラス
別にこの欄は、床上浸水その他の欄の説明欄に使用してさしつかえない。
記載例
床上浸水 家具の8割が浸水し汚損した。
屋根一部 屋根瓦10枚破損
雨樋 北側約10メートル破損
窓 窓ガラス10枚破損、雨戸2枚破損
(不動産の鑑定評価基準の設定に関する答申の観察減価による方法)
破損した資産が破損される価値になる修理費
(対象資産について、全体又は構成部分別に減価相当額を直接観察して求めるものである。)
 - 10 被害想定額
 - 11 非住家被害
全 壊
半 壊

3-11-(1)-1 核燃料物質輸送情報に関する協定書

神奈川県知事(以下、「甲」という。)と厚木市長(以下、「乙」という。)は厚木市内を通過する核燃料物質の輸送に関して、事前に情報を入手したときの情報(以下、「事前情報」という。)の提供に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が事前情報を入手したときは、乙に対してこれを提供し、核燃料物質の輸送中に発生する事故に備え、住民の安全対策に資することを目的とする。

(事前情報)

第2条 甲が乙に提供する事前情報は、甲が神奈川県内の原子力事業者と締結した協定に基づき事前に入手した核燃料物質の輸送情報のうち輸送日時と輸送経路とする。

(事前情報の提供窓口及び連絡先)

第3条 甲が乙に事前情報の提供を行うときは、神奈川県防災局災害対策課長又はその指名する者(以下、「甲の窓口」という。)が行う。

2 事前情報の受領は、厚木市消防本部警防課長又はその指名する者(以下、「乙の窓口」という。)が行う。

3 乙の窓口は、事前情報を受領したときは速やかに厚木市消防長に対し、口頭にて通報する。

(情報の管理)

第4条 甲の窓口から乙の窓口への事前情報の提供は、電話で行うものとする。

2 乙は、乙の窓口及び厚木市消防長以外に事前情報の受領を代行する者又は事前情報を扱える者をあらかじめ定め、甲に届け出るものとする。

3 乙の窓口及び厚木市消防長並びに前項に定める職員は、事前情報の管理には厳重な注意を払い、これら職員以外には漏出してはならない。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

(効力)

第6条 この協定は平成14年7月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するために、この協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成14年6月28日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 岡崎 洋

乙 厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 山口 巖雄

厚木市地域防災計画

令和5年3月発行

発行 厚木市防災会議

編集 厚木市市長室危機管理課

〒243-8511

厚木市中町三丁目 17 番 17 号

電話 046-225-2190